

令和 8 年度 施策評価結果

(令和 7 年度決算)

尼 崎 市

令和 8 年 (2026 年) 8 月

— 目次 —

1 施策評価とは	6
(1) 施策評価の目的	6
(2) 評価手法	6
2 総合指標による評価	9
(1) ファミリー世帯の転出超過数	10
(2) 市民参画指数	12
(3) 「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合	14
3 主要取組項目の評価	15
(1) 子ども・教育	16
(2) 生きがい・ささえあい	18
(3) 脱炭素・経済活性	20
(4) 魅力 向上・発信	22
4 総合評価	24
5 施策別の評価	27
施策評価表の見方	28
施策01【地域コミュニティ・学び】	30
施策02【人権尊重・多文化共生】	38
施策03【学校教育】	46
施策04【子ども・子育て支援】	54
施策05【地域福祉】	62
施策06【障害者支援】	66
施策07【高齢者支援】	72
施策08【健康支援】	76
施策09【生活安全】	82
施策10【消防・防災】	88
施策11【地域経済・雇用就労】	92
施策12【環境保全・創造】	100
施策13【都市機能・住環境】	106

6 行政運営の評価	112
行政運営評価表の見方	113
行政運営 1 【協働】	
ともにまちづくりを進めるために	114
行政運営 2 【人材育成・組織体制】	
行政運営の実効力を高めていくために	116
行政運営 3 【行財政】	
市民生活を支え続けるために	118

《参考資料》

施策別の重要度・満足度に関する市民意識調査結果	122
市外地域推奨意欲とあまらぶ指数	124
市民参画指数・あまらぶ指数の考え方	125
施策別事務事業一覧表	127
施策別事務事業一覧表の見方	128
施策 0 1 【地域コミュニティ・学び】	130
施策 0 2 【人権尊重・多文化共生】	134
施策 0 3 【学校教育】	136
施策 0 4 【子ども・子育て支援】	140
施策 0 5 【地域福祉】	146
施策 0 6 【障害者支援】	148
施策 0 7 【高齢者支援】	150
施策 0 8 【健康支援】	154
施策 0 9 【生活安全】	158
施策 1 0 【消防・防災】	160
施策 1 1 【地域経済・雇用就労】	162
施策 1 2 【環境保全・創造】	164
施策 1 3 【都市機能・住環境】	166
行政運営等	170

1 施策評価とは

(1) 施策評価の目的

① PDCAサイクルを通じた総合計画の着実な推進

本市のまちづくりの長期的な指針である総合計画で定める「ありたいまち」の実現に向けた取組について、毎年度振り返り、施策の成果や課題・今後の取組方針などの評価を行います。施策別の評価結果に加え、総合的な評価などを公表し、市議会の決算審議において意見(提言)をいただいています。

こうした取組により、施策評価の結果を起点として次年度の予算編成につなげ、新たな事務事業を推進していくことで、PDCAサイクルを通じた総合計画の着実な取組を推進します。

② 施策間連携の確認及び効果的・効率的なまちづくりの推進

関連する施策間の連携を意識して取組状況进行评估し、今後の取組方針を確認するとともに、施策目標の実現に向けて、事務事業が効果的・効率的に実施されているか重複度合いや優先度を踏まえ評価することで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを促進します。

③ 市民の市政参画の推進

まちづくりの進捗を測る目標を数値で示すとともに、現在の取組や課題、今後の取組方針などを分かりやすく公表し、市民の皆様と共有することで、市政に参画しやすい環境を整備します。

④ 職員の政策立案能力の向上

本市の置かれた状況を認識し、施策評価を通じて、目標や抱える課題を市長から担当者までが共有することで、職員一人ひとりが目指すべき方向性を意識し、事務事業の改善や新規政策の立案につなげます。

(2) 評価手法

① 施策別の評価

第6次総合計画前期まちづくり基本計画(以下、「前期計画」)に掲げる13施策を構成する41展開方向ごとに、市民意識調査結果、目標指標の進捗状況等を踏まえて評価します。

評価方法	内 容
市民意識調査	市内在住の満15歳以上の市民から無作為で3,000人を抽出し、郵送により市民意識調査を実施 <結果の活用> ア.各施策の目標指標の数値の把握 イ.施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」として点数化
担当局評価（一次評価）	市民意識調査結果や目標指標の進捗状況、分野別計画を所掌する審議会等の評価などを踏まえた、施策の主たる担当局による評価
市長評価（評価結果）	施策の主たる担当局による評価を受けての市長による評価

② 行政運営の評価

職員の人材育成、公共施設の再配置、行財政運営などといった、「施策」に分類されない「行政運営」について、目標指標の進捗状況や分野別計画等で示す中長期的な目標に対する取組状況を踏まえて、担当局評価及び市長評価を一体的に行います。

③ 主要取組項目の評価

社会潮流や本市の状況を踏まえるなかで、優先的かつ集中的に取り組む4つの項目を「主要取組項目」として設定しています。

「主要取組項目」を推進していくにあたっては、目指す方向性に沿って関連する施策の連携を図っていくことが不可欠です。前期計画においては、その施策間連携のイメージを「歯車」で表現しており、施策間の連携を意識して行った各施策における評価結果や指標の推移を踏まえて、「主要取組項目」ごとの評価を行います。

なお、主要取組項目の評価は、総合計画のアクションプランである尼崎版総合戦略の評価を兼ねています。

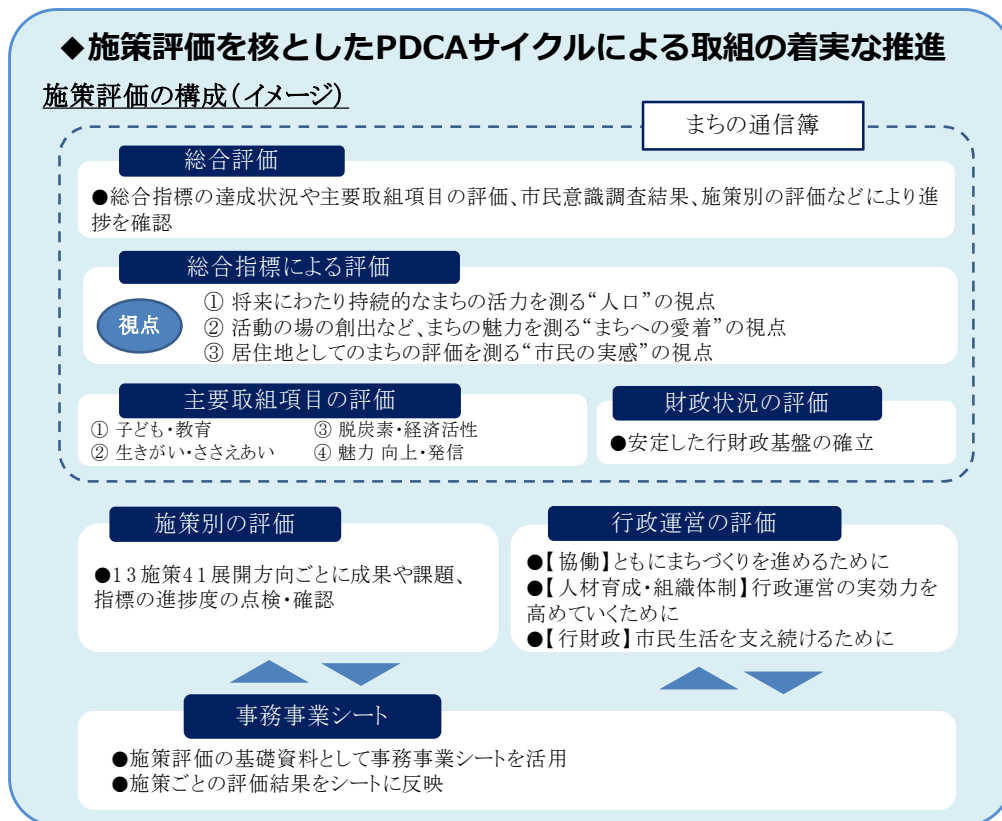
④ 総合指標による評価

前期計画においては、「ありたいまち」の実現に向け、まちづくりを進めるに当たり、その目標や方向性を明確化する観点から、主要取組項目や施策ごとに指標を設定することに加え、前期計画全体の進捗を総合的に測る3つの「まちづくりの総合指標」を設定し評価を行います。

⑤ 総合評価

総合指標による評価、主要取組項目の評価に加え、施策別や行政運営の評価を踏まえ、総合的な評価を行います。

【施策評価の構成（イメージ）】



【施策評価におけるPDCAサイクルの考え方】



2 総合指標による評価

総合計画で定める「ありたいまち」の実現に向け、まちづくりを進めるに当たり、その目標や方向性を明確化する観点から、前期計画全体の進捗を総合的に測る「まちづくりの総合指標」を次の3つの視点で設定し、評価を行います。

視点1 将来にわたり持続的なまちの活力を測る“人口”の視点

【指標 ファミリー世帯の転出超過数】

本市では、子育て中のファミリー世帯の転出超過が課題となっています。そのなかでも、特に大幅な転出超過になっている5歳未満の子どもがいるファミリー世帯の転出超過数を抑制することを総合指標の1つとして設定しています。

視点2 活動の場の創出など、まちの魅力を測る“まちへの愛着”の視点

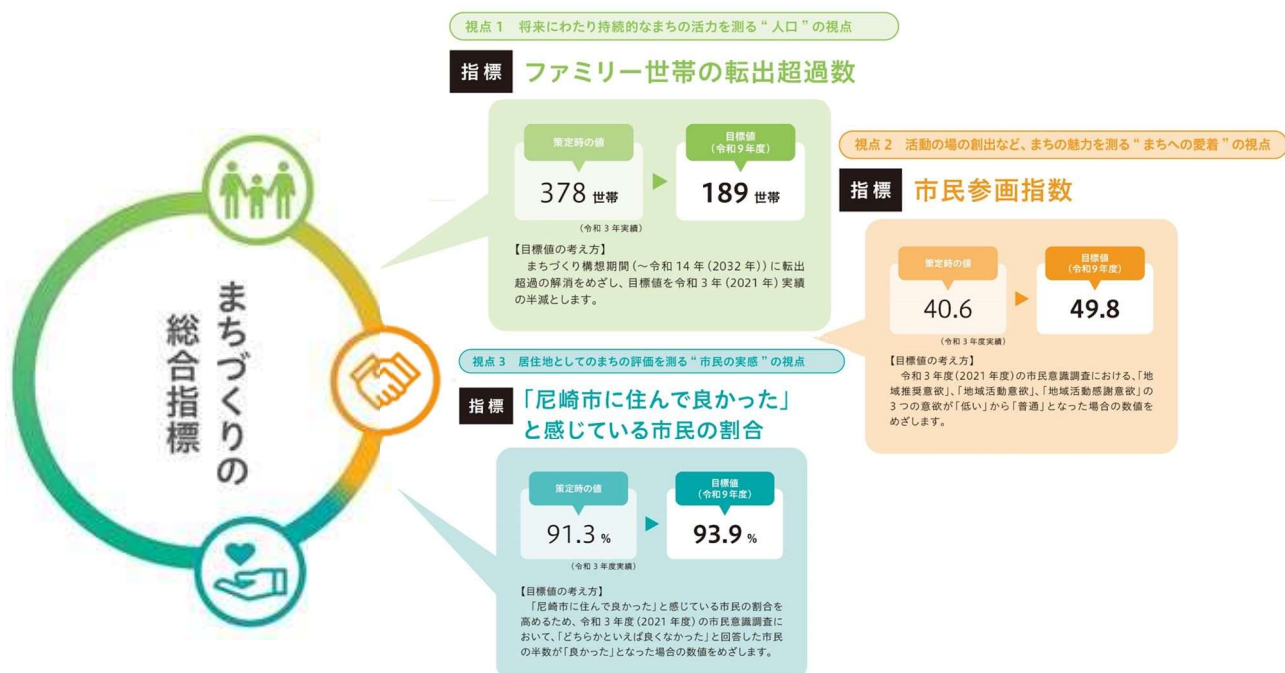
【指標 市民参画指数】

まちの課題を解決し、魅力を高めるためには、まちに愛着を持ち、まちづくりに参画する人を増やすことが大切です。そこで、「地域推奨意欲」、「地域活動意欲」、「地域活動感謝意欲」という3つの意欲を組み合わせた市民参画指数を総合指標の1つとして設定しています。

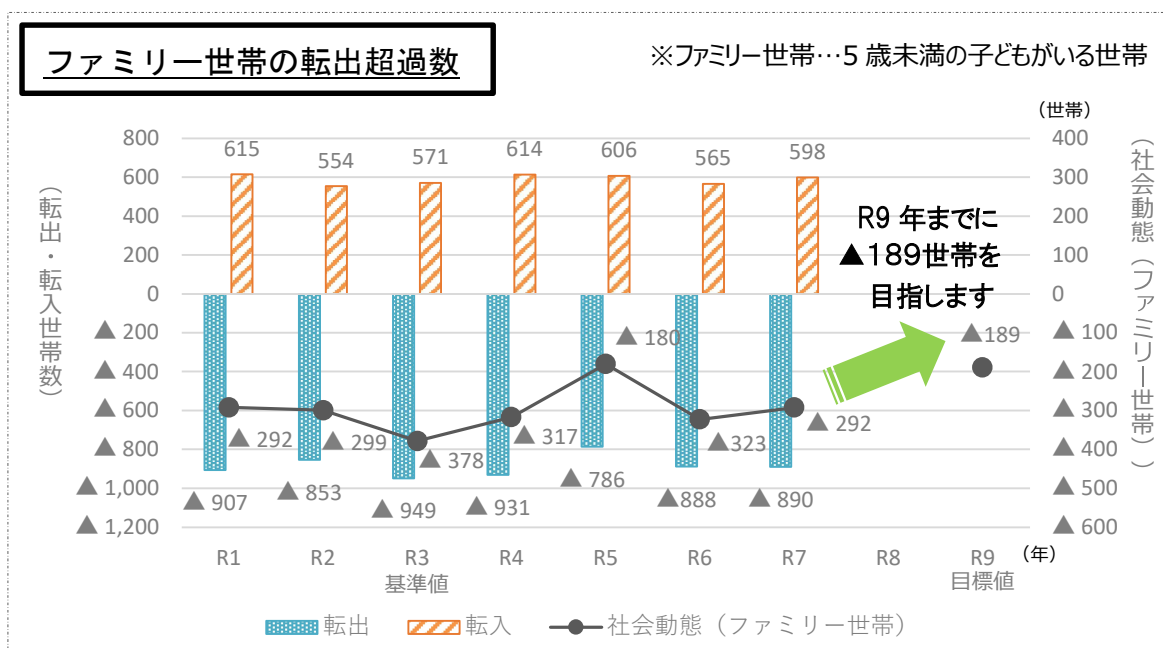
視点3 居住地としてのまちの評価を測る“市民の実感”の視点

【指標 「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合】

市民意識調査による本市のイメージが向上し、近年、本市の人口を取り巻く環境が改善傾向にあるなか、今後も選ばれ続けるまちであるためには、市民の本市に対する満足度が何より大切です。そのため、本市に住んで良かったと感じている市民の割合を総合指標の1つとして設定しています。



(1) ファミリー世帯の転出超過数

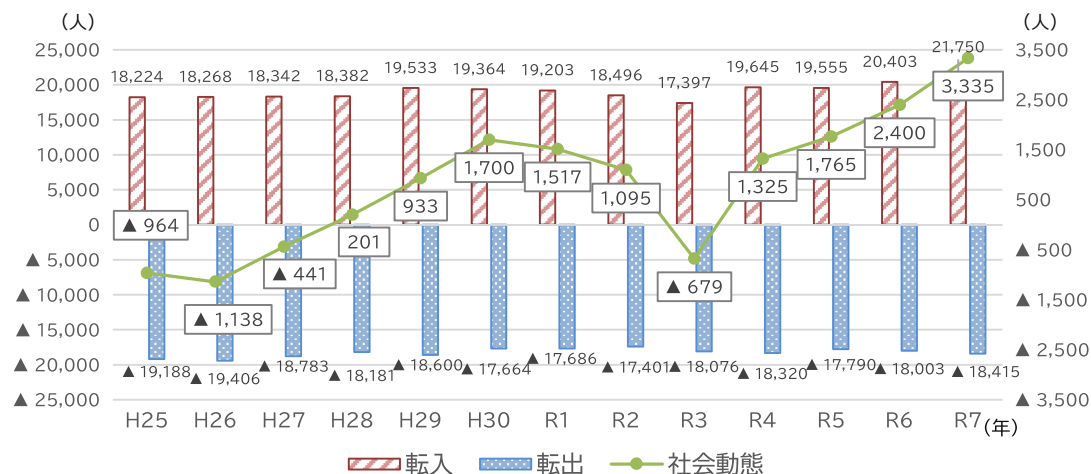


令和7年のファミリー世帯の転出超過数は292世帯となり、引き続き転出超過が続いています。

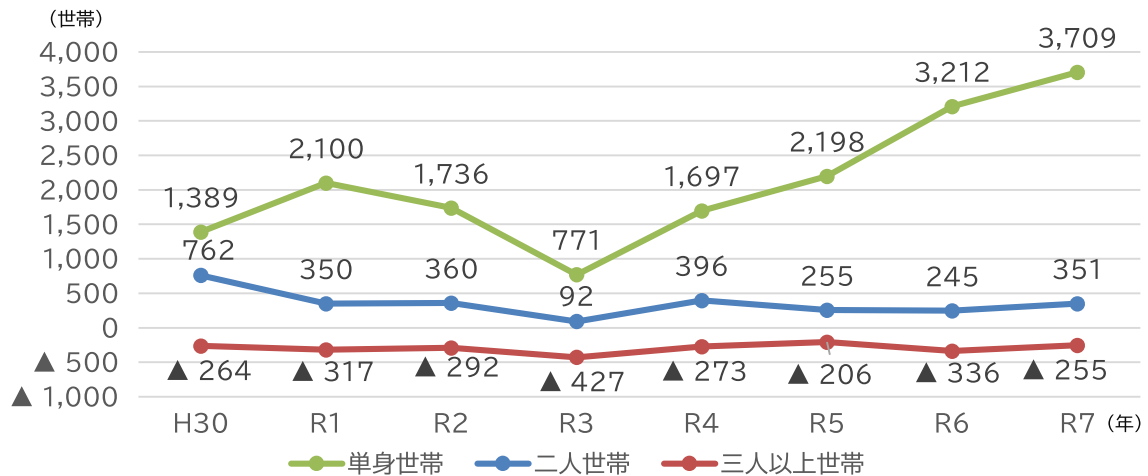
市全体の社会動態でみると、令和7年は3,335人の転入超過で、4年連続の社会増と、増加傾向が顕著になっています。その内訳を世帯別でみると、単身世帯が3,709世帯、二人世帯が351世帯の増加とその大部分を占めています。特に単身世帯は、転入超過数が前年から497人増加となり、社会動態全体を押し上げています。

本市の特徴として、単身・二人世帯の若年層の転入が多いことが挙げられます。そうした若年の転入者がその後ファミリー世帯となり、その一部が転出していると考えられることから、転出超過数だけでなく、ファミリー世帯の生活満足度にも注視していくことが必要です。加えて、単身・二人世帯がファミリー世帯になっても、本市に住み続けたいと感じられるようなまちづくりが必要です。

【尼崎市の社会動態の推移 (全体)】

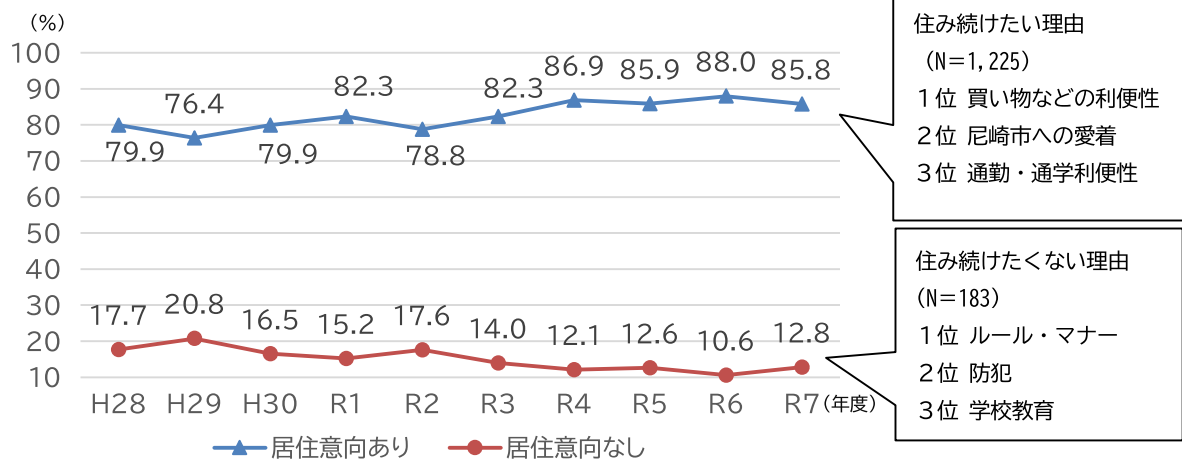


【尼崎市の社会動態の内訳（単身世帯・二人世帯・三人以上世帯）の推移】



また、居留意向については、令和7年度市民意識調査では、「本市に住み続けたい」と回答した市民の割合が85.8%となり、前年度の88.0%から引き続き高い水準を維持しています。一方で、12.8%の「住み続けたくない」と回答した市民の理由としては「ルール・マナー」、「防犯」、「学校教育」が挙がっており、こうした分野での取組が引き続き必要な状況にあります。

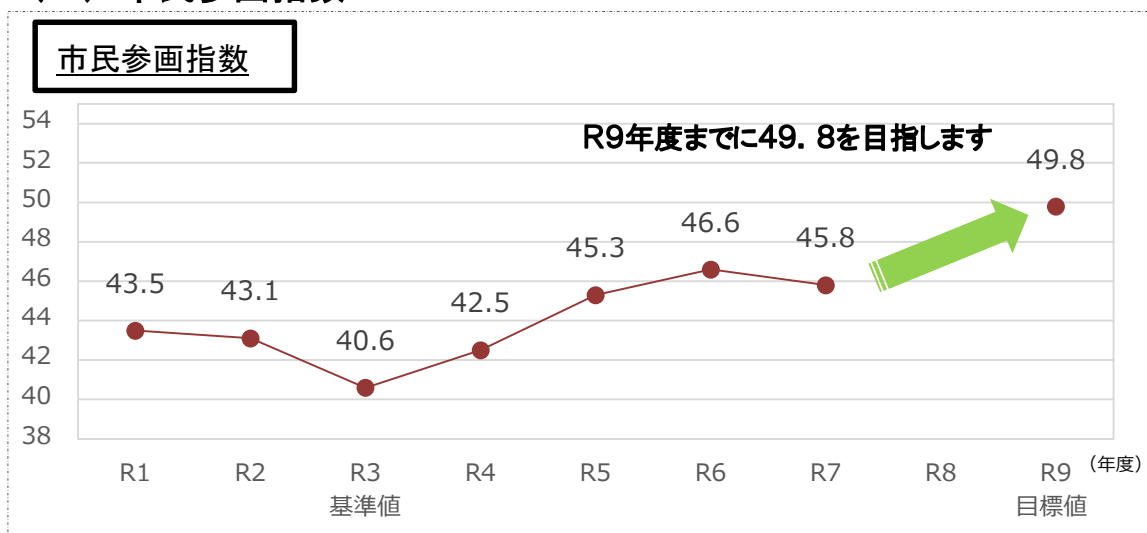
【市民意識調査における尼崎市への居留意向に係る割合の推移】



令和7年度は、ファミリー世帯向けのアンケートを実施しており、当該アンケートでは、「居住地選択で重視する項目」として、「住宅の価格や広さ」と「生活・交通の利便性」が上位に挙げられていたことから、他市と比較した場合における本市の強みを打ち出しつつ、生活満足度を高める取組を継続することが必要です。

また、同アンケートでは「生活の中で重視している項目」として、「子育て支援」、「教育環境」、「事故・犯罪」を挙げた人が多いことから、引き続き、こうした施策に取り組んでいく必要があります。

(2) 市民参画指数



	地域推奨意欲				地域活動意欲				地域活動感謝意欲			
年度	指数	低い	普通	高い	指数	低い	普通	高い	指数	低い	普通	高い
R3 (基準年度)	31.5	53%	31%	16%	16.0	76%	16%	8%	74.5	14%	23%	63%
R6	46.0	36%	37%	28%	19.5	71%	19%	10%	74.5	15%	21%	64%
R7	43.5	40%	33%	27%	18.0	73%	18%	9%	76.0	14%	19%	66%
R7-R6	▲2.5	4%	▲4%	▲1%	▲1.5	2%	▲1%	▲1%	1.5	▲1%	▲2%	2%

令和7年度の市民参画指数は45. 8(前年度比▲0. 8ポイント)となっています。

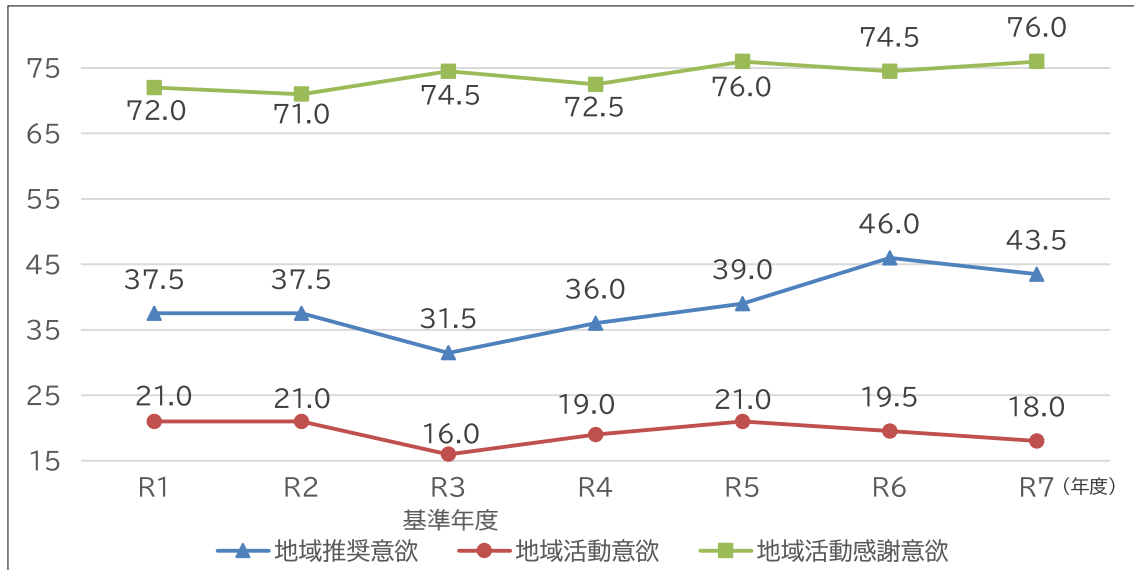
この指標を構成する3つの意欲のうち「本市を勧めたい気持ち」である「地域推奨意欲」は43. 5となっています。基準となる令和3年度と比べると12. 0ポイントの増となっており、特に、比較的若い世代の意欲が高い状況となっています。

なお、地域活動意欲、地域活動感謝意欲については大きな変化は見られませんでした。

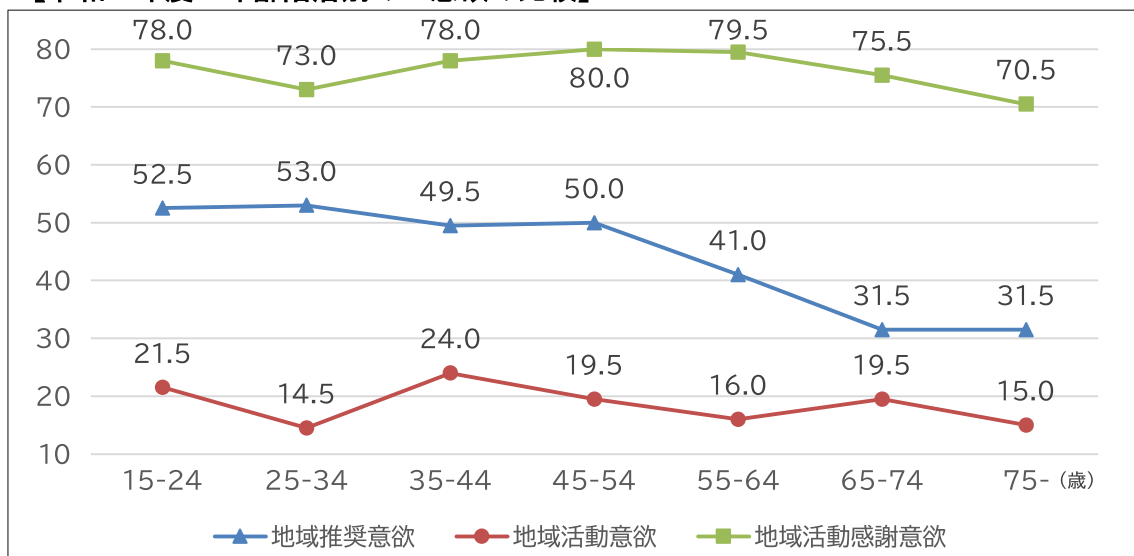
また、後述する「『まちのイメージが良くなった』と感じている市民の割合」(主要取組項目の評価(4)P.22)についても、地域推奨意欲と同様で増加傾向にあり、令和7年度は66. 9%と、過去最高の数値となっており、本市のイメージは大幅に改善しています。

こうした評価の高まりが、若年層の転入が多いという社会動態の背景の一つとなっている可能性も考えられます。今後も、引き続き、選ばれるまちであり続けるために、まちの魅力を高める取組を進めていきます。

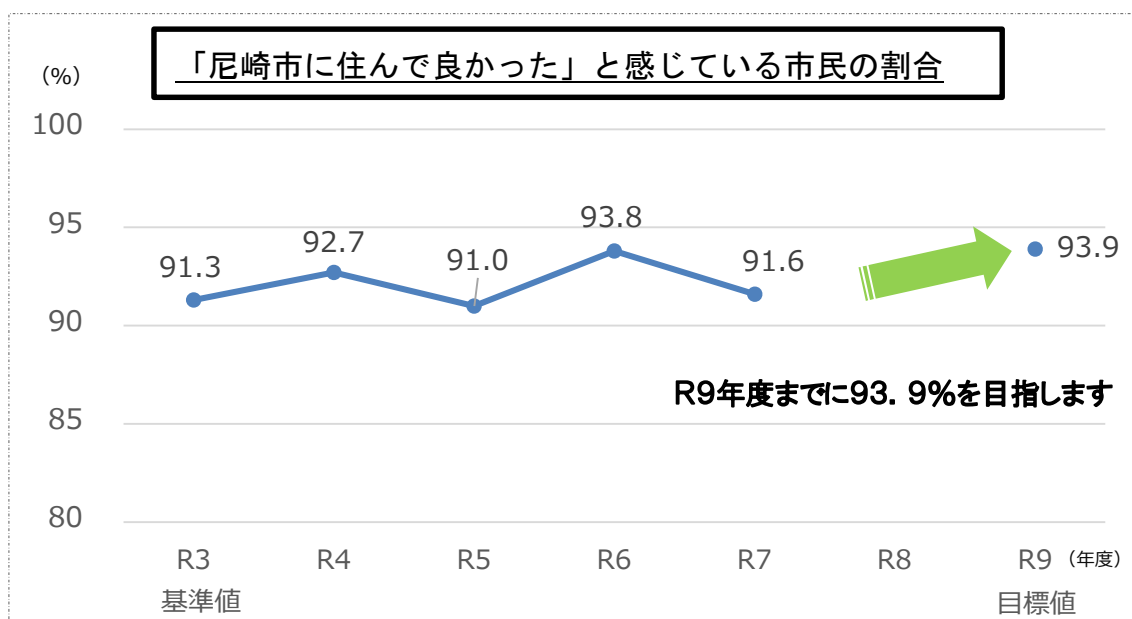
【市民参画指数を構成する3意欲の推移】



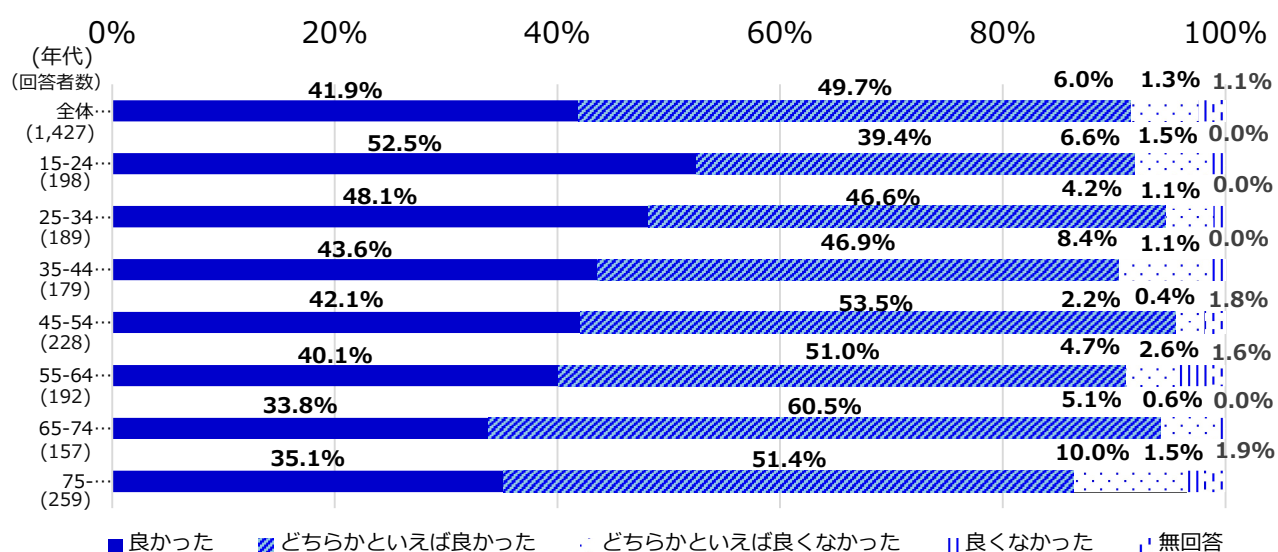
【令和7年度 年齢階層別の3意欲の比較】



(3) 「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合



【「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合（年齢階層別）】



「『尼崎市に住んで良かった』と感じている市民の割合」は、91.6%（前年度比▲2.2ポイント）で前年度から減少したものの、基準となる令和3年度から、継続して90%を超えており、引き続き、高い水準を維持しています。

また、年齢別でみると、全ての年齢階層で「良かった」「どちらかといえば良かった」の合計が90%程度となっており、市民の満足度は安定して高い状態にあります。特に15-24歳で「良かった」の割合が最も高くなっているなど、前出の地域推奨意欲も含め、若い世代のまちに対する評価が高まっています。

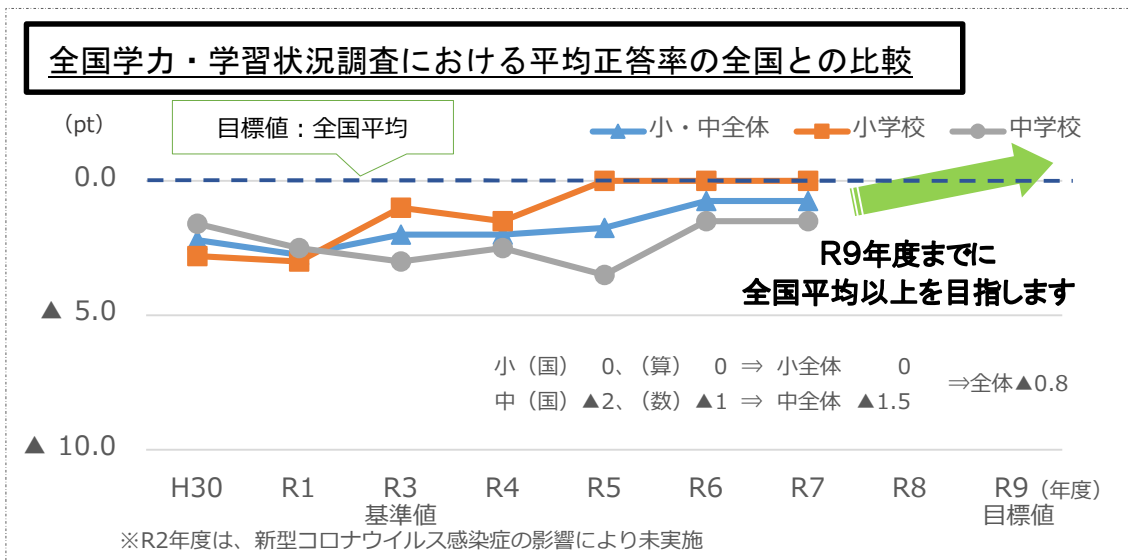
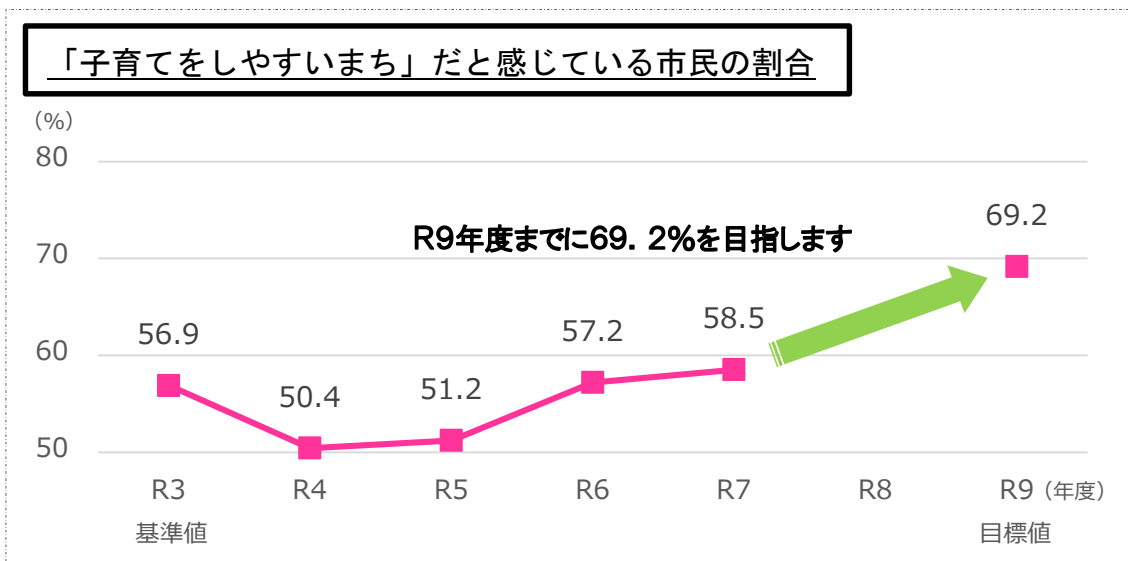
こうした評価を踏まえて、ファミリー世帯の定住・転入促進につなげていくため、引き続き市民のニーズや課題に対応していく必要があります。

3 主要取組項目の評価

- (1) 子ども・教育
- (2) 生きがい・ささえあい
- (3) 脱炭素・経済活性
- (4) 魅力 向上・発信

(1) 子ども・教育

① 指標の推移



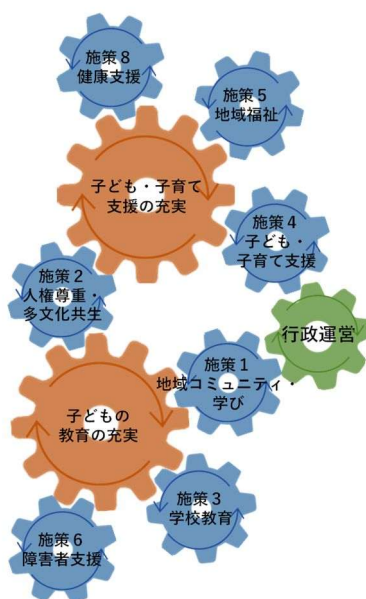
- 令和7年度市民意識調査では、「『子育てをしやすいまち』だと感じている市民の割合」は、58.5%（前年度比＋1.3ポイント）で前年度から横ばいとなっており、子育てしやすい環境として、「子育てにかかる経済的支援」、「子どもが安心して遊べる場」、「保育所や児童ホーム（学童保育）」、「学校の教育環境」が重要との結果となっています。子どもの医療費助成や妊婦健診の費用助成の拡充、訪問型病児保育サービスの導入、民間児童ホーム運営費等の補助金の拡充などの子育て支援に取り組んでいます。

- ・「全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較」について、小学校では国語・算数ともに全国平均に達しています。中学校では国語・数学ともに全国平均を下回ったものの、小中学校全体の平均は前年度から横ばいとなっており、基準となる令和3年度以降、改善傾向にあります。

② 今後の展開

- ・ 出産や子育て、子育てと仕事の両立に係る不安や負担感の軽減に向け、引き続き、各種支援の充実に取り組みます。
- ・ 保育施設等については、住宅地開発等に起因して特定地域に発生する保育需要の高まりを注視するとともに、フォローコール等の各種取組をはじめとした対応を図り、待機児童ゼロを継続します。また、児童ホームの待機児童については、増加要因やニーズ分析などを進め、実施可能な対策から速やかに着手します。加えて、病児・病後児保育施設については、関係機関との協議を進め、新規開設を促進します。
- ・ 学力については、一人一台端末の学習ログなどの学習データを学びと育ち研究所と連携して分析し、効果的な実践事例の横展開を図りながら、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、情報活用能力の育成を推進します。
- ・ 児童生徒数の将来推計をもとに、過大児童生徒数対策や学校の適正規模・適正配置方針の見直しに向けた取組を進めるとともに、備品更新や内装修繕など身近な教育環境の改善に取り組みます。また、学用品費等の保護者負担の軽減方策について引き続き検討します。

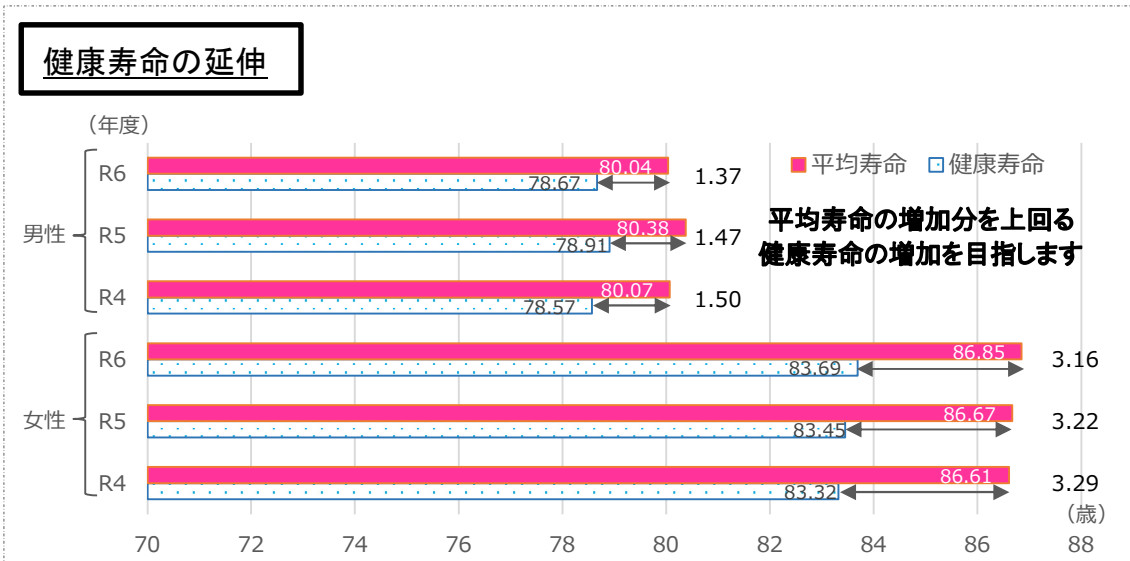
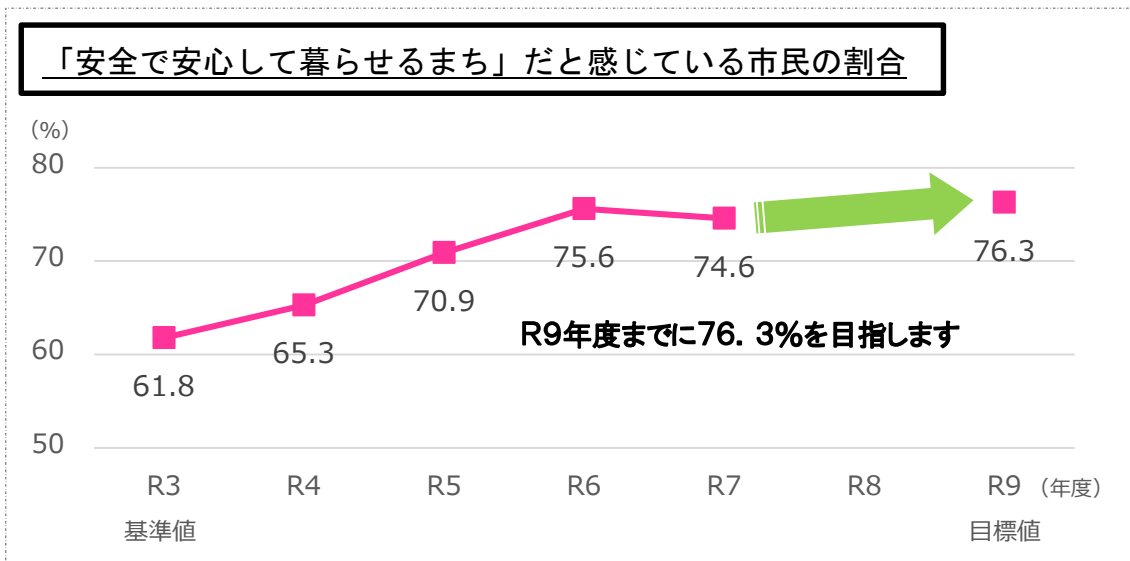
主要取組項目① 施策間連携のイメージと取組



- ・ 5歳児健診については、関連事業との役割分担や連携方法を整理し、発達課題の早期発見・支援につなげるよう実施手法を検討します。また、DXの推進により保護者負担の軽減と健診結果の関係機関との共有が可能となる仕組みについても検討を進めます。
- ・ 本市における人口当たりの児童虐待の相談受付件数が他市と比較して多い状況であることを踏まえ、可能な限り早期の段階から児童や家庭への支援に取り組むことにより、児童虐待の未然防止に努めます。
- ・ 市立高校の特色化・魅力化の推進にあたっては、とりわけ専門学科を支える教員確保が課題であり、関係部局が連携し、業界団体等の協力による民間人材の登用など多様なルートでの人材確保策を検討します。

(2) 生きがい・ささえあい

① 指標の推移



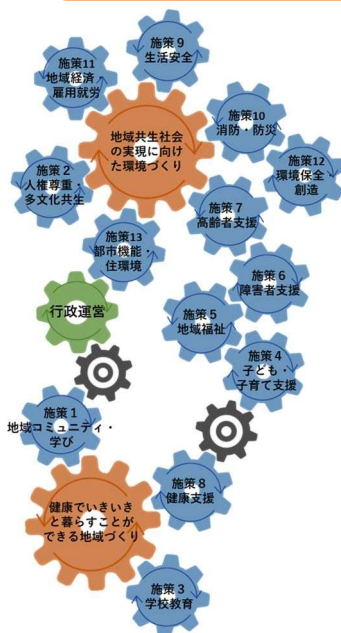
- ・「『安全で安心して暮らせるまち』だと感じている市民の割合」は74.6%(前年度比▲1.0ポイント)で横ばいとなっており、基準となる令和3年度と比べると12.8ポイント増となっています。介護予防・フレイル対策として、高齢者の生きがい就労や介護予防プログラムの推進に取り組んでいます。また、増加する救急需要に対応するため、日勤救急隊を増隊し、救急体制の強化を図っています。

- ・新型コロナウイルス感染症による死亡者数の減少幅に男女差がみられることなども影響し、男性は平均寿命・健康寿命ともに短くなっているものの、女性はいずれも延伸し、その差については男女ともに前年度と比べ縮小しています。子宮頸がんの受診勧奨の強化や小・中学生と保護者を対象とした生活習慣病に係る健康教育の実施、健診結果などのデータ分析等に基づくライフステージに応じた健康づくりの取組を進めています。

② 今後の展開

- ・ 増加する複雑・複合化した支援ニーズ等に対応するため、生成AIを活用した職員の負担軽減と業務効率化を図り、研修・有識者会議を通じた職員の専門性や対応力の向上に取り組みます。
- ・ 全ての高齢者等が不安なく暮らし続けられるよう、法改正による成年後見制度の見直しや、日常生活の支援に加え、入院・入所の手続き、死後の事務など本人を支える新制度の創設を踏まえ、円滑な制度実施と権利擁護支援に取り組みます。
- ・ 重度心身障害児・者とその家族を支えるためのレスパイトケアに関する施策や市内で重度障害者の受入が可能なグループホームの整備促進を図ります。
- ・ 依然として救急需要が高水準で推移することが見込まれることから、東消防署の建替えを契機として、救急隊を増隊し、救急体制を強化します。
- ・ 庁内外の健診結果などのデータ分析で得た情報や活用手法について、関係部局が連携し事業者等へ共有するとともに、がん検診の受診率向上を図るため、他都市との差異を精緻に分析し、ナッジ理論等を活用した受診勧奨を継続することで、健康寿命の延伸を図ります。

主要取組項目② 施策間連携のイメージと取組

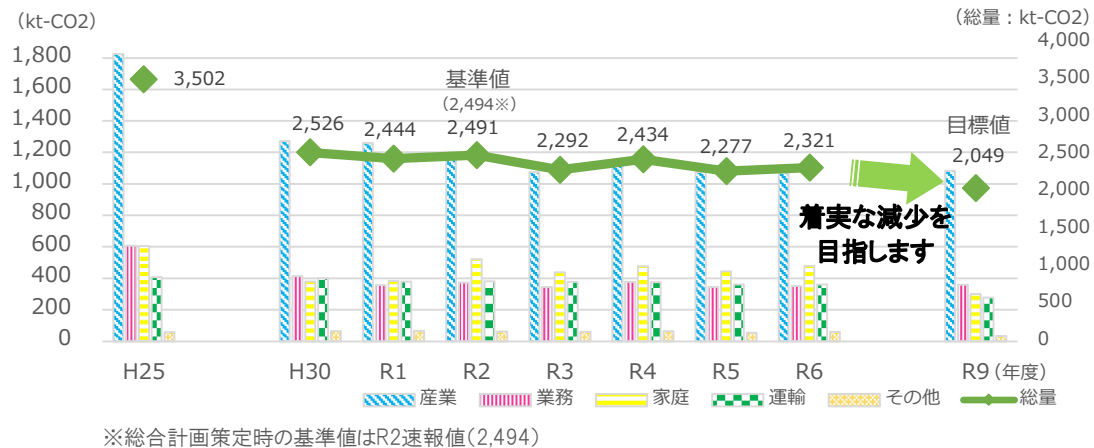


- ・ 日本語指導が必要な児童生徒への初期支援については、先行自治体の事例や国の検討状況を踏まえ、拠点型・派遣型双方の視点で検討を進めるとともに、放課後日本語ボランティア派遣事業など関連事業との役割分担について関係部局間で連携し、効果的かつ効率的な支援体制の構築を図ります。
- ・ 高齢期に差し掛かる障害者を介護している高齢の親は、身体・精神的な負担が大きく、今後の生活に不安を感じているため、世帯の支援策について、当事者や事業者等から意見を聞き、実態を把握しながら、丁寧な議論を進めます。

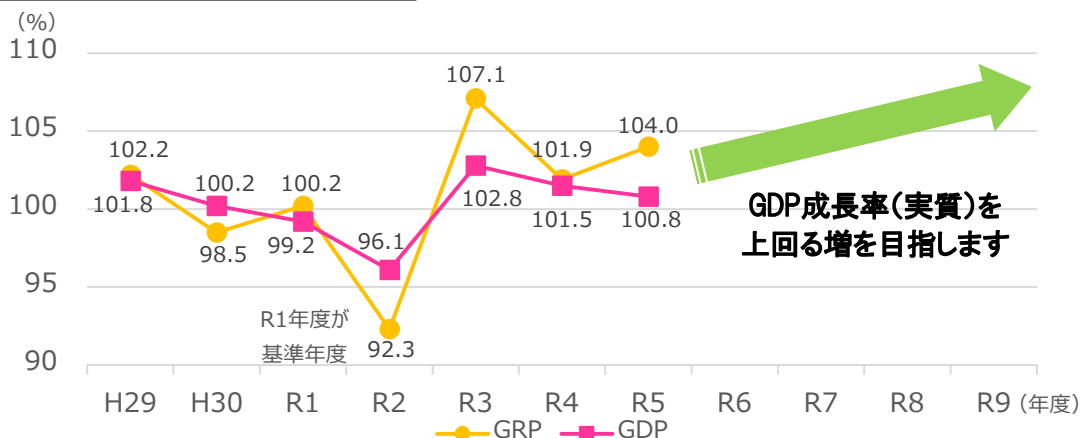
(3) 脱炭素・経済活性

① 指標の推移

市域における二酸化炭素排出量



市内総生産（実質G R P）



- ・「市域における二酸化炭素排出量」は、前年度から増加していますが、これは電力会社が発電する際に排出する二酸化炭素が増加したことに影響を受けているものと考えられ、市域におけるエネルギー使用量は減少傾向にあります。
- ・令和7年3月に開業したゼロカーボンベースボールパークの魅力等を活用した官民連携による環境啓発活動など市民の行動変容を促す取組を進めているほか、食品ロスの削減などによるごみ減量の推進にも取り組んでいます。
- ・「エネルギーの地産地消事業」では、クリーンセンターで発電した余剰電力を市内事業者には供給するとともに、令和8年度からの一部公共施設への自己託送に係る準備を進めるなど、市の事務事業による環境負荷の低減に取り組んでいます。

- ・「市内総生産(実質GRP)」について、近年は回復基調が見られ、令和5年度も引き続きGDP成長率(実質)を上回る結果となりました。これは、本市の基幹産業である製造業を中心とした市内企業活動において、設備投資や生産増強が堅調に推移した結果であり、また阪神工業地帯の中心地で大規模工場も多く立地することから、その好調な波及効果を受けたことが、要因として考えられます。
- ・「産業政策会議」を通じて、イノベーション創出支援の基盤・機能強化などについて議論し、各種施策の立案やオープンイノベーション拠点「ARKade」の開設につなげました。また、物価やエネルギー価格高騰に影響を受ける市民や事業者への支援として、「あま咲きコイン」による市内消費の活性化や、省力化・生産性向上のための設備導入への支援などに引き続き取り組んでいます。

② 今後の展開

- ・引き続き、ゼロカーボンベースボールパークを活用した更なる環境啓発とにぎわい創出に係る取組を進めるほか、焼却ごみの更なる減少に向けて、分別の質向上や食品ロス削減の学び・実践の機会を提供し、市民の行動変容につなげます。
- ・オープンイノベーション拠点「ARKade」を中心に、イノベーション創出に向けた支援を加速させます。また、企業がもつ遊休地などの最大限の有効活用を視野に、情報のリアルタイム把握と企業ニーズのマッチングの仕組みを検討し、更なる企業誘致や設備投資の促進を図ります。
- ・あまがさき観光局等と連携し尼崎城や尼子騒兵衛漫画ギャラリー等の独自コンテンツを充実させるとともに、大阪観光局との連携による関西圏からのプラスワン観光を促進し、より多くの観光客誘致やにぎわいの創出につなげます。

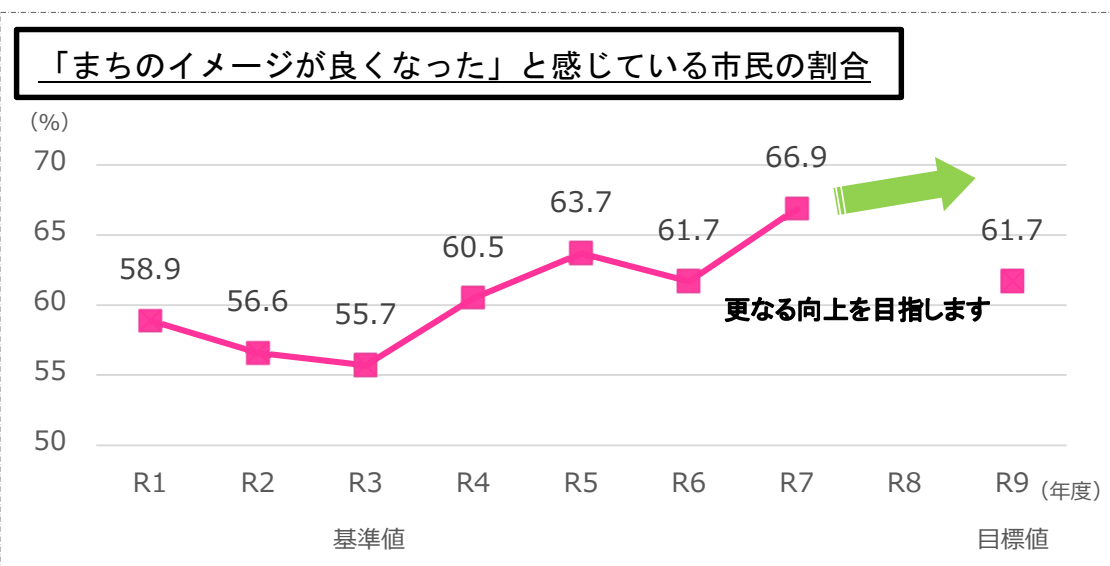
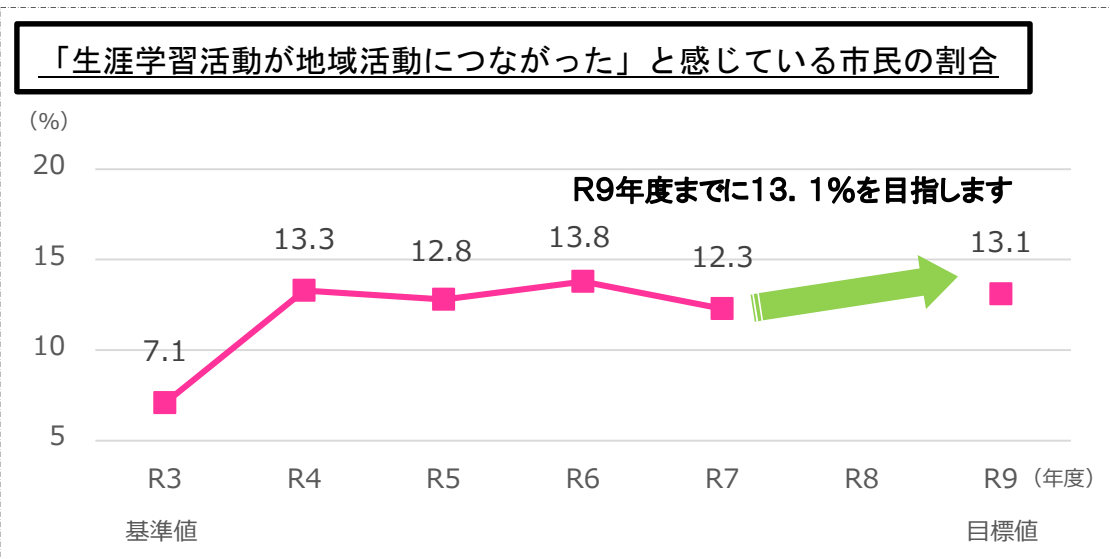
主要取組項目③ 施策間連携のイメージと取組



- ・農業公園においては、農業体験やあまやさいの販売による都市農業への理解・関心の促進につなげるなど、市民や事業者と協働しながら魅力ある事業を展開します。また、都市部に残る貴重な自然環境である猪名川・藻川の水辺を有効活用し、子どもが安全に環境学習や自然体験を行えるよう、地域団体等と連携し整備等を進めます。
- ・高齢者の就労ニーズに対応した社会参加や生きがいの創出・就労促進に向け、関係部局等が連携し施策を検討します。また、トレピエのコワーキングスペース事業では、女性のスキルアップ・キャリアアップを支援する観点から、関係部局が連携し利用促進につなげます。

(4) 魅力 向上・発信

① 指標の推移



- ・「『生涯学習活動が地域活動につながった』と感じている市民の割合」は、12.3% (前年度比▲1.5ポイント)で目標値を下回ったものの、前年度からは横ばいとなっています。地域活動情報を一元的に発信する仕組みの構築など、地域活動へ参加する様々なきっかけづくりに取り組んでいます。

- ・『『まちのイメージが良くなった』と感じている市民の割合』は、66.9%(前年度比+5.2ポイント)で前年度、目標値いずれも上回っています。前年度同様、良くなったと回答した方の理由としては、「まちの景観がよくなった」が最多で半数以上を占め、次いで「体感治安が良くなった」、「まちに新たなにぎわいが生まれた」が挙げられています。中央公園や小田南公園のリニューアルによる景観の向上や新たなにぎわい・魅力の創出のほか、路上喫煙禁止区域内での違反者への過料徴収などによる受動喫煙等の防止に向けた取組を強化しています。

② 今後の展開

- ・ 駅前空間を面として捉えた景観形成・美装化に加え、街路樹の実態調査に基づく適正配置・維持管理水準の向上を検討し、安全で良好な景観形成を通じたまちのイメージアップを図ります。
- ・ 住宅の新陳代謝の更なる促進に向け、空家等対策では各種制度の効果検証を踏まえた再構築や先進事例の研究を進めます。また、住環境アドバイザーボードでの意見も踏まえながら、住宅取得等の支援では兵庫県とも連携した効果検証を行い、本制度の在り方を検討するとともに、良質な住宅・住宅地への誘導に向けた実効性ある仕組みの構築を進めます。
- ・ たばこ対策の更なる推進に向け、モニタリング調査等により歩きタバコ等の現状を把握し取組の効果検証を行うとともに、民間団体が設置する公共性を持つ喫煙所が適切に設置されるよう、課題把握を進めながら支援の仕組みを検討します。

主要取組項目④ 施策間連携のイメージと取組



- ・ 犯罪防止、交通事故防止に向けては、関係部局が連携し、犯罪や事故が発生しにくいハード面での環境づくりについて検討を進めるとともに、地域の実情にも寄り添いながら、地域補助防犯カメラの設置場所の調整などを行っていくことで、地域の安心感の醸成を図ります。
- ・ 阪神沿線周辺の実態調査については、尼崎駅や大物駅周辺における面的な整備やソフト面の取組によって魅力向上につながってきており、杭瀬駅などその他駅周辺についても、鉄道事業者や地域団体等と協議し、地元の声にも留意しながら丁寧に議論を進めます。
- ・ 良好な景観形成に向けて、公共サインの統一的なデザインの作成に取り組んでいくとともに、全庁で共有を図りながら、令和9年度以降、計画的に整備を進めます。

4 総合評価

【令和7年度の振り返り】

- ファミリー世帯については、転出超過傾向が続いているものの、「『子育てをしやすいまち』だと感じている市民の割合」は着実に増加傾向にあります。「『まちのイメージが良くなった』と感じている市民の割合」については目標値を上回り過去最高を更新しており、市全体の社会動態は増加傾向が顕著になっています。また、「『尼崎市に住んでよかった』と感じている市民の割合」や、「今後も『尼崎市に住み続けたい』と回答している市民の割合」は引き続き高い水準を維持しています。
- こうした前向きな流れを維持・発展させ、より多くの市民に実感していただけるよう、「子育て支援」「教育環境」「防犯」「ルール・マナー」「良好な景観形成」といった取組を更に推進し、生活満足度を高めていくことが重要です。
- 令和7年度も引き続き国の「重点支援地方交付金」等も活用しながら、切れ目のない物価高騰対策として市民生活や企業活動への支援を実施してきました。今後も、社会情勢や時代の変化を注視しつつ、物価高騰対策はもとより、市民や事業者の状況を丁寧に把握する中で、必要な支援に取り組んでいくことが重要です。

【今後の取組の方向性】

- 誰もが子育てしやすいまちを目指し、子ども・子育てに係る経済的・時間的・心理的な負担軽減と環境の充実について部局横断的に取り組み、引き続き「『働く』も『子育て』も応援するまち」づくりを進めるとともに、教育環境のアップデートなど学びの支援の充実を図ります。
- 駅前空間のアップデートや安全安心な環境づくりなど良好な公共空間の形成によるまちの魅力・イメージ向上を図るとともに、良質な住宅・住宅地への誘導の仕組み構築や空き家対策の推進による住宅の新陳代謝の促進など、良好な住環境の形成に取り組み、ファミリー世帯をはじめとした定住・転入の促進を更に強化します。
- 地域経済の活性化に向けては、オープンイノベーション拠点「ARKade」を中心として、企業やスタートアップ、大学などが共創する機会を拡大させ、イノベーション創出支援を加速化させるとともに、企業がもつ遊休地などの稼働率向上を図る仕組みづくりなどにより戦略的な企業誘致を進めます。

- 子どもの育ちを支え、その安全と権利を守る取組を進めるとともに、頼れる身寄りがいない高齢者や重度障害者などの地域生活を支える基盤の強化を図り、地域で安心して自分らしく暮らすことができる環境づくりを進めます。
- こうした様々な取組の推進とあわせて、あらゆる施策でDXの視点を浸透させながら、行政手続のスマート化や業務効率化を着実に推進していくとともに、市民と行政をつなぐ共創プラットフォームづくりの検討を行い、市民・事業者の利便性や満足度の向上を図り、共創型スマートシティの実現に向けた取組を進めていきます。
- 財政面においては、引き続き、「財政運営方針」で示した財政規律、財政運営の目標を踏まえつつ、物価高騰や金利上昇などの影響も見据えながら、基金残高の目標水準の確保や将来負担の適切な管理を行い、安定的で持続可能な財政基盤を築いていきます。それらを通じて新たな政策を実施するために必要な財源を柔軟に確保し、必要な事業への投資も行いながら、市民・事業者が「豊かさ」を実感できるまちの実現に向けた取組を着実に実施していきます。

【施策評価結果を踏まえて(令和9年度に向けて特に重点的に取り組む項目)】

令和9年度に向けては、引き続きまちの課題解決に取り組むとともに、第6次総合計画におけるまちづくりを着実に進めるためにも、特に以下の項目について重点的に取り組んでいきます。

- 安心して働き、子育てができる環境づくりと子どもの学びの支援
- まちの価値を高める良好な住環境と公共空間の形成
- 市内事業者の挑戦を応援し、事業者に選ばれるまちへ～地域経済活性化
- 地域で安心して自分らしく暮らすことができる環境づくり
- 市民・事業者の利便性や満足度を高める共創DXの推進

(このページは白紙です。)

5 施策別の評価

- 施策01【地域コミュニティ・学び】
- 施策02【人権尊重・多文化共生】
- 施策03【学校教育】
- 施策04【子ども・子育て支援】
- 施策05【地域福祉】
- 施策06【障害者支援】
- 施策07【高齢者支援】
- 施策08【健康支援】
- 施策09【生活安全】
- 施策10【消防・防災】
- 施策11【地域経済・雇用就労】
- 施策12【環境保全・創造】
- 施策13【都市機能・住環境】

～ 施策評価表の見方 ～

1 基本情報

施策名		展開方向	
主担当局			

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値				
				R3	R4	R5	R6	R7
A								
B								
C								
D								
E								

展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、第6次総合計画前期まちづくり基本計画期間の最終年度の令和9年度とし、基準値は令和3年度としています。
また、これまでの経年変化を確認するため、実績値は令和3年度から記載しています。
指標の方向性については、「↑」、「→」、「↓」、「－」から選択しています。

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
令和7年4月から令和8年3月末までの主な取組内容が、関連する目標指標や市民意識にどのように影響したのかを踏まえ、その成果や課題について主担当局が記載しています(担当局評価)。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和7年度 主要事業名	
1	直近3か年（令和6年度～令和8年度予算）における主な主要事業を記載しています。
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ

「2 目標指標」に掲げるA～Eの指標のうち、当該展開方向において特に重要と考えられる指標について、グラフにして記載しています。

令和8年度 主要事業名
左記「これまでの取組の成果と課題」を踏まえ、令和8年度に取り組んでいる事項について主担当局が記載しています。

6 評価結果

評価と取組方針
目標指標の達成状況、市民意識調査、担当局評価の内容を踏まえ、市長評価の結果を記載しています。

主要事業の提案につながる項目
「これまでの取組の成果と課題」や「令和8年度 主要事業」を踏まえ、次年度の「主要事業の提案につながる項目」について主担当局が記載しています。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01	地域コミュニティ・学び	展開方向	01	地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進
主担当局	地域協働局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R3	R4	R5	R6	R7
A「生涯学習活動が地域活動につながった」と感じている市民の割合	↑	7.1	%	13.1	7.1	13.3	12.8	13.8	12.3
B「地域の活動に参加している」と答えた市民の割合	↑	15.6	%	30.0	15.6	14.4	14.4	16.6	15.4
C「講座などに参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と考えている参加者の割合	↑	78.1	%	90.0	78.1	81.2	82.0	87.6	90.0
D学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	↑	21.9	%	30.0	21.9	23.2	26.2	23.6	23.9
E市民1人あたりの貸出冊数	↑	3.15	冊	5.87	3.2	3.0	3.1	3.0	3.0

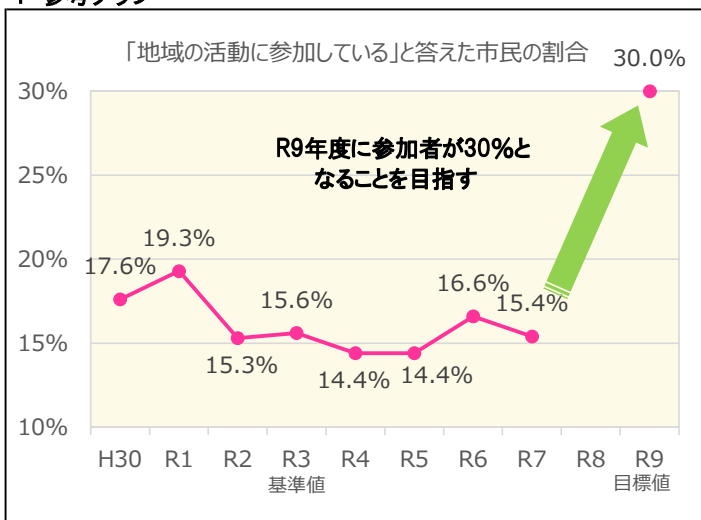
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり】(目標指標A・B) (目的)多様な主体同士が情報共有や相互理解を深めるような場づくりを進め、地域の課題解決や魅力向上の取組が地域発意で行える地域社会づくりを目指す。	
①<<地域発意の取組が生まれる環境づくり>>地域課主催のプラットフォームを継続し、ユース交流センターやNPOと連携した青少年の居場所づくりの取組や、多文化交流イベントの定期的な開催など、地域課題に応じた活動へのきっかけづくりにつなげた。また、人口分布や属性データを活用しながら、地域特性に合わせた施策立案に取り組んだ。 ②<<地域のつながり強化に向けた取組>>地域活動の基盤となる地縁型の活動者の減少に歯止めをかけるため、市社協と連携し、新規マンション建設の際に福祉協会(単組)への加入を促す仕組みを構築するなど、単組への加入促進に向けて取り組んだ。(29件中3件が単組加入を検討) ③<<地域振興体制の再構築の振り返りの実施>>「尼崎市自治のまちづくり条例」の制定から10年が経過する中、「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)」の振り返りを行うとともに、地域担当職員を中心に共有した。	①地域住民との顔の見える関係を一層進めるため、新たな活動者・団体とのつながりを広げ、地域担当職員が地域へ出向く機会を増やし、つながった人々を地域活動へつなげる役割を強化する必要がある。 ②地縁型の活動者の減少傾向が継続していることから、市社協と一体となって、地縁型団体の再活性化や地域コミュニティの担い手を探すなど、地域協働の取組を強化する必要がある。 ③自治のまちづくり実現に向け、「学びと活動の循環」の取組を進められるよう、条例や方針を地域担当職員へ十分周知するとともに、全庁的に地域課の役割を浸透させる必要がある。
【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】(目標指標A・B・C) (目的)学びたい思い、取り組んでみたい思いを支援し、ひと咲きプラザや生涯学習プラザをはじめ、まちのいたる所で学びや活動が創出されることを目指していく。	
④<<地域活動への参加につながる環境づくり>>市ホームページで地域活動を一元的に情報発信する仕組みを構築し、市民活動団体の依頼に基づく情報発信を行った。また、みんなの尼崎大学事業では、市民に身近なテーマでの実施や、きめ細かい情報発信などにより、新規参加者が約4割増えた。 ⑤<<大庄西中学校跡地の整備・活用に向けた取組>>新南の口公園・コミュニティスペースの令和8年度供用開始に向け、意見交換会や社会実験に関わったサポーターを中心に「コア会議」(4回)を開催し、規約や役割分担を協議して運営団体の組織化を推進した。また、サポーター会議(6回)では、現公園の「タコ公園さよなら感謝祭」企画や活動理念・次年度計画・利用ルール策定を行い、協働意識を醸成した。	④地域活動への参加のきっかけとなるよう、ホームページを活用した情報発信の仕組みは、掲載件数を更に増やす必要がある。また、市民や関係団体と連携した取組の実施等による「学びと活動の循環」を支える環境の構築が必要である。 ⑤設立間もない運営団体であるため、自立的な運営体制が確立されていない状況にある。また、供用開始後に生じる課題等を踏まえて、新南の口公園独自の利用ルールを整理していく必要がある。
【地域と学校の連携・協働の推進】(目標指標D) (目的)地域の方々の経験や学習の成果を活かすとともに、学校を核とした活動を通じて地域のつながり、教育力の向上を図る。	
⑥<<学校を核とした地域活動の推進>>新たに市立学校7校においてコーディネーターを配置した。また、文部科学省CSマイスターを講師に招へいし、学校管理職、学校運営協議会会長、地域学校協働活動推進員を対象に、中・高等学校等の取組事例をもとにしたテーマ型のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を中心とした研修会を実施した。加えて各地域課を訪問し、コミュニティ・スクールに関する情報提供を行うとともに、今後の連携について話し合った。	⑥尼崎琴葉中学校を除く全ての市立学校でコーディネーターの配置が完了し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進体制が整ったことから、地域と学校の協働の取組の活性化に向け、この体制を効果的に機能させる必要がある。また、地域課等と連携・協力し支援体制を強化することで、学校を核とした実効性のある取組にしていく必要がある。
【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】(目標指標E) (目的)資料や情報の提供をはじめとした「知の拠点」として、市民が生涯にわたり学習と交流を行える機会を創出し、豊かな暮らしを実現するための図書サービスの充実を図る。	
⑦<<図書サービス網の更なる充実>> 親子を対象とした読み聞かせや児童向け行事をボランティアと協働で実施したほか、成人層を対象とした図書関連講座を開催し、幅広い世代に向けた読書活動の推進及び図書館利用の促進を図った。また、関係機関と連携した事業の周知や参加促進に取り組むとともに、新たにInstagramを導入するなど情報発信の充実を図った。さらに、新図書館整備に係る基本計画の策定に向けた検討を行い、施設機能や整備の考え方について関係部局との調整を進めた。	⑦図書館や地域での読書推進に向け、子育て世代への継続的なアプローチに加え、図書館利用の少ない若年層への効果的な情報発信や参加機会の創出を図り、読書に親しむ機会の充実及び利用者数の増加につなげる必要がある。また、新図書館の整備については、基本計画を踏まえ、施設機能の充実や図書サービス網の強化、利便性の向上が必要である。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	大庄西中学校跡地の整備(大庄西中学校跡地整備事業、公園整備事業)
2	生涯学習プラザ利用者の新たな出会いの創出(各地区生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業)
3	読書を通じたまちじゅう学び事業(図書館行事事業)
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・地域振興センターとして、地域担当職員が地域により積極的に出向き、地域の課題を丁寧に把握する中で、関係部局と迅速に情報共有・連携し、地域とともに解決に取り組む。また、身近な活動拠点などの地域資源を活かした取組が進むよう支援する。加えて、住民の地域活動への参加促進に向け、デジタルツールの活用可能性について検討を行う。

・新図書館については、基本計画に基づき、関係部局と連携しながら事業者選定・整備を進める。あわせて、身近な場所での図書利用の促進に向けて、各地域の配本所に親しみが持てるよう愛称の設定や看板の掲示など、配本所の認知度向上と気軽に利用できる環境づくりに向けた取組を推進する。

令和8年度の取組

【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり】

①②引き続き市民一人ひとりのまちづくりへの当事者意識の醸成に努め、地縁型の活動の活性化に向け、公園や福祉会館など身近な活動拠点を活用し、住民主体の活動が広く展開されるよう、市社協と連携・協力した取組を進めていく。
 ①地域の方々とのつながりをより一層広げていくため、地域担当職員がこれまで以上に地域に出向けるよう、現在、実施している事業の精査等を行う。
 ③本市が目指す地域社会を理解し、取組が進められるよう、機を捉えて、条例や取組方針等の共有を行うなど、職員への浸透を図る。

【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】

④市ホームページを活用した情報発信の仕組みの周知を図るとともに、SNS等を積極的に活用し、充実した学びの機会の情報発信を継続する。また、市制110周年を祝う来場者参加型の記念式典や、同時開催の尼崎市民まつり、その他各種周年事業において、地域活動の参加者のすそ野が広がるよう、市民や関係団体と連携し取組を進めていく。
 ⑤組織化まもない運営団体が継続的・安定的に活動できるよう伴走支援するとともに、地域を盛り上げるイベント等を地域住民と協働で実施しながら、新南の口公園の供用後に発生する課題等を協議するための定例会議を行い、少しずつ利用ルールを整理しながら公園で「できること」を増やしていく。

【地域と学校の連携・協働の推進】

⑥学校運営協議会会長や地域学校協働活動推進員同士の交流会について、地域課等と連携しながら開催に向けた検討・調整を行う。また、尼崎琴葉中学校においては、コミュニティ・スクールの導入に合わせたコーディネーターの配置の検討を進める。

【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】

⑦新図書館を地域に開かれた交流拠点とするため、基本計画に基づき、関係部局と連携しながら事業者選定・整備に向けた取組を進める。また、施設機能や運営内容が計画の趣旨に沿ったものとなるよう、学校図書館の地域開放の活用による図書館機能の充実について検討を行う。あわせて、ICタグの導入を含め、中央図書館のリニューアルに係る基本計画の策定に向けた検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01	地域コミュニティ・学び	展開方向	02	まちの魅力を高める文化芸術活動の推進
主担当局		地域協働局			

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	尼崎市文化振興財団及び本市が実施した文化芸術事業への参加者数	↑	133,807	人	—	133,807	193,309	266,283	235,140	216,995
B	尼崎市総合文化センター(大・中・ミニホール及び美術ホール)稼働率	↑	55.7	%	—	55.7	53.7	58.8	61.0	50.9
C	若者支援を目的とした文化芸術事業への参加者数	↑	4,974	人	5,250	4,974	10,643	3,045	3,238	2,840
D	文化芸術のアウトリーチ事業の参加者数(※)	↑	1,286	人	2,800	1,286	2,225	2,213	1,742	1,871
E	文化に触れることで「地域のひととの交流や社会参加が盛んになる」と感じている市民の割合	↑	21.1 (R4)	%	26.1	—	21.1	24.6	24.9	22.5

※どれだけの市民が文化・芸術に触れたかを測るため、実施回数から参加者数に変更(旧指標:文化芸術のアウトリーチ事業の回数)

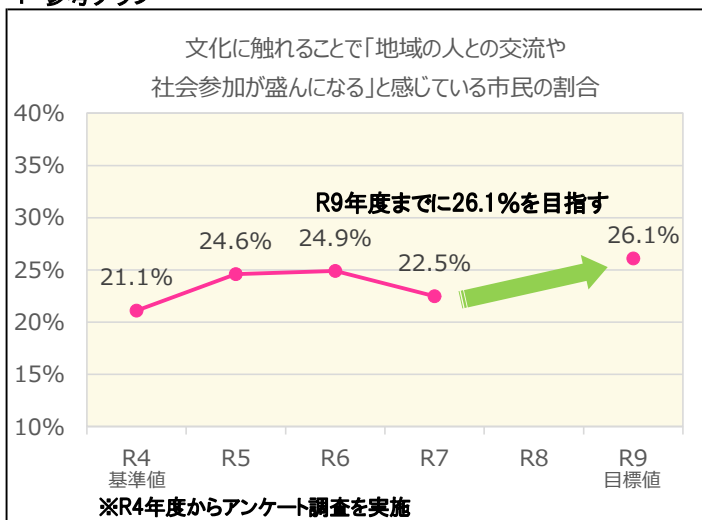
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【文化振興の基盤づくり】(目標指標A・B・C) (目的)文化施策の指針である「尼崎市文化ビジョン」に基づき、尼崎市総合文化センターを文化振興の中核とし、その運営を担う(公財)尼崎市文化振興財団(財団)と連携して文化芸術の学びや活動を推進する。 ①《総合文化センター耐震化事業》尼崎市総合文化センター開館50周年記念事業の機会等も活用しながら、耐震化事業及び長期休館の周知を広範に行ったが、入札参加事業者の辞退により入札中止となった。 ②《文化振興財団の体制強化》財団が作成した事業評価シートを用いて、事業実施後に市と財団とで事業の成果や課題の振り返りを行った。また、令和8年4月からの総合文化センター(文化棟・ホール棟)の休館に向けて、身近な場所での文化・芸術体験の充実を図る市の施策方針に沿った事業を財団が企画立案するとともに、施設の休館に伴う財団の収支構造や人員体制の変化に対して、市としてのガバナンスを強化し必要かつ適正な補助金額の精査を行った。	
【夢へのチャレンジを応援する】 (目的)若い人の夢を後押し、飛躍のきっかけとなる機会を提供することや、年齢を問わず新しいことにチャレンジする人を応援することで、本市が夢へのチャレンジを応援するまちであることを発信するとともに、その活動を広げていく。 ③《各種表彰等による応援》文化未来奨励賞について、発表の費用や準備期間の負担から舞台芸術等の応募が少ない課題を解消するため、発表会に代えてワークショップの開催も可能とするなど応募条件を見直し、より幅広い分野から応募しやすい環境を整えた。新人お笑い尼崎大賞は、人気お笑い芸人を数々生んできた尼崎で長年実施されてきたことや、出場者のレベルが高いことが尼崎市文化ビジョン推進懇話会において評価された(応募者数139人、入場者数130人)。	
【歴史・文化を受け継ぎ、育てる】(目標指標A) (目的)過去から受け継がれてきた伝統芸能や祭り、本市ゆかりの人物といった様々な歴史・文化について、学び・楽しみながら、それらが守り伝えられ、まちづくりに活かされていくよう、まちの誇りとして育んでいく。 ④《様々な歴史・文化を学び、楽しむ機会の提供》白髪一雄記念室では、1970年大阪万博との関わりに着目した展示を行うとともに、阪神間地域が連携して展覧会の情報を発信することで、大阪・関西万博に興味を持つ人々の来場につなげた。また、白髪一雄の妻、富士子の人生と作品に光を当てた展示は、他館の女性の前衛美術家を取り上げた展覧会と同時期に開催したことにより、新たな客層を呼び込むことができた。そのほか、2年振りに尼崎城の野外特設舞台で開催した「尼崎新能」や、昭和52年から開催している桂米朝一門による尼崎落語勉強会など、様々な事業を実施した。	
【学び・楽しみ・交流する市民を支える】(目標指標A・D) (目的)市民が文化・芸術に触れる機会を増やし、文化・芸術を創作・発表できる場づくりを行うことで、学び・楽しみ・交流する市民を支えていく。 ⑤《総合文化センター開館50周年記念事業》記念イベント「アルカイックフェスティバル」では、総合文化センター全館及び隣接公園を活用して、ミュージカル・コンサート・絵本ライブ・展示・音楽ステージなどを開催し(参加者4,335人)、総合文化センターでの体験・活動意欲を醸成することができた。同時期に開催の美術展「とびだせ!長谷川義史展」も8,248人と多数の来場があった。また、休館前イベントでは、アルカイックホールゆかりのアーティスト等による「未来へ響け、つながる音コンサート」や総合文化センターが歩んできた50年の歴史を振り返る「歴史をたどる展覧会」を開催した。 ⑥《アウトリーチ事業の展開》音楽・美術・落語のアウトリーチ事業を生涯学習プラザ等で開催した中で、多様な市民が安心して参加できる社会包摂型のコンサートを2回開催し、子どもから高齢者までの幅広い層に文化・芸術に触れる機会を提供できた。 ⑦《文化・芸術を楽しむ場づくり》アトスペースA-LABでは、ワークショップ参加者が自らの作品を展示に加えることができる参加型展覧会「SUMMER FACTORY」を開催し、子どもたちに文化・芸術を鑑賞・体験する機会を提供した(来場者数582人、満足度98%)。	
①大規模な改修事業の担い手不足という社会情勢の中で、市民の文化体験・活動の拠点である施設の休館が更に長引く懸念がある。 ②施設の休館に伴い財団の事業拠点が縮小され、収益力が大きく低下する中で、安定的に文化事業を行っていくための基盤について、中長期的な見通しを立てていく必要がある。	
③施設の休館により新人お笑い尼崎大賞の会場を変更することとなるが、広く市民が参加できるよう工夫をする必要がある。また、文芸祭は市外からの応募率が64%であり、市民の応募意欲を高める必要がある。	
④施設の休館により、白髪一雄記念室での作品展示に替わり、作品のみならず様々な資料を整理し、広く市民に一般公開する準備を進める必要がある。	
⑤施設の休館に伴い大ホール・美術ホールが使用できないため、中ホール等を活用して市民の文化・芸術体験を提供するとともに、文化芸術団体等との良好な関係性を維持しながら、引き続き活動支援を行う必要がある。	
⑥関係部局や地域団体など多様な主体と連携しながら試行した成果を活かし、より多くの機会を市民に提供していく必要がある。	
⑦施設の休館に伴い美術ホールでの美術展が開催できないため、A-LABIにおいて市民が親しみやすい展覧会にも取り組む必要がある。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	身近な場所での文化・芸術体験の充実(尼崎市文化振興財団補助金)
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	尼崎市総合文化センター開館50周年記念事業(尼崎市文化振興財団補助金)
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	桂米朝顕彰事業(尼崎市文化振興財団補助金)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和8年度の取組
【文化振興の基盤づくり】 ①今後の方針については、中東情勢の影響も懸念されることから、状況を注視しながら慎重に検討していく。また、大ホールの休館期間が延長される中、唯一運営を続ける中ホールが竣工(平成5年9月)から32年経過しており、今後の長期的な運営を見据え、施設及び設備の詳細な状況把握を行っていく。 ②財団への人的支援や緊密な連携により、財務基盤や組織基盤の強化を支援していくとともに、施設の休館に対応する事業を検討していく。また、中長期的な事業展開の方向性を検討するため、他都市の状況など調査を進めていく。
【夢へのチャレンジを応援する】 ③新人お笑い尼崎大賞については、尼崎のお笑い文化に広く興味を持ってもらうことに併せて、出演者にとってもより大勢の観客が集まる場での舞台経験となるよう、駅前の商業施設に会場を変更して実施する。また、文芸祭については、市民の創作意欲につながるよう、対象を市民のみに変更し、尼崎を題材とする句の募集・表彰に取り組む。
【歴史・文化を受け継ぎ、育てる】 ④白髪一雄の資料の整理を行うとともに、作品・資料のデジタルアーカイブ化、情報を網羅するWebサイトの構築に取り組み、場所を問わず白髪作品・資料を気軽に閲覧できる環境整備を行う。その他様々な事業について、会場を変更しながら展開していく。
【学び・楽しみ・交流する市民を支える】 ⑤⑥⑦総合文化センター中ホールやA-LABのほか、生涯学習プラザ、公共空間などを活用し、地域ニーズに応じた社会包摂型の事業や、多様な表現手法に触れる事業に取り組むとともに、学校へのアウトリーチ事業についても拡充し、市民が身近な場所で文化・芸術に触れる機会を提供していく。

6 評価結果

評価と取組方針
・総合文化センター耐震化事業については、大規模改修事業の担い手不足等により事業継続が困難であることから、現行の耐震化計画を見直し、新たな整備方針を検討していく。 ・文化振興財団の財務基盤や組織基盤の強化を行う中、施設の休館が長期化することを踏まえ、市の施策方針や市民ニーズに沿った文化芸術体験を計画的に企画・運営していく。

主要事業の提案につながる項目
【文化振興の基盤づくり】 【夢へのチャレンジを応援する】 【歴史・文化を受け継ぎ、育てる】 【学び・楽しみ・交流する市民を支える】 ②～⑦総合文化センターが休館中であっても市民が文化・芸術を体験する機会が確保されるよう、アウトリーチ事業を中心としつつ、中長期的な展望を見据えた取組を展開していく。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01	地域コミュニティ・学び	展開方向	03	歴史遺産の継承と学びの充実
主担当局	教育委員会				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	歴史や文化財等に関するボランティア活動参加延べ人数	↑	881	人	1,762	881	1,773	2,017	2,200	2,529
B	歴史博物館への来館者数	↑	45,171	人	50,000	45,171	39,351	43,441	48,640	46,277
C	歴史博物館・田能資料館主催事業の参加者数	↑	1,023	人	2,046	1,023	1,975	1,911	1,810	1,769
D	あまがさきアーカイブズ(地域研究史料室)相談利用(レファレンス)人数	↑	2,293	人	2,345	2,293	2,229	2,223	1,894	1,857
E	学校教育と連携した事業の実施回数	↑	45	回	90	45	59	78	101	99

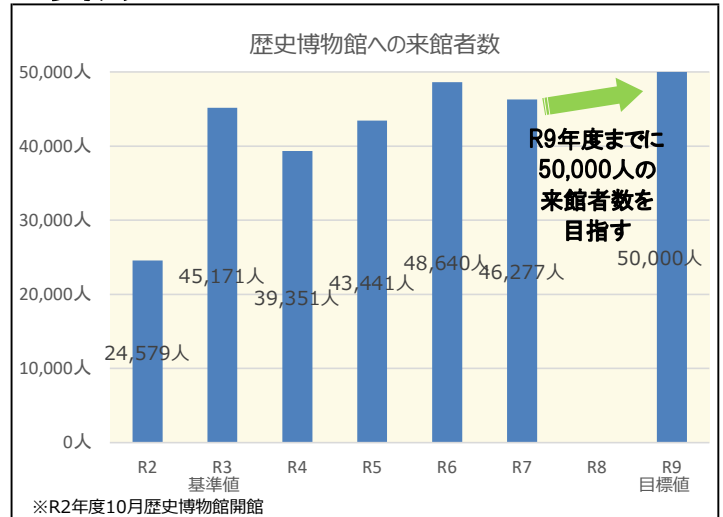
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【歴史博物館の魅力向上と情報発信】(目標指標B・D) (目的)歴史博物館において尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開し、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する関心を高めるとともに、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。また、市民ボランティアの養成と参画促進に取り組むとともに市民グループとの協働も図り、市民と共に歩む博物館を創出していく。 ①<常設展示や特別展、企画展の実施> 本館企画展では、大阪・関西万博開催を記念し、歴史博物館所蔵博覧会資料コレクションを展示した。この企画展では尼崎信用金庫と連携し、前期を歴史博物館、後期を尼信会館で実施した。また、兵庫県立人と自然の博物館とも連携し“モゾ”をアップサイクルし新たな価値を付与した「価値の見直し展」巡回展を歴史博物館で実施した。特別展では、安土桃山時代から江戸時代初期の初代尼崎藩主となった建部氏の業績を中心に激動の尼崎の歴史を紹介した。この他、展示解説や講座を実施し、SNSを利用した情報発信については週1回程度で更新を行い、より早く届けられるよう積極的に取り組んだ。次に田能資料館企画展では、発掘されたイヌの骨からヒトとの関わりを考え、弥生時代の認識を深める「ワンちゃんたちのプロフィール」等を実施した。 ②<資料のデジタル化の推進とデジタルアーカイブの充実> 資料のデジタル化として、尼崎紡績関連資料、長洲天満宮絵馬、その他歴史博物館所蔵写真約1万4千点について実施した。そのうち、所有するデジタルコンテンツの一つであるデジタルアーカイブについては、尼崎城関連絵図等を追加し、720件の資料を公開している。さらに、文書群3件583点の概要、目録をホームページで公開した。	
【文化財保存活用地域計画の推進】 (目的)市内に広がる多種多様な文化財を適切に把握し、長期的な視点に基づき市民と共に計画的に保存・活用していくことを目的として作成した「尼崎市文化財保存活用地域計画」に基づき、取組を推進する。 ③<文化財保存活用地域計画の策定> パブリックコメント、市民アンケート調査、文化財保護審議会・地域計画協議会の意見聴取等を行い、尼崎市文化財保存活用地域計画を作成した。また令和7年12月19日に開催された国の文化審議会への諮問、答申を経て、国の認定を受けた。計画を広く市民に周知するためのシンポジウムを令和8年3月21日に実施した。 ④<歴史文化の保存・活用> 計画にある目指す姿、「あまがさきの歴史文化をみんなで知って、守って、生かし、広げよう」に基づき、本市に現存する最古の洋風建築物である旧尼崎紡績本社事務所の保存に向けた啓発活動等の実施及び国の登録有形文化財への登録を申請した。また、更なる保存・活用に向けた機運醸成を図るため、各種イベントの開催、啓発活動、関連グッズ販売、文化財保存活用基金への寄付協力の呼びかけを行った。さらに市民等の憩いの場としての活用に加え、建物への関心につなげるため、敷地の不陸を修繕し、コスモスの栽培を行った。	
【地域の歴史を通じた学習の支援の継続】(目標指標A・C・E) (目的)市民や子どもたちが尼崎の歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実に図り、身近な地域の歴史・文化財に対する関心を高める。 ⑤<歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実> 令和6年度から学校教育との連携・実施する尼崎歴史探索(AMATAN)事業については、来館する各学年の学習内容に応じたワークシートを歴史博物館が作成し、児童が常設展示を観覧する際に活用してもらうほか、学校のニーズや滞在時間に応じ、映像の視聴や実物資料に触れる体験等を通じ、歴史博物館ならではの学習機会を創出できた。また、田能資料館では、弥生時代の人々の生活の一端がわかる体験学習等を実施した。同館については大規模改修工事に向け、耐震補強及び延命化工事の設計委託を行った。	
【課題】 ①地域に伝わる歴史文化遺産である尼崎にゆかりの文化財や歴史資料を市民にわかりやすく、積極的に展示する必要がある。また、より多くの来館者を獲得し、リピーターを増やしていくため、目新しく時宜を得た企画・事業を展開する必要がある。さらに博物館や展示に係るサイン・ディスプレイなどの展示備品の充実を図る必要がある。特別展においては、魅力ある展示とするため普段見ることのできない他市資料の借用などを積極的に実施する必要があるが輸送費の高騰、物価上昇により限られた予算内でしか開催できない。併せて博物館業務の安定的な継続に資する専門職の人材確保・育成を行う必要がある。 ②歴史博物館デジタルアーカイブを含めた各種デジタルコンテンツについて、利用者の利便性と満足度を向上させるためには、まず博物館所蔵資料のデータベース強化をできる限り進めていくことが求められる。これと同時に、今後も蓄積し続けるデータベースに対して、利用者が求める情報に迅速かつ正確にアクセスできる環境整備が必要である。	
【課題】 ③計画に記載された、文化財保護行政の方向性を示すマスタープランに基づき、地域と連携したアクションプランを着実に実施していく必要がある。併せて、地域の特色ある文化財をまちづくり等に生かす取組を推進し、地域総がかりで歴史文化遺産を総合的・一体的に保存・活用を推し進める必要がある。 ④旧尼崎紡績本社事務所の取組については、文化財の価値を実感してもらうため、魅力向上・情報発信などの保存・活用に向けた機運醸成の取組を継続する必要がある。また、旧尼崎紡績本社事務所保存・活用に関する指針に基づき、今後の保存・活用方法の方向性を検討する必要がある。敷地については市民等の憩いの場となるように更なる整備を進める。建物については今後の保存・活用に向けた基礎データの収集が必要である。	
【課題】 ⑤学校では学べない、歴史博物館ならではの歴史体験学習メニューの拡充を検討し、児童が尼崎市の歴史について更に興味関心を持ち、再び来館してもらえるよう学習内容の充実を図る必要がある。また、田能資料館では、新たな来館者の確保に向けた企画展・体験学習等の創意工夫が必要である。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	旧尼崎紡績本社事務所の敷地整備の実施(文化財保護啓発事業)
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	旧尼崎紡績本社事務所の敷地整備の実施(文化財保護啓発事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・歴史博物館の企画展・特別展について、専門職の知見を活かしつつ、外部有識者や市民等の視点も取り入れた企画立案の仕組みの検討を行うとともに、他の博物館施設や旧尼崎藩ゆかりの地域等との連携によるストーリー性のある企画展開を行うなど、展示内容の幅と関わりしるを一層広げる取組を進めていく。

・国登録有形文化財に登録された旧尼崎紡績本社事務所について、敷地を市民の憩いの場となるよう整備を進めるとともに、建物の文化財価値を引き続き周知する。また、構造基礎調査の結果を踏まえ、今後の保存・活用方針の具体化に向けた検討を着実に進めていく。

・あわせて、城内地区周辺における公有財産の今後の活用方向性も見据えながら、歴史博物館が所蔵する歴史的公文書や埋蔵文化財等の保管環境についても整理を図る。

令和8年度の取組

【歴史博物館の魅力向上と情報発信】

①歴史文化遺産の収集、調査、整理を着実に推進する。また、歴史資料は確実に保存・活用し、シビックプライドの醸成に資するよう取組を継続する。若手職員を中心とした研修会を定期的に行い、それぞれが持つ分野の業務内容や博物館の機能について相互の理解を深めていく。特別展では、都市化の進捗が早かったため、地域に埋もれてしまった文化遺産である尼崎の古墳に着目して実施する。さらに、本市の資料とともに他都市の古墳出土資料を比較しながら、わかりやすく紹介する。情報発信についても博物館や展示に係るサイン・ディスプレイなどの充実に向けた検討を行う。

②まずは所蔵資料のデータベース化を進め、歴史博物館デジタルアーカイブ等の公開コンテンツで発信し、さらに中身を充実させる。

【文化財保存活用地域計画の推進】

③計画に記載された措置(アクションプラン)については、関係部局や市民等との連携を強化し、地域の特徴を生かした地域振興に資する歴史文化遺産を総合的に保存・活用していく。

④旧尼崎紡績本社事務所については、指針に基づき、保存・活用の機運を醸成するため、今後も建物の限定公開等の各種イベント、講座・講演等の様々な機会を通じて、その必要性について市民の理解を深めていくよう取り組んでいく。また、敷地を市民等の憩いの場となるよう園庭を整備し、建物については、今後の利活用の検討に向けた構造基礎調査を実施する。

【地域の歴史を通じた学習の支援の継続】

⑤歴史博物館の展示を通して実施する歴史学習や市民講座、体験学習等の教育普及活動について、SNS等を駆使し、更なる情報発信を図る。市民とともに歩む博物館として、市民のシビックプライドの醸成を図り、多くの市民の関心を高めるように努める。尼崎歴史探索(AMATAN)事業をはじめとする学校団体の見学プログラムを工夫し、更に内容を充実させていく。また歴史教育の場所づくりとして市民と協働するボランティアの養成等をより一層推進していく。さらに、田能資料館では令和9年度の延命工事実施に向け、工事準備や休館時における体制等の検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

【歴史博物館の魅力向上と情報発信】

①市民に尼崎の歴史について興味をもってもらい、再来館する機会を増やすため、時節に即した尼崎のシビックプライド醸成に資する企画展・特別展の拡充を行う。

②レファレンス(利用者向け調査相談サービス)のAI化の検討を行う。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01	地域コミュニティ・学び	展開方向	04	スポーツに親しむ機会の充実
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合	↑	45.0	%	49.0	45.0	45.8	45.4	46.0	42.4
B	生涯スポーツ・レクリエーション事業参加者数	↑	5,202	人	11,000	5,202	6,614	7,103	7,280	5,978
C	学校開放利用者数	↑	537,279	人	690,000	537,279	687,560	701,632	698,117	730,721
D	地区体育館等利用者数	↑	345,060	人	364,000	345,060	335,781	371,598	361,806	395,303
E	誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数	↑	31,928	人	69,000	31,928	47,240	50,851	62,450	59,752

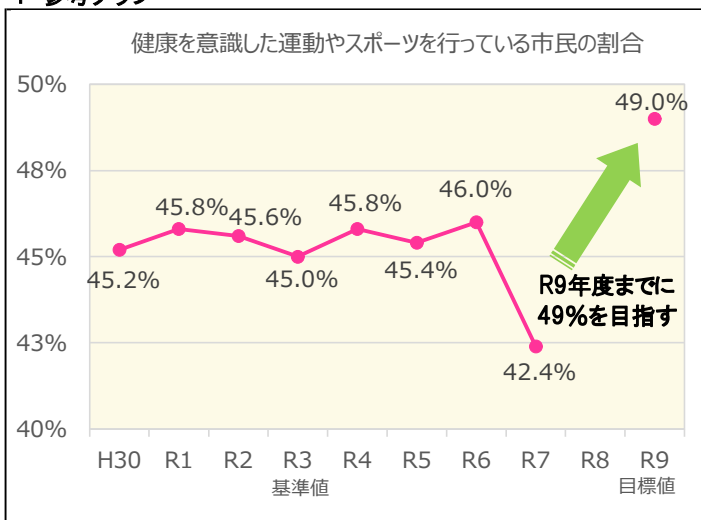
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【子育て・働く世代、高齢者、障害者スポーツの推進】(目標指標A・B) (目的)市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会と場の提供などにより、市民スポーツの振興や健康の増進、コミュニティの形成を促進するとともに、スポーツを行っている市民の割合の向上を図る。 ①<幅広い世代を対象としたスポーツの推進> あまがさきリレーマラソンにおいて、例年行っている10.2kmリレー、5.1kmリレー(ファミリーリレー)に加え、1.7kmリレー(親子ペアラン)を新たに設けたことで未就学児が参加できる機会の提供を行った。 ②<障害者スポーツの促進> 車椅子バスケの体験会をスポーツフェスティバルで行い、ホームページで障害者スポーツに関するスポーツ推進委員の活動の情報発信を行った。 ③<地域スポーツ団体と共に取り組むスポーツの推進> 各種スポーツ団体の事務局機能を担う中で、モルック体験教室など、団体事業の支援や団体間の連携の創出を図り、活発な活動を促した。 ④<生涯スポーツの促進> 市民の永年のスポーツ活動を対象とした「生涯スポーツ賞」の選考のほか、指導的立場で本市スポーツ振興に貢献した市民や、国際大会等で優秀な成績を収めた市民に「体育功労者賞」「スポーツ特別賞・スポーツ賞」を授与した。	
【多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保】 (目的)地域クラブ活動を推進することで、子どもたちの多様な学びの機会を持続的に確保する。 ⑤<地域クラブ活動の推進> モデル校3校に設置した「アマカソクラブ」(13クラブ)の運営及び「認定地域クラブ」の増に取組んだ(R8.3.31現在:53クラブ)。また、令和8年1月、生涯学習プラザ等において保護者等説明会を実施し、本市の取組内容を説明するとともに、生徒や保護者の不安の解消に努めた(7か所計877人参加)。 ⑥<学校開放の取組> 学校開放では、730,721人の利用があり、おおむね横ばいの利用状況であった。その他、地域クラブが17時から19時まで利用することになるため、学校開放利用団体に一定の利用制限が生じる旨の通知を行った。	
【健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保】(目標指標C・D) (目的)健康ふれあい体育館等を通じて、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。 ⑦<健康ふれあい体育館・社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進> 大庄健康ふれあい体育館新築工事の実施設計を行った。また、園田体育館の長寿命化改修工事の基本設計を行った。 ⑧<本市とゆかりのあるスポーツチームと共に取り組むスポーツの推進> 引き続きキボタスピアーズと連携し、バレーボール教室(36人)、交流試合(28人)、無料観戦デー(361人)を開催した。また、SEKISUIチャレンジャーズとは「尼崎ボウル」やXリーグ公式戦を共催したほか、前年度に引き続き武庫の里小学校でフラグフットボール教室を地域事業者とも連携し実施した。	
【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】(目標指標E) (目的)各種スポーツ大会を契機として、市民のスポーツへの関心や参加意欲を高め、本市のスポーツの推進と競技力の向上を図る。 ⑨<全国大会等の誘致によるスポーツの機運醸成> 2025-26 大同生命SV.LEAGUE WOMEN「大阪マーヴェラス」による尼崎市民向け無料招待を行い、観戦をきっかけとして、スポーツへの関心や参加意欲を高める取組を行った。 ⑩<ワールドマスターズゲームズの実施に向けた取組> ワールドマスターズゲームズ2027関西の水球が令和9年5月に尼崎スポーツの森で開催することから、実行委員会・専門部会を設立し、各種計画等の調整事務を進めた。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	地域クラブ活動の推進(地域クラブ活動推進事業、中学校施設整備事業)
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	地域クラブ活動の推進
2	トレーニング指導業務委託の見直し
3	(仮称)「生涯スポーツ賞」表彰の実施(市民スポーツ振興事業)
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	地域クラブ活動の推進(課外クラブ関係事業)
2	大庄西中学校跡地の整備(健康ふれあい体育館整備事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・地域クラブ活動の推進については、子どもたちやその保護者等が安心して参加できるよう丁寧な説明を継続するとともに、会費等の受益者負担と困窮世帯への支援の在り方をはじめとする各種課題への対応や活動環境の整備を一体的に進めていく。

・障害の有無にかかわらず誰もがスポーツに親しめる機会の充実を図る観点から、あまよう特別支援学校プールについて、障害福祉サービスやパラスポーツの活動場所としての活用可能性を関係部局間で連携して検討を進める。

令和8年度の取組

【子育て・働く世代、高齢者、障がい者スポーツの推進】

- ①親子を対象としたスポーツ体験教室について、リレーマラソン会場や学校、生涯学習プラザなど、様々な機会を捉えて実施していく。
- ②③障害の有無や世代に関わらず地域で日常的に誰でも参加できるスポーツ環境の整備について、既存の活動への参加や連携、新たな活動への支援方法について関係団体と協議検討を行う。
- ④「生涯スポーツ賞」をホームページや市報等を活用し広く周知を行う。

【多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保】

- ⑤⑥「アマカツクラブ」指導者の確保に向けては、謝金を増額するとともに、中体連大会参加に必要な指導者資格取得費用を支援する。認定地域クラブの拡充に向けては、新規立ち上げに係る支援金制度を創設する。会費等の受益者負担についても、困窮家庭等への支援の在り方とあわせて検討を進める。活動場所となる学校施設については、夜間照明の設置を進めるとともに、教室等の使用に係る管理手法、スマートロック等の施設管理の手法、学校備品等を含む費用負担の考え方などについて、学校施設の管理の検討を行う。取組全体の進捗状況等について、市報や専用ホームページ、動画コンテンツなどを活用しながら、広く周知を図る。

【健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保】

- ⑦大庄健康ふれあい体育館の新築工事開始に伴い、令和10年度中の供用開始に向け、庁内関係部局と連携を図るとともに、地元との情報共有を密にし、円滑な事業推進に向け丁寧な調整を進める。また、園田体育館長寿命化工事に伴う休館時は、園田東生涯学習プラザにて継続的に活動できるよう取り組む。
- ⑧引き続きクボタスピアーズとの取組を行うほか、SEKISUIチャレンジャーズと協働の取組を進める。また、スポーツを通じた地域活性の取組について、産業や観光施策とも連携を図る。

【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】

- ⑨関係団体と新たに協議し、尼崎市民向けに無料招待を行うなど、観戦をきっかけとしてスポーツへの関心や参加意欲が高まるよう環境整備を進める。また、引き続きホームページ並びにペイコム総合体育館及び地区体育館にて各種大会の開催について周知を行い、観戦者数の増加を図る。
- ⑩令和9年5月開催予定に向け、実行委員会・専門部会を実施し、各種計画等の作成や本市の魅力発信を行い、機運醸成の一層の推進を図る。

主要事業の提案につながる項目

【多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保】

- ⑤⑥地域クラブの充実、指導者支援、周知・広報、困窮家庭支援及び会費等受益者負担の在り方整理、学校施設の整備や管理の在り方等を整理し、必要な施策の推進を図る。

【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】

- ⑩開催に伴い、水球競技が円滑に実施できるよう取り組むとともに、参加者及び来場者に向けたおもてなしイベントを実施する。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	01	地域における人権尊重の取組の推進
主担当局	地域協働局				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合	↑	68.6	%	82.6	68.6	69.6	67.9	74.8	74.0
B	「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合	↑	83.6	%	90.0	83.6	79.2	81.9	83.7	80.7
C										
D										
E										

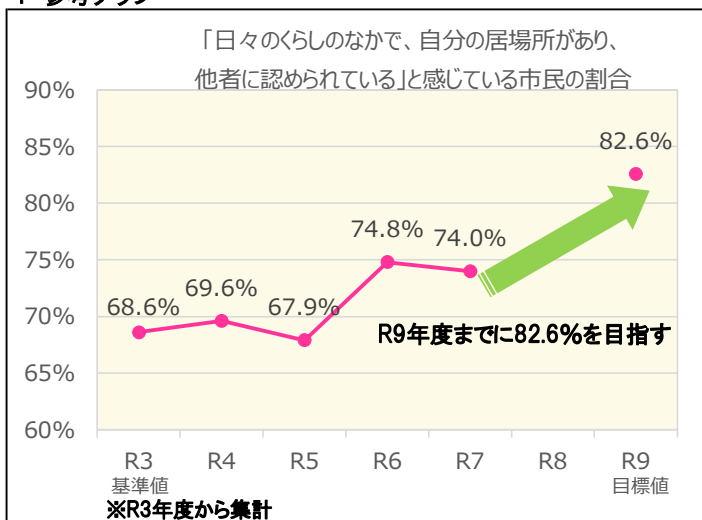
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】(目標指標A) (目的)必要な情報提供や場づくりの支援を行い、市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係づくりを推進する。 ①<<多様なルーツを持つ市民が交流できる場づくり>> ベトナム人親子が多く居住する小学校で実施した「ベトナムあかちゃん交流会」では、地域で子育て支援している方や、日本語教室を運営している方などキーパーソンの発掘を意識しながら連携して取り組んだことで、保育所や地域住民との顔の見える関係性が生まれ、その後の住民発意のベトナム人親子交流会の実施にもつながった(1回目20名・2回目30名参加)。 また、多文化交流イベントの実施経験が豊富な市民グループの協力のもと、これまで実施できていなかった地域でも新たに多文化交流イベントを実施することができた。 ②<<関係部局や地域住民・団体とが連携した場づくり>> 地域振興センターが、スクールソーシャルワーカーや民生児童委員と連携し、支援が必要な子どもの居場所を運営したり、栄養士や保健師等と連携し、乳幼児を持つ保護者の悩みを相談できるお話し会を実施したりし、交流や支え合いの場づくりに継続的に取り組んでいる。 これらの取組のほか、新たに生涯学習プラザの登録グループと連携することで、書道や着付けをテーマにした外国籍住民と地域住民が互いに交流する機会の創出につながったほか、毎月の地域交流会で外国籍住民との顔の見える関係ができるなど、今後の継続的な交流の実施につながるきっかけとなった。	
【地域における人権学習・啓発の推進】(目標指標A・B) (目的)生活の身近な場で人権学習・啓発を実施し、人権を自分の問題として捉え、様々な人権問題について理解を深める。 ③<<人権に関する歴史等正しい知識の普及啓発>> 多様な人権問題について、歴史等を語りで表現する講演会による「水平社誕生物語」講演会や映画会を実施するなど、差別解消の歴史や正しい知識を学ぶための取組を行った。また、市報特集号を活用し、当事者が望んでいない配慮などを身近な例を用いてわかりやすく発信したことで、当啓発内容が市全体に改めて広がってほしいとの当事者の声が寄せられた。ひょうご・ヒューマンフェスティバルで人権擁護委員による人権相談、当事者団体による電動車いす体験、デフリンピックの周知など、県をはじめ多様な団体と共催したことにより、1,300人の来場者のもと、当事者の現状を広く自分事として考える機会となった。 ④<<拉致問題への啓発>> 国が定める12月の啓発週間に合わせ、啓発パネルの展示や啓発ビデオの上映会のほか、新たに尼崎城のブルーライトアップを実施し、理解を深める取組を行った。 ⑤<<震災と人権>> 阪神・淡路大震災から30年となることから、災害に起因する人権課題について、男女共同参画の視点における防災、震災と外国人など地域コミュニティの大切さを改めて考えるテーマで市内5地区において講演会等を実施し、理解を深めた。(じんけんスタディツアー) ⑥<<平和啓発>> 戦後80年となることから、「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間展(パネル展示)」、「ひめゆり学徒隊のパネル展示」、沖縄戦をテーマにしたDVD上映を2地区で実施した(生涯学習プラザ3地区、小・中学校の各1校)。また、ひょうご・ヒューマンフェスティバルにおいても、小・中学生が平和をテーマに描いた絵画展示など、戦争の悲惨さや平和の尊さを広く学ぶ機会を創出した。(記念体育館) ⑦<<子どもの権利について>> 子どもの権利をテーマに児童虐待の類型や子どもへの影響、ヤングケアラー等についての講演会を開催し、子どもの権利とそれを守るために何が必要で何が大切な、安心して暮らしていける地域づくりとは何かを、教員と地域住民がともに学び考えることができた。 ⑧<<人権教育小集団学習>> 市民の主体的な学習活動の機会を持続的に確保するため、人権学習に取り組む29の小集団学習グループの活動を支援した。小学6年生と一緒に学習を行うグループもあり、子どもと学習内容を共有することで、家庭での会話が増えたという意見もあり、人権に対する意見交換が行える場を提供した。	
①②マイノリティ当事者や支援者の思いや困りごとを知るためには、身近な場所で気軽に交流したり学んだりする場が更に必要である。	
③～⑦広く人権についての正しい知識を周知し、理解を深めるためには、関心を持ってもらえるよう意識して新しい視点を取り入れるほか、啓発手法を工夫する必要がある。	
⑧小集団学習グループの主な母体である各学校のPTA活動のスリム化等に伴い、令和8年度以降の学習中止が相次いでいる。また、PTAを母体としない自主グループにおいても、参加者の就労等の理由から、学習継続が困難な状況にある。	

3 主要事業一覽

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	ひょうご・ヒューマンフェスティバル事業(人権啓発活動地方委託事業)
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和8年度の取組

【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】
①②様々な人権問題をテーマとした学びや交流の場を提供していくとともに、主体的に活動されている団体やキーパーソン探しに引き続き取り組む。他団体や関係部局に活動内容を紹介したり、キーパーソン同士をつないだりするなど、市民の主体的な取組を支援していく。

【地域における人権学習・啓発の推進】
③～⑦人権問題については、正しい歴史認識に加え、社会状況の変化など新しい知識を得られるよう、インターネットにおける人権問題など時世に応じたテーマについて、デジタルサイネージを積極的に活用しながら学習の機会の提供と啓発に取り組んでいく。

⑧小集団学習グループの学習活動支援を継続するとともに、小集団学習グループ以外にも、自分が知りたい人権について気軽に学習できる機会や環境、仕組みづくりを検討していく。

6 評估結果

評価と取組方針

・マイナリティ当事者が地域で孤立しないよう
に、引き続き当事者同士の間での顔の見える
関係性や、地域住民とのつながりが生まれる
ように身近な場所での交流機会の実施に取り
組む。

・地域における多様な人権問題について、正しい知識を持つことや人権問題を自分事として捉えられるように、時世に応じたテーマを取り扱うことや啓発活動の手法を引き続き工夫し、地域の人々が人権問題に関心を持てる環境を継続して作ることで、人権文化いきづまづくりの実現に向けた取組を進める。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	02	人権に関する相談体制と支援の充実
主担当局	地域協働局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R3	R4	R5	R6	R7
A 「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の市民の割合	↑	73.9	%	80.0	73.9	76.3	76.6	77.1	76.5
B 「女性だから・男性だから」という理由で生きづらさを感じると回答した市民の割合	↓	32.6	%	16.0	32.6	31.3	31.2	31.7	33.0
C 「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した市民の割合	↑	81.2	%	90.0	81.2	84.0	82.4	75.6	65.9
D									
E									

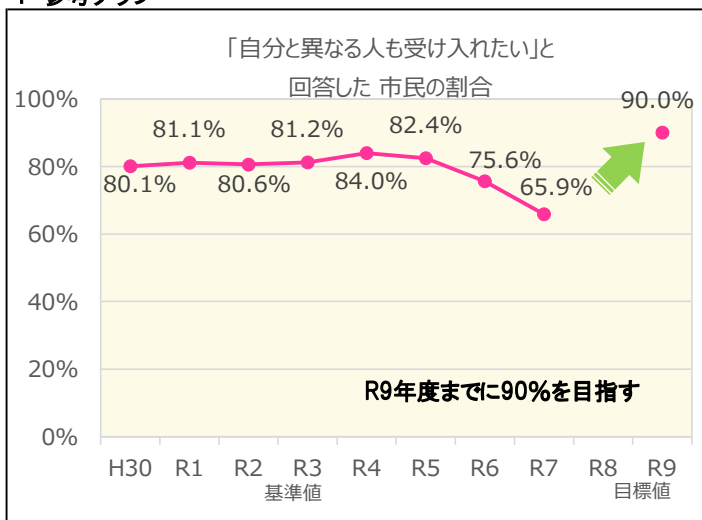
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】(目標指標A・B・C) (目的)男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等を解消するための取組を推進する。	
①<<女性・勤労婦人センター(トレピエ)の事業>>女性活躍推進の一環として実施した異業種間交流会を通じて、参加者がキャリア形成や多様な働き方の可能性など新たな視点を得る機会となった。また、男性や性的マイノリティ相談、パパの子育て交流会(パパ9人・子ども11人参加)を実施したことで幅広い年齢層の方がトレピエに足を運ぶきっかけとなった。 ②<<働く子育ての両立支援>>国の「女性の正規雇用率低下(L字カーブ)の解消」といった課題を背景に、市民意識調査結果でも「長く働きたい」という女性の就業意欲がうかがえたことから、新トレピエの機能として「女性の多様な働き方等の支援」や「コワーキングスペースの開設」を検討していくこととした。 ③<<新図書館とトレピエの連携>>設計・管理運営法人、市(新トレピエ、新図書館、大井戸公園)による三者の関係者協議会を立ち上げ、連携して事業を進めていく旨を新図書館整備等事業実施方針等に盛り込んだ。	①②③女性活躍推進や「働く」と「子育て」の両立支援策等、今日的な課題を踏まえながら、第5次「男女共同参画計画」を策定する必要がある。
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】(目標指標C) (目的)互いの生活や文化を理解・尊重するとともに、外国籍住民が安心して生活できる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する。	
④<<相談支援体制の充実>>外国人総合相談窓口において、外国籍住民から相談を受け、転入時に必要な国保年金加入・学校園等の編入手続きなど、ワンストップによる支援を行った(R7:1,373回、延べ1,892件)。また、行政窓口等に通訳タブレット12台を追加配置し、多言語対応を充実させた。 ⑤<<日本語を学ぶ環境整備>>地域の日本語教室との意見交換会の実施により、ボランティアが抱える課題とニーズを聞き取り、ボランティア同士がつながり、交流できる場を求めるニーズの把握につながった。 ⑥<<子どもへの日本語学習支援>>子ども向けボランティア養成講座を実施し、子ども向け日本語教室を立花地域で新設することができた。また、放課後日本語ボランティア派遣事業は、教育委員会と連携し、昨年度より多くの児童へ支援を行った(R7:7校・12人、R6:3校・6人)。 ⑦<<相互理解の促進>>本市の外国籍住民が増加していることから相互理解を促進するため、外国人を支援する市民団体と各地域振興センターが積極的に連携し、毎月バーベキューや防災イベント等、地域住民と外国籍住民との交流機会を定期的に企画し、開催した。	④相談件数の増加により、相談対応の充実が必要である。 ⑤担い手不足やニーズの多様化に対応する必要がある。 ⑥児童生徒が授業を理解するために必要な日本語の学習支援については教育委員会と市の役割を整理する必要がある。 ⑦生活ルール等の知識不足から地域社会でのトラブルにつながる恐れがあり、交流以外の対応策も必要である。
【姉妹都市・友好都市等との交流】 (目的)姉妹都市(アウクスブルク市)・友好都市(鞍山市)との友好交流を深めるなど、本市における国際交流の発展に寄与することを目指す。	
⑧<<国際交流の一層の推進>>市内中学・高校年代の青少年8人が鞍山市を訪問したほか、アウクスブルク市から10人が本市に訪れるなど、青年使節団の派遣・受入事業を通して姉妹・友好都市との親善交流を深めた。	⑧青年使節団の団員が、その経験を共有し、活動できる機会が十分に確保されていない。
【その他様々な人権問題への取組】 (主な取組を記載。個に寄り添った教育の推進は【施策3-2】、子どもの権利擁護は【施策4-3】、高齢者・障害者の権利擁護は【施策5-2】、障害者差別の解消・合理的配慮は【施策6-3】、認知症対策は【施策7-1】に掲載。)	
(目的)様々な人権問題について、課題を把握し適切な取組を行う。(目標指標A・B・C)	
⑨<<人権に配慮した防災>>災害発生時の避難所生活を想定し、女性や外国籍住民等、多様な避難者ニーズの視点に立った避難所運営訓練や非常食等の備蓄を行うほか、ジェンダーの視点から見る防災クイズ展示を行うことで、実災害における避難行動の意識醸成を図った。 ⑩<<地域総合センターの取組>>市民相互の交流促進や人権啓発意識の普及を図るための講座を多様なテーマで実施するとともに、子どもの居場所事業における、子どもとの関わり方や緊急時の対応等について実践的な研修を実施するなどセンター職員のスキルアップに取り組んだ。 ⑪<<インクルーシブ遊具の設置>>遊具更新において、市内1公園でバケット型インクルーシブブランコを設置するとともに、民間開発における自主管理公園のインクルーシブ遊具の設置について継続して協議した。	⑨⑩⑪当事者が直面する課題やニーズについて知り、支援につなげられるよう、学習機会を提供するとともに、相談しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	コワーキングスペース運営事業(女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業)
2	外国人総合相談窓口等における情報発信・相談対応の充実(多文化共生社会推進事業)
3	地域における日本語ボランティアの養成・支援体制づくり(多文化共生社会推進事業)
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	行政窓口等における通訳タレントの拡充(多文化共生社会推進事業)
2	外国人総合相談窓口の機能強化(多文化共生社会推進事業)
3	経済分野等における国際交流調査・研究事業(姉妹・友好都市等交流関係事業)
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	放課後日本語ボランティア派遣事業(多文化共生社会推進事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和8年度の取組
【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】 ①②テレビエに、テレワークやフリーランス活動、育休復帰・就労・再就職に向けた資格取得等の準備やキャリアアップ等について相談ができる託児付きコワーキングスペースを新たに設置する。また、国の男女共同参画計画や本市男女共同参画に関する市民意識調査等を踏まえ第5次男女共同参画計画を策定する。 ③新図書館の整備事業により、ホール等の貸館機能が新図書館に移管されるため、現在ホール等を使用しているテレビエ事業が継続できるよう、新図書館等の関係部局とも情報共有を図りながら検討を進めていく。
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】 ④⑦AI同時通訳ツールを導入し、多言語での情報発信に努めるとともに、公用スマートフォンを導入し、軽易な相談についてはSNSでも対応できるよう相談機能の充実を図る。 ⑤⑦日本語ボランティア養成講座を市内6地区で実施し、受講者等を登録するボランティアバンクを構築するほか、ボランティア間の情報交換や交流会を実施し、新たな担い手の確保やボランティアの活動しやすい環境を整備し、日本語を学べる環境づくりに努める。 ⑥放課後日本語ボランティア派遣事業は、事業の在り方や役割を教育委員会と協議し、令和9年度以降の事業の実施主体や運営方法について検討する。
【姉妹都市・友好都市等との交流】 ⑧青年使節団の団員が、帰国後にその経験を地域イベントで語るなど、地域の多文化共生イベント等に参画できるような仕組みを検討する。
【その他様々な人権問題への取組】 ⑨⑩⑪児童相談所が設置されることから、子どもの人権をテーマに「じんけんのつどい」を実施するなど、市民が自分事として学ぶ機会を提供するとともに、相談窓口など支援につながる情報の周知にも取り組んでいく。

6 評価結果

評価と取組方針
・外国籍住民からの相談件数が増加しているなか、外国籍住民が安心して相談できる、効果的かつ効率的な手法について検討を進める。 また、日本語ボランティア養成講座の横のつながりを活発にし、日本語を学べる環境づくりの取組を進める。
・テレビエの託児付きコワーキングスペースでは男女共同参画の視点、とりわけ女性のキャリアアップやスキルアップを支援する視点も踏まえながら、女性の多様な働き方の支援を推進する。

主要事業の提案につながる項目
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】 ④⑦今後も増加が見込まれる相談について、効果的かつ効率的な対応策を検討する。また、外国籍住民が日本のルールやマナー等を学べるよう、その手法について、地域の日本語教室や日本語学校など関係機関及び、関係部局と連携しながら検討する。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	03	学校園などにおける人権教育の推進
主担当局	教育委員会				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	「一人ひとりの心や命を大切にすると答えた児童生徒の割合	↑	67.3	%	84.0	67.3	65.7	64.1	63.9	64.3
B	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	↑	小 95.9 中 95.7	%	全国平均以上 小 97.2 中 95.9	小 95.9 中 95.7	小 95.6 中 96.2	小 96.2 中 94.9	小 95.5 中 95.1	小 97.2 中 95.9
C										
D										
E										

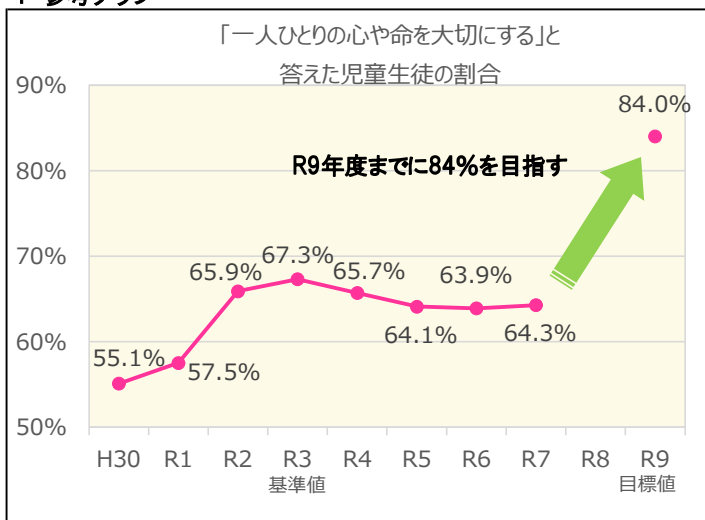
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【実践的行動力を育成する人権教育の推進】(目標指標A) (目的)人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成する。 ①<多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる取組の推進>小・中学校で作成した道徳教育及び人権教育に係る全体計画・年間指導計画に基づき、各校において教育活動を実施した。令和7年度はこれまでの3つの重点項目「生命を尊重する心の育成」「規範意識の育成」「人権教育の推進」に、「多様な性・性教育の推進」を加え、講演会を74回、校内研修を23回実施した。	
【学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成】(目標指標A) (目的)学校での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊心を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を培う。 ②学校内外での様々な体験活動の実施>環境体験や自然学校等の様々な活動を通して、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自立心を育んだ。また、学級活動や児童会・生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成した。尼崎歴史探検(AMATAN)事業等で尼崎市の歴史を学ぶことや、AMAフレンドシップ事業において、奄美の方との交流、自然や文化体験を通して学んだことを本校で報告すること等により、尼崎市への愛着と誇りを育成するとともに、地域社会に参画する態度を育成した。	
【いじめ未然防止対策の充実】(目標指標B) (目的)学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、いじめから子どもの生命と安全を守る。 ③<いじめに対する教職員の正しい理解と感度を上げる取組>指導主事による年2回の学校訪問、「教職員用いじめ防止リーフレット」の配付、実践型研修及び校内研修の実施、市立小・中・高等学校を対象に学期に1度、いじめに関する市内統一アンケートを実施することにより、いじめ認知を高い水準で行うことができた。また、いじめ重大事態の認定件数も増えた。 ④<インターネットいじめの防止に向けた取組>小学校41校、中学校17校、高等学校3校において専門的知識を有する外部講師等による具体的な事例をもとに出前授業を実施した。インターネットトラブルや情報モラルの向上を図り、児童生徒が情報を正しく効果的に活用することにつながった。スマホサミットでは、参加した児童生徒がスマートフォンの利用方法について考え、各学校でスマホルール等について啓発活動を行うことにより、参加していない児童生徒にもSNSに係るトラブルや人権侵害について考える機会となった。 ⑤<校則(学校生活のルールや決まり)の見直しに向けた取組>校則の見直しに関するガイドラインに基づき、児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みの構築、必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせた制定、校則の公表の3つの観点から、校則が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくものとなっているか検証し、学級討議や生徒会との意見交換等を通じて見直しを進めた。	
【日本語指導を必要とする幼児児童生徒への支援】 (目的)外国人の幼児児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援のため、心理面・言語面のサポートを行う。 ⑥<学校園生活への早期適応に向けた支援>多文化共生支援員の増員により、日本語指導を必要とする全ての幼児児童生徒を支援した。さらに、通訳アプリの導入により授業内容の定着を図るとともに、携帯型通訳機器を全ての学校へ導入し、授業以外の面での児童生徒間や教職員保護者間のコミュニケーション増進を図った。また、市の多文化共生教育の方向を示すとともに、学校園での外国人幼児児童生徒受入の助けとなる「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)を策定した。	
①人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、幅広い人権課題に取り組むことで、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成する必要がある。特に、「外国人差別」や「インターネット上の人権侵害」をはじめとする新たな人権課題に対する取組が必要である。 ②学校内外での様々な体験活動の目的や内容を明確にし、児童生徒が試行錯誤を通して自己認識や自尊心を高め、豊かな人間性と社会性を身に付けることが必要である。また、教育活動全体を通して、児童生徒の道徳性を養い、よりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等、生き方を考える機会の充実を図っていく必要がある。 ③いじめ対応については、組織対応力が不十分な部分が一部あることから、学校の課題に適した研修等の取組を行う必要がある。また、重大事態調査の増加や保護者からの要求等、様々な課題が増加している。問題を迅速に解決し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保及び教育活動に専念するための支援体制が必要である。 ④児童生徒のスマートフォン所持率の増加や、利用年齢の低年齢化から、スマートフォンを介したトラブルが増加傾向にある。トラブルの未然防止のために、道徳及び出前授業等をはじめ、学校生活の様々な機会を捉えて、実態に応じた指導を継続するとともに、生徒自らがスマートフォン等の取扱いに関し、トラブルやいじめを未然に防ぐ力を身に付けられるようにする必要がある。 ⑤校則の見直しに関するガイドラインに基づき、校則は絶えず内容の見直しが必要である。児童生徒が校則を自分事として捉え主体的に守れるよう、意見聴取等を行い時代に即した内容にする必要がある。こうしたことから、子どもの意見をしっかりと聞き、取組に反映させる仕組みが必要である。	
⑥多文化共生支援員については、在留外国人の増加・多様化が想定されることから一層の充実が必要である。通訳アプリ等ICT機器については、有効な活用方法の研究・周知が必要である。ガイドラインについては、現場での活用に向けた周知・更新の取組とともに、特に要点である初期日本語指導や学習言語習得支援の充実・強化が必要である。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	スクールロイヤーの設置
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・学校支援専門家派遣事業による弁護士とスクールロイヤーのそれぞれの位置づけを踏まえた効果的な活用と併せ、ICTの活用や教職員と市職員との役割分担など学校現場の事務負担を軽減する仕組みの検討を進め、いじめ事案への組織的対応力を高めるとともに、そもそもいじめを生まない学校文化の形成を図る。

・日本語指導が必要な児童生徒への初期支援については、先行自治体の事例や国の検討状況を踏まえ、拠点型・派遣型双方の視点で検討を進めるとともに、放課後日本語ボランティア派遣事業など関連事業との役割分担について関係部局間で連携し、効果的かつ効率的な支援体制の構築を図る。

令和8年度の取組

【実践的行動力を育成する人権教育の推進】

①引き続き、学校の実情に応じた人権課題に関する講演会や研修を支援し、児童生徒の自己肯定感や自尊感情を育成する。特に、「外国人差別」や「インターネット上の人権侵害」など、身近で新たな人権課題となるテーマの学習を推進できるように学校園に啓発する。

【学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成】

②体験学習や環境学習を通じて、命の大切さを学び、児童生徒が主体的に考え、行動し、よりよく問題を解決することができるように「生きる力」を育成する。そのため、各学校の取組の充実を図るとともに、好事例を紹介する等、市全体で効果的な取組の共有を図る。各事業後のアンケートや参加者の意見を集約し、その効果と課題を把握し、児童生徒の達成感や自己有用感を高め、その経験を後の生活や学習に生かす態度を育むことができるように検討を進める。

【いじめ未然防止対策の充実】

③困難な課題に対し、スクールロイヤーの助言で迅速な問題解決につながる事案が増え、相談件数や研修依頼が増加している。今後はスクールロイヤーによる事例研修や初期対応等の研修実施により、教員のいじめ対応力や事案対応力の向上を図る。また、重大事態調査が増加していることを受け、第三者委員会調査や学校調査を迅速に行える体制を検討する。

④児童生徒の情報モラル向上のため、支援員を派遣し出前授業を実施する。校種の枠を超え児童生徒が主体的にスマホルールやインターネットの活用について考える機会としてスマホサミットも継続実施するとともに、参加していない学校には取組を共有し、参加を促進する。

⑤校則の見直しに児童生徒自身が参画し、身近な課題を自ら解決するような取組を展開することで児童生徒の主体性の育成を促進する。年2回の学校訪問において、校則の見直しや改定の状況の確認を行うとともに、他校での実践例を紹介するなど、各学校が子どもの実態に合った校則の見直しに取り組めるように助言、支援を行う。

【日本語指導を必要とする幼児児童生徒への支援】

⑥多文化共生支援員の確保については、引き続き各種団体等とも協力して取り組む。ガイドラインについては、研修等で周知を図り、その内容についても適宜更新を図る。初期日本語指導や学習言語習得については、学校園所に支援を行うとともに、地域のボランティアが担う日本語教育への取組の検討等を通じ、充実を図る。

主要事業の提案につながる項目

【いじめ未然防止対策の充実】

③学校に対して困難な要求に対する対応や研修の講師依頼も増加していることから、スクールロイヤーの勤務日を増やす等の体制を強化し、平時からの教職員のいじめ及び事案対応力の向上を図る。また、いじめ重大事態の増加により学校や第三者委員会の調査にかかる時間が増大していることから、迅速かつ適切に対応できる体制の構築を進める。

【日本語指導を必要とする幼児児童生徒への支援】

⑥初期日本語の学習支援が必要な児童生徒は増加傾向にあることから、プレクラス等の効果的な初期支援の実施に向けて検討を進める。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	04	市職員・教職員などへの人権教育の推進
主担当局	総務局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R3	R4	R5	R6	R7
A「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができた」と回答した市職員の割合	↑	—	%	100	—	90.2	92.1	99.1	96.1
B「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる市職員の割合	↑	—	%	100	—	89.3	90.4	87.9	90.0
C「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合	↑	93.0	%	100	93.0	84.8	94.3	96.1	90.3
D									
E									

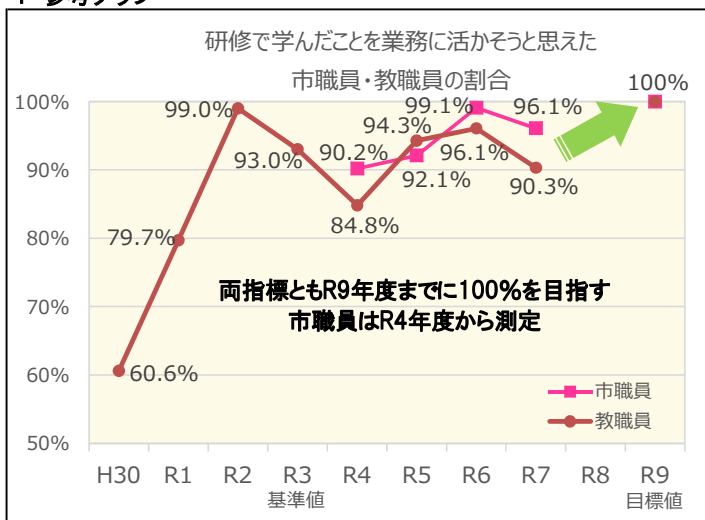
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【市職員への人権研修】(目標指標A・B) (目的)市職員への人権問題に関する研修を実施し、人権問題の正しい理解を深め、人権に対する感度を上げていくとともに、すべての職員が市民の人権を実現するという姿勢で業務に取り組んでいくよう職員の資質向上を図る。	
①<<職員意識調査の結果等を踏まえた対応>> 令和6年度に実施した人権についての職員意識調査の結果を踏まえ、特に若年層の傾向を意識し、正確な知識と当事者意識を持つことのできるよう、フィールドワークなども通じて多様な人権問題について学べる研修機会を確保した。	①若年層を中心にインターネットからの情報取得が進む中、国が令和7年に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」においても、横断的な人権課題として「インターネット上の人権侵害」が示されていることなどから、職員として「責任ある情報発信」の観点を持ち、インターネットリテラシーの向上を図るための取組が必要である。
②<<多文化共生への意識醸成>> 令和7年3月に策定した尼崎市多文化共生社会推進指針に基づき、職員一人ひとりが本市の外国籍住民の状況やニーズを知り、自分ごととして捉え各事業に活かすことのできるよう、多文化共生に関する所属長向け研修を実施し、その後全職員への伝達研修に取り組んだ。	②多文化共生の取組に限らず、研修等で得た知識を事業や業務に反映できるよう、引き続き当事者意識の向上を図る必要がある。
③<<カスタマーハラスメント(カスハラ)への対応>> 本庁舎の電話機に通話録音システムを導入するとともに、啓発ポスターの掲示を開始した。また、カスハラに対する正しい知識を身に付け組織として対応していくため、課長級職員を対象にカスハラ対策に知見のある弁護士を講師とした研修を実施するとともに、窓口職場の職員を対象にカスハラをテーマに取り入れた接遇研修を実施した。	③カスハラ対策については、これまでの取組により一定の体制整備が図られた。今後は、更なる対策の必要性や運用上の課題等について、現場で対応する職員の意見やニーズを的確に把握していく必要がある。
【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】(目標指標C) (目的)教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊厳存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じることができるよう育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見、対応・体罰のない教育環境に取り組む。	
④<<教育課題の変化に応じた研修の実施>> 「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座(4回)を開講するとともに、今年度は全ての校種の人権教育担当者を対象とした日本語指導が必要な児童等への対応についての研修(2回)を実施し、人権への感度を高めることができた。	④日本語指導が必要な児童等への支援について、各学校園での取組の共有や事例検討を行うとともに、研修において「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」の周知を図ることで、より実践的な支援につなげる必要がある。
⑤<<いじめ防止に向けた取組>> 初任者研修ではいじめ事案の対応における初期対応の大切さについて学ぶとともに、「情報セキュリティ研修」や「子ども理解のための研修講座」において、児童生徒理解、いじめ等への対応力の向上を図った。	⑤オンライン上やSNSでのいじめ等、いじめの多様化・複雑化への対応、また様々な発達特性への理解や対応が課題となっている。
⑥<<体罰防止に向けた取組>> 改めて「体罰等防止ガイドライン」の周知を行うとともに、児童生徒理解を深め人権意識の向上につながる研修を行うことで、体罰を防止するとともに、体罰等によらない指導について啓発した。	⑥体罰等防止ガイドラインは、学校現場に浸透してきているが、体罰・暴言等が依然としてゼロにはなっていないため、更なる児童生徒理解を深める必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	カスタマーハラスメント対策の実施(カスタマーハラスメント対策事業)
2	日本語指導に関する教職員研修の充実(教職員研修事業)
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・人権に関する正確な知識と当事者意識を持ち、職員が業務に取り組んでいけるよう、時宜を得たテーマ設定や手法を工夫した職員研修に引き続き取り組み、多様な人権課題について学べる機会を確保していく。

令和8年度の取組

【市職員への人権研修】

①②職員一人ひとりが「責任ある情報発信」の観点をもって職務にあたるよう、インターネットリテラシーに係る取組を展開するとともに、引き続き若手職員を中心に、あらゆる人権問題を自分ごととして捉えることができるよう工夫した人権問題研修を実施する。
 ③職員のニーズを把握し、ニーズに応じたカスハラ対策研修の実施を継続していく。

【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】

④日本語指導が必要な児童等への対応について学ぶとともに、多文化共生社会の実現に向けた人権意識の涵養を目的とした教職員研修を引き続き実施する。
 ⑤引き続き、教員のいじめに対する感度を向上させる機会を充実させるとともに、特別なニーズのある子どもへの関わり方など、現場の声や時流に応じた内容で継続した取組を行っていく。
 ⑥引き続き、児童生徒理解のためのポジティブ行動支援に係る研修を全校種及び初任者、2年次、3年次、中堅教諭を対象に実施するとともに、初任者研修において体罰防止研修を新たに加え、指導方法の改善につなげる。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03 学校教育	展開方向	01 確かな学力の保証と健やかな体づくり
主担当局	教育委員会		

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較	↑	小(国)△2(算)0 中(国)△4(数)△2	ポイント	全国平均以上	小(国)△2(算)0 中(国)△4(数)△2	小(国)△2(算)△1 中(国)△3(数)△2	小(国)0(算)0 中(国)△4(数)△3	小(国)△1(算)+1 中(国)△3(数)0	小(国)0(算)0 中(国)△2(数)△1
B	あまっ子ステップ・アップ調査におけるD層の児童生徒の割合	↓	小 25.6 中 26.2	%	24.0	小 25.6 中 26.2	小 22.8 中 26.0	小 22.8 中 25.4	小 22.2 中 24.0	小 22.2 中 24.9
C	授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	↑	小(国)79.6(算)83.6 中(国)71.8(数)70.5	%	小 85.0 中 75.0	小(国)79.6(算)83.6 中(国)71.8(数)70.5	小(国)77.7(算)79.1 中(国)71.7(数)69.6	小(国)81.2(算)77.9 中(国)73.1(数)66.5	小(国)82.2(算)81.2 中(国)78.7(数)71.5	小(国)78.5(算)77.2 中(国)71.7(数)67.0
D	小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	↑	小 51.2 中 40.2	ポイント	小 53.0 中 44.0	小 51.2 中 40.2	小 51.3 中 39.7	小 52.2 中 39.4	小 51.0 中 39.1	小51.9 中40.9
E										

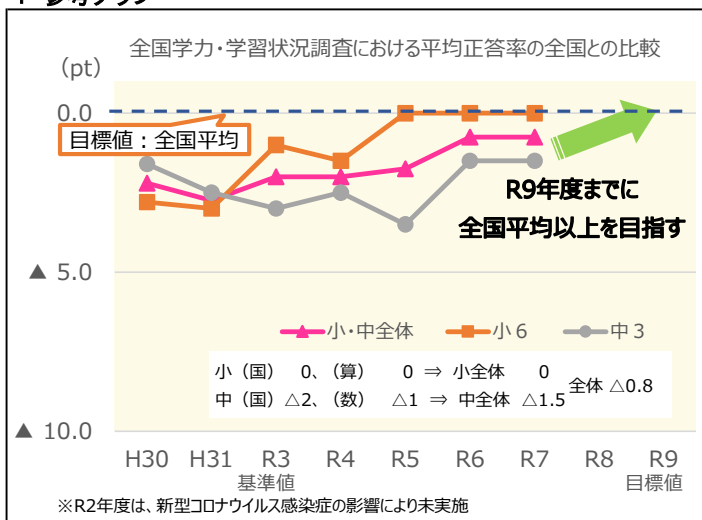
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成】 (目標指標A・B・C) (目的)ICTを活用した学習のデジタル化を積極的かつ効果的に促進し、個別最適な学びの実現を図るとともに、児童生徒同士の学び合い、多様な他者と問題の発見や解決に挑む授業展開など、協働的な学びの実現を図る。	
①<基礎学力の定着の取組>各校の実情に応じた常学習、放課後学習を実施し、基礎学力の定着を図った。また、「あまっ子ステップ・アップ調査」の成果や課題を経年で分析し、年々、全学年、学力低位層が減少傾向にあり、基礎学力の定着に一定の成果がみられた。ことは探究科については、詳細検討を進める中、次期学習指導要領の改訂において、特例校申請を行わずとも読解力の育成等が可能であることが明らかになった。 ②<個別最適な学びと主体的・対話的で深い学びの実現>より確かな学力向上を目指し、中学校から実践モデル校を4校選定し、読解力を養うためのデジタル教材に取り組んだ。また、個々のつまづきを早期に発見・解消するため、学習支援員を配置するとともに、AI型デジタル学習支援ドリルの活用等により個に応じた学習を推進した。 ③<学校における学習活動や家庭での読書活動の推進>市立小学校及び特別支援学校の児童生徒に対し、電子図書館のIDを配付し、学習活動や読書活動を推進している。こうした取組を踏まえ、中学校への電子図書館のIDの付与を見据え、モデル校として中学校2校に電子図書館のIDを配付した。	①全国学力・学習状況調査や「あまっ子ステップ・アップ調査」において、文章の読み取りや記述式問題等に課題がみられるため、更に詳細な取組の効果検証が必要である。 ②今後も、継続して学習活動の土台となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、語彙力や読解力等の言語能力といった学習の基盤となる資質・能力を更に高め、思考力や表現力等の充実を図る必要がある。また、AI型デジタル学習支援ドリルの活用は進んできているが、学校間で常学習や授業、家庭学習での活用にはばつきが生じている。また、ICT機器を活用した探究的な学びを推進し、問題提起、仮説の設定、実験・調査を通じて、自ら考え、問いを立てる力を養う必要がある。 ③電子図書館の活用については、学校ごとに取組に違いがみられ、モデル校の中学校2校の結果も踏まえて、学校に対して利用の勧奨等の働きかけを行う必要がある。
【グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進】 (目的)グローバル化に対応する国際教育の必要性から英語によるコミュニケーション能力の育成が求められており、英語教育全体の充実を図る。	
④<実践的な英語教育の充実>中学生を対象に実施したオンライン留学、オンライン英会話では、「英語でコミュニケーションをとることの楽しさを実感した」と回答した生徒の割合が81.7%となり、主体的に授業に取り組む動機付けとなった。	④引き続きICTの活用、コミュニケーションを重視した授業を行うことにより、より実践的な資質・能力の育成に努めていく必要がある。また、一人ひとりの児童生徒に応じた学びを支援していくための取組についても検討する必要がある。
【学びと育ち研究所】 (目的)子ども一人ひとりの状況に応じ、実社会を主体的に生きていく力を伸ばしていけるよう、多様な実践、中長期的な政策効果の測定を行い、科学的根拠(エビデンス)に基づく政策立案に活かす。	
⑤<学びと育ち研究所>研究報告会では、「エビデンスで子育て」というテーマで外部講師を招き、現地とオンラインで開催し、学校現場の教職員の参加を促した。また、教育委員会と意見交換会や連携会議を定期的に開催することで連携を深めた。研究においては、長期欠席に係る分析結果を、令和8年度開校の学びの多様化学校の教育課程の編成や授業づくりに活かした。	⑤研究の視点や方向性をより教育・行政の現場に根差したものにいくために、特に教育委員会と連携し、研究体制の見直しを行い強化を図っていく必要がある。
【運動・スポーツの習慣化と児童生徒の体力向上】 (目標指標D) (目的)児童生徒が運動に親しむ習慣づくりに取り組み、基礎体力の底上げを図る。また、児童生徒・教職員・保護者が正しい知識を習得し、多様な健康課題に対する理解を深める取組を推進する。	
⑥<児童生徒の体力向上に向けた取組>リズムジャンプ等の取組を継続して推進したことにより、運動の楽しさや喜びを実感することになった。また、小・中学校で体育科指導の連携・研修の機会を設けて教員の指導力向上に努めた。	⑥引き続き課題であった持久力の向上に多少の改善がみられたが、依然として兵庫県平均を下回っている。引き続き児童生徒の運動意欲の向上と持久力を高める取組を継続していく必要がある。
【学校給食の活用による食育の推進】 (目的)児童生徒の心身の健全な発達及び持続可能な食環境とするため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける。	
⑦<食育の推進に向けた取組>ホームページに新たに食育の取組を掲載し、情報発信に努めた。また、「あまやさい」の活用を広めるとともに、全ての小・中学校でオーガニック食材を使用した給食を行い、食育の推進を図った。 ⑧<学校給食調理業務の安定的な運営>令和7年度に契約期間満了となる7校と新規校1校について、プロポーザル方式による事業者の選定を行った。	⑦残食等の課題に向け、地産地消や環境への配慮などSDGsへの関心を高めるための取組を継続する必要がある。また、大量調理に適した統一的な規格での安定供給や限られた学校給食費の範囲内での調達に課題がある。 ⑧全校委託化の目標年度の設定にあたっては、調理師の退職動向等を踏まえる必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	学校給食費に係る保護者の負担軽減(給食物資調達関係事業)
2	小学校等学校給食調理業務等の見直し
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	学校給食の食材費高騰への支援(給食物資調達関係事業、定時制高等学校等給食事業)
2	学校給食献立の多言語対応(小学校給食関係事業)
3	読解力育成実践モデル校事業の実施(学習支援事業)
4	実践的な英語教育の充実(英語コミュニケーション事業)
5	定時制高校給食の選択制の導入(定時制高等学校等給食事業)
令和6年度 主要事業名	
1	学校給食の食材費高騰への支援
2	電子図書館を活用した読書推進事業(読書力向上事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・全国学力・学習状況調査の結果は、中期的には改善傾向にあり、近年はおおむね横ばいで推移している。基礎学力の定着には一定の成果が見られることから、学びと育ち研究所とも連携しつつ、引き続き全国平均以上を目指す取組を着実に進める。

・各学校における一人一台端末の学習ログやAI型学習支援ツールの活用状況等の学習データについて、学びと育ち研究所と連携し、児童生徒の学習状況とその成果との関連分析を進める。こうした分析結果も活用しながら、効果的な実践事例の横展開を図り、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進していく。

・あわせて、次期学習指導要領の改訂に向けた議論においても重要性が高まっている「情報活用能力」について、図書館教育や探究的な学習など様々な学習場面を通じて、その育成に取り組んでいく。

・定期健康診断の受診機会を逃しやすい不登校児童生徒の健康保持増進のため、受診機会の確保に向けた検討を進める。

令和8年度の取組

【個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成】 ①ICT活用を追記し、改訂したハンドブック「よりよい授業を目指して」を研修や授業力向上等に活用するとともに、教員が指導スタイルを見直し、新たな学力観・授業観への理解を深めるよう取り組む。さらに次期学習指導要領も見据え、実践例や「学びと育ち研究所」の研究成果を活用し、本市の学力状況を十分に分析することで、既存の学力向上事業を総点検し、ICTを活用した「個別最適な学び」と、教科横断的な学習による「探究的な学び」を両輪とするより包括的かつ現代的な学力向上施策の再構築に向けて検討する。 ②中学校4校での「読解力育成実践モデル校事業」の取組を踏まえ、電子図書館活用等による読書体験を推進し、言語力向上と「教科横断的・発展的な学び」の充実を図る。また、ICT活用により学習のデジタル化を促進し、児童生徒が自ら学習状況を把握し、最適な学習方法を確立できる環境を整える。 ③学校での電子書籍活用について、これまでの成果や課題を検証していく。また、学習内容に即した蔵書検索の利用や中学生への電子図書館ID付与を中央図書館との連携を強化し一人ひとりの学習・読書活動の充実を図る。
【グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進】 ④全ての中学生を対象としたオンライン英会話レッスンの充実に取り組む。また、小・中連携による英語教育の連続性を確保するため、中学校英語科教員対象の研修を小学校教員にも実施し、教育内容の充実を図る。さらに、児童生徒が授業で学んだ内容を活かし、実践的な英語力を身に付ける取組を検討する。
【学びと育ち研究所】 ⑤教育委員会との連携強化を目的として、新たに教育分野とデータ分析を専門とする研究員を招へいし研究体制を強化することで、研究員と現場の市職員や教職員との議論を活性化させ、教育委員会の新規施策や事業見直しに研究所の知見を活かせるようつなげていく。また、引き続き市民への積極的な情報発信に努める。
【運動・スポーツの習慣化と様々な健康課題を踏まえた健康教育の推進】 ⑥更なる児童の運動能力と教員の指導力向上に向け、体力向上推進事業との統合等、より効果的な施策展開を検討する。
【学校給食の活用による食育の推進】 ⑦引き続き、「あまやさい」や有機食材を活用する中で、学校給食を通じた地産地消や食育を推進し、SDGsへの関心を高めるための取組を行う。 ⑧令和8年度末に契約期間満了となる9校及び新規校2校の業者選定を行う。

主要事業の提案につながる項目

【個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成】 ①子どもが主体的に課題に取り組み、対話を通じて解を導き出す「探究的な学び」の授業デザイン支援について検討する。また、教科横断的な学習及び探究プロセスの確立により、実社会で生きる力の育成に向けた研究を進める。 ②ICTを活用し、個々の進捗や興味に応じた自律的な学習(個別最適な学び)を支援する方策を検討する。
--

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	02	個に寄り添った教育の推進
主担当局	教育委員会				

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合	↑	75.4	%	87.7	75.4	76.0	74.0	77.2	76.0
B	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	小 74.8 中 77.3	%	全国平均以上 小 86.9 中 86.2	小 74.8 中 77.3	小 76.6 中 77.6	小 82.1 中 78.8	小 82.6 中 81.6	小 85.3 中 84.8
C	不登校児童生徒における教育支援室等による支援割合	↑	21.4	%	26.0	21.4	17.4	19.7	26.0	28.6
D										
E										

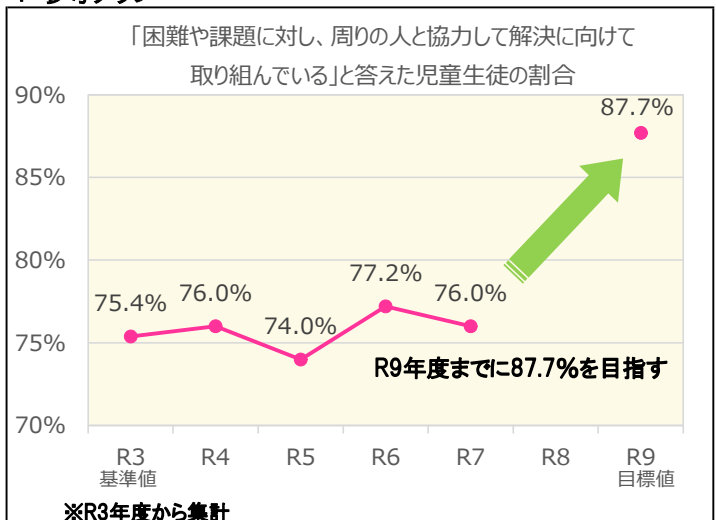
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【相談体制の量的質的充実】 (目的)支援が必要な子どもの早期発見・支援、課題の困難化・重大化予防を図る。 ①「スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置と活用」SSWの各中学校区への1名専任配置を段階的に進めた結果、教育現場を基盤に関係機関との連携支援の充実を図ることができた。また、拠点校では3年間の取組により、校内の教育相談体制を強化できた。さらに、いくしあ内の情報共有にタブレット端末を活用し、業務効率化と支援の充実に取り組んだ。 ②「学校内における教育相談体制の強化」SSW活用ハンドブックを周知するとともに、学校とSSWとの連携研修会を実施した。また、SSW自身が校内研修を実施することで、SSWの活用に対する教師の理解を深めることができた。 ③「校内サポートルーム・エリアの設置推進」小学校15校・中学校9校で校内サポートルームを整備し、その進捗を調査した。また、支援充実のため、小学校29校・中学校17校に学習支援員を配置した。加えて、先進的な取組や好事例の共有に向け、校内サポートルーム・エリア通信を作成し、情報発信に努めた。	
【支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、多様な教育ニーズへの対応の推進】 (目標指標B・C) (目的)誰一人取り残されない学びの保障に向け、グラデーションある学びの場を充実させる。 ④「学びの多様な学校の設置に向けた取組」令和8年4月開校に向け、校名を尼崎琴葉中学校に正式決定するとともに、国指定に向けた対応や入・転学者の選考、校舎の工事、学校備品等の整備を進め、また、教職員確保に向けた県との調整、有識者からの意見聴取、市内教職員への研修等を実施した。 ⑤「学校外のグラデーションのある学びの場の充実」学校外の学びの場での「学びの評価」と「学校との連携」に関する研究を進めた。また、フリースクール等の民間施設や地域の居場所との連携をより強化するため、指導主事による市内フリースクール訪問や不登校担当者と関係者との情報交換会等を実施した。フリースクール等との連携の進め方を示すガイドライン等を含んだ学校の教職員向け「不登校児童生徒支援ハンドブック」を作成し、学校に周知した。	
【全学校園でのインクルーシブ教育の推進】 (目的)一人ひとりの幼児児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育的支援を行う。 ⑥「教員の専門性に向けた取組」管理職、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級担任等を対象に36件の研修を実施した。本市の特別支援教育の基本方針や医療的ケアの理解、ガイドライン等の周知から実践研修等、研修内容や方法を工夫し、専門性の向上につなげた。また、研修コンテンツの追加や特別支援教育ハンドブックの改訂・充実により、学校単位や個人で特別支援教育について必要な時に学ぶことができるように整えた。	
【合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実】 (目的)教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加や支援の多様化に対応できるよう体制と環境を整備する。 ⑦「医療的ケアを必要とする児童生徒への対応」「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、関係者が密に連携することにより、児童生徒に対する適切な医療的ケアを実施した。また、あまよう特別支援学校在籍の児童生徒のうち、人工呼吸器を常時使用している児童生徒等については、これまで、保護者による付き添いを求めているケースがあるが、一定の付き添いの解消がみられた。 ⑧「人的体制の整備と基礎的環境の整備」要配慮児童生徒が在籍又は進学予定の学校のバリアフリー化のため、特別支援学級教室の整備を進めるとともに、小学校1校のエレベーター工事設計及び中学校2校でのエレベーター工事に着手した。また、指導主事の就学相談への関わりを見直し、学校訪問する時間を確保するため、就学相談専門員の配置に向けた調整を進めた。	
①SSWの増員配置が進み、相談体制が強化されたことにより、問題への対応は一定行えるようになってきている。ただし、現状では、問題が発生し、対応するという対症療法的になっているため、予防的な取組を増やす必要がある。特に経験年数の浅いSSWのスキルアップを図る研修の充実が必要である。 ②SSWの経験年数によって、ソーシャルワークの質や学校現場からの信頼度に差が生じている。 ③校内サポートルーム・エリアの児童生徒に対して、学習支援員の配置時間に限りがあり、十分に対応できていない学校がある。	
④設置に向けた準備の終息はゴールではなくスタートであり、子どもセンタードの視点に立った支援に取り組み、公教育を多様性のあるものにしていくような学校運営を図るよう、学びの多様な学校の事業推進を行っていく必要がある。 ⑤学校外の学びの場での学習成果を成績に反映する必要がある。中央教育審議会の議論を注視しつつ、民間施設等と学校、教育委員会事務局の三者の情報共有・連携の仕組み、成績評価手法等の仕組みの検証・構築が必要である。また、不登校児童生徒の学ぶ機会の確保のため、フリースクール等利用者の負担軽減が必要である。	
⑦医療的ケアの充実により、児童生徒が安全に学校生活を送るための支援を行うとともに、あまよう特別支援学校の児童生徒の保護者による通学や学校生活等の付き添いの負担軽減を図っているものの、十分な医療的ケア体制の構築のためには、更なる取組が必要である。	
⑧教育上特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加していることから、特別支援教育の質の向上につながる取組が必要である。また、学校のバリアフリー化についても、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き、施設整備を進めていく必要がある。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	不登校対策・支援パッケージの拡充(不登校対策事業、学習支援事業)
2	特別支援教育の体制充実
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	学びの多様化学校の設置に向けた準備
2	小中学校へのエレベーターの設置
3	あまよう特別支援学校における医療的ケア体制の充実
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	学びの多様化学校の設置に向けた検討(学びの多様化学校設置準備事業)
2	校内サポートルーム・エリアの設置(不登校対策事業)
3	スクールロイヤーの設置
4	スクールソーシャルワーカーの体制強化(心の教育相談事業)
5	エレベーターの設置(中学校バリアフリー化推進事業)

4 参考グラフ



令和8年度の取組
【相談体制の量的質的充実】 ①SSW活用ハンドブックの加筆修正、学校・SSW連携研修を実施する。また、SSWの全17中学校区及び尼崎琴葉中学校への専任1名配置を完了し、幼・小・中・高の切れ目ない支援を行うとともに、同ハンドブックを活用し、「対処」に加えて「予防」にもつなげられるよう、校内の教育相談体制の強化を進める。 ②ソーシャルワークの質の向上には教師との協働が不可欠であるため、SSW連絡会議においてSSWと教師によるグループで演習型研修を実施する。また、経験年数の浅いSSWの資質向上を図るため、メンター制度を導入する。 ③新たに20校へ校内サポートルーム・エリアを整備し、全ての小・中学校への設置を完了する。また、同エリアの支援充実のため、尼崎琴葉中学校を含む全ての小・中学校へ学習支援員の配置拡大と配置時間の延長を行い、機能強化を進める。 【支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、多様な教育ニーズへの対応の推進】 ④尼崎琴葉中学校と協同して、児童生徒理解や授業、学習評価の在り方の研究、学校外の施設・機関等との連携、市内教職員への研修等を行う。 ⑤次期学習指導要領改訂に係る国の動向を注視し「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価のガイドライン」作成に向けた検討を進める。学校によるフリースクール視察時には指導主事が同行し助言を行う。学校以外の学びの場・居場所として、フリースクール等利用者の負担軽減のため利用費用の一部を補助する。 【全校校園でのインクルーシブ教育の推進】 ⑥校園内で要となる特別支援教育コーディネーターと管理職を中心に、校園内委員会でアセスメント等に基づく情報共有・支援検討を行うとともに、関係機関との連携を進め、校園内支援体制の一層の充実を図る。また、支援を必要とする児童生徒に対し、聴写テスト等を活用し、エビデンスに基づく支援に取り組む。さらに、教職員の専門性向上に向けた研修やハンドブック、研修コンテンツの活用を推進する。 【合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実】 ⑦指導主事による学校園訪問の時間を確保し、その状況をより詳細に把握することにより、学校園の幼児児童生徒に対する医療的ケアの充実に取り組む。また、あまよう特別支援学校において、在籍する児童生徒が保護者の付き添いがなくても、安心して学校生活が送れるよう、看護師による医療的ケア体制の更なる充実を図るとともに、保護者の付き添い解消に向けた取組を進めていく。 ⑧就学相談専門員の新たな配置による指導主事の就学相談への関わり方を見直し、学校園への訪問時間を確保することにより、教職員の専門性向上と支援体制の充実を図る。エレベーター設置については、中学校2校で完了、小学校2校の設計・1校の工事に着手し、今後も計画的な整備を進める。また、特別支援教育担当が子どもの育ち支援センターへ移転したことによる、教育と福祉の連携を一層図る。

6 評価結果

評価と取組方針
・不登校児童生徒への支援やインクルーシブ教育の推進など、多様性と包摂性のある教育の推進に向けた支援メニューはこの数年で充実してきており、一定の進捗が見られる。引き続き、それぞれの取組の質的向上を図るとともに、誰一人取り残さない、個々の児童生徒に寄り添ったきめ細かな支援を着実に進める。 ・一方、多様化・複雑化する教育ニーズに対し、専門職を含む現行の人員配置のみでは学校現場の対応に限界が生じつつある。個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実と、状況の変化に応じて学校現場で柔軟に対応できる人員の配置が課題であることから、専門職の配置充実や市費による教員の配置も含め、個に寄り添った教育を推進するための学校の人員体制の強化に向けて検討を進める。

主要事業の提案につながる項目
【合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実】 ⑧支援員や生活介助員等の増員による人的配置を進め、支援を必要とする児童生徒が安心安全に過ごせるよう、学校園内の支援体制の充実に取り組む。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03 学校教育	展開方向	03 他者とつながる学校園づくり
主担当局	教育委員会		

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
方向	R3	R4					R5	R6	R7		
A	学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	↑	21.9	%	30.0	21.9	23.2	26.2	23.6	23.9	
B	学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	↑	3.2	点	4.0	3.2	3.3	3.4	3.1	3.4	
C	市内警察署による青少年の補導件数	↓	2,025	件	1,600	2,025	1,892	2,063	2,057	1,238	
D	「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童生徒の割合	↑	小 46.1 中 36.4	%	全国平均以上 小 81.3 中 75.3	小 46.1 中 36.4	小 44.8 中 34.4	小 71.4 中 55.1	小 79.6 中 72.5	小 75.0 中 69.0	
E											

※目標指標Cは、市内警察署及び少年サポートセンターにおける補導件数の集計値を用いていたが、令和7年分から、市内警察署(市内在住者)のみの集計値に変更となった。

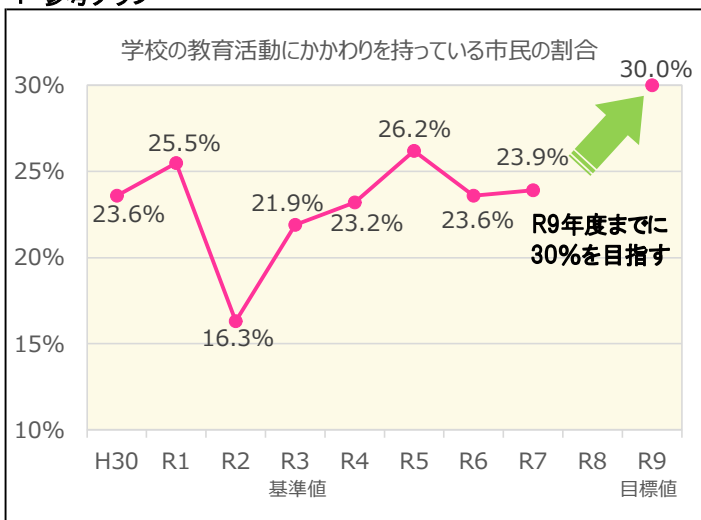
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【就学前教育】 (目的)幼児期に求められる5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に係る教育の充実を図り、後伸びする力や生きる力を育成する。 ①<就学前教育の3つの柱の推進> (柱1)「尼崎市就学前教育ビジョン」の3つの柱を推進するための取組の検討等を行うため「就学前教育会議」を設置し、意見交換を行った(2回)。また、就学前の教育内容と小学校以降の「後伸びする力」のつながりについて、学びと育ち研究所と連携して検証方法の検討を進めた。(柱2)私立幼稚園等への令和8年度からの新たな補助制度の創設準備を行った。また、特別支援教育専門相談員を講師に教職員情報交換会(6回)や保護者交流会(2回)、インクルーシブ教育公開保育を実施した(2回)。(柱3)幼保小接続カリキュラム実践校園所を10か所から13か所に増やした。また、実践校園所での、1・2・3年目の実施内容の可視化を行った。 ②<市立幼稚園の運営体制整備等> 廃園幼稚園付近に居住する方への通園支援策の見直し内容について、関係者等へ説明を行うとともに、保護者に対し園児募集時に周知を行った。また令和8年度から実施する市立幼稚園における充実策の実施に向けて、市立幼稚園の教員が他都市や公立保育所の視察等を行うとともに、職員体制の確保に取り組んだ。さらに、事務量が増となる中、業務効率化とミス防止、保護者の利便性向上のため、保育ICT導入に向けた検討を進めた。	
【市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現】 (目的)それぞれの学校が特色化・魅力化を更に推進し、地域に愛され、中学生から選ばれる学校となる。 ③<各校の特色を踏まえた教育の充実に向けた取組> 市立尼崎高等学校(市尼)では、理系の生徒を対象に実施する課題解決型学習で、徳島大学や市内企業を追加し、国際総合類型でも、民間の英語の教育プログラムを実施した。尼崎双星高等学校(双星)では、模擬人工衛星の製作・研究を通じて教科横断的なSTEAM教育を実施した。また、各学科で検定試験への取組を進め、実績をあげた。琴ノ浦高等学校(琴ノ浦)では、市内の大学等に協力依頼をすることで、スタディーサポート事業指導補助員の増員を図り、生徒の特性や状況に応じたきめ細やかなサポート体制づくりにつなげた。	
【地域とともにある学校づくり】(目標指標A・B・C) (目的)「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校と地域住民等が力を合わせて子どもの学びや育ちを支える。 ④<コミュニティ・スクールの推進> 新たに中学校4校、高等学校2校、特別支援学校1校の計7校にコミュニティ・スクールを導入し、令和8年4月開校の尼崎琴葉中学校を除く全ての市立学校において導入を完了した。学校訪問等を通じた支援や研修会、また、アンケート調査を実施するなど、コミュニティ・スクールの活性化に向けた取組を進めた。 ⑤<少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業の推進> 少年補導委員による地域での見守り活動が円滑かつ着実に実施できるよう、定数及び年齢要件、活動内容等の見直しを行った。また、委嘱期間が令和7年度末で満了となることから、令和8年度の委嘱に向けて、社会福祉協議会への推薦依頼を行った。	
【尼崎への誇りと愛着の醸成】(目標指標D) (目的)郷土の歴史や伝統・文化等への理解を深めるとともに、地域への愛着等、児童生徒の感性を高め、豊かな情操を養う。 ⑥<AMATAN事業・AMAフレンドシップ事業の実施> AMATAN事業を通して尼崎の歴史を知り、誇りや愛着を養い、主体的に地域と関わる態度の育成を図った。また、AMAフレンドシップ事業では、各校代表生徒が奄美群島を訪れ、自然・文化体験や地元の方々との交流、現地中学生とともに活動する研修・体験プログラムを通し、郷土の良さを見直す機会となった。	
①引き続き、市民や関係団体、庁内関係部局等の理解を図る中で、「尼崎市就学前教育ビジョン」に掲げる3つの柱(柱1:就学前教育の質の向上、柱2:インクルーシブ教育の推進、柱3:幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続)をはじめとする取組を推進する必要がある。また、3つの柱の取組のうち十分に進捗していない取組について、関係機関等と調整する中で引き続き取組を進めていく必要がある。さらに、私立幼稚園等への補助制度については、関係団体と調整しながら、補助申請等の事務手続の方法を整理する必要がある。 ②廃園幼稚園付近に居住する方への通園支援策について、市民への継続的な制度周知が必要である。また、充実策のうち、特別な支援が必要な幼児の受入人数の拡充や一時預かり事業の時間延長の実施については、保育・教育に必要な会計年度任用職員(教育支援員・一時預かり)の確保が課題である。 ③市尼では、生徒が幅広い選択肢を持って、進路先を決定することができる学力の養成を目指し、双星では、国のDX加速化推進事業による技術者教育の実現などを旨とする。琴ノ浦では、外国人生徒の入学が増えてきており、日本語指導や学習支援の必要性がより一層高まっている。一方、国が新たに示す「高校教育改革に関する基本方針」や、県が今後示す実行計画なども研究しながら、的確に対応できる環境づくりを進める必要がある。	
④令和7年度末に実施したアンケート調査結果では「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により、学校が抱える課題等の解決策が見いだせた」と回答した割合が16.3%となっている。学校や地域にとって効果的な活動となるよう行政による継続した支援が必要である。また、尼崎琴葉中学校では、コミュニティ・スクール導入の検討を進める必要がある。 ⑤少年補導委員数が減少傾向にあることから、引き続き在り方や活動内容の検討と活動の認知度向上が必要である。推薦依頼先である社会福祉協議会から成り手不足の意見も出ていることから、新たな推薦依頼先等の検討が必要である。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	廃園付近居住者・私立幼稚園等への支援策(市立幼稚園通園対策事業、就学前教育ビジョン推進事業)
2	就学前教育ビジョンの推進(市立幼稚園の再配置)
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業(DXハイスクール)
2	AMAフレンドシップ事業(社会力育成事業)
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	尼崎歴史探検(AMATAN)事業
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・就学前教育ビジョンに基づき、3つの柱として掲げる、就学前教育の質の向上、インクルーシブ教育の推進、小学校への円滑な接続に向けた取組について、着実に進捗が図られている。引き続き、ビジョンに沿った取組を着実に推進する。

・市立高等学校の特色化・魅力化の推進にあたっては、特に地域の技術者育成を担う公立高校としての役割を有する専門学科について、これを支える教員の確保が課題となっていることから、関係部局間の連携のもと、業界団体や企業の協力を得た民間人材の登用をはじめ、多様なルートでの人材確保に向けた方策の検討を進める。

令和8年度の実組

【就学前教育】

①(柱1)「就学前教育会議」を継続するとともに、学びと育ち研究所との連携については、一定の検証を実施する。(柱2)私立幼稚園等への補助制度については、関係団体等と調整しながら補助申請等の事務手続の方法を確定させた上で、円滑に補助事務を行う。(柱3)引き続き実践校園所の増を目指すとともに、全校園所での交流連携等を推進していく。また、尼崎市の幼保小連携推進事業の周知を効果的に行うために、就学前教育施設等向けのリーフレットを作成する。

②廃園幼稚園付近に居住する方が進路選択をしやすくなるように、通園支援策について引き続き広く周知する。また、各種充実策の実施にあたっては、引き続き職員の確保に努め、園と連携して取り組むとともに、保育ICTを活用し事務の効率化を図る中で、円滑な事業実施を目指す。

【市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現】

③市尼では、これまでの取組に加え、学力向上や、文理横断的な学びに取り組む普通科の在り方について検討を進める。双星では、学校独自に超小型人工衛星を開発するなど次世代教育を推進し、地域の産業と連携・協働して取り組む専門学科の在り方について検討を進める。琴ノ浦では、生徒の特性や状況に応じたきめ細やかな学習支援を行うとともに、地元企業や商工会議所の協力を得ながら、生徒の社会力育成や自立支援を図り、一人ひとりの多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保について検討を進める。

【地域とともにある学校づくり】

④コミュニティ・スクールの全市展開の体制が整ったことから、伴走支援を一層充実させ、活動がこれまで以上に活性化されるよう取組を進めていく。また、尼崎琴葉中学校での導入については、新たに配置される学校管理職等と共に、その導入時期や委員の人選等についての検討を行う。

⑤少年補導委員の担い手確保のため、親しみが持てるような名称への変更や従来の活動に加えた子どもとの関わりの場の提供、新たな推薦依頼先の検討など、少年補導委員の意見も聞きながら、引き続き、各種取組を進めていく。

【尼崎への誇りと愛着の醸成】

⑥AMATAN事業では、引き続き尼崎城と歴史博物館を見学する活動を通して、尼崎への誇りと愛着を醸成するきっかけとする。AMAフレンドシップ事業では、尼崎の中学生が異なる環境で育った奄美群島の中学生との交流をより充実させることで、改めて尼崎の良さに気づき、その気づきを事後の活動において学校・地域へ発信する取組を進める。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	04	良好な教育環境の確保
主担当局	教育委員会				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	学校園における洋便器率	↑	64.4	%	80.0	64.4	67.4	70.0	74.8	76.8
B	教職員の時間外在校時間の上限時間内の達成率	↑	小 58.6 中 48.4 特 74.5	%	100	小 58.6 中 48.4 特 74.5	小 53.1 中 35.7 特 68.2	小 57.9 中 40.4 特 71.0	小 61.6 中 42.1 特 81.8	小 63.9 中 47.3 特 81.4
C										
D										
E										

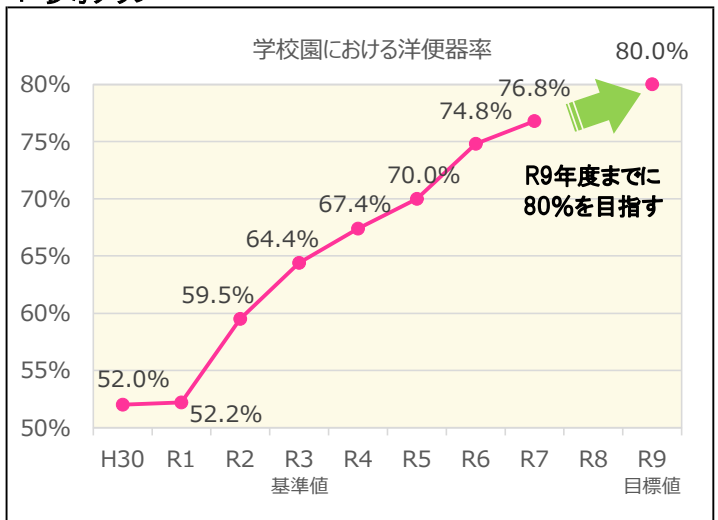
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり】(目標指標A) (目的)児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図る。 ①<学校施設マネジメント計画の推進>学校施設マネジメント計画(実施計画)に基づき、予防保全改修設計、照明LED化改修を実施した。下坂部小学校建替整備事業は公募したが不調となり、募集要項を見直し再公募を開始した。また、外壁・防水改修、アスベスト除却、空調更新、給食室換気設備更新(立花南小他3校)、老朽化ガス配管改修、消防設備改修等を実施し、児童生徒等の安全と良好な教育環境の確保を図った。 ②<衛生的なトイレの整備>令和7年度は、小学校2校、中学校1校、幼稚園3園の整備を実施した。洋便器率は、学校園全体で76.8%となった。 ③<体育館空調の整備>令和7年度は、中学校3校(工事2校・設計1校)の整備を実施した。財源及び事業手法などを検討し、令和8年度から令和10年度で全ての学校の体育館等に空調を整備する整備方針を策定した。 ④<過大児童生徒数対策>園田南小学校区内の児童数の増加に伴い、令和10年度供用開始を目指した新校舎の設計業務委託を実施した。 ⑤<民間施設を活用した学校水泳授業のモデル実施>学校プール授業について、小学校4校で民間施設を活用したモデル実施を行い、児童の泳力向上や教員の指導力向上、負担軽減の観点で一定の成果を確認できた。	
【教職員の負担軽減に向けた取組】(目標指標B) (目的)教職員が、ワークライフバランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう教職員の業務削減や職場環境づくりに取り組む。 ⑥<教員の働き方改革の推進>教育委員会が実施すべきことを検討し、それらを明らかにした「尼崎市業務管理・健康福祉確保実施計画」を作成した。 ⑦<若手教員への支援>臨時的任用教員を含む若手教員(採用2年目まで)を対象に授業改善や学校運営に関するアドバイザーを定期的に派遣し、授業づくりや学級づくりの課題解決及び授業内容の充実等に向け指導助言を行った。 ⑧<校務員業務の執行体制の見直し>令和元年8月から市立学校における校務員業務の執行体制を段階的に見直し、令和7年度末までに計19校の校務員業務を委託した。令和8年度からは、尼崎琴葉中学校を含めた4校を加え、計23校の校務員業務を委託することとした。	
【国の動向や社会情勢を踏まえたICT 環境整備】 (目的)教育ICT環境の一層の充実と適正化を図るため、児童生徒及び教職員のICTを活用した学習基盤を整備する。 ⑨<ICT環境の整備>GIGAスクール構想において整備した児童生徒1人1台端末は、令和2年度の整備から6年目を迎え、経年劣化による故障台数が増加していることなどから、市立小・中学校の全ての児童生徒用端末の更新整備を行った。端末の更新整備に際しては、まだ使用できる状態の良い端末について、庁内で再利用の希望のある部署へ配布することで、有効活用を行った。	
【保護者負担の軽減】 (目的)「働く」も「子育て」もしやすいまちを目指し、保護者負担の軽減を図る。 ⑩<経済的負担の軽減に向けた取組>令和7年4月に給食費を改定したが、保護者負担額については一部を公費で負担し、保護者の負担軽減を図るとともに、学校給食運営会議において物価高騰等の状況や課題、小・中学校給食費の改定について検討した。また、就学援助の支給金額及び支給費目について、国の標準単価と差が生じていることや、支給対象としていないものがあることから、令和8年度向けに増額を行った。 ⑪<時間的・心理的負担の軽減に向けた取組>市内の小・中学校における家庭からの欠席等連絡手段を統一し、保護者の利便性向上を図るため、学校保護者連絡システムを導入するよう検討を進め、令和8年度向けに予算化した。	
①下坂部小学校建替事業や長寿命化改修工事などを確実に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、直近で建替や大規模改修工事を実施しない学校についても、児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができる環境を維持・改善していくため、着実に各種改修工事を行う必要がある。 ②令和9年度に洋便器率80%の目標達成に向け、国庫補助金を有効に活用するとともに前年度設計を行うなど、着実かつ早急に洋便器化を進める必要がある。 ③体育館空調の整備方針に沿った計画的な整備を着実に進める必要がある。 ④園田南小学校、上坂部小学校及び清和小学校については、児童数が増加傾向にあり、教室等の不足が見込まれる。小園中学校については生徒数増加や段階的な35人学級制に伴い、普通教室等の不足が見込まれる。 ⑤民間施設バスの活用や校区外の施設への徒歩移動等を検証し、今後の水泳授業の方向性を検討する必要がある。	
⑥計画の目標達成に向け、学校園に対して計画の意図や目標の周知を図るとともに、実効性のある対策が必要である。また、ICT環境等が未整備な幼稚園の勤務環境の改善が必要である。 ⑦経験年数の少ない教員の指導力をより向上させる必要がある。また、初任の臨時的任用教員や2年次教員などへの指導を充実させる必要がある。 ⑧校務員の転職・退職動向等を踏まえ、今後も計画的に委託化を進める必要がある。	
⑨現行の教育ネットワークシステムでは、校務系ネットワークと学習系ネットワークが分離されているため、ログイン時の二重入力等により、情報連携に時間を要している。また、市立幼稚園には同ネットワークが未整備であり、教育DXの推進に向けた環境整備が必要である。	
⑩引き続き、食材の物価高騰が予想され、現在の給食費では国の定める学校給食摂取基準を満たすことが困難な状況となり、献立内容にも影響が生じる可能性がある。また、就学援助において保護者等の利便性向上のため、オンライン申請導入に向けた環境整備を行う必要がある。	
⑪家庭調査・保健調査票等の保護者提出書類の多くが紙媒体であり、配布・回収作業が保護者・学校双方の負担となっている。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	就学援助費の支給金額の増額(要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費)
2	幼稚園DXの推進(幼稚園施設維持管理事業)
3	学校保護者連絡システムの導入(学校保護者連絡システム活用事業)
4	児童生徒数等推計手法の見直し(児童生徒数等推計業務委託事業)
5	学校水泳授業の民間施設活用モデル事業の実施(学校体育関係事業)
6	体育館空調の整備(小学校施設整備事業等)
令和7年度 主要事業名	
1	体育館空調の整備(中学校施設整備事業)
2	学校給食の食材費高騰への支援(給食物資調達関係事業、定時制高等学校等給食事業)
3	民間施設を活用した学校水泳授業のモデル実施(学校体育関係事業)
4	校務員業務執行体制の見直し
5	
令和6年度 主要事業名	
1	デジタル採点システムの導入(デジタル採点システム活用事業、教育ICT環境整備事業)
2	学校給食の食材費高騰への支援(給食物資調達関係事業、定時制高等学校等給食事業)
3	
4	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・学校施設マネジメント計画に基づき、児童生徒の安全・安心な学習環境確保に向けて、体育館空調をはじめとした環境整備や老朽化対策など、計画的な施設整備を着実に進める。

・また、学校における日常的な教育環境の改善として、備品・什器の更新や内装の修繕など、身近な環境のアップデートに取り組む。

・学校規模の指標となる児童生徒数の将来推計をもとに、特定の地域で生じている過大児童生徒数対策を着実に進める。また、小規模校・大規模校が併存する現状も踏まえ、関係部局間の連携のもと、外部の専門的知見も活用しながら児童生徒数推計の精度向上を図りつつ、学校の適正規模・適正配置方針の見直しに向けた取組の具体化を進める。

・教職員の負担軽減と学校事務の効率化に向けて、学校徴収金の徴収・管理の在り方について、学校間で異なる取扱いの標準化や公会計化を含め、ICTの活用など様々な方策を検討する。

・あわせて、学用品費等の保護者負担の在り方についても、学校関係者や保護者等による会議体において、他都市の状況等も踏まえながら、引き続き負担軽減に向けた方策を検討する。

・教育委員会事務局から保護者に向けて発出する各種文書について、わかりやすさの観点から、関係部局間で連携し、その改善に向けた取組を進める。

令和8年度の取組

【学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり】

- ①②下坂部小学校建替事業の事業者選定を実施するほか、学校園の各種設計・改修・設備更新等を着実に実施するとともに、引き続き、洋便器化を進める。
- ③全ての中・高等学校に体育館空調を設置する。
- ④園田南小学校は、令和8・9年度の2か年で1階給食室及び2階普通教室の新校舎建設工事を行う。上坂部小学校及び小園中学校は、教室及び特別教室の改修工事の設計に着手する。清和小学校及び小園中学校は、児童生徒数推計に基づき、必要教室数を見極め、校舎増築等の検討を進める。あわせて、外部委託した児童生徒数推計の結果を基に、学校規模の適正化について検討を進める。
- ⑤引き続き、民間施設活用に向けた課題解決方法をモデル実施で検証し、令和9年度以降の水泳授業の方向性を検討する。

【教職員の負担軽減に向けた取組】

- ⑥計画推進では、学校園に目標設定させるとともに、庁内検討会議にて関係各課が連携し、目標達成に向けた効果的な施策形成に取り組む。また、幼稚園の勤務環境整備について関係課と協議を進める。
- ⑦経験年数の少ない教員等への精神的ケア、授業の充実・改善等人材育成に向け、縮小してきたアドバイザーによる支援体制を再構築し、教員の育成強化を図る。
- ⑧継続的かつ安定的な業務執行体制の構築に向け、校務員の転職・退職動向等を踏まえながら、計画的に委託化を進めていく。

【国の動向や社会情勢を踏まえたICT環境整備】

- ⑨次期教育ネットワークシステムは、校務・学習系ネットワークを統合し、ゼロトラスト型セキュリティを導入し、次世代の教育DX環境を実現するための基盤整備を行う。

【保護者負担の軽減】

- ⑩令和8年度は、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」の実施により、小学校等は全額、中学校等は交付金活用で半額を公費負担するとともに、物価高騰や国の対応等を勘案し、適切な対応に努める。また、就学援助のオンライン申請導入は、他自治体の事例を参考に取組を進め、制服や学用品費についても、負担軽減を検討する。
- ⑪保護者提出書類のデジタル化について、費用対効果や運用面、安全性等を踏まえ、効果的な手法を引き続き検討する。

主要事業の提案につながる項目

【学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり】

- ④清和小学校及び小園中学校については、今後の児童生徒推計に基づく、校舎増築等を含めた対応策の具体化を図る。また、新たな児童生徒推計に基づき、関係部局間で協議を行い、適正規模適正配置方針の見直しに向けて、体制を強化し、取組を進める。

【教職員の負担軽減に向けた取組】

- ⑦授業改善や学校運営に関するアドバイザーによる支援の充実を図る。

【国の動向や社会情勢を踏まえたICT環境整備】

- ⑨令和10年9月の次期教育ネットワークシステム稼働に向けて構築事業者の選定を行う。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	01	安全に安心して産み育てることができる環境づくり
主担当局	子ども青少年局				

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
方向	R3				R4	R5	R6	R7		
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	56.9	50.4	51.2	57.2	58.5
B	妊娠、出産に満足している人の割合	↑	74.9	%	77.9	74.9	72.9	77.1	78.2	77.5
C	乳幼児健康診査受診率	↑	96.7	%	97.0	96.7	97.2	96.8	96.7	97.3
D	子どもの居場所の登録数	↑	—	箇所	74	—	—	16	35	41
E	実施回数が増加した子どもの居場所数	↑	—	箇所	43	—	—	24	32	36

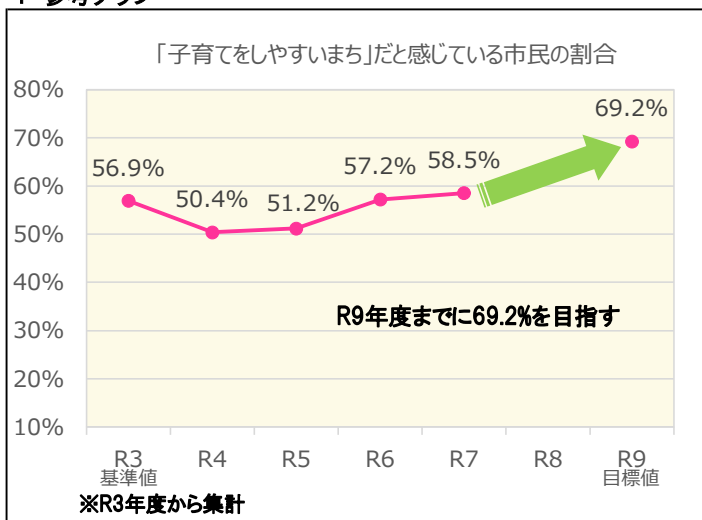
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】(目標指標A・B・C) (目的)親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。	
①<こども家庭センター機能の強化>妊娠届出時の面接時等にリスクアセスメント(RA)を実施し、要支援妊婦を早期に抽出し、対象に応じたサポートプラン(SP)による支援を実施した(妊娠期1,541人40%)。また、虐待リスクのある家庭には、母子保健と児童福祉が合同ケース会議を通じてSPを立案し一体的な支援の実施に取り組んだ。	①妊娠期RAについては、本市に妊娠届出をした妊婦全てに行う体制を整えたが、乳児期については、408件(13%)の実施に止まっており、産後うつ、育児不安等といった産後の様々なリスク変化を見逃さずに対応するには、更なる支援体制の強化のための既存事業の見直しが必要である。また、本市では3歳6か月児健診から就学まで、全ての子どもを対象に発達状況をスクリーニングする機会がないことから、この間に発達課題を新たに抱えた子どもの状況を健診を通して確認し、早期に適切な支援につなげることが必要である。
②<母子保健DXの推進>保健師等が支援業務に注力できるよう事務作業を効率化するとともに、こども家庭センター機能において児童福祉部門との情報連携や一体的支援を充実できるよう「母子保健相談支援システム」の導入を検討した。また、母子手帳アプリによる乳幼児予防接種DXの事業構築も進めた。	②オンライン申請や乳幼児予防接種のDX化を進める一方で、乳幼児健診では紙媒体で運用していることから、複数の問診票への住所氏名等の反復記入や記載漏れの確認等に時間を要するため、保護者の負担を軽減する必要がある。
③<新生児聴覚検査事業の拡充>令和6年7月から開始の「新生児聴覚検査事業」の申請件数が少数であったため(申請件数R6:2件、R7:13件)、未受検理由を調査した結果、「聞こえていないと思うから」という理由が最も多く、未受検家庭における検査の必要性の認識が低い傾向にあることがわかった。	③令和7年度新生児聴覚検査の受検率は92.8%であり、国平均(R6:96.3%)に達していない。難聴の早期発見・早期療育に向け、医療機関と連携し、検査の必要性を周知するとともに、受検を促していくことが必要である。
④<産後ケア事業の拡充>兵庫県の集合契約への参加により利用できる機関が増加し、さらに宿泊型・通所型において対象要件を緩和したことにより、市民にとって利用しやすい環境整備が進んだことから、利用者数が大幅に増加した。令和7年度は新たに市内の事業所3か所と契約した。	
⑤<妊婦健診の費用助成の拡充>令和7年4月から、妊婦健診14回全てに超音波検査費用の助成を拡充し、妊婦の費用負担を軽減した。	
⑥<子どもの医療費助成>令和7年7月より通院の医療費助成を新たに高校生まで対象(自己負担額を低所得者は無償、それ以外は800円)とし、一部の小・中学生の自己負担額を800円から400円に減額した。	
【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】(目標指標A) (目的)子育て家庭の心身の負担軽減を図るとともに、仕事と子育て等の調和を図るため、地域における相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズを支援する環境を整備する。	
⑦<ファミリーサポートセンター事業>事業周知を実施し、利用を希望する会員数は前年度に比べ162人増加(R6:1,901人→R7:2,063人)した。	⑦毎日の送迎等の高頻度な依頼や突発的な依頼など、担い手とのマッチングが困難なニーズがある。
⑧<つどいの広場>11か所で年間延べ78,194人の利用があった。	⑧利用者の中には、専門的な支援につなげる必要性のある家庭も存在している。
【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】(目標指標A・D・E) (目的)地域の子ども・子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子育てコミュニティソーシャルワーカー(CSW)による情報提供等の働きかけ、地域活動や社会資源のつながりの創出及び持続への支援等により、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。	
⑨<子どもの居場所等推進>引き続き子ども食堂及び子どもの居場所への補助を行うことで安全・安心して過ごせる居場所の活動を支援するとともに、「キッズ&ユーススポットマップ」のリニューアルを行うなどその広報効果を高めた(ホームページのダウンロード数621)。また、物価高騰対策として、子ども食堂等へ米を配付した。	⑨子ども食堂及び子どもの居場所は、地域の自主的な活動であり、多様な考え方・形態で運営されていることから、行政の枠組みに一律ではめることが難しく、現状、子どもの居場所数に対してキッズ&ユーススポットの登録申請件数は多くはない。
⑩<地域の子育て機能向上支援>CSWを中心として、子ども食堂等の立ち上げや運営相談への対応、地域資源や食材寄付者へのつなぎのほか、市民団体と連携したイベント等を実施した。また、子ども食堂立ち上げに係るちらしを作成するとともに、物価高騰対策として、政府備蓄米交付に係る情報を発信した。	⑩物価高騰の影響により、子ども食堂等における食材購入等の負担が重い状態である。また、子育て支援団体への側面支援、個別案件への対応、支援者同士を結ぶコーディネート機能などを担うCSW活動の周知が不十分である。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	母子保健相談支援システムの導入(母子保健システム関連事業)
2	こんには赤ちゃん事業の機能強化(こんには赤ちゃん事業)
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	子どもの医療費助成の更なる拡充(子ども医療費助成事業等)
2	妊婦健診の費用助成の拡充(妊産婦健診事業)
3	産後ケア事業の拡充(産後ケア事業)
4	物価高騰に伴う子どもの居場所支援事業(子どもの居場所推進事業)
5	
令和6年度 主要事業名	
1	「通所型」・「宿泊型」の導入、「訪問型」の対象者の緩和(産後ケア事業)
2	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業(妊産婦健診事業)
3	新生児聴覚検査事業(新生児聴覚検査事業)
4	こども家庭センター機能の設置・運営
5	フリースクール等利用者の負担軽減(フリースクール等利用支援補助金)

4 参考グラフ



令和8年度の取組
【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】 ①引き続き、母子保健と児童福祉が連携し各々の役割に応じた一体的な支援を行っていく。さらに、「こんには赤ちゃん事業」の機能を強化し、訪問員を助産師に変更することで、産後間もない家庭への全戸訪問を実施し、専門的見地から相談支援を行い、乳児期RAを全数実施の上、SPに沿った支援につなぐことで、全ての子育て家庭の産後間もない時期からの不安軽減・虐待予防を図る。また、5歳児健診の実施に向け、効果的で持続可能な実施方法について、庁内関係部局や尼崎市医師会との協議を進め、令和9年度向けの主要事業として整理していく。 ②相談記録の作成や職員間の情報共有の効率化等を図るため、母子保健相談支援システムを構築し、令和8年度中に本格稼働する。また、保護者の利便性向上や業務の効率化を図るため、母子手帳アプリを活用した乳幼児健診DXの導入を検討する。 ③新生児聴覚検査について、医療機関と連携して保護者に検査の必要性を説明し、適切な時期の受検を促すとともに、受検結果や未受検者の実態について現状把握に努める。 ④引き続き、産後ケア事業における市内での受け皿を確保できるよう、医療機関等に事業の参加について働きかけを行っていく。 ⑥子どもの医療費助成の更なる拡充に向け、他都市の状況を注視しながら、他の子育て支援施策との優先順位やバランスを踏まえ、庁内での協議を行っていく。
【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】 ⑦協力会員の不足している地域への積極的なアプローチを図るとともに、依頼に応えられていないケースを分析し、対応策を検討する。 ⑧いくしあをはじめ、関係機関と連携が図れるよう体制を整備する。
【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】 ⑨補助金及びスポット登録について、引き続きホームページやイベント時における広報に努める。また、スポット登録においては既存施設への積極的な個別周知と手続きのサポートを行い、重点的に登録施設数の増を目指す。 ⑩引き続き、各子ども食堂等の相談に応じて、各種食材や補助金等に係る有益な情報発信を行うとともに、社会資源のコーディネート役としてのCSW活動の周知を強化することで、地域との連携を更に深める。

6 評価結果

評価と取組方針
・5歳児健診については、効果的な実施に向け、就学時健康診断及び発達相談支援事業との役割分担並びに連携方法を整理するとともに、DXの推進により保護者負担の軽減及び健診結果の関係機関との共有が可能となる仕組みについて検討を進める。 ・子育て家庭の負担・不安軽減に向けたニーズ把握をした上で、ファミリーサポートセンター事業については、課題分析を行い、より利用しやすい事業となるよう検討を進める。

主要事業の提案につながる項目
【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】 ①5歳児健診の実施に向け、効果的で持続可能な実施方法について、庁内関係部局や尼崎市医師会との協議を進め、令和9年度向けの主要事業(R9モデル実施、R10本格実施)として整理していく。
【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】 ⑦ファミリーサポートセンター事業を利用している子育て世帯のニーズ等も踏まえ、必要な支援策についての検討を行う。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	02	子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
主担当局	子ども青少年局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R3	R4	R5	R6	R7
A 「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	56.9	50.4	51.2	57.2	58.5
B 保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	↓	607	人	0	607	597	530	400	355
C 保育施設等待機児童数(翌年度当初)	↓	76	人	0	76	48	11	6	0
D 保育料(法人保育園分)の収納率(現年)	↑	99.1	%	99.9	99.1	99.1	99.3	99.7	99.6
E 児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点)	↓	481	人	0	481	416	205	269	323

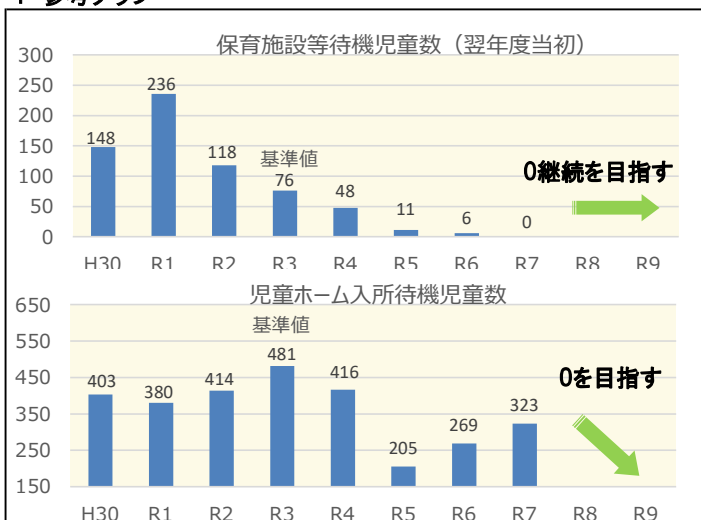
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】(目標指標A・B・C・D・E) (目的)保育施設では、待機児童を解消するとともに、こどもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。また児童ホームでは、待機児童対策を進めるとともに、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導等を行い、こどもクラブでは、小学校の放課後等においてこどもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。	
①<<保育施設等の待機児童対策>>支援が必要な児童を含めた未入所児童にフォローコールを実施し、44人の未入所解消につなげた。令和8年4月向けの利用調整においても、引き続きAIを活用するなど業務の効率化を図ったほか、支援が必要な児童を含めた未入所児童に対する追加調整を行い、更に71人を入所につなげるなどして保育施設等の待機児童ゼロを実現した。 ②<<公立保育所の在り方>>庁内会議体や外部委員からなる懇話会で協議を行い、公立保育所が果たすべき役割や適正規模、適正配置の考え方をまとめた「公立保育所の今後の基本的方向」(素案)を作成した。また、第4次保育環境改善及び民間移管計画(第4次計画)を検証し、報告書を作成・公表した。 ③<<公立保育所給食費>>原材料価格の高騰等の状況を受け、令和8年度向けの保護者負担額の見直しを行った。 ④<<保育の質の向上>>子どものための権利擁護委員会の提言を踏まえ、法人保育施設が、特別な支援が必要な子ども(障害児等)の受入体制の充実を図るために加配職員を配置する場合の人件費補助の拡充に向けて検討した。また、保育士等の資質向上に資する研修の実施、小規模保育事業所や認可外保育施設への巡回支援を行った。 ⑤<<こども誰でも通園制度>>令和8年度からの事業開始に向け、必要な条例改正を行うとともに、事業者への説明会を行い18事業所(公立2所、法人16施設、定員合計114人)の認可・確認を行った。また、市ホームページのバナー掲載やいくしあ及び南北保健福祉センター等と連携し、訪問や面談時にリーフレットを配付するなど市民に広く周知を図った。 ⑥<<債権管理の推進>>保育料収納率について更に高い目標値を設定する中、保育料滞納者に対して、分納誓約や児童手当申出徴収の勧奨、ナッジ理論を活用した催告書の発送に加え、積極的な電話催告及び口座振替の推奨等に取り組んだ結果、令和7年度目標値とほぼ同等の高水準を維持した。 ⑦<<児童ホームの待機児童対策>>令和8年度向けに浜児童ホームの定員を40人拡大した。また、民間児童ホームへの補助金の拡充により、2事業所の新規開設を支援した(立花西小学校区:定員36人、小園小学校区:定員40人)。加えて、待機児童対策の強化・推進に向けプロジェクトチームを設置した。 ⑧<<児童ホーム・こどもクラブの質の向上>>学校長期休業期間中の昼食用弁当配送サービス(夏休み利用実績:1日約165人)及び公設児童ホーム入所申請手続きのオンライン化(利用割合:約43%)を実施し、保護者の子育てに係る時間的負担を軽減した。	①乳幼児を抱える保護者が、来庁せずに保育施設利用に関する相談ができる体制が必要である。また、未入所児童は減少傾向にあるが、一人でも多く入所できるよう更なる調整が必要である。保育施設等の利用調整において、兄弟姉妹が同じ施設を利用しやすい基準を検討する必要がある。 ②パブリックコメントで寄せられた市民意見を考慮しながら基本的方向の成案化を図っていく必要がある。 ③物価高騰の見通しが立たない中で、現在の食材の調達方法について改めて検証する必要がある。 ④市全体でインクルーシブ保育を更に推進するには、保育士の確保・定着化に加え、専門性の向上や受入体制の充実などが必要である。また、公立保育所においては、様々な保育ニーズに対応し、更なる保育の質の向上を図るため、保育士の負担軽減などの環境整備が必要である。 ⑤制度開始後の実施状況や需給バランスを適正に見極め、利用ニーズに対応する必要がある。 ⑥引き続き保育料の収納に取り組むとともに、催告に応じない滞納者への対応を進めていく必要がある。 ⑦⑧公設児童ホームの待機児童数は、利用希望者の急増及び児童数の地域偏在により増加傾向にあり、その受け皿の整備は急務であるが、担い手の指導員及び実施場所の不足が課題となっている。学校敷地内整備を優先しつつ、児童ホームの受け皿確保と同時に、こどもが選択できる放課後の居場所を充実する必要がある。
【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】(目標指標A・B・C) (目的)保育士の確保・定着化を図ることで、待機児童の解消を目指すとともに、こどもの健やかな成長と安心・安全の確保を図る。	
⑨<<支援センターによる就職支援>>Web広告、保育士資格取得者へダイレクトメールの発送等の広報活動により、就職実績は前年度を上回る54人であった。 ⑩<<保育士確保及び定着化>>保育士宿泊借り上げ支援事業等を継続し、保育士の確保・定着化を図った。また、保育士登録されている方の就労状況や希望する就労条件等を把握するため、保育士実態調査を実施した。	⑨出張相談会等での潜在保育士の掘り起こしなど、引き続き広報や就職への後押しとなる活動が必要である。 ⑩保育士実態調査の結果等を分析し、今後の保育士確保・定着化策を検討していく必要がある。
【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】(目標指標A) (目的)就労と子育ての両立や保護者の自主的な活動ができるよう子育て支援を推進する。	
⑪<<病児・病後児保育>>訪問型病児保育事業(訪問型事業)を令和7年10月から開始した(R7登録児童数65人)ほか、新規病児・病後児保育施設の開設に向け他都市の補助金を調査するとともに、医療機関と協議を進めた。	⑪訪問型事業の利用促進のため、対象者への更なる周知が必要である。また、病児・病後児保育施設の増設につながらない中、令和7年度末に1施設閉所した。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	インクルーシブ保育の更なる推進（法人保育施設等特別保育事業等補助金 等）
2	浜・武庫の里児童ホームの定員拡大（児童ホーム運営事業 等）
3	保育業務支援システムの導入（保育業務支援システム事業）
4	保育施設利用に関するオンライン相談の実施（保育施設利用に関するオンライン相談事業）
5	多子世帯への負担軽減に向けた取組（病児病後児保育事業）
令和7年度 主要事業名	
1	民間児童ホーム設置・運営費補助金の拡充（放課後児童健全育成事業所運営費補助金）
2	認可保育所増改築費用の補助（保育環境改善事業）
3	学校長期休業期間中の児童ホーム等への昼食配送（児童ホーム運営事業、児童育成環境整備事業）
4	訪問型病児保育サービスの導入（病児病後児保育事業）
5	こども誰でも通園制度の本格実施に向けた準備（こども誰でも通園制度準備事業）
令和6年度 主要事業名	
1	認可保育所増改築費用の補助（保育環境改善事業）
2	保育補助者の配置補助（保育補助者雇上強化事業）
3	保育料の引き下げ
4	児童ホーム開所時間の延長（児童ホーム延長に伴う延長育成開所事業の見直し含む）
5	児童ホーム・こどもクラブICT化の推進（児童ホーム整備事業 等）

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」を推進してきた結果、「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合は上昇し、評価は高まりつつある。引き続き、「働く」も「子育て」も応援する観点から、必要な支援策について検討する。

・住宅地開発等に起因して特定地域に発生する保育需要の高まりを注視するとともに、フォローコール等の待機児童対策に係る各種取組をはじめとした対応を図り、保育施設等の待機児童ゼロを継続する。

・児童ホームの待機児童に係る課題については、待機児童の増加要因や利用ニーズに係る分析、及び他都市の取組状況に関する調査・研究を進めるとともに、児童ホームやこどもクラブの通年の利用状況等も踏まえつつ、関係部局間の緊密な連携のもと、実施可能な対策から速やかに着手する。

・病児・病後児保育施設の確保に向けては、他都市の取組状況に関する調査・研究を引き続き行くとともに、関係機関との協議を進め、新規開設を促進する。

令和8年度の取組

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

- ①窓口と同等の相談が可能となるオンライン相談を実施し保護者の負担軽減を図る。引き続き利用調整においては、保育施設等の空き情報の提供を行い利用者支援に努める。支援が必要な児童の家庭には丁寧なフォローコールを継続し、保育施設等には受入れへの協力を求める。また、多子世帯の負担軽減を図るため令和8年4月から保育施設等利用調整基準においてこどもの数に応じた加点を行う。
- ②基本的方向の成案化を図り、速やかに老朽化した公立施設の建替えに取り組む。また、民間移管を適切かつ丁寧に実施するため、第4次計画の取組の検証結果を踏まえ、移管条件等の見直しや次期計画の策定に向けた調整を進める。
- ③調達方法の見直しを検討することにより、栄養バランスのとれた給食の提供と保護者負担への影響の低減を図る。
- ④市全体でインクルーシブ保育を更に推進するため、加配職員を配置する場合の人員費補助の拡充、専門研修の拡充及び公私の保育士が現場で共に学びあうため意見交換等を行う公開保育を実施する。また、公立保育所に保育業務支援システムを導入し、職員の事務作業の効率化を図り、保育の質の向上につなげる。
- ⑤制度内容について市民に広く周知を図るほか、制度開始後、利用実績の把握・分析を行い、更なる受け皿の確保などについて検討を行う。
- ⑥滞納者に対しては分納誓約や児童手当申出徴収を粘り強く勧奨するとともに、催告に応じない滞納者については滞納処分を進めるなど適正な債権管理を行う。
- ⑦⑧児童ホーム待機児童対策推進プロジェクトチームにおいて、令和8年度年末を目途として、部局横断的な連携のもと、待機児童解消及びこどもの放課後の居場所確保に向けた様々な取組を検討し、可能なものから早期に対策を実施する。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】

- ⑨潜在保育士を掘り起こすため、新規資格登録者以外の3～40代の登録者へダイレクトメールの発送や研修、フェア等の実施方法を更に工夫し就職支援を広げる。
- ⑩保育士実態調査等を踏まえ、保育士確保・定着化につながる事業を検討する。

【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】

- ⑪訪問型事業で第3子以降の月会費を無償化し、多子世帯の負担軽減を図るほか、更なる利用促進のため効果的な周知方法を検討する。また、病児・病後児保育施設の確保のため、医療機関等で実施できる方策について調査・検討する。

主要事業の提案につながる項目

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

- ②老朽化した公立施設の建替えや次期計画の策定に向け、庁内関係部局や関係機関と調整を進める。
- ④特別な支援が必要なこどもの受入促進につながる事業を検討する。
- ⑦⑧公設児童ホームの増設及び補助金制度等による民間児童ホームの活用促進のほか、学校施設の一時利用及び既存施設の活用等による小学生の放課後の居場所確保の取組を検討する。また、一部民間委託など民間人材の更なる活用手法も含め、安定的な運営体制の構築を検討する。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】

- ⑩保育士確保・定着化につながる事業を検討する。

【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】

- ⑪病児・病後児保育施設の開設につながる方策や支援について検討する。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	03	すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
主担当局	子ども青少年局				

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
	方向				R3	R4	R5	R6	R7	
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	56.9	50.4	51.2	57.2	58.5
B	要保護児童対策地域協議会の相談支援件数	—	3,301	件	—	3,301	3,738	3,491	2,950	2,551
C	虐待程度が中度以上の要保護児童で支援を受け重症度が低下した割合	↑	40.6	%	—	40.6	35.4	43.4	53.5	53.5
D	青少年へのひきこもり支援により支援対象者の状態が改善した割合	↑	34.2 (R4)	%	—	—	34.2	42.4	43.2	49.5
E	親子交流支援事業利用家族数	↑	—	組	20	—	1	2	6	4

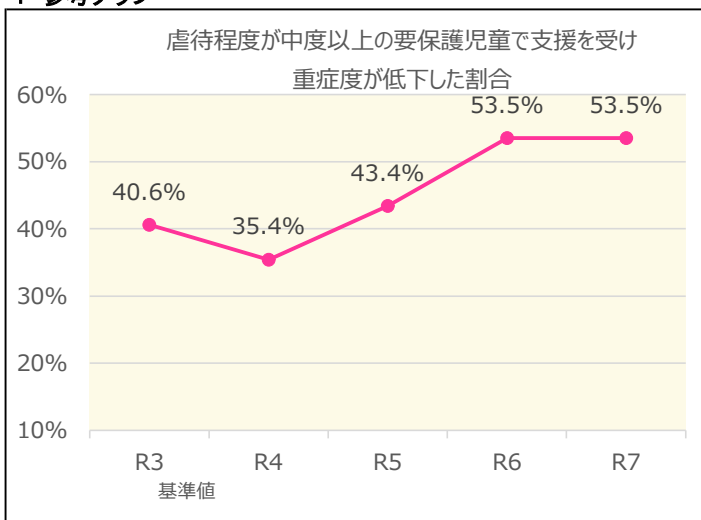
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】(目標指標A・B) (目的)多機関による連携を深めることで、様々な困難や課題を有する子どもや家庭に対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。	
①《効果的な支援の推進》タブレットや音声マイニング等を導入し、子ども支援を担う職員の業務効率化を図った。また関係課と連携し効果の検証を始めた。	①児童相談所(児相)の職員の業務効率化を図り、子どもや家庭に向き合う時間を確保する必要がある。
②《母子保健と児童福祉の連携強化》支援を要する家庭について、合同ケース会議等で情報共有及び支援経過の確認を行い、母子保健・児童福祉の一体的な支援の実施に取り組んだ。	②支援者間で支援方針の共有は行えたが、当事者の意向を反映した支援計画の作成は十分ではない。
【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】(目標指標B・C・E) (目的)切れ目のない支援に向け、地域資源も活用した一体的な支援を進めることで、支援が制度の狭間に陥ることのないよう取り組む。	
③《ネットワーク強化》児相開設に向けて学校や医療機関等と意見交換を行うとともに、シンポジウムを開催し機運の醸成を図ったほか、こども支援に係るおなまプロジェクト等において民間団体等との関係作りに努め、連携支援に取り組んだ。	③関係機関と連携し社会全体で子どもの育ちを支えるためのネットワーク強化が必要である。
④《発達支援の推進》保健・福祉・教育・医療等関係部局で構成する発達支援会議において、情報共有と連携した支援について検討を行った。	④3歳6か月児健診から就学までの間、こどもの状況を把握する機会が限られている。
【いくしあーと一体的な児童相談所の設置、運営】 (目的)いくしあーと一体的な支援を行う児相の設置に向け、人材確保・人材育成、体制・機能等の検討・準備を行う。	
⑤《いしあ内チーム支援の推進》いしあ内合同受理会議等で情報共有や支援方針を検討しチーム支援に取り組んだほか、休日夜間の相談ニーズに対応するため24時間子育て電話相談窓口業務の実施体制を整えた。	⑤時間帯や手法にとらわれず、市民の幅広い相談ニーズに応えるための体制が不十分である。
⑥《児相の人材確保・育成》児童福祉司等の専門職を確保するとともに、他自治体の児相に職員を派遣するなど人材育成に努めた。	⑥児相の安定運営のため専門職の持続的な人材確保と人材定着、人材育成の取組が必要である。
⑦《社会的養育の充実》里親制度の啓発に取り組むとともに、里親支援を包括的に行う里親支援センターの設置準備を進めた。	⑦様々な事情で家庭生活が困難な子どもに対し、社会的養育に取り組む地域資源の確保と支援充実が必要である。
⑧《予防的支援の推進》里親家庭でのショートステイ事業や要保護児童等居場所支援事業、心理的支援等を実施し、早期の予防的な支援に取り組んだ。	⑧こどもとその家庭を支援していくためには、できるだけ予防的に関わることが重要である。
【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】(目標指標D) (目的)子どもの人権を尊重し、さまざまな困難を抱える子どもの理解を深め、複雑化・複合化する福祉課題に重層的な支援を推進する。	
⑨《若年ひきこもり支援の推進》外部講師を招いて関係部局で事例検討等を行い連携強化を図ったほか、支援計画の明確化により効果的な支援を進めた。	⑨効果的な支援を続けるにあたり、支援対象者の課題が多様化しており、支援者の資質向上が必要である。
⑩《ヤングケアラー支援の推進》訪問支援員派遣や当事者同士の交流イベントを実施し、相談・支援等につなげた。また、小学4年生から高校生世代にヤングケアラーの実態調査を実施し、学校と連携したこどもへの聞き取り等を進めた。	⑩調査で把握した対象世帯へのアプローチが必要であるほか、調査の実施時期を早め、年度内における早期発見と早期支援に努める必要がある。
⑪《子どものための権利擁護委員会》新規相談件数76件、愛称「あまっけんりまいたい」のこども達による決定のほか、小学校にサテライト相談室を試行的に設置した。	⑪相談につながりにくいこどもとの接点形成が不十分であり、手法や対象も限定的であるため、支援体制の強化が必要である。
⑫《こどもの人権侵害に関する通報窓口》あらゆるこどもの人権侵害を対象とするオンライン通報窓口「あまきゅあ」を稼働し児童生徒等へ案内文等を配布し周知を図った。	⑫あまきゅあを有効に機能させるため児童生徒等への周知手法と入力フォームに更なる工夫が必要である。
⑬《こども・若者からの意見聴取・意見反映》こども・若者から意見聴取するためのオンラインプラットフォームを展開し、職員向けにこども・若者の権利や意見聴取・意見反映について研修を実施するとともに、ホームページで公開した。加えて、ワークショップの開催や所管課等と連携した意見聴取の取組を実施した。	⑬こども・若者が意見しやすい環境をつくる手法が浸透していない。また、学校現場での活用が少なく、こども・若者の参画は限定的である。市の政策形成過程におけるこどもの意見聴取の仕組みがなく、意見を十分に聞くことができていない。
⑭《社会的養護の下で生活する子どもの権利擁護》一時保護中の子どもの学習保障や意見表明等の支援について検討を行った。	⑭里親家庭や市外の児童養護施設等で生活する子どもの意見表明等支援について検討が必要である。
⑮《離婚前後家庭支援》相談窓口やホームページ等を通じ、親子交流支援事業や民法等の改正に伴う共同親権や養育費確保の制度周知を行った。	⑮離婚家庭における養育費の未払い等の課題がある。また、親子交流を更に進める必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	こどもアドボカシー推進事業(意見表明等支援事業等)
2	養育費の履行確保に向けた取組(離婚前後家庭支援事業)
3	24時間子育てチャット相談に係る実証事業の実施(子ども・子育て総合相談事業)
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	子ども支援におけるデジタル化推進業務(子どもの育ち支援センター運営事業)
2	コドモワカモノボイスアクション事業(こども・若者意見聴取・意見表明事業)
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	要保護・要支援児童等居場所支援事業
2	子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業(子育て家庭ショートステイ事業)
3	こども家庭センター機能の設置・運営
4	児童相談所設置等に伴うシステム改修(子どもの育ち支援センター運営事業)
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・社会的養育の推進に向け、本市が抱える課題の分析を進めるとともに、関係部局との連携を図りながら、必要な方策について検討を行う。

・また、里親養育の推進に向けた様々な取組を進める中で、本市においても養育里親等となった職員が、安心して養育できる環境を整備するため、こどもに関する休暇等の制度の構築について検討する。

・こども・若者の意見聴取は重要であることから、学校をはじめとする様々な場面において、こども・若者が大人に対して意見を表明する場の確保に加え、こども・若者と大人が対等に議論する機会の創出等の取組を進める。

・本市における人口当たりの児童虐待の相談受付件数が他市と比較して多い状況であることを踏まえ、可能な限り早期の段階から児童及び家庭への支援に取り組むことにより、児童虐待の未然防止に努める。

令和8年度の取組

【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】

- ①児相職員も含めてタブレットや音声マイニング等の活用を促進するとともに、その効果を引き続き検証する。
- ②当事者の意向を反映した支援計画の作成及び支援の実施に向け、サポートプランをツールとした支援の在り方について引き続き検討を行う。

【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】

- ③関係機関等と相互理解を深めるとともに、ネットワーク強化について検討を行う。
- ④保健局と連携し、切れ目のない支援体制をつくるために5歳児健診の実施や実施後のフォローアップについて検討を行う。

【いくしあと一体的な児童相談所の設置・運営】

- ⑤24時間子育て電話相談窓口を開始するほか、傾聴型AIを用いたチャット相談の実証事業を実施し、有効性について検証する。
- ⑥専門職の人材育成の手法や、職員が安心して働けることができる職場環境づくりについて「いくしあと」と児相で組織横断的に検討を進める。
- ⑦里親啓発に引き続き取り組むとともに、里親や自立援助ホーム等社会的養育に取り組む地域資源への支援について検討する。
- ⑧子育て短期支援事業等の更なる推進のほか、予防的支援に効果的な手法について検討を進める。

【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】

- ⑨引き続き外部講師を招いた事例検討等を継続し効果的な支援を推進していく。
- ⑩ヤングケアラーの実態調査結果を基に、ヤングケアラーコーディネーターと連携して必要な世帯への支援につなげるほか、調査時期を早め、早期支援に取り組む。
- ⑪学校をはじめ、一時保護所や児童養護施設など、アウトリーチによる子どもを対象とした啓発及び子どもの意見表明支援、相談対応を実施する。
- ⑫あまきゅあが児童生徒にとって認知度が高く分かりやすいものとなるよう、引き続き案内文及びシールを配布するとともに、更なる周知とシステム改修に努める。
- ⑬こども・若者から意見聴取をするためのより実践的な研修を実施する。また、希望する学校にオンラインプラットフォームの活用等について伴走支援を行う。さらに、市民意見聴取プロセスに、こども・若者から意見を聴取する仕組みを取り入れる。
- ⑭一時保護児童の通学支援やこどもアドボカシー事業を実施し、社会的養護の下で生活する子どもの権利擁護に取り組む。
- ⑮親子交流支援事業の普及を図るほか、養育費確保に向けた支援を進める。

主要事業の提案につながる項目

【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】

- ③おなまプロジェクトについて顔の見える関係づくりにとどまらず、より実践につながる仕組みについて検討を進める。

【いくしあと一体的な児童相談所の設置・運営】

- ⑤傾聴型AIを用いたチャット相談の効果検証を行い、導入を検討する。
- ⑦社会的養育の在り方を定める尼崎市社会的養育推進計画の策定に着手する。
- ⑧⑮ひとり親家庭の負担軽減や心理的・予防的支援の効果的な手法を検討する。

【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】

- ⑭意見表明等支援について兵庫県等と広域での運用を含め拡充を検討する。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	04	子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり
主担当局		こども青少年局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
			R3	R4	R5	R6	R7			
A	「子育てをしやすいまちだ」と感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	56.9	50.4	51.2	57.2	58.5
B	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	79.4	%	82.8	79.4	80.2	80.3	81.3	81.0
C	ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	↑	89.5	%	94.3	89.5	85.2	90.9	92.8	90.8
D	ユース交流センターの月平均利用者数	↑	4,518	人	7,000	4,518	5,844	6,539	6,837	7,261
E										

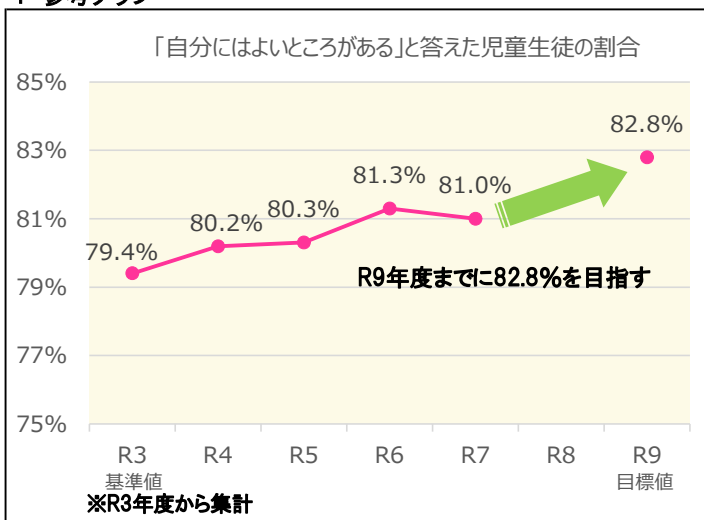
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】 (目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。	
①<「尼崎アウトドアフィールド整備工事等」> 施設の解体・新築に係る実施設計及び工事の入札・契約を行った。また、近隣類似施設を参考に再整備後の施設の在り方について検討を行い、施設の設置目的や利用料金等必要な事項を定めた設置管理条例を制定した。	①青少年団体をはじめ、幅広い世代のより多くの市民の方々が利用できるよう施設の管理運営の方法やプログラム、施設の周知の在り方について、検討する必要がある。
【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】(目標指標A・B・C・D) (目的)ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、青少年自らが企画したイベント等を行うことで、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性や自己肯定感を育む。	
②<ユース世代等の活動支援> 「子ども・若者応援基金活用事業補助金」(応募件数35件、採択件数32件)について、ユース世代の活動をより一層支援するため、当事者の意見を取り入れ、ユース世代が活用しやすいよう、補助金の上限額の引き上げを行った。また、ユース交流センターの利用者のほか、学校関係者へも積極的に事業周知を行った上で、補助金の利用に際しては、ユース交流センターや各地域課と連携しながら支援を行った。	②補助事業の実施にあたり、ユース世代が適切に事業を遂行できるよう、引き続き伴走支援を行うとともに、利用者のより一層の拡大のために、申請事務の簡素化等、ユース世代の意見をより積極的に取り入れていく必要がある。
③<ユース交流センター青少年健全育成事業等> ユース交流センターにおいて、ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、若者自らが企画したイベントのほか、公共施設等を活用しながら地域の若者を対象にしたサテライト事業(62回4,197人参加)を実施し、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、経験を積みながら社会性や自己肯定感を育むことができるよう取り組んだ。なお、全国からの視察(17件)を受入れ、ユース交流センターの取組について、積極的に情報発信を行った。	③④市内のあらゆる若者が様々な人と接し、経験を積みながら社会性や自己肯定感を育むためには、ユース交流センターの取組だけでは限界がある。現在、主に市南部地域の子ども・若者の居場所の拠点としての役割を担っている民間ユースセンターについて、これまでの取組実績を踏まえた評価と機能の整理が必要である。ユースカウンスル事業については、若者の声を聴き伴走支援する際、その実現に向けた具体的取組によっては関係部署に委ねられることとなり、若者の「やりたい」が滞る恐れがある。
④<ユース交流センターユースワーク推進事業> 青少年が直面する課題解決のために、自ら調べ、行動し、本市に提案を行うなど、自分たちのまちを自分たちでつくっていくプログラムであるユースカウンスル事業(23人参加)の実施や、地域におけるユースワーカーを養成するため、地域担当職員等や一般向けにユースワーク研修を実施した。また、ユースカウンスル事業の取組の全庁的な周知を図るとともに、新たに中間報告会を実施することで早い段階から伴走支援を行うなど、取組強化を図った。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

- ・全市的にユースワークが展開されるよう取組を推進するとともに、特に公設のユースワークの拠点が少ない南部地域におけるこども・若者の居場所の形成等に向けた取組を進める。
- ・尼崎アウトドアフィールドについては、供用開始に向け、青少年をはじめとする幅広い世代の市民の利用促進に努める。

令和8年度の実施

【子どもの自尊心・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】

①施設の解体・新築に係る工事を実施する。より具体的な施設運営の在り方を検討し、令和9年3月下旬の施設の供用開始に向け、指定管理事業者を選定する。また、施行規則等の制定、備品等の調達、予約サイトの開設やプロモーションの実施など、開設に向けた準備を進める。

【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】

②補助事業の実施にあたり、今年度よりオンライン申請の手続きを新たに導入し、ユース世代を中心に補助金申請の利便性の向上を図る。また、引き続きユース交流センター、各地域課及び学校等と連携し、各団体の取組がスムーズに行えるよう、伴走支援に取り組む。さらに、学校に働きかけ、補助事業の更なる周知を行う。

③④引き続き、補助金の活用も含め、各地域振興センターや連携協定を締結している民間のユースセンター等と連携し、全市的にユースワークが展開されるよう取組を進めていく。また、民間ユースセンターの評価を本市として行い、令和9年度以降の在り方を検討することで、今後の方向性を整理する。さらに、若者の声を聴き、受け止め、伴走支援を行っていくために、ユースカウンスル事業の取組の全庁的な周知を図り、関係部局と早期の調整を行うなど、具体的取組の推進を図る。

主要事業の提案につながる項目

【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】

③④連携協定を締結している民間のユースセンターは、他の民間支援を得るなか施設運営を行っているが、現状、令和9年度以降の支援が未定であり、市としての考え方を整理した上で、今後の在り方を検討する必要がある。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	05	地域福祉	展開方向	01	「ささえあい」をはぐむ人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり
主担当局	福祉局				

2 目標指標

指標名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	困りごとを抱えている人を「ほっとかない」と考えている人の割合	↑	56.5	%	70.0	56.5	59.5	60.7	61.4	59.1
B	「支え合いを育む人づくり支援事業」利用グループ数	↑	16	グループ	33	16	17	19	19	21
C	「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数	↑	315	件	396	315	348	592	554	702
D	地域において地域福祉活動を実施している団体数	↑	1,128	団体	1,224	1,128	1,458	1,404	1,561	1,393
E	要支援者等見守り活動地域数	↑	49	団体	75	49	50	50	49	49

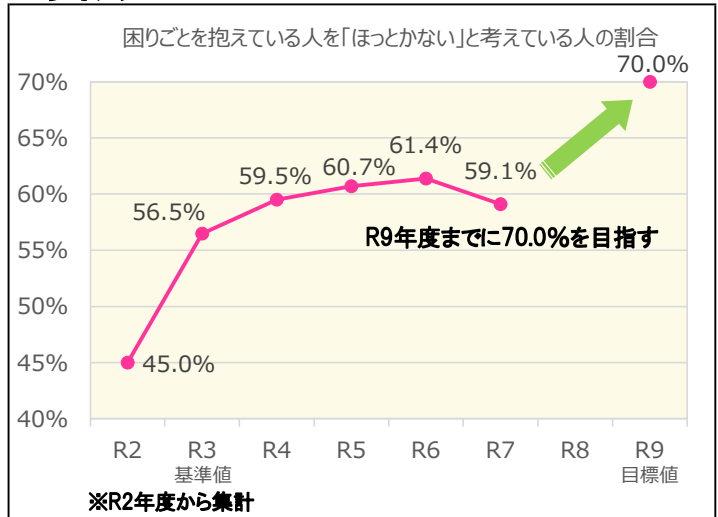
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【福祉学習の推進】(目標指標A・B) (目的)市民が“生きづらさ”の背景にある多様な福祉課題の学びを通して「ささえあい」の意識を醸成するため、様々な手法における学びの場づくりや情報発信を進める。 ①《多様な手法による学びの推進・学びの情報発信の充実》 尼崎市社会福祉協議会(市社協)のボランティアセンターでは、子どもの段階からの福祉学習の推進に向けて、学校向け福祉学習の助成制度を創設し、ボランティア体験講座の実施(9校、13回)や、小学校・町会・地域振興センターと連携した親子向け講座、中学校のボランティア部と協働した小学生向けボランティア体験講座、多様な世代を対象とした催事場でのボランティア体験講座等を実施した。また、福祉活動についてInstagramでの情報発信に重点的に取り組んだことにより掲載数が増加し、フォロワー数の増加につながった。 市が支援団体や教育機関等との連携により、「防災」をテーマに様々な世代に向けた参加型事業を実施し、災害への備えを自分事として捉え、世代や立場を超えた交流を通じ、互いを深め合い、防災や共助の意識醸成を図った。	
【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】(目標指標A・B・C) (目的)市民が地域でささえあう活動に気軽に参加したり、取り組みやすいよう、必要な情報の提供を行うとともに、活動を希望する市民と市民活動団体とのマッチングを推進する。 ②《マッチングの推進・地域福祉活動情報の提供の充実》 市社協では、ボランティアセンターと各地区むすぶグループのボランティア情報をネットワークで共有する運用体制を構築し、マッチング機能を強化した。また、「支え合いを育む人づくり支援事業」の活動支援により、新たに高校生が子ども食堂において、その意義を理解した上で、音楽を通じて地域の子どもと多世代とが交流する取組を行った。加えて、親子向け防災イベントの実施など、15校21グループの学生等による市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 ③《マッチングの推進(民生児童委員の確保)》 民生児童委員の担い手確保に向け、引き続き、PTA連合会へのPRを実施したほか、居住要件の一部緩和に伴う本市の運用の検討を行った。 また、欠員地域を代行している民生児童委員の負担軽減に向け、尼崎市民生児童委員協議会連合会で実施したアンケート結果も踏まえ、行政からの依頼に基づく状況確認事務の見直しを行った。	
【地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり】(目標指標A・D) (目的)支援を必要とする、していないにかかわらず、誰もが孤立することなく、地域の「つながり」の中で安全・安心に暮らし続けるために、地域住民や福祉事業者が地域課題を共有し、解決に向けて話し合うためのネットワークの構築に取り組む。 ④《多様な主体による協働の取組の推進》 6地区の地域福祉ネットワーク会議で、地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、大庄地区では、誰でも参加できる「役割のある居場所づくり」を企画し、大庄北生涯学習プラザで試行的に開催した。また、6地区合同の地域福祉ネットワーク連絡会で、民間事業者と協働した地域づくり事例を共有するなど、地域づくりの新たな担い手の発掘に向けた協議を行った。	
【地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実】(目標指標A・E) (目的)誰もが地域で安全・安心に暮らし続けるために、多様な見守り・ささえあいの活動を推進する。 ⑤《多様な見守り・支えあいの推進》社会福祉連絡協議会(連協)圏域では新たな訪問型見守り活動の立ち上げに向け、関心を持つ地域団体と地域課題や相互支援の必要性を共有し、市社協の実施する見守りささえあい活動への移行準備事業の活用促進を行った。また、民間事業者との協定・登録制度では、新たに協定(1社)と登録(3社)を行うとともに、関係部局と連携し、協定締結事業者に対して地域の防災訓練への参画を促すなど顔の見える関係づくりを進めることで地域の担い手確保に向けた支え合いの意識醸成を図った。	
①地域における支え合いの意識醸成を引き続き図るとともに、次世代の担い手を育成するため、子どもの段階から福祉に対する理解や関心を深めるための福祉学習が必要である。 また、様々な世代に向けた参加型事業を実施し、より多くの市民が身近な地域で、福祉課題を学ぶ機会を創出する必要がある。 ②マッチングの推進には、連携と情報共有が必要である。 また、見守り活動や独居高齢者等への生活援助など、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、引き続き、多様な世代の参画の促進が必要となる。 ③民生児童委員の一斉改選において、充足率が更に低下しているため、担い手の確保の取組を更に進めていく必要がある。 ④地域福祉ネットワーク会議において、様々な分野の専門職等の参画は進んでいるが、高齢者分野の地域課題を中心とした検討が多いため、様々な分野の地域課題を検討する必要がある。 ⑤連協圏域において、訪問型見守り活動の実施を働きかけた地区の中には、他の見守り活動の実施や担い手不足を理由に立ち上げに至らない地区もあった。このため地域の多様な見守りに関する既存の活動の実態把握を行い、住民負担の少ない活動の立ち上げの検討や地域住民以外の多様な主体の参画を検討する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和8年度の取組
【福祉学習の推進】 ①引き続き、市社協のボランティアセンターの運営支援を行い、子どもの段階からの福祉学習の推進に軸足を置きながら、多様な世代に向けた福祉学習の推進、情報発信に取り組む。 身近な地域で、様々な団体と連携し、参加型事業の実施を継続することで、地域住民が日頃の地域づくり活動の中で互いに学び合い・支え合い・つながる大切さの重要性を理解し、日常生活で実践できる取組につなげていく。 【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】 ②引き続き、市社協のボランティアセンターを中心とした連携体制の強化のための支援を行う。 学生の活動を広げるために、市外の学校に市内で地域福祉活動を実施している団体とのマッチングを働きかけるとともに、地域振興センターや市社協と連携し、学生と地域福祉活動団体との協働が進むよう支援する。 ③民生児童委員の担い手確保に向けて、市社協や地域振興センターと連携し、各地域の実態にあわせた取組を検討・実施する。また、尼崎市民生児童委員協議会連合会と連携し、ICTの活用を含めた活動しやすい環境づくりの検討を行う。 【地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり】 ④引き続き、市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、生活上の困難を抱える子どもや障害者への支援など、世代に囚われない様々な分野の地域課題を検討し、民間事業者など、新たな担い手等と協働した地域づくりを進める。 【地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実】 ⑤連協圏域での訪問型見守り活動の未実施地区については、見守り支え合いの実態を把握し、各地区の状況に応じて、住民負担の少ない見守り活動の実施について検討するとともに、市社協の移行準備事業を活用し、段階的に小規模な取組から活動を定着させ、連協圏域での取組につなげる。加えて、協定・登録事業者と連携を図り、事業者の見守り活動等への参加を促進し、新たな地域の担い手確保に向けて取組を進める。

6 評価結果

評価と取組方針
・市社協のボランティアセンターによるこれまでの福祉学習の取組について参加者の意識醸成や効果等を振り返るとともに、引き続き多様な世代に向けた取組を推進することで「ささえあい」を育む人づくりにつなげる。 ・引き続き、地域住民に対して見守り活動等への参加促進を図るとともに、新たな地域の担い手を確保するため、民間事業者等へ働きかけを行うなど協働による地域づくりを進める。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	05	地域福祉	展開方向	02	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり
主担当局	福祉局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R3	R4	R5	R6	R7
A 「スムーズに支援の連携ができてい る」と考えている支援関係者等の割合	↑	民生児童委員31.5 保護司24.2 相談支援機関7.7	%	50.0	—	民生児童委員25.4 保護司39.3 相談支援機関5.9	民生児童委員19.8 保護司39.5 相談支援機関11.1	民生児童委員23.1 保護司37.5 相談支援機関5.9	民生児童委員36.2 保護司28.2 相談支援機関5.3
B 支援会議におけるケース検討数	↑	14	件	60	14	51	48	45	39
C 成年後見制度の決定までに時間がか かると考えている福祉事業者の割合	↓	61.5	%	31.0	—	88.2	61.1	58.8	84.2
D 市長申立案件における受任調整の実 施割合	↑	6.1	%	100	6.1	69.2	100	50.0	52.0
E									

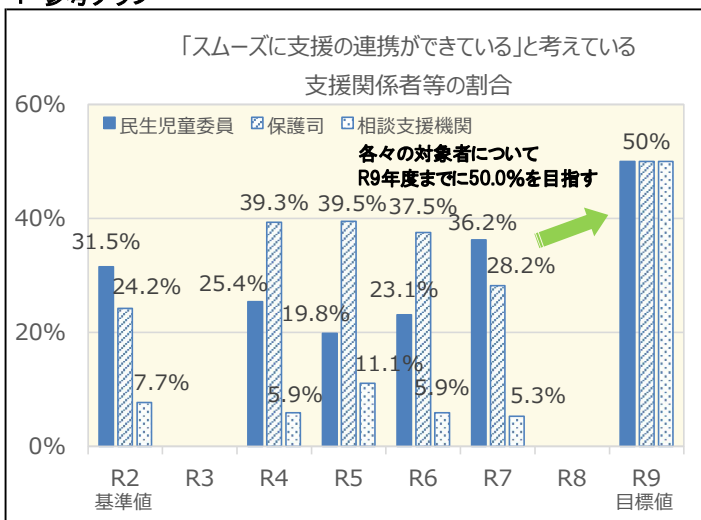
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】(目標指標A・B) (目的)各分野の相談支援機関が連携して困りごとを受け止め、様々な施策や地域でのささえあいの取組による支援を一体的に提供することで、困りごとを抱えた方に寄り添い、つながり続ける包括的な相談支援を推進する。	
①《うけとめ・つなげる相談支援の推進》 課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、市営住宅家賃の長期滞納者に対して、福祉的支援の必要性を把握するためのアウトリーチを実施したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し、事例検討等による連携意識の醸成を図るとともに、関係部局や地域の支援者・福祉事業者等に対し、支援者向けの不当要求に関する対策や、再犯防止を目的とした研修等を33回行った。また、「コミュニティファームにおける居場所づくり事業」によるひきこもり状態や孤立する外国籍住民等が参加できる就農体験等の居場所づくりや、「尼崎市医療・介護連携支援センター『あまつなぎ』」による既存の制度の対象となりにくい方に対する医療と福祉の連携したアウトリーチ等を実施するとともに、住まいに関する包括的な相談支援機能を強化し、「住まい相談支援事業」で88件の相談に対応した。	①課題の深刻化を防止するためには、対象者の早期把握及び支援策の検討に際し、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図るとともに、「コミュニティファームにおける居場所づくり事業」や「尼崎市医療・介護連携支援センター『あまつなぎ』」をはじめとする各事業等の更なる活用促進に取り組む必要がある。 加えて、相談支援を円滑に進めるため、住まい相談支援において不動産団体や福祉団体と具体的に連携できる仕組みづくりを進めるほか、保健福祉センター等の各相談窓口職員の業務負担の軽減を図り、相談支援に注力できる環境整備が必要である。
②《うけとめ・つなげる相談支援の推進(支援会議)》 様々な支援機関や支援者が参画し、多角的な視点でアセスメントを行い、支援方策を協議する支援会議を39回開催し、住宅部局や動物愛護センター、教育機関、保護観察所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。また、重層的支援システムの活用により個人情報等を安全に共有し、会議開催事務の効率化を図ることで、職員の負担軽減等とともに、迅速な連携による支援の推進を図った。	②支援会議の対象ケースの整理を行ったことでケース検討数は減少したものの、支援関係機関の知識・視点だけでは対応困難な複雑・複合化した課題について、外部専門家からの専門的知識や客観的かつ多角的な視点を補完することで、解決に向けた支援方策等の検討をしていく必要がある。
③《うけとめ・つなげる相談支援の推進(就労・ひきこもり等支援)》 「ひきこもり等支援事業」では、74世帯81人に対してアウトリーチを実施し、当事者の居場所(22回延べ142人参加)や家族交流会(6回延べ56人参加)を開催したほか、支援のネットワークづくりを進めるため、市内でひきこもり支援に携わる関係機関が参画するネットワーク会議を2回開催し、学識経験者の指導を交え、連携や対応力強化に努めた。また、保健福祉センターでは、就労可能な方を対象にハローワーク等と連携した支援を実施した(就労者26%)。	③支援対象者の早期把握に向け、引き続き広報等で相談窓口の周知を図るとともに、対面型支援のみでは支援が届きにくい対象者に対して新たな支援手法の導入が必要である。また、アウトリーチ支援対象者数が想定数を上回っていることから、支援体制の強化が課題である。加えて、社会への参加につながる社会資源の開拓も必要である。
④《相談支援を担う人材の育成》 民生児童委員に対しては、関係機関との円滑な連携を図るため、一斉改選に伴う新任研修を実施するとともに、就労中の委員等が円滑に研修を受講できるよう、動画配信等の環境づくりに取り組んだ(研修回数70回)。また、困難女性法に基づく女性相談支援員に対しては、バーンアウト防止や支援スキル向上のため、弁護士や臨床心理士による支援員への助言等(会議、個別対応)を実施(計18回)するとともに、DV関連機関による実務者会や庁内関係職員等の交流会等の事例共有により、業務理解を深め、顔の見える関係づくりを図った。	④就労中の民生児童委員が増加していることから、研修を受講しやすい環境づくりについて継続的に取り組む必要がある。また、困難な課題を抱える女性やDV被害者等を早期支援につなぐためにも、関係窓口職員の支援スキル向上等を継続して取り組む必要がある。
【権利擁護に関する支援】(目標指標C・D) (目的)成年後見に係る相談、対応、支援までを一体的に行うとともに市民後見人の養成等の実施により、高齢者・障害者の権利擁護を図る。	
⑤《成年後見制度の利用促進》 市長申立事務や報酬助成の審査に係る職員体制を充実させ、市長申立て案件の更なる事務処理方法の見直しにより、申立件数を昨年度(22件)以上の25件に伸ばした。また、報酬助成制度の事務処理においては、引き続き事務処理を迅速に行うことで、後見人等から「制度が利用しやすく、新たな受任もしやすい」といった声が寄せられている。加えて、後見制度利用者の増加に備えた担い手確保の取組として、市民後見人の養成に加え、法人後見に関心を示す法人との協議や出前講座の実施、県内法人後見実施2法人への視察、意見交換を実施するなど法人後見実現に向けた取組を進めた。	⑤受任調整件数が増加する一方で、後見制度の決定までに時間がかかると考えている事業者の割合が増加しているため、引き続き、制度利用までの期間短縮に向けた検討や各専門職団体との更なる連携・協議、法人後見の検討、市民後見人の活躍の機会の確保を通じて、持続可能な受任調整を進めていく必要がある。また、国が予定している民法改正による「成年後見制度見直し」や社会福祉法改正による身寄りのない高齢者等の課題に対応する取組を含めた日常生活自立支援事業(新日自事業(仮称))への対応が必要である。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	オンライン居場所づくり(ひきこもり等支援事業)
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	「あまつなぎ」の多世代対応に向けた拡充(重層的支援推進事業)
2	コミュニティファームにおける居場所づくり(重層的支援推進事業)
3	生活困窮者に対する住まい支援の強化(生活困窮者自立相談支援事業 等)
4	あまがさき地域福祉計画の策定(地域福祉計画改定事業)
5	
令和6年度 主要事業名	
1	(仮称)重層的支援システムの導入(重層的支援推進事業、障害者福祉総合システム等運用事業)
2	生活困窮者に対する家計改善支援の実施(家計改善支援事業)
3	地域居住支援事業の実施(重層的支援推進事業)
4	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・全ての高齢者等が将来にわたり不安なく暮らし続けることができるよう、国の法改正による新制度の動向等を注視しつつ、仕組みの構築に向けた検討を進める。

・市民後見人の養成を継続するとともに、法人後見を検討する事業所への支援を行うなど、制度全体の安定的な運用を図る。

・増加する複雑・複合化した支援ニーズ等に対応するため、DXの推進などによって日常業務の効率化を進めることで職員の負担軽減を図り、さまざまな研修の実施や有識者会議からの助言等を通じて、福祉分野に従事する職員の専門性や対応力の向上に取り組む。

令和8年度の取組

【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】
 ①重層的支援推進会議等を通じて庁内外の関係機関に対して、事例検討等を通じた意見交換や支援会議を通じて多機関連携による支援策を検討し、早期把握と包括的な支援に向けた連携意識の醸成を図る。
 また、「コミュニティファーム」や「尼崎市医療・介護連携支援センター『あまつなぎ』」等の活用については、積極的な事業周知等を行うとともに、各事業との関連性が高い関係機関に対して、活用事例を共有し、利用促進につなげる。
 加えて、不動産団体等との連携に向けた手法の検討を行うとともに、令和9年度の生活困窮者自立支援システムの更新に向けて相談員の負担を軽減し業務効率化を図るため、生成AIの活用の検討を進める。
 ②複雑・複合化した課題の解決に向けて、保健福祉センター内での支援状況の情報を共有するとともに、各制度における支援に関する会議体と支援会議の活用方法を検討し、迅速な連携により支援を推進する。また、外部の専門家から専門的見地に基づく助言や客観的かつ多角的な意見を得ることで、更なる包括的な相談支援の充実を図る。
 ③対象者の早期把握に向け、ホームページや市報、啓発講座、各種会議等を通して様々な支援関係者に相談窓口や対応方法を周知するとともに、当事者が支援につながりやすい環境整備として、オンライン居場所を実施する。また、支援対象者の増加を踏まえ、支援の在り方を検討する。加えて、多様な支援機関等と連携し、社会資源の充実を図る。
 ④引き続き、民生児童委員や関係機関等が研修を受講しやすい環境づくりに取り組む。また、DV被害者等を早期支援につなぐため、庁内外連携会議等の機会を活用し、連携強化に継続して取り組む。

主要事業の提案につながる項目

【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】
 ①誰一人取り残さない地域共生社会を目指すために、相談員の業務効率化を図れるよう、生活困窮者自立支援システムの更新に際して、生成AIを活用した相談支援システム等の導入を検討する。

【権利擁護に関する支援】

⑤年々増加する成年後見制度利用ニーズへの対応のための体制の確保、また、国が予定している民法改正による「成年後見制度見直し」や社会福祉法改正による「新日自事業(仮称)」については、尼崎市社会福祉協議会等と連携を図り、事業を適切かつ円滑に実施できるよう、検討を進める。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	06 障害者支援	展開方向	01 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	37.5	%	47.7	37.5	40.9	41.7	45.7	47.9
B	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	78.0	%	100.0	78.0	77.7	77.8	82.8	99.4
C	委託相談支援事業所における延べ相談回数	—	27,896	回	—	27,896	30,392	33,684	27,209	26,256
D										
E										

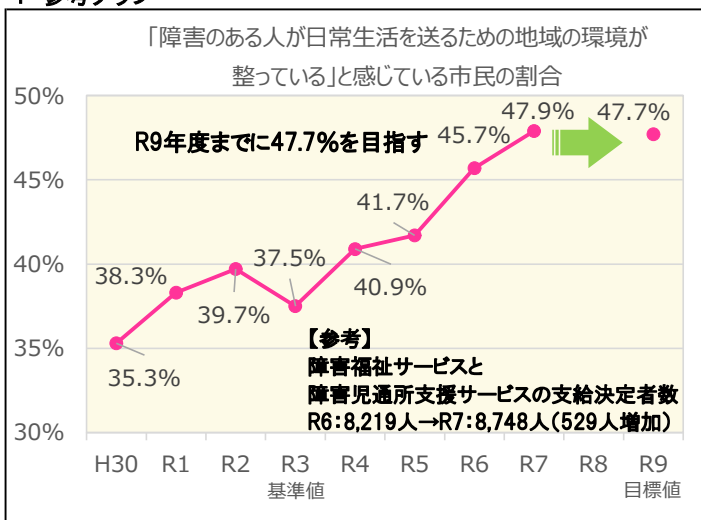
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【健康に暮らす(保健・医療)】 (目的)障害につながる病気などの早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。	
①<医療的ケア児の支援> 本市が把握する医療的ケア児の家族向けに、支援ニーズに係るアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、医療的ケア児を介護する家族の休息等のため、医療保険による訪問看護派遣の上限に達した後に派遣を行った場合には、その相当額を市が負担する「医療的ケア児在宅レスパイト事業」を令和8年度から開始することとした。	①「医療的ケア児在宅レスパイト事業」 については、実施状況を見る中で、対象や上限時間の設定の妥当性等を検証する必要がある。 また、医療的ケア児のほかに、常時のケアを必要とする重度心身障害児・者等の家族についてもケアに係る負担が大きく、レスパイト支援の必要性が高いと思われるが、その主体となる重度心身障害児・者に対応した短期入所等の社会資源が不足している状況にある。
【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】 (目標指標A・B・C) (目的)地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。	
②<地域における障害福祉サービス等の整備> 障害福祉サービス等においては、就労継続支援、共同生活援助をはじめ、各サービスで支給額が伸びを示しており、障害福祉計画上の計画値に対する実績値においても、令和6年度末時点で居宅介護等の訪問系サービスや共同生活援助などで計画値を達成している。これらを背景に、障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合についても目標値を達成した。	②障害福祉計画 では、これまで過去の実績値(利用者の需要の伸び)を勘案して各サービスの計画値を定めてきたが、令和8年度の国の臨時報酬改定において一部サービスにつき新規事業所の報酬単価の引下げ等抑制の観点が見込まれたことから、今後各サービスの計画値を定めるにあたり、地域の実情を踏まえたより適正な計画値とすることが求められている。
③<サービス等利用計画の作成> 障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は令和6年度末の8,219人から8,748人に増加(+529人)している。令和6年11月からセルフプランを導入した結果、サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成状況は、1,895人増加(6,802人→8,697人)し、作成率は99.4%(8,697人/8,748人)となった。このうちセルフプランは2,267人であり、セルフプランを除いた計画作成率は73.5%となっている。	③国 においては、利用計画の達成率から、のぞまないセルフプラン(相談支援専門員の不足等により利用者がセルフプランの作成を余儀なくされること)の件数をゼロにすることに目標を切り替えており、そのために相談支援専門員の計画的な育成により地域の相談支援体制の充実・強化を図ることが求められている。
④<相談支援の充実> 委託相談支援事業所の延べ相談回数は令和6年度27,209回から令和7年度26,256回となっており、大きな変化は見られない状況である。令和7年度は自立支援協議会の組織編成について検討し、支援困難ケース等の個別支援事例検討の場である、あまがさき相談支援連絡会を自立支援協議会内に位置付けることで、個別支援事例の検討から地域課題の検討につなげられる仕組みを整備した。また、その他の各サービス事業所のネットワーク会議についても自立支援協議会内に位置付け、相互の関連を整理することで、新たに自立支援協議会に求められる役割を果たすことができるよう組織体制の整備を行った。そのほか、委託相談支援事業委託経費が平成24年度から据え置きになっていたため、委託相談支援事業所の体制確保のため一定の人件費相当額の引上げを令和8年度から行うこととした。	④自立支援協議会 をはじめ、あまがさき相談支援連絡会、各サービス事業所のネットワーク会議が有機的に機能するよう、随時のモニタリングにより調整を図っていく必要がある。 委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターにつき、それぞれの役割をより明確化し、適正な委託経費を算定する必要がある。
⑤<日常生活用具の給付> 利用者の声をもとに申請回数等の運用改善に努めた結果、利用件数が令和6年度11,602件から令和7年度12,398件と796件増加した。	⑤令和5年度 に品目や基準額を改定したが、実施以降に、ストマ装具をはじめとして、近隣市での品目追加や基準額改定に伴い、新たな要望が出されており、実態に応じた見直しが必要となっている。
⑥<公共施設マネジメントの進捗> あいあい分場は、利用者の既存事業所への分散での吸収等により、令和7年度末をもって閉鎖となった。	⑥令和8年度 に身体障害者デイサービスセンターの長寿化改修計画に係る実施設計が予定されているが、コロナ禍前に比べて、利用者が大幅に減少していることから、利用者の需要に見合った提供体制を分析した上で、施設の在り方について検討する必要がある。また、あぜくら分場については、引き続き、法人と方向性について協議する必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	医療的ケア児在宅レスパイト事業
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	尼崎市障害者計画・障害福祉計画の策定
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	(仮称)重層的支援システムの導入
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和8年度の取組
【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】 ②第8期障害福祉計画の策定にあたっては、過去の実績値の推移だけでなく、対象となる人口の推移、一人あたり平均利用量、地域の社会資源の充足状況、重度障害者の受入状況等各種の要素を勘案し、国の制度見直しを踏まえ、各障害福祉サービス等の計画値を定めるとともに、制度の持続可能性の確保とサービスの質の維持の両立に向けて、取組を進めていく。 ③引き続き、指定特定相談支援事業所については、担当者会における計画策定の働きかけや、計画の書き方教室の実施による相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、のぞまないセルフプランを作成した利用者については、サービスの利用状況をモニタリングしつつ、セルフプラン更新時に指定特定相談支援事業所によるプラン作成に取り組んでいく。 ④自立支援協議会等各種会議の運営について必要とされる役割が果たせるよう適宜見直し等の調整を図っていく。 委託相談支援事業、基幹相談支援センター等について、それぞれの役割と求められる専門性を明確化し、仕様書の整備を行った上で適正な委託経費を算定する。 ⑥身体障害者デイサービスセンターの在り方について、改めて検討する必要性が生じていることから、施設の在り方を定める間、長寿命化工事の実施については保留とする。また、あぜくら分場については、引き続き、法人と方向性について協議を進めていく。

6 評価結果

評価と取組方針
・近年、障害福祉サービス等の事業所数や支給量等が大幅に増加している中、今年度策定する次期障害福祉計画には本市の実情と国の動向を踏まえた計画値を反映させる。また、計画策定にあたっては、当事者団体や関係機関等とも十分に意見聴取・協議等を行った上で、必要なサービス量の確保と質の向上の両立に取り組む。 ・「医療的ケア児在宅レスパイト事業」において、医療的ケア児を介護する家族などへの負担軽減を図るとともに、当事者や家族・事業者向けのアンケート調査を実施し、レスパイト支援におけるニーズや社会資源を把握することで、重度心身障害児・者等へのレスパイトの施策を検討する。

主要事業の提案につながる項目
【健康に暮らす(保健・医療)】 ①「医療的ケア児在宅レスパイト事業」の実施状況を踏まえ、対象者や上限時間の拡充の必要性について検討する。また、重度心身障害児・者等についても社会資源の状況を踏まえつつレスパイト施策の具体化に向けて検討を行う。 【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】 ⑤日常生活用具については、定期的に市場の実勢価格や当事者からの要望等を反映し、全体的な見直しの検討を行っていく。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	02	生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり
主担当局	福祉局				

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	市内のグループホームの定員数	↑	552	人	741	552	622	671	738	779
B	委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	—	233 (H29～R3平均)	人	—	190	199	219	198	231
C	委託就労支援機関(就労生活・支援センターみのり)を通じた就労者数	↑	34 (H29～R3平均)	人	54	24	20	26	37	54
D	障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	↑	17	回	25	17	26	26	30	34
E	身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	↑	28,742 (R1)	人	41,848	12,644	18,407	22,191	20,970	24,946

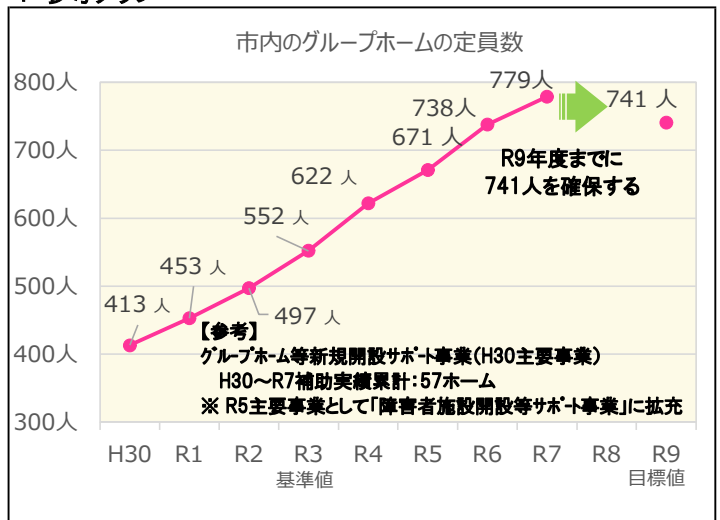
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【育つ・学ぶ(療育・教育)】(目標指標B) (目的)障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。	
①<障害児通所支援の提供体制の整備> 発達障害の人等の委託相談支援事業所等における相談者数は231人となっているが、その他にもくしあ等の相談機関や乳幼児健診、医療機関での相談等から発達障害の傾向がある児童が専門療育につながった結果、令和6年度は児童発達支援の利用日数が約4.9%、放課後等デイサービスの利用日数が約2.2%の増加となったが、計画値に対しては約90%程度の実績であった。	① これまでの障害福祉計画では、過去の実績値をもとに障害児通所支援サービスの計画値を定めてきたが、事業所数や支給量が大きく増加する中、国においても、質の高い、かつ適切なサービス提供の観点から、地域における児童数の推移、重度心身障害児等のニーズや保育所等での受入状況を踏まえて計画値を定める旨が示された。
②<児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保> たじかの園において、令和7年度は保育所等訪問支援58件、障害児等療育支援事業における施設支援一般指導事業として法人保育園、幼稚園等に71件の支援を、あこや学園では保育所等訪問支援25件の支援を行うなど、地域のインクルージョン推進の中核的な機能を推進した。	② 児童発達支援センターとして求められる中核的な機能のうち、障害児通所支援事業所の増加に伴うスーパーバイズ機能と、保育所等での障害児受入れ進展に伴うインクルージョン推進の機能に係るニーズは今後も増加が予想される。
【働く(雇用・就労)】(目標指標C・D) (目的)一人ひとりの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、さまざまな働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での工賃向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。	
③<就労支援の実施> 委託就労支援機関の支援で54人(前年比17人増)が一般就労につながった。また、令和7年10月から新たなサービスとして追加された就労選択支援事業については、現在2事業所が指定されており、これら事業所と特別支援学校との協議等を進めることで制度の利用につながった。	③ 令和8年7月から民間事業所の法定雇用率が2.5%から2.7%となり、採用意欲の高まりが予想される一方、就労にあたって多くの配慮を必要とする重度障害者については、障害者雇用納付金制度に基づく助成金はあるものの、なかなか雇用が進まない状況がある。
④<障害者就労施設の受注機会の拡大> 前年に続き市内販売「尼ろるフェア」など物品等の販売会を計34回開催したほか、共同受注支援により発注企業(11社)から19施設への契約に結び付けた。また、日本GLP(株)との包括連携協定の一環として、障害者雇用への理解増進と雇用の促進に向けた具体的な連携内容の協議を行った。	⑤ 市役所における障害者の任用にあたっては、障害により働きづらさを抱える職員への合理的配慮のほか、令和8年7月からの法定雇用率の上昇(市長事務部局3.0%)も念頭に置いて取り組む必要がある。また、各局任用の拡大にあたっては、更なる合理的配慮の理解浸透や適切な業務の切り出し支援、お悩み相談への対応等が行えるようにサポート体制を強化する必要がある。
【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】(目標指標A) (目的)地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、さまざまな生活環境の整備を進めることなどで、障害のある人の地域での生活を支える。	
⑥<グループホームの整備促進> 市内グループホームの定員数は、令和6年度末の738人から779人と着実に増加(+41人)し、うち10ホーム(定員55人)に「障害者施設開設等サポート事業」で開設経費の一部を助成した。バリアフリー改修等補助については、6ホームに対して段差解消等の補助を実施した。	⑥ 重度障害者を受け入れるグループホーム事業所数は、まだ充分ではなく、更なる整備に向けた施策を検討する必要がある。また、障害者の親が要支援・要介護状態となり、生活支援や見守りが十分に行えなくなる世帯が増加しているため、今後の支援策の検討に向けて、実態やニーズを把握する必要がある。
【地域でつながる(生涯学習活動)】(目標指標E) (目的)地域で行われるさまざまな催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。	
⑦<身体障害者福祉センター・身体障害者福祉会館> 身体障害者福祉センターの利用者数は16,404人に増加(+2,964人)し、身体障害者福祉会館は8,542人に増加(+1,012人)した。	⑦ 両施設の更なる利用促進を図ることで、障害者の社会参加と学習活動の活性化を図る必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	たじかの園の体制拡充(たじかの園指定管理者管理運営事業、たじかの園施設整備事業)
2	
3	
4	

4 参考グラフ



令和8年度の取組	
【育つ・学ぶ(療育・教育)】 ①第8期障害福祉計画の策定にあたっては、過去の実績値の推移だけでなく、児童の人口推計、発達障害の発生率、一人あたり平均利用量、重度心身障害児の受入状況、保育所等での障害児の受入状況等各種の要素を勘案し、国の制度見直しを踏まえ、各障害福祉サービス等の計画値を定めるとともに、制度の持続可能性の確保とサービスの質の維持の両立に向けて、取組を進めていく。 ②発達障害傾向のある児童について専門療育と預かり機能の適切な分担を図る上でも、児童発達支援センターが保育所等のインクルージョン推進に係る助言等の機能をより推進できるよう、たじかの園とあこや学園の体制整備について検討を進める。	
【働く(雇用・就労)】 ③障害者雇用納付金制度に基づく助成金の活用と合わせて職場における介助等の支援を行う「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の実施可能性について検討を行う。 ④包括連携協定に基づき、まずは障害者就労支援施設で製作している物品の販売会等の機会を設けるよう調整を進める。 ⑤引き続き、「ハートフルオフィスup×3」で任用するスタッフの働く機会の拡充に向け、担当課での集中的な配置に加え、ハローワークや支援機関と連携するなど、障害者雇用の促進を図る。あわせて、職場定着に向けた支援については各局での任用が拡大されたことも踏まえ、ジョブコーチ等職員による働きやすい職場づくりに向けた支援を行っていく。	
【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】 ⑥第8期障害福祉計画の策定にあたっては、各事業所からのアンケート結果や意見聴取等により、効果的な整備方策を設定するとともに、グループホームの整備目標を設定する。また、高齢期に差し掛かる障害者を高齢の親が介護している世帯について、安定した生活が維持できるよう、支援について検討を進めていく。	
【地域でつながる(生涯学習活動)】 ⑦両施設の利用者のニーズを踏まえた効果的な講座の設定について指定管理者と更なる協議を進める。	

6 評価結果

評価と取組方針
・市内の重度障害者対応が可能なグループホーム設置を促進するため、昨年度に実施した事業者向けアンケート結果と事業所ネットワーク会議での聞き取り調査などを活用し、具体的な支援策へつなげる。 ・高齢期に差し掛かる障害者を介護している高齢の親は、身体・精神的な負担が大きく、今後の生活に不安を感じているため、世帯の支援策について、当事者や事業者等から意見を聞き、実態を把握しながら、丁寧な議論を進める。

主要事業の提案につながる項目
【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】 ⑥重度障害者の受入促進に向けて、事業所職員に対する研修費用助成等、「職員の確保・支援力向上」に資する取組について、検討する。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	03	ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり
主担当局		福祉局			

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	障害者差別解消法の認知度	↑	34.2	%	50.0	34.2	35.7	32.8	34.1	35.7
B	意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	45	人	70	45	60	64	61	54
C	合理的配慮を知らない職員の割合	↓	36.0	%	0	36.0	10.5	8.0	12.4	9.5
D										
E										

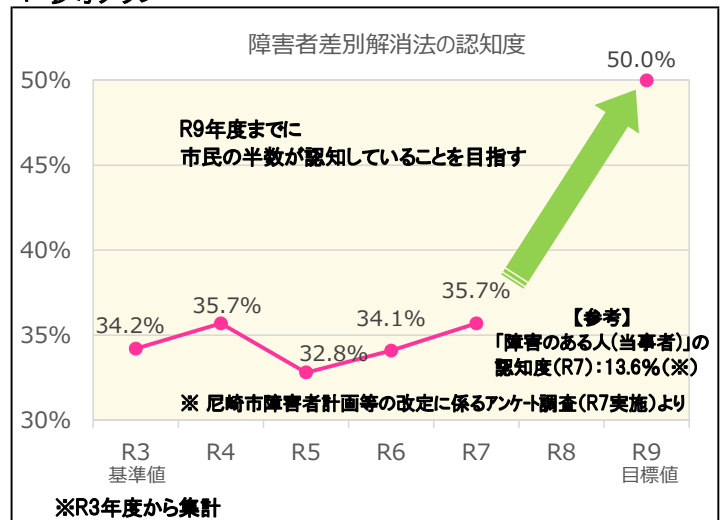
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【安全に暮らす(安全・安心)】 (目的)災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。 ①<「障害特性に配慮した避難支援」> 防災総合訓練及び「1.17は忘れない」地域防災訓練において、障害者支援施設と協力して福祉避難所開設シミュレーション訓練を実施した。	
【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】(目標指標A・C) (目的)障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。 ②<「障害者虐待の防止」> 令和7年度の障害者虐待防止センターへの通報・相談件数は85件、虐待認定は10件であった。施設従事者等による虐待防止策として、昨年度に引き続き、特定相談支援ほか既存のネットワーク会議において障害者虐待防止に係る合同研修会を開催した。 ③<「差別の解消、合理的配慮」> 障害者差別解消支援地域協議会においては、「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を改正するため、差別に当たる事例や合理的配慮に当たる事例などの記載を充実すべく意見交換を行った。 ④<「職員への理解・啓発」> 職員の障害に対する意識向上に向けた取組として、合理的配慮に関する研修動画の配信や、ハローワークによる「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を実施したほか、新任課長や新採職員を対象とした必須研修についても継続して実施した。また、障害者週間に職員向け広報紙を発行し、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の取組等を周知し、活用を促した。	
【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】(目標指標B) (目的)障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続きなどを支える。 ⑤<「意思疎通支援者の養成等」> 意思疎通支援者に係る各養成講座の受講修了者数は全体で54人、新規の派遣利用登録者数は10人であった。手話通訳者等派遣事業については、市の設置手話通訳者等といった他制度との役割分担に苦慮する事例があったことなどを踏まえて、令和8年度に業務委託から直営化し、迅速な派遣決定が可能となるよう改善を図ることとした。 ⑥<「手話の普及啓発の取組」> 市民等向け啓発講座全体(4講座12回)の参加者数は89人であった。手話言語の国際デー並びに手話の日・国際ろう者週間では、昨年に続き尼崎城のブルーライトアップ、啓発用ポケットティッシュの配布、本庁舎にて啓発のぼりの設置を行ったほか、本市が協定を締結している商業施設にて手話啓発イベントを初開催した。さらに、東京2025デフリンピック開催前のキャラバンカーの来尼時に応援イベントを開催し、デフリンピックのPRとろう者への理解促進に努めた。手話言語条例施策推進協議会では、障害者計画の実施状況の評価の中で、各場面での情報保障の在り方等についての意見交換を行った。	
① 防災訓練時より様々な障害を想定した情報保障等の環境整備に取り組む必要がある。また、障害特性により指定避難所に行けず在宅避難を余儀なくされている人への情報伝達が課題である。 ② 障害福祉サービス事業所への啓発活動は継続的になされているが、養護者や使用者からの虐待防止の観点からの啓発活動が不足している。 ③ 令和7年度は、協議会において意見交換を行ってきたが、対応要領の改正内容案の整理や効果的な啓発策の検討には至らなかった。また、障害者差別解消法の認知度が障害当事者の方が低くなっているため、障害当事者の認知度を高める取組が必要である。 ④ 合理的配慮を知らない職員の割合について、障害者活躍推進計画策定時(令和元年度51%)に比べて改善されているものの、目標達成には至っていない。	
⑤ 手話通訳者養成講座を修了しても全国統一試験に合格せず手話通訳者登録になかなかつながらない状況が続いているため、手話通訳者等派遣事業の直営化と合わせて、手話通訳者等養成講座の充実を図るための検討を行ってきたが、事業の見直しまでには至らなかった。 ⑥ 手話施策推進法が成立、施行され、毎年9月23日が「手話の日」と定められたことから、「手話の日」の認知度を高めるための啓発により注力する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	手話通訳者等派遣事業の見直し
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・手話通訳者の不足を解消するため、全国統一試験に向けたカリキュラムの充実と講師確保の取組を進めるなど、安定的に支援を届けられるよう事業改善を図る。

・あわせて、AI手話翻訳サービスなど障害者の意思疎通支援等におけるデジタル技術の活用について、先進導入事例の実施状況等を踏まえ、研究を進める。

令和8年度取組

【安全に暮らす(安全・安心)】

①防災訓練において様々な障害を想定した情報保障等を検討する。また、在宅避難者についても要支援者支援システムの活用により的確な把握と情報伝達に努める。

【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】

②民間企業との包括連携協定締結の際に、障害者虐待を発見した時の通報の協力について盛り込むよう努めるほか、障害者就労支援フォーラム等の機会を捉えて障害者虐待防止についての意識啓発を進めていく。

③協議会において、対応要領の改正内容案を整理するとともに、障害当事者の障害者差別解消法の認知度を高める取組など、効果的な啓発策について検討を進めていく。

④障害のある職員とともに働くための職場づくりを進めていくために、合理的配慮等の研修を継続して実施するとともに、各局における障害のある会計年度任用職員の任用を継続し、一緒に働くことで、障害や障害者への理解を深める等の取組を引き続き行う。

【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】

⑤手話通訳者等派遣事業については、直営化後の実施状況を見る中で、業務改善効果について検証を行っていく。

⑥従来より実施している啓発イベント等において「手話の日」をより積極的にPRしていくとともに、手話言語条例施策推進協議会において、「手話の日」の認知度を高めるより効果的な啓発方策について検討し、実施していく。

主要事業の提案につながる項目

【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】

⑤手話通訳者等の養成講座において、不足している講師の安定的な確保や、より実践的で効果の高い内容となるよう、充実改善策の具体化を図り、事業の改善を図っていく。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	07	高齢者支援	展開方向	01	介護予防の取組や認知症施策の推進
主担当局	福祉局				

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	認知症サポーターの数	↑	24,080	人	45,507	24,080	25,399	27,646	29,006	30,929
B	介護予防体操の登録者数	↑	4,028	人	5,737	4,028	4,374	4,985	5,845	6,029
C	自分が健康であると感じている高齢者の割合	↑	68.6	%	72.9	68.6	65.8	67.6	66.3	62.7
D										
E										

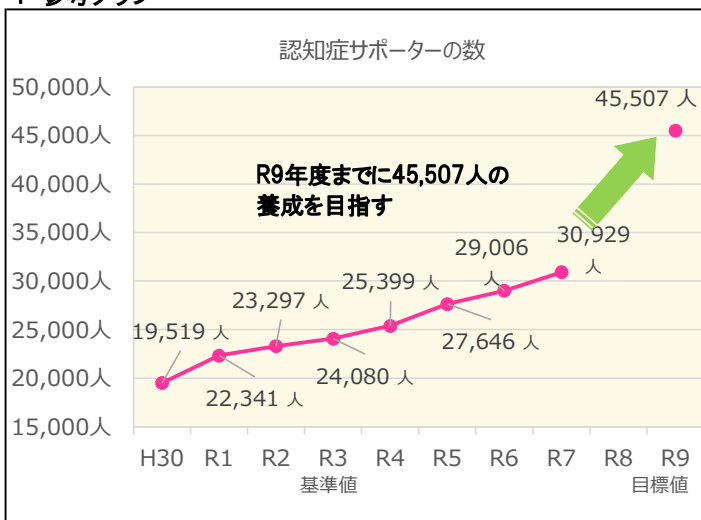
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【介護予防の取組】(目標指標B・C) (目的)介護予防については、関心を持つだけでなく、運動・栄養口腔・社会参加が大切だと感じ、自らが実践できるよう取組を進める。 ①《介護予防事業の普及・啓発》シニア情報ステーション(ステーション)は、高齢者を親に持つ子世代から介護予防活動の問い合わせがあることから、新たに、世代を問わず来訪者数が多い商業施設・商店街にステーション設置の働きかけを行い、設置数が199か所(令和6年度177か所)となった。また、60人(令和6年度59人)の市民フレイルサポーターが地域振興センターやステーション、地域のイベントでフレイルチェック等を実施するとともに、新たに健診結果説明会場でフレイルチェック等を30回、471人(令和6年度 28回 436人)に実施し、フレイル予防の啓発等を行った。 ②《通いの場の活動支援》いきいき百歳体操は、体験会の実施や市民フレイルサポーターと連携したステーション等での事業周知により、167グループ・登録者6,029人(令和6年度160グループ・登録者5,845人)となり、グループ数・登録者数が増加した。また、新たに、携帯電話会社と連携したスマートフォン操作の出前講座等を25回実施し、スマートフォン操作の苦手意識払拭の取組を行うとともに、要介護等の主要因である「転倒・骨折」の予防に向けては、医療専門職と連携し、啓発動画の作成・支援を行い活動の活性化等を図った。 ③《老人福祉センターの特色づくり》武庫健康ふれあい体育館での「運動」に視点を置いた新たな介護予防事業として、生活機能の回復を目指す「フレイル改善通所プログラム(通所プログラム)」(34人参加)や、運動習慣定着に向けた「高齢者体験型スポーツクラブ教室(体験型教室)」(69人参加)を開始した。通所プログラムについては、修了者全員にバランス能力、歩行能力、下肢筋力等で機能改善が見られ、その結果を各地域包括支援センターへ共有し、積極的な事業活用を促したことに加え、体験型教室修了者の大半に運動継続の結果が得られた。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館については、現利用者と整備状況の進捗報告も含めた意見交換を行う中で、設計業務全般を完了させるとともに、総合老人福祉センターの移転建替えに向けては、現利用者及び地域団体への意見聴取はもとより、経済部等と連携しながら、高齢者の多様な働き方の提案や地域活動の担い手創出等の機能を設ける方針を新たに決定した。	
【認知症施策の推進】(目標指標A) (目的)認知症の正しい理解が進み、早期発見、早期対応につながるよう、また、認知症の人やその家族が安心して、できるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるよう、取組を進める。 ④《認知症に関する取組の周知》認知症月間の取組として、「認知症の理解や自分なりにできる支援を考える」をテーマに、認知症市民フォーラムを開催したところ、115人(令和6年度128人)が参加し、アンケート調査結果から約9割の方が、理解・支援できると回答があった。また、市報9月号での認知症特集記事の掲載や認知症映画上映会等を実施するとともに、来訪者が多い商店街や40歳以上の集団健診受診者全員を対象に、もの忘れあんしんガイドを配布することで、認知症の正しい理解や相談窓口の周知を図った。 ⑤《認知症サポーターの養成》認知症サポーター養成講座(養成講座)を学校や事業者に行ったほか、重点的にいきいき百歳体操等の地域活動団体に受講の呼びかけを行った結果、1,923人(令和6年度1,360人)が受講した。 ⑥《チームオレンジ尼崎》認知症ボランティアや本人の活躍の場である「チームオレンジ尼崎」のサポーターは99人(令和6年度77人)となり、サポーター向け認知症の人の接し方に関する対応力向上研修を実施した。活動促進に向けた取組として、サポーターと認知症の人やその家族とのマッチングイベントの開催により、顔の見える関係構築ができ、認知症カフェ等への移動支援の利用促進につながった。また、認知症の人の新たな「はたらく」ニーズへの対応として、老人福祉工場で実施する生きがい就労の作業補助等(312件)の支援を行った。	
①ステーションの設置数は増加しているものの設置数が地区により偏りがあるため、設置数が少ない地区に対して重点的に働きかけを行う必要がある。 ②引き続き、利用率が高まるスマートフォンを活用した活動支援等に向けて、スマートフォン操作の苦手意識の払拭を図る必要がある。 ③通所プログラム等の効果検証に向け、事業参加者の行動変容等のモニタリングを引き続き行う必要がある。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館の整備や総合老人福祉センターの建替えに向けては、引き続き、老人福祉センター機能を持つ他の施設や地区体育館、地域振興センター等と連携を図り、それぞれの機能を活かした事業展開ができるよう、関係部局と協議を進めていく必要がある。	
④⑤引き続き、認知症への関心を高める取組を検討する必要があるとともに、認知症サポーター養成講座を多くの人に周知し、受講者数を増やしていく必要がある。 ⑥引き続き、認知症の人や家族の支援ニーズに対応するため、対応力向上に向けた研修等を実施するとともに、サポーターの活動促進や支援を依頼しやすい場づくりを行う必要がある。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	総合老人福祉センター移転建替えの実施(高齢者支援施設整備事業)
2	
3	
4	
令和7年度 主要事業名	
1	介護予防プログラムの推進(フレイル改善通所プログラム事業、高齢者運動習慣促進事業)
2	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定事業
3	
4	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和8年度の取組	
【介護予防の取組】 ①引き続き、ステーションの設置数増に向け、高齢者が普段よく行く場所に加え、設置数が少ない地区の事業者へ訪問等し、ステーション設置の働きかけを行う。また、市民フレイルサポーターと連携し、様々な場所でフレイルチェックを実施すること等でフレイル予防の啓発を行うとともに、新たにフレイル予防に資する情報・知見がある企業と官民協働でイベント等を実施することで更なるフレイル予防の意識醸成を図る。 ②引き続き、ICTを活用した活動支援等に向け、携帯電話会社等と連携し、スマートフォンの操作方法に関する講座等を実施するとともに、医療専門職等による訪問指導を実施することで活動の活性化等を図る。また、長年活動が続いているグループに対して、活動のモチベーション維持・向上のための取組を検討する。 ③通所プログラム等の効果的な実施に向けては、各地域包括支援センターや委託先との連携を深め、事業参加者のモニタリングから得られた結果を分析しながら、引き続き、適切な事業参加者選定や、より効果的・効率的な事業参加者の行動変容の管理方法等に加え、プログラム内容の適正性等についても研究していく。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館の整備に係る地区体育館事業との連携はもとより、総合老人福祉センターの建替えに向けても経済部や地域振興センター等との連携を強化する中で、老人福祉センター機能を持つ各施設がそれぞれの特色を活かして事業を展開できるよう検討を進めていく。	
【認知症施策の推進】 ④⑤認知症月間で実施する認知症市民フォーラム等については、関係機関や地域活動者等と連携しながら、更なる認知症の理解を深める効果的な取組になるよう検討を進めるとともに、認知症の人や家族の声を聞きながら、新たに認知症啓発動画を作成し、SNSで配信する等により多くの人に認知症に興味・関心を持ってもらえる取組を行っていく。また、認知症の人の来客等の可能性が高い商業施設での養成講座の周知や地域活動団体等への働きかけを行うことで、引き続き、受講者増を目指す。 ⑥認知症の人やその家族の支援ニーズに対応するため、サポーターを対象とした対応力向上研修を継続するとともに、各地区においてチームオレンジ尼崎が主体となり、サポーターが身近な地域で相談・支援を行う拠点となる認知症カフェを開催することで、支援を依頼・利用しやすい場づくりを進めていく。また、認知症の人が主になって自らの気持ちや必要としていることを語ってもらう「本人ミーティング」を開催し、必要な支援につなげていく。	

6 評価結果

評価と取組方針
・現在、試行的に取り組んでいる介護予防プログラムについて、(仮称)大庄健康ふれあい体育館等の地域での事業展開に向けた検討を行うとともに、将来的には民間事業者による事業提供ができるよう効果的・効率的な実施手法について研究を進める。 ・あわせて、高齢者の自立支援の促進や質の高いサービス提供に向けて、介護予防事業については、機能改善の成果に応じた事業所の取組を評価し促進する仕組み等についても、国の動向や他市事例を踏まえて、研究を進める。 ・認知症の人やその家族がより支援・依頼しやすくなる場として、チームオレンジ尼崎サポーター主催による認知症カフェの開催や、認知症の人の希望を語り合う場づくりを進めるなど、「つながり」や「生きがい」などの機会の創出に向けた新たな居場所づくりに取り組む。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	02 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	生きがいを持つ高齢者の割合	↑	58.7	%	75.9	58.7	64.6	58.8	59.7	59.1
B	高齢者ふれあいサロンの登録者数	↑	2,841	人	5,130	2,841	2,968	3,955	3,116	3,168
C	地域の中で頼れる人がある割合	↑	51.5	%	54.8	51.5	54.2	49.8	56.2	47.6
D	地域包括支援センターの認知度	↑	59.9	%	100	59.9	64.1	62.3	64.8	61.6
E	生活支援サポーター養成研修修了者数	↑	742	人	3,300	742	854	1,031	1,134	1,232

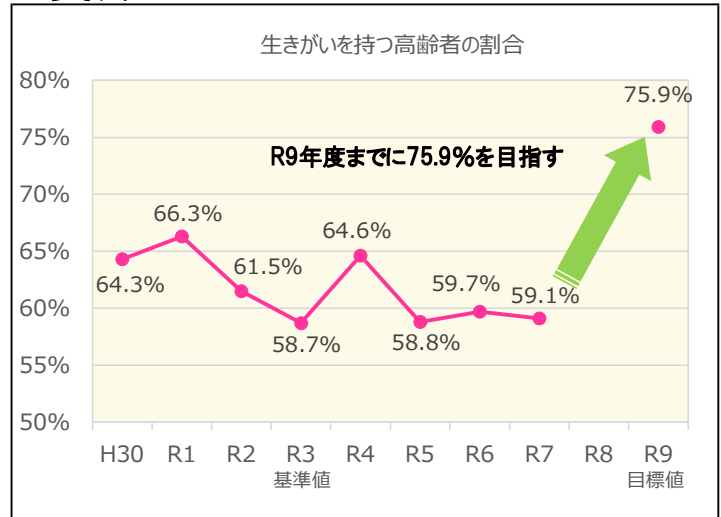
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【社会参加の促進】(目標指標A・B・C) (目的)地域で支え合いの風土が醸成され、高齢者がサービスを受ける側にとどまらず、「支える・支えられる」関係を越え、支え合いの一員となり、日々の生活で生きがいを得られることができる仕組みづくりを行う。	
①《身近な集いの場の充実》高齢者ふれあいサロン(サロン)は、市民フレイルサポーターと連携し、シニア情報ステーション等で周知することで138か所・3,168人(令和6年度137か所・登録者3,116人)となり、団体数・登録者数が増加した。また、団体の補助金申請事務の軽減に向けたオンライン申請の実施に向け、携帯電話会社と連携して、スマートフォンの操作方法に関する出前講座等を28回実施することでスマートフォン操作の苦手意識の払拭を図った。 ②《多様な就労活動等の推進》「高齢者生きがい就労事業」においては、和楽園での授産事業を高齢者生きがい就労事業に転換し、レイアウト変更や見学・体験会を実施することで、参加者の確保を行うとともに、認知症共同生活介護との連携により、地域の拠点を増やし、事業全体の参加者は、202人(令和6年度169人)となった。また、参加者増への対応に向けては、大阪・関西万博に出展する商品の作成を行うなど新たな就労メニューの確保も行った。 ②③《地域で支える高齢者支援の推進》地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が中心となって開催する各地区地域福祉ネットワーク会議において、地域住民や地域包括支援センター等と支え合いに関する協議を行い、中央地区では、地域の集いの場に参加したことのない独居高齢者等をサロン等の居場所につなげる取組を実施した。また、地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーターが連携し、立花地区では、生活支援サポーター等と地域活動団体との「ボランティアマッチング会」を開催し、地域活動の担い手不足の解消に向けた取組を実施した。	①引き続き、サロン登録者数の増加に向けて、市民フレイルサポーターと連携し、シニア情報ステーション等で周知を行うとともに、申請者の負担軽減となるオンライン申請の普及に向けた取組を行う必要がある。 ②はたらくラボ3か所で受け入れられるスペースも限られてきたことから、地域拠点の創出に向けた取組も更に進めていく必要がある。 ②③引き続き、地域住民や地域での活動に取り組む関係機関等と連携しながら、地域課題等の洗い出しや解決策、必要となる取組等を検討し、実践につなげる必要がある。
【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】(目標指標D・E) (目的)高齢者自らが望む場所で安全・安心に暮らせるよう、介護サービスの基盤確保・質の向上等に取り組む。	
・要介護認定者数: 令和6年度末 31,327人→令和7年度末 31,783人 ④《地域包括支援センターの対応力強化・包括的な支援体制づくり》包括的な支援体制づくりに向けた地域ケア会議の運営については、個別の事例検討会議、全市の課題の検討会議などの会議趣旨や役割を明確化する見直しを行い、それらに沿った会議運営を行うことで、全市の課題を抽出することができた。また、全市の課題として抽出された「精神疾患の高齢者等を地域で支えていくためには」というテーマを多職種(約100人)が参加する代表者会議で協議したことにより、課題解決に必要な手法の共有やネットワークの強化につながった。 ⑤《医療・介護連携に関する取組》医療・介護連携協議会において、本人が望む医療やケアについて自ら考え、家族や関係者と共有するACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する尼崎市独自の市民向けACP啓発リーフレット・啓発動画を新たに作成し、普及・啓発を行った。また、多職種向けアンケート調査を実施し、専門職のACPに対する認知度や取組状況を把握した。 ⑥《高齢者の多様な住まいの質と量の確保・在宅生活を支える支援の充実》第9期介護保険事業計画の整備目標の達成に向け、介護医療院(48床)、特別養護老人ホーム(29床)及び看護小規模多機能型居宅介護(1か所)の整備予定事業者の公募を行った。 ⑦《介護従事者確保・定着に向けた支援》介護人材確保・定着に向けては、介護職員初任者研修等受講料助成を65件行ったことに加え、ハローワーク尼崎や県福祉人材センターと連携し、合同就職フェアを開催することで、8人を就職につなげる事ができた。生活支援サポーターの確保に向けては、全6地区で研修を開催し(98人修了)、研修内容に就労的活動支援コーディネーターから地域活動がしごとになるといった講義内容を盛り込むことで、受講後の活動につなげる啓発を行った。また、生活支援サポーター修了者に対し、介護の合同就職フェアを案内したことで、5人が参加し、1人が就職につながった。	④地域ケア会議の見直しを踏まえた運営を継続して実施する必要がある。また、代表者会議で協議した全市の課題に対し、各地域や団体等の支援者間のできる範囲で取組を進め、その振り返りを行っていく必要がある。 ⑤引き続き、市民向けのACPの普及・啓発を進めていく必要がある。また、アンケート結果から、自分自身の望む医療やケアを考え話し合ったことがある専門職は、市民へのACPの推進力が高い傾向にあることから、専門職への意識啓発も進めていく必要がある。 ⑥いずれのサービスについても、公募を行ったものの整備予定事業者の応募がなかった。 ⑦小田南生涯学習プラザで合同就職フェアを実施したが、地理的に遠方である武庫地区の事業所への求職希望者の来場が少なかったことから、次の開催場所を検討する必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	高齢者生きがい就労事業の本格実施(高齢者生きがい就労事業)
2	
3	
4	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・高齢者の生きがい就労については、就労的活動支援コーディネーターと連携し、参加者のニーズに合わせて就労メニューを用意するなど、高齢者の「やりがい」や「生きがい」等といった機会の創出につながっている。

・今後も引き続き、生きがい就労の地域拠点の確保に努めるとともに、就労メニューについては、産業界に加え、庁内部署とも連携し更なる開拓を図る。

・多様な介護人材の確保に向け、国や県の動向に注視するとともに、市内事業者の意見を抽出した上で、必要な支援策を研究する。

令和8年度の取組

【社会参加の促進】

- ①引き続き、サロン登録者数の増加に向けて、出前講座での周知や市民フレイルサポーター等と連携し、シニア情報ステーション等でフレイル予防とサロンの普及啓発を行うとともに、団体の負担軽減となるオンライン申請の普及に向け、携帯電話会社と連携し、スマートフォン講座等を行っていく。また、サロン活動場所の確保や団体数増に向けて、新たに介護施設や喫茶店等に働きかけを行っていく。
- ②更なる地域拠点の創出に向け、高齢者施設や地域の集いの場での生きがい就労の実施への準備を進めていく。また、令和4年度から令和7年度まで実施してきた事業成果などを介護事業所や市社協などの関係機関や産業界にも周知することで、産業界等との更なる連携体制の強化による新たな生きがい就労メニューの確保や、高齢者施設等と連携した地域拠点の創設につなげていく。
- ③引き続き、地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーター、関係機関等が連携し、住民参画・官民連携で支え合いに関する取組等を推進するとともに、各地区の地域福祉活動専門員の連携を強化し、好事例を共有する等により、市全域での取組の充実を図っていく。

【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】

- ④効果的な地域ケア会議の運用に向け、それぞれの会議趣旨や役割を再度周知し、その趣旨等に沿った会議開催ができているかを確認しながら、開催を進めていく。また、全市的課題に対し、課題解決に効果的であった手法や支援者間のネットワーク事例などを把握し、全市的課題の解決につなげていく。
- ⑤医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」を中心に、職能団体等と連携し、ACPに関する多職種向けの研修を行うとともに、ACP啓発リーフレットを活用したワークショップ等を通じ、市民向けの普及・啓発を進める。また、改めて専門職へのアンケート調査を行い、啓発活動の取組成果を分析し、その結果に基づき、多職種間の連携強化に向けた取組を進める。
- ⑥計画に基づき、令和8年度公募予定の施設整備(特定施設入居者生活介護(100床)等)を進める。あわせて、令和7年度に応募がなかった各サービスについても、再度公募を実施するとともに、これらの応募状況も踏まえる中で、改めて各サービスの需要分析等を行い、次期計画で掲げる整備目標数を定めていく。
- ⑦介護人材の確保に向けては、ハローワーク尼崎や県福祉人材センター等と連携し、合同就職フェアの継続開催や介護福祉士等学びなおし研修を実施することで、参加者や就労者の増加等を目指していく。また、生活支援サポーター養成研修については、引き続き修了者に対して、合同就職フェアへの参加促進を行うことで就労者の増を図るとともに、就労的活動支援コーディネーターと連携しながら、研修修了者が地域活動等の担い手になるようフォローアップの取組を進めていく。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	08	健康支援	展開方向	01	生活習慣病予防対策(ライフステージに応じた健康づくりへの支援)
主担当局	保健局				

2 目標指標

指標名			基準値 (R3)	方向	目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	健康寿命の延伸 (健康寿命と平均寿命の差)	↑	男△1.55 女△3.39	歳	平均寿命の増加分 を上回る健康寿命の 増加	男△1.55 女△3.39	男△1.50 女△3.29	男△1.47 女△3.22	男△1.37 女△3.16	-
B	肥満度20%以上の子どもの割合	↓	小学生8.8 中学生9.6	%	小学生7.4 中学生8.5	小8.8 中9.6	小9.3 中10.6	小8.9 中10.0	小8.4 中10.1	小8.7 中9.7
C	特定健診受診率	↑	31.4	%	60.0	31.4	31.3	30.8	31.6	31.6 (速報値)
D	保健指導実施率	↑	31.6	%	60.0	31.6	28.9	30.4	32.3	30.0 (速報値)
E	がん検診の受診率 (肺がん検診受診率)	↑	5.4	%	増加	5.4	6.8	6.4	6.7	6.5

※指標Bは、尼っこ健診事業終了に伴い、指標内容を変更

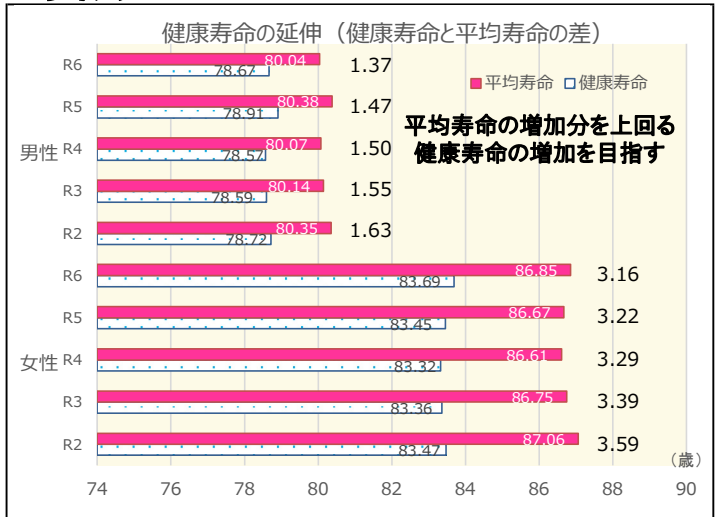
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【全庁横断的な生活習慣病に係る取組の推進】(目標指標A) (目的)生活習慣病予防・重症化予防、介護予防の取組の推進に関連する施策の連携を図り、全てのライフステージを対象にした総合戦略を関係部局横断的に進めることにより、健康寿命の延伸、結果としての医療費・介護給付費の適正化を目指す。	
①<第4次地域いきいき健康プランあまがさき(計画)の進捗管理> 計画の周知を図るため、健康イベントや市政出前講座等の場で啓発を行った。尼崎市地域保健問題審議会(審議会)の意見を踏まえ、教育委員会と連携した児童生徒の生活習慣病予防対策の強化、高齢者向けにオーラルフレイルに関するリーフレットを作成するなど認知度向上の取組を進めた。	①庁内推進会議及び審議会からの意見や、データ分析で把握した市民の健康状況に基づき、より効果的に事業を推進するとともに、市民の主体的な健康行動につながるような環境づくりや啓発が必要である。
②<計画のデータ分析> 市が保有する健診や医療費データに加え、尼崎健康医療財団が保有する事業所健診データ(合計80,957件)の分析を行うことで、国民健康保険加入者のみならず、青壮年期の市民の健康状況(喫煙と疾病の関係、運動習慣と健診結果の関連等)や業種別の健診結果の傾向が把握できた。	②業種別に有所見の高い項目(高血圧等)の傾向把握は行えたが、効率的に保健指導等を行うべきターゲット(業種や有所見者等)を整理する必要がある。
【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】(目標指標B) (目的)望ましい生活習慣を選択できる力を早期から獲得することにより、将来の生活習慣病の発症、重症化予防を目指す。	
③<若年期からの望ましい生活習慣の獲得> 「尼っこ健康づくり事業」については中学校の生徒会等の活動(2校3回26人)や、保護者向けの市政出前講座(3校4回51人)を通じて、食事や睡眠など望ましい生活習慣の獲得に向けた健康教育を行い、参加者から高い評価を得た。また、教育委員会が実施する「小児生活習慣病対策検診」の受診結果(243件)をデータ化し、教育委員会と共有した。	③新たな取組ということもあり、申込件数が少なかったことから、実施校を増やすための働きかけが必要である。
【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】(目標指標C・D・E) (目的)各種健・検診事業等を通じた、生活習慣改善や疾病の早期発見・治療による生活習慣病の発症、重症化予防を目指す。	
④<特定健診の受診率向上> 集団健診については実施会場の見直しや冬期の追加健診を行った。また、個別健診については市医師会・医療機関への聞き取りを踏まえ、市内の特定健診実施医療機関に対象者への受診勧奨を依頼するとともに健診案内ポスターを掲示した。	④受診環境の改善に向けた様々な取組を進めたが受診率は横ばいであったことから、関係機関と連携し更なる取組を進める必要がある。
⑤<がん検診の受診率向上> 子宮頸がん検診の個別勧奨はがきを受診率の低い若い世代へ拡大したことで、昨年度より同世代の受診数(R6年度1,118件、R7年度1,884件)が増加した。大学の協力を得てナッジ理論を活用したがん検診案内チラシや受診勧奨はがき等を作成した。	⑤子宮頸がんの個別通知の拡充による受診勧奨は効果があったものの、他の4がん(胃・乳・大腸・肺がん)の受診率は低迷しているため、それらのがん検診の受診者数を増やす必要がある。
【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】 (目的)生活習慣病の重症化予防や介護予防の取組により、介護を要する状態になることや、重症化の予防を目指す。	
⑥<健診の場を活用した認知症・フレイル対策> 認知症対策として、認知症あんしんガイドを健診受診時に40歳以上を対象(9,948人)に配付し、セルフチェックを促した。また、健診結果説明会でセルフチェック実施状況を集計し、啓発や早期発見につなげるとともに、認知機能等に支障が出ている可能性のある者に対しては、医療機関への受診を促した(4人)。フレイル対策については、健診結果説明会において、地域の運動教室を案内するとともに、保健所ではミニフレイルチェック会を同時開催した(6回39人)。	⑥認知症対策として、引き続き、より多くの方にセルフチェックを促すとともに、ミニフレイルチェック会に参加できるよう実施場所等について検討する必要がある。
⑦<保健事業と介護予防の一体的実施事業> 後期高齢者のうち、健康状態を把握できない者(健診等未受診者、介護未利用者)への訪問による状態把握及び支援や健診受診者のうち糖尿病未治療者・治療中断者への訪問等による保健指導において、保健師等がそれぞれの対象者への支援に集中できる体制を構築し、昨年度よりも訪問人数が増加した[R6:532/1,271人(41.9%)、R7:780/1,420人(54.9%)]。	⑦引き続き、健康状態を把握できない者等に対して訪問を行い、より多くの方を健診や医療機関等への受診につなげていく必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	子宮頸がん検診受診勧奨はがきの拡充送付(がん検診事業)
2	尼っこ健康づくり事業の実施(生活習慣病予防推進事業)
3	尼っこ健診事業の見直し(生活習慣病予防推進事業)
4	未来いまカラダ戦略事業の見直し(ヘルスアップ尼崎戦略事業)
5	ヘルスアップ健診事業の見直し(ヘルスアップ尼崎戦略事業)
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・がん検診については、受診率の向上を図るため、本市と受診率の高い他都市との差異を精緻に分析するとともに、ナッジ理論等を活用した受診勧奨を継続的に実施する。 ・健康寿命の延伸に向け、庁内外の様々なデータ分析を行う中で、当該分析を通じて把握した情報やその活用手法について、関係部局が連携し、事業者や関係機関への共有を図る。

令和8年度取組
【全庁横断的な生活習慣病に係る取組の推進】 ①②健康寿命の延伸と関連する本市の健康課題の中からより優先的に対処すべきものにテーマを絞り、データを用いた健康状況の把握と既存事業の評価を行い、庁内外の関係機関と連携する中で、既存事業の改善や新規施策の構築につなげるとともに各業種の有所見状況などを事業所に情報提供する方法を検討する。 【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】 ③児童生徒や保護者が望ましい生活習慣を理解し、食習慣等の改善に取り組むことができるよう、校長会やPTA連合会を通じて「尼っこ健康づくり事業」の周知に取り組む。また、「小児生活習慣病対策検診」の受診結果をデータ化し、「尼っこ健康づくり事業」でのエビデンスとして活用する。 【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】 ④⑤特定健診については、集団健診において新たに夜間健診を実施するなど更なる利便性の向上に努めるとともに、市医師会・特定健診実施医療機関と連携して対象者への受診勧奨を継続して行う。また、がん健診については特定健診とのセット受診を促すとともにナッジ理論を活用した受診勧奨を進める。こうした取組と並行して特定健診・がん検診の受診率がともに伸び悩んでいる要因を分析し、効果的な取組を検討する。 【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】 ⑥認知症対策として、引き続き、認知症あんしんガイドを40歳以上の健診受診者に配付し、健診結果説明会や個別対応においてセルフチェックを促すことで、家族や周囲の気づきも高め、早期発見・早期受診につなげる。さらに保健所での結果説明会に加え、地域の催しにあわせてミニフレイルチェック会を開催することで、フレイル対策を広く周知し、より多くの市民の認知症対策への関心を高める。 ⑦保健師等がより多くの健康状態を把握できない者等への早期の訪問及び受診につながる保健指導が行えるよう関係課と協議を行う。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	08 健康支援	展開方向	02 地域や団体などと取り組む健康づくり(ライフステージに応じた健康づくりへの支援)
主担当局	保健局		

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
方向		R3					R4	R5	R6	R7	
A	自分が健康であると感じている市民の割合	↑	74.4	%	100.0	74.4	72.3	72.8	75.5	74.7	
B	食育に関心がある人の割合	↑	72.7 (R4)	%	75.0	—	72.7	70.2	74.6	73.0	
C	自殺による死亡率 (人口10万人対)	↓	16.6	人	16.1	16.6	21.5	17.7	14.4	16.4	
D											
E											

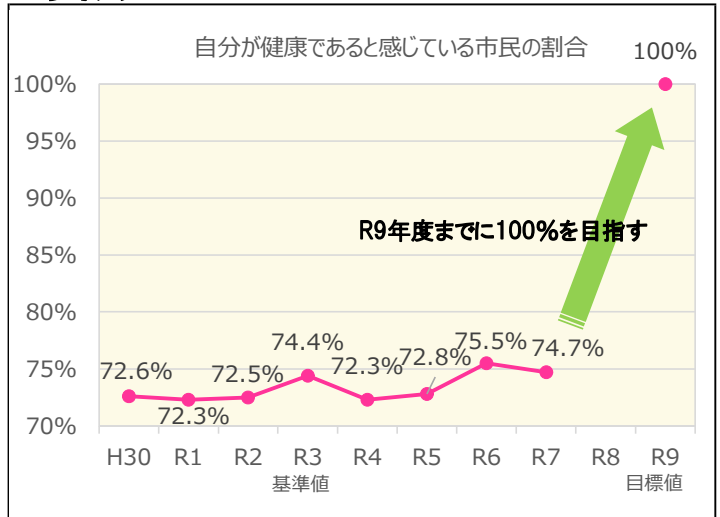
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【健康行動を促すまちづくりの推進】(目標指標A) (目的)健康寿命の延伸のため、市・市民及び事業者等が連携し健康づくりの取組を促進させる施策を推進し、誰もが健康行動を起こすことができる環境づくりを目指す。	
①《未来いまカラダポイント事業》より多くの年齢層が気軽に楽しみながら、健康行動に取り組む意欲を高めるためのインセンティブを幅広い年齢層が利用する「あま咲きコイン」のポイント付与に一本化した(ポイント付与人数 R6:5,553人、R7:4,647人)。事業の実施主体を協議会から市に改め、これまで手続きが煩雑であったものを簡素化したことで市内事業者の新規参入を促すことができた(事業参加団体数 R6:26社、R7:25社、R8:35社)。	①ポイントの付与状況から60歳未満の利用者割合は増加したものの、コイン付与人数は減少していることから、本事業の更なる周知が必要である。
【たばこ対策の推進】(目標指標A) (目的)喫煙による健康への影響の理解を深め、禁煙を希望する人の支援を行うとともに、受動喫煙を防止する。	
②《受動喫煙防止の市民への啓発》子育て世代をはじめとした現役世代への禁煙を進めるため、地域イベントで肺年齢測定会を実施した(22人参加)。また、令和7年度下半期から禁煙相談事業の対象者を見直し、事前アンケートで、今すぐ喫煙をやめたいと回答した者だけでなく、いつかはやめたいと回答した者も加えたことで5人の禁煙につなげた。さらに、これまで妊婦等に配付している受動喫煙防止ちらしのデザインをより理解しやすいものに更新した。	②喫煙アンケートの結果から、喫煙者の約65%がたばこをやめたいと回答していることから、より多くの喫煙者を禁煙につなげるための取組が必要である。
③《受動喫煙防止に関する事業所への啓発》兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例(県条例)に基づき事業所への指導を延べ85回実施し、42か所で灰皿の移設・撤去につながった。また、食品衛生責任者養成講習会の受講者に対し、県条例に基づく受動喫煙防止対策等について説明を行った(12回/年)。	③受動喫煙防止に関する普及啓発にも関わらず、法令違反の通報が一定数あることから、事業者に対して県条例に基づく受動喫煙防止対策等に係る更なる周知・啓発の必要がある。
【食育の推進】(目標指標B) (目的)生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐむ食育を推進する。	
④《子ども食堂の活動支援》子ども食堂運営者向けの研修等を通じ、食材(野菜・果物)購入補助事業の周知も含めた食育推進につながる支援、運営者との顔の見える関係づくりを行うとともに、食材購入補助事業の申請様式を簡素化した。また、食育活動につながるニーズを把握するため、子ども食堂運営者に対してアンケート調査を実施した。	④食材購入補助に対するニーズは低く、食育の充実につながる手法を検討する必要がある。
⑤《食育についての情報発信》SNS上で開設している「クックパッド」(レシピ紹介)に加え、Instagramでは簡単に調理できるテクニックの紹介といったより実践につながる内容の情報発信を行った(総閲覧数:116,509回(R8.3月末時点)、フォロワー数:1,585人(R8.3月末時点))。また、市内の生産・製造、医療、教育等の関係団体や市民委員で構成される尼崎市食育推進懇話会における協議や市制110周年の機会を活用した取組の検討を進めた。	⑤SNSで発信している情報は、閲覧者にとって食生活改善につながるなど一定の効果はあるが、その認知度は低い。引き続き様々な媒体を用いて、更なる情報発信に努める必要がある。
【心と体の健康回復や療養のための支援】(目標指標C) (目的)精神疾患・難病患者等に係る相談・支援体制の整備によるこころからの健康回復や療養のための支援を行う。	
⑥《心のサポーター養成講座》周囲の心の不調に気づき寄り添い対応できる市民を養成するため「心のサポーター養成講座」を実施した(R7:4回実施、計46人認定)。参加者増に向け、市報やホームページ上の案内に加え市政出前講座等を通じた広報を行った。	⑥令和6年度(計34人認定)に比べ、認定者は増加したものの、より多くの心のサポーターの養成に向けた取組が引き続き必要である。
⑦《自殺対策の推進》若年層の自殺対策として、学校等と連携して個別支援を行うとともに、琴浦高校の文化祭にてメンタルヘルスに関するブースの出展、長期休業明けに児童生徒の自殺リスクが高くなる実態に基づき、夏休み明け前に動画を活用し啓発を行った。	⑦早期に相談できるよう窓口の周知を行っていくとともに関係部局と連携して個別支援を行う等、引き続き、自殺者の減少に努める必要がある。
⑧《常時在宅人工呼吸器使用者への支援》長時間停電時のスムーズな入院調整が可能となるよう、関係部局に避難行動要支援者システムの操作方法の説明を行うとともに(R7:2回)、入院調整に係る業務フローを整理し、訪問看護事業所、市医師会等や患者の受入れを行う市内16病院を個別に訪問し、事業の趣旨説明及び意見交換を行った。	⑧整理した業務フローに基づき、制度の運用を行いながら、当該フローの問題点の抽出及び整理等を行う必要がある。
⑨《アスベストに関する健康支援》アスベスト検診においては、継続した受診勧奨により、不安を感じる市民の速やかな検診受診につなげた。また、石綿健康被害救済制度の充実や健康管理制度の構築に加え、令和7年度は新たに石綿読影の精度に係る調査計画書の見直し、アスベスト問題を風化させない取組についても国へ要望した。さらに昨年度に続き、アスベスト患者と家族の会とともに全生涯学習プラザと保健所で写真展を開催した。	⑨本市では、いまだに一定数の中皮腫死亡者が発生しており、検診受診を促し、早期発見、早期治療につなげる必要がある。また、国への要望が実現には至っていないため、引き続き、働きかけを行う必要がある。さらに、アスベスト問題を風化させないよう、取組の充実を図る必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	子ども食堂における食育推進事業の見直し
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	心のサポーター養成講座の実施(精神保健事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・石綿健康被害救済制度の充実及び健康管理制度の構築等について、本市における人口当たりの中皮腫による死亡者数が全国的に見て多い状況にあることを踏まえ、市独自のX線検査によるデータ蓄積等を通じた客観的根拠の整理を進め、今後の国への要望につなげる。

・アスベスト患者と家族の会が主体的に活動を継続できるよう伴走支援を行うこと等を通じて、アスベスト問題の風化防止に向けた取組を推進する。

令和8年度取組

【健康行動を促すまちづくりの推進】

①⑤健康行動の継続を促す新たな取組として、市制110周年事業として健康的な食事メニューを提供する飲食店等を対象にしたスタンプラリーを実施する。これにより、多くの方が食育への関心を高めるとともに、当該事業の周知にもつなげ、未来いまカラダポイント事業を継続して利用される環境づくりに取り組んでいく。

【たばこ対策の推進】

②禁煙相談事業の対象者を健診等で把握できた全ての喫煙者とし、本事業への参加を促し、禁煙につなげていく。また、今年度からたばこ対策事業が保健局に移管されるが、引き続き、関係部局と連携しながら、健康増進とマナー向上の両面から一体的な取組を進めていく。
 ③引き続き、受動喫煙の防止を図るため、事業所や店舗に対して県条例への理解を求め、適切な喫煙環境表示や法令違反となる灰皿の移設・撤去などについて指導を行っていく。

【食育の推進】

④ニーズをふまえ食材購入に対する補助は廃止し、尼崎子ども食堂ネットワークとの連携や、子ども食堂運営者への相談・助言や研修、子ども向けの出前講座を継続して行うことで、食育活動の充実につなげる。
 ⑤市や食育推進懇話会の構成団体、市内商業施設が協働で、あらゆる場面や媒体を通じて、同懇話会で作成したロゴマークやキャッチフレーズを用いながら「バランスよく食べる」ことをテーマとした一貫性のある情報発信を行うことにより、市民の食育に関する意識の向上を図る。

【心と体の健康回復や療養のための支援】

⑥心のサポーター養成講座の参加者を増やしていくために、引き続き出前講座や研修等の機会を通じて心のサポーター制度自体の周知を積極的に行っていく。
 ⑦自殺者の減少に向けて、関係部局と連携し個別支援を行っていくとともに、引き続き若年層を中心に、動画等を活用した啓発を行っていく。
 ⑧停電時の患者の病院受入れが速やかに行われるよう、引き続き、関係機関と協議を行い停電時対応の仕組みを整えていく。
 ⑨アスベスト検診の受診勧奨を引き続き行うとともに、石綿ばく露疾患の早期発見に向け、市独自事業である「石綿ばく露胸部CT検査費用助成事業」を周知し、市民の不安解消を図っていく。また、アスベスト対策に関する国の今後の動向について情報収集に努めるとともに、石綿健康被害救済制度の充実や健康管理制度の構築、石綿読影の精度に係る調査計画書の見直し等について、引き続き、国に対して働きかけを行っていく。さらに、アスベスト患者会が検討する(仮称)アスベスト資料センター設置に向けて伴走支援を行う。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	08	健康支援	展開方向	03	健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実
主担当局		保健局			

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	結核罹患率 (人口10万人対)	↓	14.5	人	10.0	15.1	14.5	14.3	12.1	15.4
B	猫の譲渡率	↑	72.4	%	80.0	72.4	65.0	72.6	64.9	80.0
C										
D										
E										

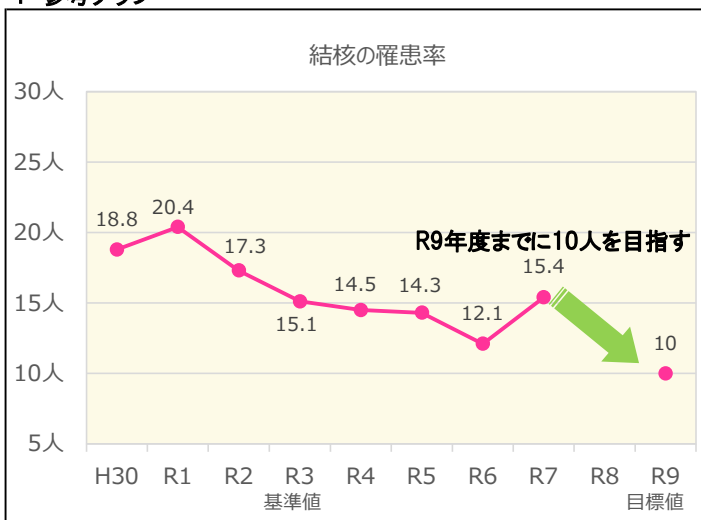
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【結核・感染症対策】(目標指標A) (目的)感染症の発生予防及びまん延防止を図る。 ①<感染症予防計画の推進>「保健所における感染症健康危機対処マニュアル」の研修用動画を作成し、市職員の円滑な対応に向けて研修や訓練を計5回実施した。また、有事の際に活動できる外部専門職の確保に努め(R7.3月: 6人、R8.3月:11人)、医療機関主催の感染症対策合同カンファレンスを活用し、市医師会等と患者対応に係る情報共有や訓練等を実施した。 ②<結核罹患率の減少>結核の基本知識に関する研修を高年齢施設従事者等(8回130人)や結核高まん延国出身者の多い日本語学校の教員(5施設)に実施したほか、外国出生患者の早期発見・治療のため、医療機関向けに研修会を開催した(3回151人)。 ③<各種予防接種の推進>HPVキャッチアップ延長対象者へ接種勧奨のリーフレットを個別に送付し、対象者の約6割が接種した。带状疱疹ワクチンについては、定期接種対象者への接種券の個別送付やホームページ等での周知により、接種率は当初の想定を上回った(当初:16.5%→R7:19.1%)。 ④<予防接種のデジタル化>共創DXプランに位置付ける等関係部局と連携を図り、国の交付金を活用して、事業構築に取り組んだ。	
【一次救急医療】 (目的)安定的かつ安全・安心な一次救急医療体制を整備する。 ⑤<一次救急医療体制の整備>「尼崎健康医療財団(財団)・市医師会と連携を密に図り、11月から市医師会を指定管理者とする新たな休日夜間急病診療所(急病診)を開設した。また、令和8年度中に旧急病診療所の解体撤去作業を完了させるため、財団と工事の進め方や費用負担について調整を行った。さらに7月から開始の救急安心センターひょうご(#7119)について、救急車のラッピング広告等による周知・啓発を行った。	
【動物愛護】(目標指標B) (目的)動物愛護に関する取組の推進に努める。 ⑥<動物愛護ボランティアの活動支援とTNR活動の更なる推進>TNR・適正飼養の啓発PRを行うため、公用車の活用、動物愛護推進員等と市民まつりで協働イベントを実施するほか、市報に本市の取組を掲載するとともに、市外の学校の出講要請に対応する等のアプローチを行った。TNR活動への参加促進を図るため、猫捕獲器の貸出や頭数等にに応じたあま咲きコインの付与を開始し、1人あたりの実施頭数の増加等(6.3→8.7)の効果があつた。また、ボランティア支援として、TNR支援のほか動物の医療費の助成対象を拡充した。 ⑦<多頭飼育問題>関係部局との支援会議での情報共有、15件の飼い主への指導や見回り等を実施し、4件を解決に導いた。うち1件は、地域住民の協力も得ることができた。	
【弥生ヶ丘斎場・市墓園】 (目的)今後の死亡者数の増加による火葬需要への対応、墓地区画の整備により、生活衛生面での安全・安心を図る。 ⑧<斎場・墓園管理運営業務の安定・効率化>冬期に増加する火葬需要に対応するため、冬期を中心に友引開場日を年間16日から22日に増やすほか、1月から1日の最大火葬件数18件を20件に増やし、混雑の緩和を図った。また、令和9年度の墓園管理システムの稼働に向けて事業構築に取り組んだ。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	乳幼児予防接種デジタル予診票の導入(予防接種デジタル化事業)
2	墓園管理システムの導入(墓園整備事業)
3	尼崎市小児救急医療電話相談事業の見直し
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	動物愛護に関する各種取組の実施(動物愛護推進強化事業)
2	带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成の継続(带状疱疹ワクチン予防接種事業)
3	風しん予防接種費用の一部助成の恒久化(風しん予防接種推進事業)
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	動物愛護推進強化事業
2	市民の心情に寄り添ったペット対応(じんかい収集事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・結核罹患率について、近年は減少傾向であったものが増加に転じたことを踏まえ、事業者や関係機関との更なる連携や役割分担について検討を行い、潜在性結核感染症の早期発見に資する取組を着実に進める。

・猫による苦情・トラブルの減少に向けて、TNR活動をはじめとする各種取組を引き続き推進するとともに、適正飼養の実現を図る観点から、飼い猫に対する不妊・去勢手術の助成制度等の方策について検討を行う。

令和8年度の取組

【結核・感染症対策】

①市職員を対象とした研修及び実践型の訓練、市医師会と連携した訓練にそれぞれ継続的に取り組む。また、外部専門職の登録者確保に向けて看護系専門学校等に協力を呼びかけるとともに、登録者に対しても研修を行うほか、病院連携方策について検討を行うなど、来るべきパンデミックに備える。

②現在市内に5校ある日本語学校と連携し、入学時学校健診の結果を確認するとともに、集団感染事例を踏まえた研修や多言語対応啓発紙の作成、ホームページでの周知を通じて、高まん延国出身者への啓発強化を図る。また、高齢者施設等への啓発についても引き続き取り組む。あわせて結核ハイリスク者健診の手法を見直し、潜在性結核感染症を早期に発見することで発病を予防するとともに、早期治療につなげる。

③RSウイルスワクチンについては、母子保健の担当部署と連携しながら、対象者にリーフレット及びチラシを個別に送付するほか、産科等医療機関へのポスター掲示やチラシ配布等で周知することで、接種率の向上に努める。HPVワクチンについてはリーフレットを個別に送付するほか、市医師会と共同で作成した啓発チラシを、中学校を通じて配布するなど接種率向上に努める。

④予防接種のデジタル化においては、システムの構築や、市医師会と連携した研修会等の実施、保護者への周知啓発等のプロセスを経て、乳幼児予防接種のデジタル化を推進する。

【一次救急医療】

⑤市民等が安心して急病診を受診できるよう、指定管理者である市医師会と連携を密に図りながら急病診の安定運営に取り組むとともに、引き続き、様々な啓発媒体を活用しながら#7119の周知を図っていく。

【動物愛護に関する取組の推進】

⑥猫による苦情・トラブルの減少に向け、TNR活動に対する支援を継続するとともに、TNR活動及び適正飼養をより広く浸透させるため、子ども向けの啓発等、幅広く市民に対するPRを行う。あわせて不妊手術の重要性も浸透させるため、より有効な手段を検討するとともに、施策の充実に向け、関係者との協議を継続する。

⑦重層的支援システムや連携会議等により、関係部局と情報共有し連携を図るとともに、問題の潜在化による事態の悪化を防ぐため、ボランティアや地域住民の協力を得ながら早期発見等に努める。また、多頭飼育者に対する支援制度を検討する。

【弥生ヶ丘斎場・市墓園】

⑧墓園管理システムの令和9年度の稼働に向け、システム構築事業者の選定を実施する。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	01	防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成
主担当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
方向	R3				R4	R5	R6	R7		
A	「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合	↑	60.6	%	80.0	60.6	55.6	58.7	63.7	63.3
B	市内の刑法犯認知件数	↓	3,837	件	2,817	3,837	4,362	5,053	4,717	4,791
C	市内の特殊詐欺認知件数	↓	102	件	72	102	113	94	86	101
D	市内の自転車関連事故認知件数	↓	549	件	265	549	485	494	461	434
E	市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	82.6	%	90.0	82.6	81.0	80.9	89.4	86.5

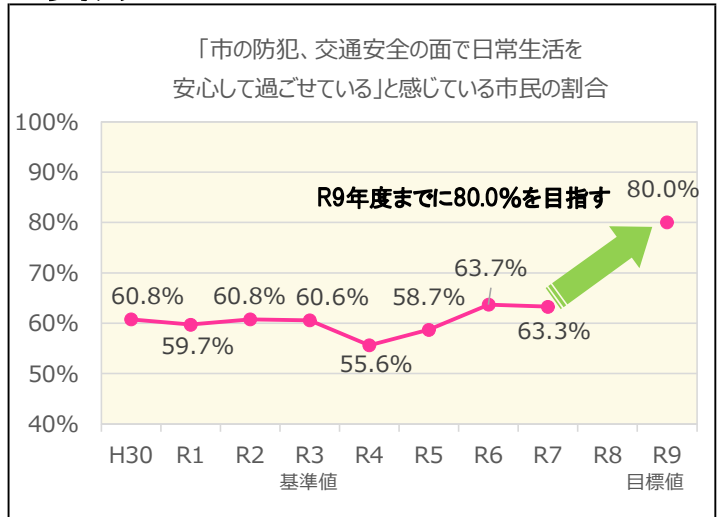
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】(目標指標A・B・C) (目的)犯罪種別に応じて戦略的に対策を講じ、安全で安心な地域社会の実現を図る。 ①<暴力団排除の取組>暴力団排除活動推進会議を開催し、若年層が犯罪集団に巻き込まれない対策が必要であることを確認した。 ②<自転車盗難対策>自転車の施錠に対する啓発パトロールを行った結果、令和7年の自転車盗難認知件数は1,386件(前年比▲5.2%)に減少した。 ③<防犯カメラの設置運用>近隣市に市直営防犯カメラによる街頭犯罪の抑止効果等の聞き取りを行った結果、設置台数と犯罪抑止に相関関係は見受けられなかったが、市民の安心感には寄与することから、防犯カメラ設置補助の拡充を検討した。 ④<特殊詐欺対策>特殊詐欺認知件数が増加(前年比+15件)していることから、金融機関等と連携し、特殊詐欺防止の啓発を行ったほか、みんなのサマーセミナーでAIツールを活用した講義や出前講座等を実施した。 ⑤<犯罪被害者支援>令和8年3月に性犯罪被害者見舞金の新設などの条例改正を行い、被害者支援の内容の見直しを行った。 ⑥<町会灯助成事業について>町会灯助成事業の周知を図るため、支部長会や各地区の社協理事会で説明を行うとともに、各町会へ電話やはがきにより今後の活用意向などの働きかけを行った。令和7年度は、LED化更新工事への助成は19町会・55灯、電気代の支援は27町会・95灯に対し行った。	
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】(目標指標A・D) (目的)警察をはじめ、様々な関係機関と連携し、交通安全教室や交通安全指導等の取組を実施することで、交通事故の防止を図る。 ⑦<交通安全教室やキャンペーン等による交通安全啓発>令和7年度重点地区(中央地区・明城・難波・難波の梅・竹谷小学校区)において自転車適正利用指導を101回行うとともに、中央地域課と連携して三和・中央商店街における自転車適正利用指導を19回、自転車教室等を3回開催し、重点地区における自転車関連事故件数の減少(R6:108件⇒R7:84件)につなげた。 ⑧<通学路安全対策>これまで各学校から要望のあった、路肩のカラー化など安全対策が必要である20件について、工事を完了した。また、令和7年度も各学校から要望を受けた22件について、対策内容を検討した。	
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】(目標指標E) (目的)成年年齢が引き下げられたことによる若年者などの消費生活相談の増加や、デジタル化の進展に伴うサービスの多様化による新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に対応した消費生活相談を実施する。 ⑨<消費者啓発>若者や就労者向けに消費者トラブルに関する情報収集等の意欲を引き出すため、啓発講座の内容を充実したほか、ホームページや啓発資料のデザインを工夫するなどし、事業者の新規採用者向け巡回講座(4回)と大学の新入生オリエンテーションで啓発講座(1回)を実施した。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	地域への防犯カメラ設置補助の拡充(街頭犯罪防止等事業)
2	犯罪被害者等支援策の見直しの実施(犯罪被害者等支援事業)
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・地域補助防犯カメラの設置促進に向けて、地域の実情にも寄り添いながら、関係部局が連携し、設置場所の調整などを行っていくことで、地域の安心感の醸成を図る。

・犯罪防止、交通事故防止に向けては、本市がこれまで実施してきた取組の効果検証や発生要因の分析を進める中で、警察や地域等の関係者と連携した実効性のある取組の検討につなげていく。あわせて、関係部局が連携し、犯罪や事故が発生しにくいハード面での環境づくりについて検討を進める。

令和8年度取組

【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】

①暴力団排除に対する市民意識が低下しないように、引き続き、警察などと連携を図るとともに、若年層が犯罪集団の被害に遭わない、加担しないための取組として、県が実施する犯罪集団に対する情報モラル教室の活用を教育委員会などに働きかける。

②令和7年刑法犯認知件数は、その約3割を占める自転車盗難認知が減少したものの、依然として課題があることから、自転車利用者に対して、引き続き、施錠を徹底する啓発巡回パトロールと無施錠の自転車に対しタグ貼りを粘り強く実施する。また、自転車盗難対策に関する動画を作成し、地域とともに考えるマナー向上の取組と連携した情報発信により、自転車の施錠を促すなど、自転車盗難の抑止対策に取り組む。加えて、盗難発生要因を分析し、新たな対策を検討する。

③警察や防犯協会などと連携した防犯活動を推進する。また、地域に補助する防犯カメラの申請手続きと費用負担が軽減されたことを広く周知して補助申請を促し、地域の安心感の醸成と防犯力の向上を図るため、市が補助する防犯カメラの設置をより一層進めていく。

④警察などの関係機関と連携し、キャンペーン等を通じて周知啓発等に取り組む。

⑤市報掲載やリーフレットの作成などにより市民及び関係機関に対し、制度内容の周知を図るほか、被害者等の希望に応じて訪問型支援の相談体制の検討を行う。

⑥活用意向を示している町会へ、引き続き、働きかけを続けていく。また、活用意向を確認した結果から一定のニーズは満たしていることから、令和9年度以降の事業の在り方を検討する。

【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】

⑦交通事故件数を減らすことを目的に、関係機関で構成する会議体を設置のうえ、交通安全方針等を作成する。

⑧地域とともに考えるマナー向上(たばこ・ごみ・自転車)での取組を通じて、地域からの情報を参考にすることなどにより、自転車適正利用指導を行い、自転車関連事故の減少を目指す。

⑨対策内容が固まった19件を着実に実施していくとともに、令和8年度の各学校からの要望に対しては、引き続き、教育委員会や警察などと連携しながら進めていく。

【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】

⑩新全国消費生活情報ネットワークシステムへの円滑な更新によって、デジタル技術利用による相談業務の効率化を進め、相談対応の質の向上と相談員の負担軽減に取り組む。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	02	自転車のまちづくりの推進
主担当局	危機管理安全局				

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
	方向	R3				R4	R5	R6	R7	
A	「市において自転車のまちづくりが進んできている」と感じている市民の割合	↑	41.5	%	60.7	41.5	41.8	50.4	50.6	48.8
B	ポータルサイト「尼っ子リンリン」の新規ユーザー数	↑	21,231	人	42,462	21,231	27,041	24,175	23,108	20,489
C	自転車走行環境の整備割合	↑	26.9	%	59.2	26.9	30.1	33.8	37.0	38.2
D	市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	83	台	62	83	94	132	103	167
E										

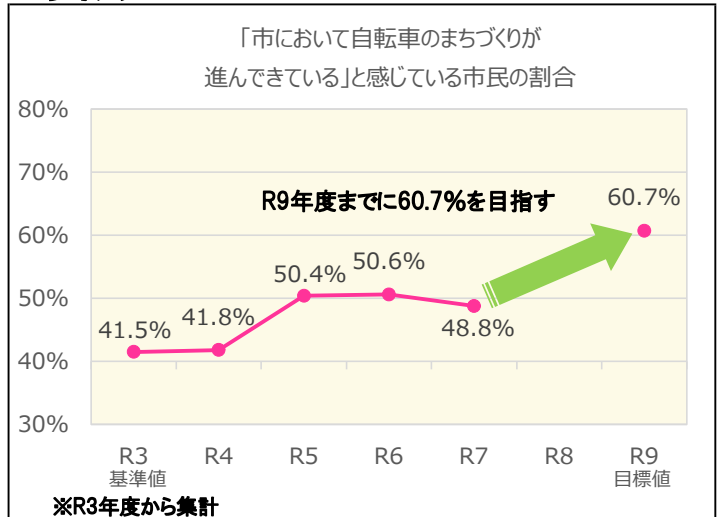
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】(目標指標A・B) (目的)「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち“あまがさき”を目指す。	
①《ポータルサイトの充実による情報発信》 自転車利用者に有益かつ魅力的な情報を伝達するため、ポータルサイトのブログ更新のほか、SNSを毎月1回程度発信し、ポータルサイトの充実を図った。また、都市整備局と連携し、駐輪場マップに自転車等放置禁止区域を重ねるなど機能を充実させたほか、保健局と連携し、自転車でのフレイル予防について発信した。	①ポータルサイトの充実を図ったものの、新規ユーザー数の目標値には届かなかった。
②《自転車のまちづくり推進計画の改定》 自転車のまちづくり推進計画の改定に向けて、庁内連携会議及び自転車のまちづくり推進協議会を開催し、シェアサイクルの走行軌跡等のデータに基づく現状把握や分析を行うとともに、計画の実効性等を明確にすることを確認した。	②③本市が導入実施しているシェアサイクルについては、走行軌跡等のデータに基づく分析をもとに、市民が安全で快適に利用できるよう、幅広いシェアサイクルのネットワークの構築が求められており、これらを踏まえ自転車のまちづくり推進計画の改定を行う必要がある。
③《シェアサイクル事業の推進》 公共的な交通手段であるシェアサイクルの利用を促進するため、サイクルポートを26か所追加し、182か所に増設したほか、プロポーザルにより令和8年度以降のシェアサイクル事業者の選定を行った。なお、令和7年度のシェアサイクルの延べ利用者数は約10万人となり、前年度と比べて約4万人増加している。	
【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】(目標指標A・C) (目的)安全・安心な自転車走行環境の創出を図る。	
④《自転車走行環境の整備》 園田橋線の自転車レーン整備工事に着工するとともに、七松線(補完路線)等で、歩行者優先を示すピクトグラム設置など1.07kmの整備を行った。道意線などは整備に向けて関係機関との協議を実施した。	④令和8年4月に自転車への交通反則通告制度(青切符)が導入され、自転車通行への意識が高まることから生活道路も含め、様々な手法を活用した自転車の通行環境整備を着実に実施する必要がある。
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】(目標指標A) (目的)老朽化が進んでいる市立駐輪場の施設について適切な維持管理・更新を図る。	
⑤《駐輪場の老朽化対策の推進》 他市の施設整備等の取組状況について周辺自治体等の調査を実施した。	⑤市民ニーズや駐輪需要等の動向に合わせた方針の策定に加えて、管理運営手法についても検討する必要がある。
【迷惑駐輪対策の推進】(目標指標D) (目的)当該地域を通学路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。	
⑥《迷惑駐輪対策の推進》 平日の放置自転車が多い駅(阪急の全駅とJR立花、JR尼崎、阪神尼崎の計6駅)を対象に土・日・祝日の計10回(延べ20駅)実施した結果、総撤去台数は259台で1回当たりの平均撤去台数は12.9台となり、対象駅の平日の平均撤去台数10.0台と比べ多い結果となった。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	駅周辺放置自転車対策事業の効率化
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和8年度の取組	
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】 ①市民まつりなどの機会を捉えてポータルサイトの周知を図る取組に加え、ポータルサイトを活用した出前講座等を実施することで新規ユーザーを獲得する。 ①自転車のまちづくり推進計画の改定に合わせて、ポータルサイトの必要性について検証する。 ②③総合交通計画で公共的な交通として位置付けているシェアサイクルの普及促進に向けて、シェアサイクル事業者と連携し、サイクルポートの34か所の増設(182か所→216か所)を求めるなどにより、市内移動の利便性の向上を図るとともに、地域イベントなどの機会を捉え、認知拡大に取り組む。また、自転車のまちづくり推進計画の改定にあたっては、自転車の魅力の情報発信やシェアサイクルの普及促進、国の自転車活用推進計画を踏まえた改定を行う。	
【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】 ④園田橋線の自転車レーン整備を進めるとともに、次に整備する道意線の令和9年度着手が円滑にできるように準備を進めていく。	
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】 ⑤管理運営手法の検討も加えた効率的な運用方針について検討する。また、施設の再投資に係るイニシャルコストの低減や利用状況等に応じた柔軟な使用料運用の実現に向けて調査・研究を進めていく。	
【迷惑駐輪対策の推進】 ⑥引き続き土・日・祝日の撤去を行うことで、粘り強い啓発に努め、放置自転車の削減を目指す。	

6 評価結果

評価と取組方針
・サイクルポートの増設や普及促進により、シェアサイクルの利用者数は大幅に増加しており、市民の交通利便性の向上やまちの魅力向上につながったと考えられる。 ・シェアサイクルについては、通勤・通学や買い物をはじめ、多様な用途に活用が可能であることから、利用者や周辺事業者等にとって有効な手段となるよう、幅広い視点から活用方法を模索するなど、実施事業者と連携し、更なる普及に向けた検討を進めていく。 ・交通反則通告制度(青切符)の導入など、自転車の安全利用に向けた法改正を好機と捉え、安全意識の普及啓発を進めるとともに、安全・安心な自転車走行環境の創出に向けて、自転車レーンの整備を着実に実施していく。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	03	ルール遵守やマナー向上
主担当局	危機管理安全局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値	実績値				
		(R3)		(R9)	R3	R4	R5	R6	R7
A「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合	↑	56.3	%	75.9	56.3	62.2	65.6	65.7	69.5
B 歩きタバコを禁止する条例の認知度	↑	43.9	%	100	43.9	55.8	60.3	67.5	76.5
C 駅周辺に喫煙所を設置した駅数	↑	3	駅	13	3	4	5	6	6
D 資源物の持ち去りを禁止する条例の認知度	↑	—	%	100	—	46.8	55.3	54.0	50.6
E 市内鉄道主要駅で歩きスマホを行っている人の割合	↓	6.3	%	0.0	6.3	5.6	6.5	14.9	19.8

※目標指標Eの令和3年度実績値は、JR尼崎駅で実施した調査の結果である。

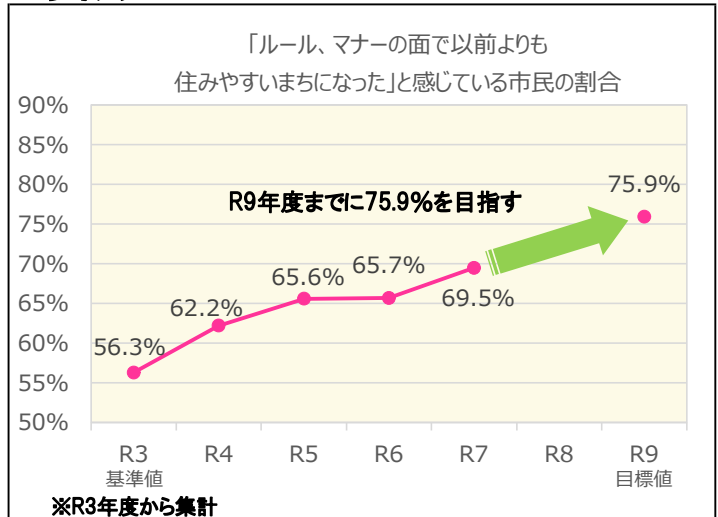
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】(目標指標A) (目的) 現行のルール遵守の取組の継続のほか、マナー向上の取組の拡大や体制の整備を行い、市の魅力向上につなげる。	
①《マナー向上推進チーム連携会議の実施》マナー向上推進チーム連携会議(連携会議)において、たばこ・ごみ・自転車のマナーに関する取組状況及び課題を共有した。特に、「吸い殻のポイ捨て」が市民の大きな関心事となっており、全庁的な課題であることを確認した。	①マナー向上に取り組む中、連携会議で共有した吸い殻のポイ捨て等の対策強化に向けて、関係部局間の一層の連携が必要である。 ①地域で活動する団体等が直面しているルール・マナーに関する具体的な地域課題等の実態把握が必要である。 ①②ルール遵守・マナー向上に対する市民意識の高まりを、今後、行動変容につなげる必要がある。
②《有名声優による音声啓発の実施》有名声優によるたばこ・ごみ・自転車のマナーに関する啓発音声を作成し、事業者等と連携して市内各所で放送するなど、市民や来街者等に対して、マナー向上の意識浸透を図った。	
【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】(目標指標A・B・C) (目的) 歩きタバコの禁止をはじめとする受動喫煙の防止に向けた取組を進めることにより、ルールの遵守・マナーの向上を図る。	
③《路上喫煙禁止区域における過料徴収の実施》路上喫煙禁止区域において、たばこ対策指導員による巡回指導(925回)を実施し、556件の条例違反者に対し過料処分を行った(納付率94%)。	③特定の沿線で違反者が多いことや時間帯によって違反状況が異なることから、各駅の実情を踏まえた巡回ルートの設定が必要である。
④《路上喫煙禁止区域の指定》令和7年度は阪神武庫川駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、市内鉄道駅全ての駅(13駅)の指定が完了した。	④⑤市内全駅における路上喫煙禁止区域の指定は一旦完了したが、地域住民から、禁止区域や喫煙所の設置などに関する要望が寄せられていることから、引き続き、受動喫煙等の防止に向けた更なる取組を進めていく必要がある。
⑤《分煙環境の整備》平成29年に設置したJR尼崎駅南側喫煙所については、喫煙スペースが狭く、中に入れない利用者が喫煙所の外で喫煙しており、近くでバスを待っている市民等から副流煙の被害を訴える声が多かったことから、喫煙所の移設、拡張工事を行った。	
⑥《路上喫煙禁止区域等の周知啓発》新たな路上喫煙禁止区域や既指定区域に対し、啓発看板や路面シールを増設したほか、鉄道事業者や阪神バス、商店街振興組合と連携し、事業者が管理する施設等に啓発ポスターや啓発ステッカーなどを設置した。	⑥路上喫煙禁止区域内での啓発看板の増設や民間事業者と連携した周知啓発に取り組んだが、依然、喫煙者への指導が必要な状況であることから、更なる周知啓発に取り組む必要がある。
【廃棄物に関するルール遵守の推進】(目標指標A・D) (目的) 一般廃棄物に関するルールの周知・啓発等を行い、適正処理を徹底することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。	
⑦《資源物の持ち去り対策》市民からの通報等154件をもとに、134回のパトロールを実施し、延べ55人に指導書、延べ4人に勧告書を交付した。また、自転車で空き缶を運んでいる延べ113人に対して口頭注意を行った。福祉的支援が必要と考えられる場合には、重層的支援推進担当と連携し、行為者情報の共有や生活課題の改善に向けた対応の検討を行った。	⑦資源物(アルミ缶)の売却量は、条例施行前と比較して約1.5倍を維持しており、現在も啓発の効果が見られるものの、指導や口頭注意を行っても条例を認知していない者が見受けられるため、今後も粘り強くパトロールを実施するとともに、条例の周知・啓発を継続していく必要がある。なお、福祉的支援の実効性の確保については、引き続き関係部局との連携強化が必要である。
⑧《ポイ捨て防止及び清掃活動》関係部局と協働し、「Goodマナー＆クリーンキャンペーン」を新たに阪急園田駅で行うなど計5か所の駅前で展開し、延べ694人が参加したほか、まちなみ美化に取り組む登録団体であるクリーンフェローが、79団体まで増加しており、市民主体の美化活動の広がりが見られた。また、ポイ捨て等の常習箇所である大庄武庫線JRアンダーパスでは、試行的に監視カメラを設置するなどの対策に取り組んだほか、外国籍住民によるポイ捨てが報告された場所では、4か国語による注意喚起掲示を行うなど、実情に応じた対策により抑止効果の向上を図った。	⑧クリーンフェローが増加傾向にあるなど、まちをきれいにする活動は広がりをを見せている一方で、ポイ捨て行為は依然として発生している。今後は、ポイ捨てが集中する箇所や時間帯等の実態を的確に把握し、重点対策エリアを設定するなど、効果的・集中的な対策を講じていく必要がある。
【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】(目標指標A・E) (目的) 交通安全教室や交通安全運動等を実施することで、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図り、交通安全意識を醸成する。	
⑨《交通安全教室やキャンペーン等による交通安全啓発》警察や交通安全協会と共に、道路交通法などの法令遵守や交通反則通告制度(青切符)の周知と啓発を中心とした交通安全教室を各地域課実施のイベント等も含めて約300回実施し、約3万人が参加した。	⑨自転車ルールをはじめとした交通ルールへの市民の関心が高まっており、広く市民に交通反則通告制度の周知と啓発を行う必要がある。
⑨交通反則通告制度の周知啓発は、市報やホームページのほか、冊子を活用した交通安全教室やイベントや公用車での音声啓発等を行った。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	地域とともに考えるマナー向上(マナー向上推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	受動喫煙対策等の強化(過料徴収の実施)(たばこ対策推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	マナー向上の取組の実施(マナー向上推進事業)
2	たばこ対策推進事業
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・たばこ対策推進条例に基づき、これまでに、市内全鉄道駅を路上喫煙禁止区域に指定するとともに、たばこ対策指導員による定期的な巡回指導を行うなど、望まない受動喫煙の防止に資する取組を積極的に推進してきた結果、条例の認知度は向上しつつある。 ・たばこ対策の更なる推進に向けては、歩きタバコやポイ捨ての減少など、市民の実質的な行動変容について、駅前エリアを中心としたモニタリング調査等により現状把握を進める中で、これまでの取組の効果検証を行い、今後の効果的な事業実施につなげていく。 ・また、分煙環境の更なる整備に向けて、民間団体が設置する一定の公共性を持つ喫煙所について、適切な場所・形態で設置されるよう、引き続き、設置団体が抱える課題把握を進める中で、ニーズに即した新たな支援の仕組みを検討していく。

令和8年度の取組
【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】 ①関係部局の職員が地域に出向き、各地域課と連携を図りつつ、地域団体等が直面する地域特有の課題等を把握し、具体的な解決策をともに考えて行動する対話型キャラバン(ワークショップ等)を実施する。 ①②前述の啓発キャラバンを行うとともに、マナー向上の取組成果や啓発メッセージ等を、キャンペーンを通じてわかりやすくポジティブに発信する。 【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 ③各駅の喫煙状況調査に加え、巡回指導における過料処分件数の推移、路上喫煙による苦情や吸い殻のポイ捨て状況などを分析し、効果的な巡回指導を実施することで、路上喫煙禁止区域内での受動喫煙の防止を図っていく。 ④⑤路上喫煙禁止区域エリアの拡大や新たな喫煙所の設置に係る要望に対し、各地域の実情を踏まえ、地域団体等と協議を行い、調整が図れたものから順次実施していく。 ⑥これまでの路面シールや横断幕、啓発ポスター等の啓発に加え、巡回指導時の音声による啓発に取り組むなど、路上喫煙禁止区域の指定及び過料徴収の実施に関する周知啓発を引き続き行っていく。 【廃棄物に関するルール遵守の推進】 ⑦じんかい収集車やパトロール車による啓発アナウンスを再開し、条例の認知度向上を図るとともに、パトロールを継続実施し、違反行為の抑止につなげる。また、経済的困窮など福祉的支援が必要と考えられる者については関係部局と連携した対応を行う一方、悪質な行為者に対しては、証拠収集を徹底し、命令や告発も視野に入れた厳正な対応を行う。 ⑧クリーンフェローとの連携を一層強化するなど、市民主体の美化活動の裾野を広げるとともに、「Goodマナー&グリーンキャンペーン」の実施については、ポイ捨ての減少傾向が見られる駅前の実施箇所を精査し、主要駅など象徴性の高い拠点に重点化する。あわせて、これにより創出されたマンパワーをポイ捨てが集中する重点対策エリアへ再配分し、出張型キャンペーンの展開など、より実効性の高い啓発を行う。また、ポイ捨てが多発する箇所については、監視カメラの設置をはじめとした抑止対策の横展開を図るなど、地域特性に応じた対策を推進する。 【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】 ⑨警察などと連携し、幅広い世代を対象とした自転車教室や市民運動と連携した地域イベントなどで、自転車の交通ルールを学ぶ機会を提供するとともに、市民の関心が高い自転車の交通反則通告制度については、市民大学やみんなのサマーセミナーなどで講座を実施する。また、交通安全教室の中で、ながらスマホなどの危険性を啓発する。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	10 消防・防災	展開方向	01 消防力の充実
主担当局	消防局		

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
方向		R3					R4	R5	R6	R7	
A	「市の消防・防災体制が安心だ」と感じている市民の割合		↑	80.8	%	90.0	80.8	74.5	77.5	78.9	81.4
B	人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)※下段()は全国平均値		↓	1.30 (0.93)	人	全国平均 値以下	1.30 (0.93)	0.44 (0.95)	0.44 (0.98)	0.66 (0.98)	0.67 (0.95)
C	バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生法の実施率		↑	55.2	%	60.0	55.2	56.0	46.9	45.9	63.7
D	消防法令違反の是正率		↑	46.3	%	70.0	46.3	52.0	59.2	66.0	71.9
E	消防団員の充足率 ※下段()は全国平均値		↑	78.4 (87.2)	%	全国平均 値以上	78.9 (87.2)	78.4 (86.2)	77.9 (85.4)	74.4 (84.9)	72.2 (-)

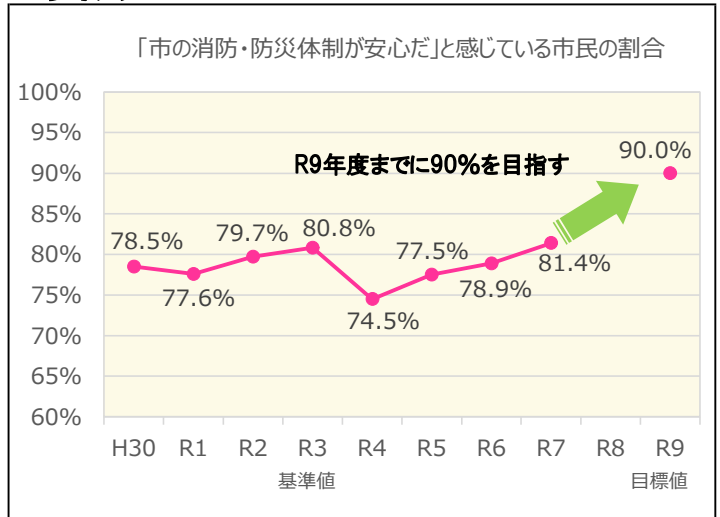
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【消防・救助・救急体制の充実強化】(目標指標B・C) (目的)複雑多様化する災害から市民の生命、身体及び財産を守るために必要な消防施設(車両・資機材・消防水利等)及び隊員の教育訓練体制の充実強化に取り組む。また、心肺機能停止傷病者等の救命のため、市民、事業者による心肺蘇生法等の応急手当を普及するとともに、予防救急(高齢者等の救急搬送につながる家庭における転倒、転落による事故等を予防する方策)を普及啓発する。	
①<火災による死者数> 令和7年中の火災による死者は4人で、人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者1名を除く)も0.67人となり、目標値である全国平均値を4年連続で下回ることができた。また、高齢者に対する防火講話(64回、1,802人)、市営住宅での戸別訪問(571世帯)を通して防火安全指導を実施するとともに、火災のあった周辺地域への広報活動を行った。 ②<火災によるトータル被害(生命・身体・財産)の軽減> 年度を通して実践的な訓練を実施(訓練日数146日、延べ684隊実施)するとともに、災害対応ドローンの導入に向けた検討を行い、令和9年度からの導入に向け予算化した。 ③<円滑な救急搬送体制の確立> #7119の全県展開の開始に合わせ、普及啓発動画を公共施設、市内事業所等で放映するとともに、各関係機関と高齢者の救急受入れ体制等の協議を行い、救急搬送体制の強化に努めた。また、日勤救急隊2隊の効率的な運用により現場到着時間を短縮することができた。 ④<救命率の向上> 令和7年中、心原性でかつ一般市民により心肺機能停止が目撃された救急事案は113件あり、そのうち72件(63.7%)がバイスタンダー(救急現場に居合わせた人)により心肺蘇生法が実施され、その実施率は目標値を上回った。	①火災件数の約4割が住宅火災であり、火災による死者の多くが住宅火災における高齢者であることから、継続した住宅防火対策の強化及び高齢者に対する防火指導が必要である。 ②消防署所再編を見据えた災害対応力の向上が必要である。また、令和9年度からの災害対応ドローンの運用開始に向けた体制を構築していく必要がある。 ③依然として高齢者の搬送率は高く、今後も高齢化が進展することから、救急需要の増加に伴う現場到着時間や現場滞在時間の延伸による救急サービスの低下が懸念される。 ④バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率の維持向上につなげるため、幅広い年齢層に向けて普及啓発に取り組んでいく必要がある。
【予防体制の充実強化】(目標指標D) (目的)防火対象物の消防法令違反を改善指導することで、災害の未然防止及び被害の軽減を図るとともに、消防法令における各種届出等の電子申請を拡充し、市民・事業者の利便性向上を図る。	
⑤<違反是正の促進> 火災予防上対応の必要性が高い防火対象物に対する立入検査を重点的に実施(4,272対象物(22.4%))し、4,155件の消防法令違反のうち2,986件(71.9%)が是正された。また重大な違反のあった17対象物に違反処理(警告8件、命令13件(重複含む))を実施し、10対象物が是正された。 ⑥<予防業務のDX化> 予防業務の届出申請については、電子化未対応であった14種別を電子化し、全68種別での電子申請が可能となった。また、消防法に基づく講習のうち防火管理講習については、市民等の利便性向上を図るため、オンライン開催も可能な体制を整備した。	⑤防火対象物の用途変更や増改築等により、消防用設備等の未設置などの消防法令違反になるケースや、無届等が原因で発生する未把握防火対象物が依然として散見されることから、今後も予防査察体制の更なる充実を図るとともに、関係部局との連携強化により消防法令違反の是正を促進する必要がある。
【消防団の充実強化】(目標指標E) (目的)地域防災力の中核である消防団の充実強化を図り、地震や風水害等の大規模災害に対応できる消防力を確保する。	
⑦<消防団員の入団促進> 消防分団器具庫の建替え、車両更新、装備品の刷新等により体制強化を図るとともに、地域で活躍する消防団員の魅力発信等により34人の新規入団者を確保したものの退団者数が上回り消防団員数は722人となった。	⑦全体で22人の減員となったため継続した入団促進をしながら地域防災力を損なうことのない消防団組織の在り方について、消防団とともに慎重に検討を進める必要がある。
【持続可能な消防体制の構築】 (目的)高齢化の進展と人口減少の両面を見据える中で、消防体制の確保を継続しつつ、消防署所の将来的な適正配置を図る。	
⑧<消防署所の適正配置> 西消防署建替工事業スケジュールを令和8・9年度に設計(基本・実施)、令和10・11年度に建替工事とし、令和12年度からの供用開始と決定した。	⑧建替えが必要な武庫分署及び塚口出張所に適する建替用地がない状況である。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	119映像通報システムの導入(通信活動事業)
2	西消防署建替え(消防庁舎等整備事業)
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	日勤救急隊の増隊(消防設備整備事業 等)
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・依然として救急需要が高水準で推移することが見込まれることから、東消防署の建替えを契機として、救急隊1隊を増隊し、救急体制を強化するとともに、#7119による効果や人口推計、出動データ等の更なる分析を行い、必要となる対応策を検討していく。

・消防団のなり手が減少している中で、その活動を維持していくために、団員との対話機会の拡充に取り組むとともに、活性化や魅力向上に向けた団の取組への支援を行っていく。

・また、消防分団器具庫や車両、装備品の整備・更新についても、整備の基準を整理するなど、持続的な消防団活動を支えていく。

令和8年度の取組

【消防・救助・救急体制の充実強化】

- ①高齢者施設、関係機関等と連携し、防火講話や防火リーフレット等を配布、市営住宅への戸別訪問等による火災予防普及啓発を図る。
- ②効果的かつ実践的な訓練・研修を継続して実施することで人材を育成するとともに、消防署所再編を見据えた消防戦術を検討する。また、災害対応ドローン運用開始に向けて操縦員の育成等を進め、体制を構築する。
- ③高齢者等の救急需要増加に対して、個々の様々な課題を各関係機関と連携しながら課題解決を行い、市政出前講座、市内事業所等と共同した広報活動を通して救急の適時・適切な利用の促進や室内閉じ込め救助事案の抑制に努める。
- ③救急出動件数増加に対し、救急データの収集、分析を行い、日勤救急隊の運用及び各種関係機関との連携により救急搬送体制の確保に努めるとともに、大規模災害発生を見据えた指揮補助体制を策定し、救急体制の強化を図る。
- ④各種救命講習に加え、市内の小学校を対象に救急出前講座を積極的に実施し、将来的な社会全体への応急手当の普及を図るとともに、新たに導入する「119映像通報システム」を活用することにより救命率の向上につなげる。

【予防体制の充実強化】

- ⑤立入検査実施率20%以上を維持した中で、消防法令違反に対する追跡指導を強化し、重大な違反のある対象物に対しては徹底した違反処理(警告、命令等)を実施することにより違反是正率の向上を図る。

【消防団の充実強化】

- ⑦消防団の魅力を組織内外へ発信するとともに、対話の機会を設けるなど消防団からの要望や意見をこれまで以上に丁寧にくみ取る仕組みづくりに取り組む。

【持続可能な消防体制の構築】

- ⑧武庫分署及び塚口出張所の建替えについて、関係部局と調整を図り、市有地の活用だけでなく、民有地との置換、民有地の買取等、様々な方法を検討し、用地確保に努める。

主要事業の提案につながる項目

【消防・救助・救急体制の充実強化】

- ③高齢者人口のピークを見据えて日勤救急隊2隊を効率的に運用しながら、救急出動データ等を分析し救急隊の増隊の検討を含めた救急需要対策に取り組む。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	10	消防・防災	展開方向	02	地域防災力の向上
主担当局	危機管理安全局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R3	R4	R5	R6	R7
A「市の消防・防災体制が安心だ」と感じている市民の割合	↑	80.8	%	90.0	80.8	74.5	77.5	78.9	81.4
B「自ら防災情報を取得している」と答えた市民の割合	↑	89.2	%	100	89.2	86.0	90.2	88.0	87.5
C「いつ、どこに避難するかなどを決めている」と答えた市民の割合(※1)	↑	—	%	100	—	—	—	22.7	18.1
D「非常用の食料や飲料水を3日分以上準備している」と答えた市民の割合	↑	25.3	%	100	25.3	28.9	29.7	36.8	35.2
E「災害リスクの高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成率(※2)」	↑	—	%	100	—	—	6.6	45.7	100

※1 発災する前から、避難行動の計画を立てているかを確認することを目的とした指標に変更(旧指標:「マイ避難カードを作成している」と答えた市民の割合)

※2 避難行動要支援者のうち、心身の状況及び居住地のハザードの状況から災害リスクが高いと考えられ、かつ計画作成の同意を得られた者に対する計画作成率

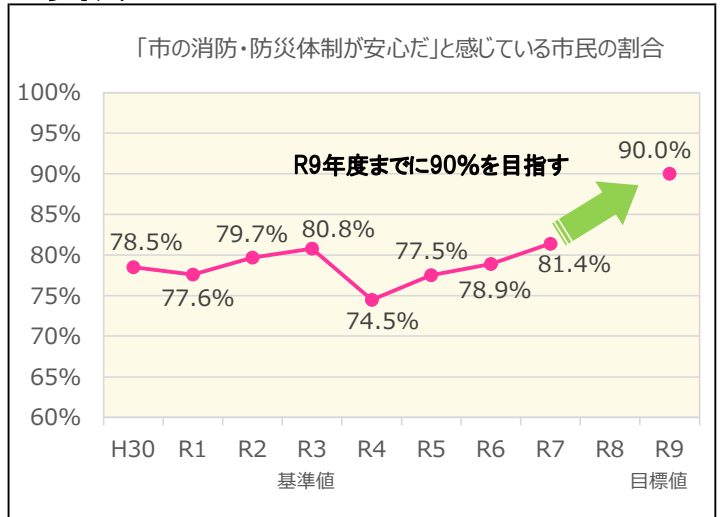
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【防災体制の整備、市民・事業者等との連携強化、対応訓練の充実強化】(目標指標A・C) (目的)大規模災害など危機事象への迅速かつ的確な対応や市民・事業者等との連携の強化を図るとともに、「自助」「共助」といった地域の力で災害に対処する能力(地域防災力)の更なる向上を図る。	
①<「防災体制及び対応訓練の充実強化」>災害時の迅速な対応と事業者連携の強化を目的に、36団体の関係機関が参加し、庁内向けシステムやZoom等を活用した訓練を実施した。 ②<「受援体制の充実強化」>物資輸送供給体制の強化として、既存の協定締結事業者との連携を再確認するとともに、新たに1社と協定を締結、防災訓練を通じ連携強化を図った。災害ボランティアセンター(VC)は設置候補地の協議を進め、組織改正により事務所掌を一本化する方針を決定した。 ③<「被災者支援をはじめとした防災DXの取組」>罹災証明書の交付等を担う被災者生活再建支援システムについて、県下統一導入に向けた検討を行った。また、スマートフォンと二次元コードを活用した避難者情報登録の仕組みを試験的に構築し、課題の洗い出しを行った。	①大規模災害時におけるシステムの安定性向上と停電時等を想定したシステムに依存しない訓練の実施も必要である。 ②物資輸送供給体制に係る協定事業者と実務レベルでの手順等を確認していく必要がある。VCについては、尼崎市社会福祉協議会(市社協)と連携した訓練の実施に加え、市社協のほかNPO等の支援団体とのネットワーク拡大が必要である。 ③新たなシステムが円滑に活用できるよう、職員の事前習熟が不可欠である。
【社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知】(目標指標D) (目的)大規模災害によるライフラインの途絶や物流の混乱、避難所生活の長期化等の想定される事態に備え、社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や平時からの家庭内備蓄の重要性について一層の啓発に努め、家庭内備蓄を促進する。	
④<「災害用備蓄品と配備場所の確保」>備蓄計画に基づき食料品を更新し、コストや管理面から優れる保存期間8年の商品に切り替えるとともに、女性職員の意見を取り入れ生理用品のサイズ見直しを図った。備蓄場所については地理的バランスやリスク分散の観点から中学・高校を加え、36か所へ拡大した。 ⑤<「日頃からの災害への備えに係る普及啓発」>家庭内備蓄等の「日頃からの備え」について、地域の訓練や出前講座、「1.17」訓練などの機会を通じて市民や事業所への周知啓発を実施した。	④備蓄分散箇所増加に伴い、管理業務の複雑化や輸送人員及び配備場所のスペースの確保が課題である。また、備蓄量は被害想定1日分(約12万食)としており、2日目以降の円滑な調達も課題である。 ⑤訓練や講座等のみでは、参加者が一部の市民等に限定されるため、効果的な周知・啓発について検討していく必要がある。
【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】(目標指標A・B・C) (目的)災害時に必要不可欠な防災情報を確実に市民等に伝達するとともに、円滑な避難行動を支援するための取組を推進する。	
⑥<「防災活動への取組強化と啓発活動」>自主防災会への積極的な働きかけにより、訓練実施回数等が過去3年間で最多を記録した。災害情報の確実な伝達と多様な避難行動の促進に向け、各地域振興センターが持つつながりを共有・連携し、イベントへの出展や市内高校・大学等との共同活動を通じて啓発を行った。 ⑦<「防災情報発信の充実と要配慮者等への支援の充実」>新たなハザードマップについて多言語版(5か国語)を作成した。また、避難誘導板に二次元コードを掲載し、多言語対応の避難場所等を閲覧できる仕組みを整備した。 ⑧<「防災情報の周知啓発」>令和7年9月に啓発面である「防災ガイド」を加えた新たなハザードマップについて全戸配布を行った。また、避難誘導板について、全体約1,000枚のうち約300枚の更新を行った。	⑥訓練実施回数等は増加傾向にあるものの、担い手不足などにより活動が活発でない組織も存在する。地域全体の防災力を底上げするため、これらの組織への効果的なアプローチが課題である。 ⑦外国籍住民は居住地や所属コミュニティの把握が難しく、効果的な周知・啓発が課題である。また、避難情報等を自ら取得する市民の割合向上のため、災害情報の伝達強化を更に進めていく必要がある。 ⑧国の防災気象情報の見直しに伴い、市民へ広く周知啓発を行う必要がある。また、誘導板の経年劣化により、早期更新を進める必要がある。
【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】(目標指標E) (目的)高齢者や障害者などの要配慮者(災害時要援護者)について、避難行動要支援者名簿(名簿)の作成及び名簿情報の提供並びに、福祉避難所の指定拡充などにより、災害が発生した際の支援体制の整備を行う。	
⑨<「避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の作成等」>要支援者の理解促進に向けた啓発や市社協との連携、出前講座等を活用し、新たに1つの社会福祉連絡協議会(連協)と2つの福祉協会が名簿を受領(計28連協、21福祉協会)し、10団体で避難訓練等が実施された。また、災害リスクが高いと考えられる要支援者に直接働きかけ、新たに65人の計画を作成した。(計214人) ⑩<「福祉避難所の指定拡充等」>介護老人保健施設1施設を指定した(計47施設)。「1.17」訓練では3施設で情報伝達訓練を実施したほか、新たに2施設で情報伝達や多様な要支援者の受入を想定した開設・運営訓練を実施した。	⑨地域住民等の避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、引き続き、関係者に過度な負担とならないよう取組を進める必要がある。また、新たなハザードマップの公表による災害リスクの高い地区の増加や個別避難計画の取組を十分に認識していない要支援者の意識啓発など、個別避難計画の取組に対する理解を促進する必要がある。 ⑩指定施設と連携し、施設の実情に応じた訓練が継続的に実施できるよう、課題整理・対策の検討を進める必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	被災者生活再建支援システムの導入(防災対策等事業)
2	市制110周年に係る防災フェス等の実施(地域の防災力向上事業)
3	防災情報伝達にかかる運用強化事業(防災情報通信事業費)
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	防災情報の多言語化等の実施(防災対策等事業、地域の防災力向上事業)
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	阪神・淡路大震災30年事業の実施(阪神・淡路大震災30年事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・物資輸送供給体制や災害VC等の受援体制が、災害時にその機能を果たせるよう、協定事業者や市社協、その他関係団体等と、継続的に実効性の確保に向けた協議・調整等を行っていく。

・増加傾向にある外国籍住民に対する効果的な防災情報の周知・啓発に向けては、雇用している事業者や日本語学校等を通じた実施の協力体制を得るための取組を進める。

・個別避難計画については、要支援者に対する働きかけと計画作成を着実に進めるとともに、避難支援や安否確認、在宅支援などにおける活用面での実効性確保に向けた研究を進める。

令和8年度の取組

【防災体制の整備、市民・事業者等との連携強化、対応訓練の充実強化】

- ①停電時等の災害対応方法の備えや大規模災害発生時等の実効性検証を継続するとともに、県阪神地域合同による防災総合訓練により、関係機関との広域的な視点に立った連携確認を行う。
- ②新たな物流事業者との協定締結を進めるとともに、庁内関係部局や物流・物資事業者と連携し、実践的な手順、手法について検討及び確認をすることで、物資輸送供給体制の強化を図り、避難所の環境改善等につなげる。
- ③効果的なVC支援活動に係る市社協と行政及び災害中間支援組織との連携強化やVC設置候補地との追加協議を図り災害時の受援体制の強化につなげていく。
- ④被災者生活再建支援システムの操作研修等を通じた運用体制の強化や、罹災証明書等の早期発行に向けた環境整備など、防災DXを推進し、被災者の負担軽減と生活再建支援の実効性向上を図る。

【社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知】

- ④災害リスクと分散効果を踏まえ適切な備蓄配備場所の確保に努めるとともに、物流(物資)事業者と平時から調達方法・配送先等の確認や物流施設との保管場所・荷捌きスペースの提供協力の可能性や見直し等について調整を進める。
- ⑤大型物販店舗等の協力を得ながら広報活動を通じ家庭内備蓄の必要性などを啓発する。市制110周年を機に防災フェスの実施やSNS投稿キャンペーン等を展開し、日頃からの防災の備えについて、幅広い層が楽しみながら防災を学べるよう啓発に取り組み、自助・共助の防災意識の醸成と地域防災力の向上を図る。

【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】

- ⑥地域防災力の向上を図るため、市制110周年を機に全自主防災会を対象とした簡易DIG(図上訓練)を実施し活動活性化を支援する。
- ⑦日頃から外国籍住民と接点を有する関係者と連携を図り、日本語教室などにおいて、啓発を推進する。避難誘導板の二次元コードによる多言語対応サイトを周知することで、平時からの定着と災害時の円滑な活用につなげる。また、迅速かつ正確な防災情報伝達のため、既存媒体に加えLINE及びYahoo!防災速報を追加し、一斉配信機能を拡充する。登録者数拡大に向けて、出前講座等の際に、情報発信媒体の登録の周知啓発を行うことにより、情報伝達の実効性を高める。
- ⑧防災ガイドを含めたハザードマップを活用した周知啓発の継続に加え、防災気象情報の見直しに伴う周知にも取り組む。併せて、老朽化した避難誘導板について年度内に残り約600枚の更新を行い、迅速な避難行動につながるよう整備する。

【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】

- ⑨避難支援体制づくりに向けた啓発等や災害時要援護者支援への協力意向のある連協等への支援を進めるほか、避難支援等関係者との連携により、避難行動要支援者名簿の提供に同意していない災害リスクが高いと考えられる地区に居住する要支援者や新たなハザードマップで指定された地区に居住する要支援者に対しても段階的に働きかけを行い、計画作成に取り組む。
- ⑩指定施設への訓練の実施等に向けた支援を進めるとともに、情報伝達や多様な要支援者を想定した開設・運営訓練の継続に取り組む中で把握した課題の整理や検討を行う。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	01	イノベーションの促進に向けた環境づくり
主担当局	経済環境局				

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	市内総生産(実質GRP)成長率 (上段:GRP、下段:GDP)	↑	19,826 (R1)	億円	実質GDP成長率を上回る	107.1% (102.8%)	101.9% (101.5%)	104.0% (100.8%)	— (100.8%)	—
B	イノベーションに向けて新たな事業に チャレンジする人や事業所数	↑	2,302 (H27～R1合計)	人・社・件	2,500 (R5～R9合計)	392	508	521	682	766
C	脱炭素やSDGsに取り組む企業数	↑	15	件	50	15	59	305	77	49
D	製造業事業者支援件数	↑	1,791	件	2,100	1,791	1,648	1,208	1,264	1,577
E	特定創業支援事業の支援を受けて創業した者の数	↑	75	件	92	75	65	43	37	14

※指標Aの基準値は市内総生産(実質GRP)の総合計画策定時の値を記載し、実績値は上段にGRP、下段にGDPの成長率を記載している。

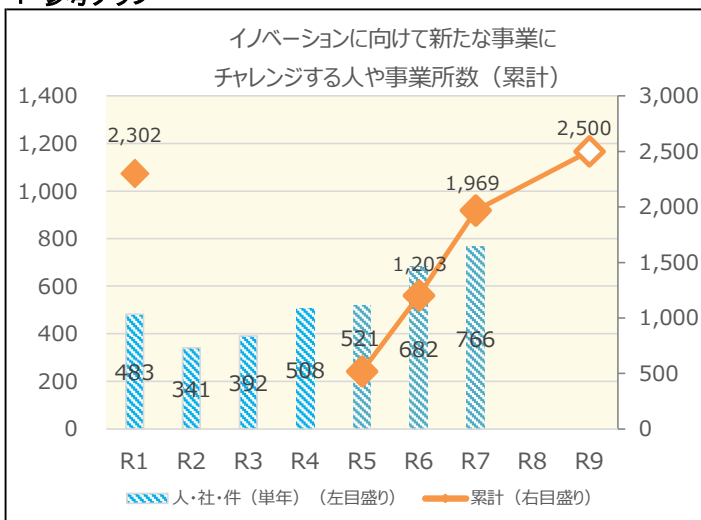
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化】(目標指標A・B・C) (目的)「脱炭素社会の実現」「地域経済の活性化」「市内のSDGsの達成」に向けた取組を行うことで、地域経済の持続的な発展を推進する。 ①<産業政策会議を通じた産業施策の立案>産業政策会議において、市の産業政策をイノベーションを創出する基盤・環境整備、市内企業の新たな領域への進出、企業成長の源泉となる組織力の強化、創業・スタートアップ支援に整理するとともに、商品開発やDX化への支援を予算化するなど、イノベーション創出に向けた政策を強化した。 ②<脱炭素経営の普及・啓発>あまがさき脱炭素経営宣言・認定制度の更なる普及を図り、175社を認定した。また、経済産業省が実施する「中小企業に対する支援機関等のGX支援体制強化事業」の採択を受け、産業支援機関による伴走支援体制の強化に取り組んだ。オープンファクトリー(工場見学)においては、企業主体での実施により、8社が参画した。 ③<海外展開支援>アンケート調査やセミナーの開催、東南アジア地域への海外視察、「産官学金」の会議を通じて、海外展開等に係る企業ニーズを把握した。また、JETROの関西第1号となる海外展開サポート窓口の設置や、本市とJETRO、尼崎信用金庫で市内企業の海外展開に関する3者協定の締結につなげた。 ④<SDGsパートナー企業との連携強化>SDGs活動による企業価値の向上や競争力の強化等を目的として、リーディングパートナー企業を中心に生成AIを活用した交流イベントを企画し、SDGs活動に伴う自社発展イメージ作成・披露等を行うことで、企業間の相互認知や親睦を図った。(R6:69団体⇒R7:81団体)	
【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】(目標指標A・B・D) (目的)ものづくり産業については、イノベーションを促進する成長分野への積極的な展開、生産現場の活力維持のための支援を行うことで、地域経済の持続的な発展と安定的な雇用の確保を目指す。 ⑤<オープンイノベーションコア尼崎(OIC)におけるイノベーション創出支援>兵庫県立大学や神戸大学と連携協定を締結し、大学が持つ高度な研究シーズや先端的な知見との接続を強化したほか、市内を中心に245回企業訪問し、48件の支援施策コーディネートやビジネスマッチングを行い、10件のイノベーション創出につなげた。また、省力化・生産性向上設備導入支援補助金により、73件(81,773千円)の設備投資を促進した。 ⑥<オープンイノベーション拠点「ARKade」の開設>尼崎からイノベーションを起こすことを目的とした事業者等が交流する施設として「ARKade」を開設した。 ⑦<企業立地支援>尼崎市企業投資活動促進条例に基づき、重点分野に位置付けた企業の立地を促進し、臨海部に整備されたフェニックス事業用地における水素関連設備の生産開発拠点の誘致につなげた。 ⑧<(一財)近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI)における支援>AMPIが有する専門性の高い支援機能は市内の他機関ではなく、他地域の支援機関と差別化できることから、技術力向上、生産性向上、研究開発の各支援の更なる充実に努めた。AMPIについて、「ARKade」の活用やOIC各機関との連携の下での、市内ものづくり企業のホームドクターとして位置付けた。	
【スモールオフィス機能(ハード)や創業塾(ソフト)などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】(目標指標B・E) (目的)創業者を支援することで、創業の実現及び事業の早期安定化を促進し、雇用の創出など、地域経済の好循環を図る。 ⑨<「ARKade」や創業塾、各種補助事業を通じ、モデルとなる創業事例を積み上げ、その成果を発信するとともに、支援手法を確立する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	イノベーションを生み出す環境づくり(イノベーション基盤整備事業)
2	チャレンジ的な事業者によるイノベーション創出(挑戦的分野進出支援事業)
3	企業の海外進出に向けた支援の取組(挑戦的分野進出支援事業)
4	人的資本経営の推進によるイノベーション創出(競争力の源泉強化支援事業)
5	イノベーションの新たな担い手の創出(創業・スタートアップ支援事業)
令和7年度 主要事業名	
1	省力化・生産性向上設備導入支援補助金(省力化・生産性向上設備導入支援事業)
2	イノベーション創出支援の取組(新規ビジネスモデル構築支援事業)
3	重点分野の企業誘致と投資活動の促進支援(企業立地関係事業)
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	ものづくり総合支援拠点推進事業(イノベーション促進総合支援事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・「ARKade」を中心に、企業ニーズを的確に捉えた共創イベントや創業支援を行うとともに、新規事業創出や海外展開、起業家の輩出といったイノベーション創出実績を着実に積み上げ、その取組成果を効果的に発信することで、共創機会の拡大につなげていく。

・イノベーション創出支援の基盤・機能強化に向けては、OIC構成団体のノウハウやつながりを最大限に活用し、市内外における産学官の連携促進やネットワーク強化を図る。また、企業ニーズに応じた伴走支援に取り組んでいく中で、支援人材のコーディネート力を高めるとともに、専門的知見を蓄積し継承していく。

・市内にある遊休地など、企業がもつ資産の最大限の有効活用も視野に入れ、リアルタイムでの情報把握や企業ニーズとのマッチングにつなげる仕組みを検討し、更なる企業誘致や設備投資の促進を図る。

令和8年度の取組

【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化】

- ①引き続き、産業政策会議を実施し、市内事業者の新規事業創出支援や創業支援等のイノベーション施策について検討を行う。その際、多様な視点を取り入れるため、企業や大学の有識者の招聘についても検討する。
- ②脱炭素経営の底上げを図るため、認定制度等の見直しを行い、企業の伴走支援体制を強化する。オープンファクトリー事業においては、参画企業の増加を図りながら、企業による自主自立した運営体制を支援していく。
- ③市内企業を対象とした海外展開支援事業を実施するとともに、「ジェトロ海外展開サポート窓口あまがさき」を活用した企業の海外展開支援に取り組む。
- ④新たに業種別の定期オンライン会を開催し、同業種間の情報やSDGs活動のアイデア等をシェアすることで、更なるSDGs活動の発展につなげていく。

【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】

- ⑤⑥OIC構成団体が持つ人材と財源により、オール尼崎の体制でDXや海外展開、人材育成など企業からの関心が高いテーマを中心に、共創イベントや中長期的な共創プロジェクトを展開する。また、挑戦意欲のある事業者や起業家等の取組を見える化し、共創の機会につなげていく。
- ⑦フェニックス事業用地への企業誘致を強化するため、県と連携し、市内への立地を検討する企業への訪問やヒアリング等を積極的に行い誘致につなげる。

【スモールオフィス機能(ハード)や創業塾(ソフト)などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】

- ⑨新たなイノベーションの種となる起業家を創出・育成するため、市内の起業家やスタートアップに対し、事業開発、資金調達など創業フェーズ支援、販路開拓や交流会等による「成長」を支援する。

主要事業の提案につながる項目

【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】

【スモールオフィス機能(ハード)や創業塾(ソフト)などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】

- ⑤⑥⑨「ARKade」での利用事業者からの施策要望や、産業政策会議における施策検討を踏まえ、新規事業支援や創業支援について見直し・強化を行う。
- ⑦重点分野等の企業立地を促進するため、市内の土地情報などを把握する仕組みや施策を構築する。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	02	地域経済の活性化や循環の促進
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	あま咲きコインの会員登録者数	↑	59,937	人	150,000	59,937	104,495	120,460	125,373	131,485
B	企業・商店街原資負担によるあま咲きコインの流通額	↑	625	千円	10,000	625	3,800	31,663	41,857	51,526
C	事業継続支援事業の利用件数	↑	24	件	75	24	20	23	21	24
D	地元の農産物「あまやさい」を選ぶ市民の割合	↑	—	%	19	—	7.9	8.4	10.6	7.8
E										

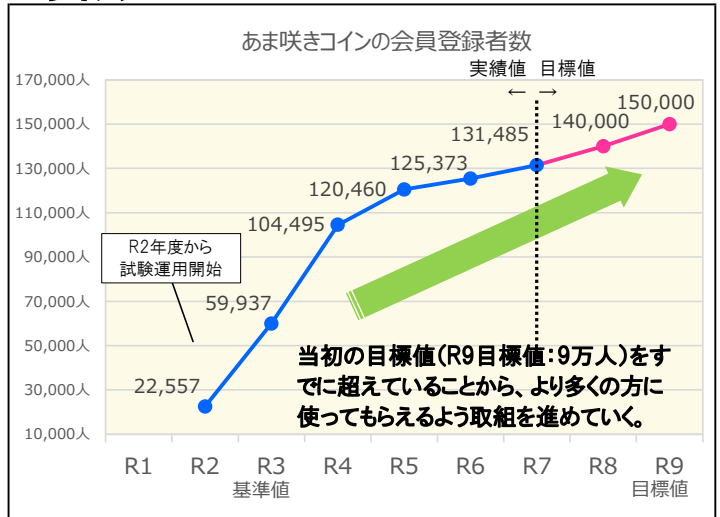
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】 (目標指標A・B) (目的)SDGs行動の推進、市内経済の好循環及び市民生活の向上を図る。 ①<<あま咲きコインの運営>>将来的な活用財源の減少を見据え、あま咲きコインの利用状況や活用効果に係る庁内アンケートの分析を行った結果、SDGsポイントの効果的な実施にあたっては、アプリ通知を活用した広報の強化や行動内容に応じた適切なポイント付与の設計が重要であることが明らかとなった。また、物価高騰対策支援として、プレミアムキャンペーンを多くの方が利用できるよう3か月間と期間を長くして実施するとともに、企業・商店街原資負担によるあま咲きコイン発行を推進した。(約5,153万ポイント発行。前年度比967万ポイント増) ②<<お米券の配布>>食料品等の価格高騰による家計への負担軽減を目的とし、全世帯にお米券の配布事業を実施した。第1弾では1世帯あたり2,200円分の配布を完了し、第2弾では1人あたり3,080円分の配布を順次進めた。	
【事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成】 (目標指標C) (目的)事業承継や減災対策の取組促進により、事業者の持続力強化と危機意識の醸成を図る。 ③<<事業承継支援の充実>>兵庫県事業承継・引継支援センターと尼崎市事業承継プラットフォームが連携した個別相談会を引き続き開催したほか、同プラットフォームの主催による講演会を開催し、21人が参加した。また、バトタッチ診断の申込が8件、専門家派遣が2件と前年度に比べて減少した。 ④<<減災対策イベントの実施>>市内企業3社を対象に大学生によるインターシップや減災取組のヒアリング調査を実施し、BCP策定に資する業務分析を行うことで、企業の防災・減災意識の醸成を図った。	
【市内産野菜あまやさいのPRなど市内農業者の営農環境の充実】 (目標指標D) (目的)あまやさいを広く周知し、販路拡大につなげるとともに、営農者への支援を行うことで、都市農業の存続を図る。 ⑤<<あまやさいの普及・消費拡大>>「あまやさい地産地消推進店」については、運搬補助制度や登録手続の簡素化等により新たに13店舗を登録し、登録店舗数は計23店舗となった。このうち5店舗が「食」の観点からの周知の一環として農業祭に出店し、悪天候にもかかわらず完売するなど、一定の成果が見られた。また、あまやさいを使用していることをPRするため、惣菜等に貼付するシールを作成し、希望する店舗に配布した。さらに、認定農業者が生産する「ひょうご安心ブランド」のあまやさいが学校給食で初めて使用され、児童からも好評を得た。	
【生鮮食料品などの安定供給・取引の適正化】 (目的)取扱高の維持・向上を通じ生鮮食料品等の安定供給を図るとともに、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保し、安心できる消費生活の実現を目指す。 ⑥<<市場の利用促進など市場活性化に係る取組>>卸・仲卸業者の集荷・販売に係る支援のほか、飲食店への訪問PR等を継続し、取引機会の創出を図った。また、買出人へのインセンティブとして、「尼崎市場直送店認証登録制度」を導入し、75店舗を登録した。併せて直送店等を周遊するデジタルスタンプラリーを実施し、参加者数約1,100人、スタンプ取得総数約5,000スタンプを達成するなど、市場の利用促進及び認知度の向上、市内における経済効果の創出に取り組んだ。結果、取扱数量は前年度比98.2%、金額は100.8%となり、取扱高の維持向上を通じた生鮮食料品等の安定供給という役割を果たした。 ⑦<<市場再整備に向けた取組>>令和6年7月に再整備事業者の公募を開始したが、参加表明がなく公募を中断した。令和7年度は公募再開に向けて、現行スキームをベースに、市・民間事業者(3グループ)・場内事業者による事前協議を実施し、施設仕様や整備方法等について意見交換を行った。その中で寄せられた意見等に加え、最新の建設費及び金利の動向を踏まえ、公募要件等の精査を進めた。	
①今年度実施した庁内アンケート分析結果や利用者アンケート等を踏まえる中で、SDGsの推進や地域経済を活性化させるために、更なる利用者の拡大に向けた検討を進める必要がある。 ③過去3年間のバトタッチ診断及び専門家派遣等の実績件数は横ばいが続いているため、企業訪問等を行いながら、企業側の支援ニーズ等を把握し、支援内容等について再検討を行っていく必要がある。 ④多くの中小企業において、災害時を想定した事業継続への備えが十分とは言えず、減災に対する意識啓発を更に進めていく必要がある。	
⑤あまやさいの地産地消をより一層促進し、消費と生産の拡大につなげるため、あまやさいの販売機の効果的な運用に取り組む。また、学校給食でのあまやさいの使用拡大や「あまやさいの日」の検討など、食育の観点からの取組を進めるなど、ブランド力を高めていく必要がある。	
⑥青果部卸売業者の取扱高は減少傾向に歯止めが掛からない状況にあるため、集荷力の強化等に向けた取組を講じる必要がある。また、市場の意義・役割を含めた認知度の更なる向上を図るため、実需者に選ばれかつ、市民に愛され親しまれる市場を目指し、場内事業者と連携した所要の取組が必要である。	
⑦施設の老朽化状況や令和12年のフロム規制などは喫緊の課題である。民間事業者・場内事業者双方にとって実現可能な事業条件の整理や、市の事業費負担の抑制に向けた検討を進めてきたが、昨今の社会経済状況の変化や最新の建設費・金利の動向を踏まえると、従来想定していたリース方式については、事業成立性の課題が大きいことがわかった。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	あま咲きコインプレミアムキャンペーンの実施(SDGs「あま咲きコイン」推進事業)
2	冷蔵機能付きあまやさい販売機の導入(都市農業活性化推進事業)
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	あま咲きコインプレミアムキャンペーンの実施(SDGs「あま咲きコイン」推進事業)
2	あまやさい地産地消推進店の促進(都市農業活性化推進事業)
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	SDGs「あま咲きコイン」推進事業
2	尼崎市公設地方卸売市場の再整備(次期地方卸売市場整備事業)
3	商店街等インバウンド支援事業(尼崎市商業活性化対策事業)
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・あま咲きコインについては、市内経済の循環や市民のSDGs行動につながるよう、魅力・価値の増大やユーザー・加盟店の更なる拡大といった視点から、今後の運用方法について検討を進める。

・あまやさいについては、関係部局・機関と連携し、より効果的なPRに取り組み、ブランド力の向上と地産地消の推進につなげる。また、都市農業の活性化に向けては、農業者の生産拡大を支援できるよう、農地の有効活用について、他都市の事例も参考に研究を進める。

令和8年度の取組

【あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】

①物価高騰対策としてプレミアムキャンペーンを年度当初に実施するとともに、更なる利用者の拡大を目的に、民間事業者がポイント発行の原資を負担する民間原資ポイントの発行拡大に向けて、事業者との連携を促進するほか、今後の効果的な活用方法の検討を進める。また、アプリのプッシュ通知による周知を行うとともに、商店街等のイベントで、あま咲きコインを活用できる機会を増やすほか、市内セブン銀行のATM画面を活用した周知を行うなど、新たな利用者、加盟店の拡大に努める。

②物価高騰が続く状況等を踏まえ、第2弾のお米券の配布を遅滞なく進める。

【事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成】

③支援を必要とする企業に対し、プラットフォームが有するノウハウを効果的に活用するためにも積極的な企業訪問や「ARKade」でのセミナー等を行い、制度の周知及び利用促進を図るとともに、支援内容等についても検討する。

④「ARKade」等を活用しながら、引き続き大学生による市内企業へのインターンシップやヒアリング調査の手法を通じて、企業の防災力向上と減災意識の醸成を図る。

【市内産野菜あまやさいのPRなど市内農業者の営農環境の充実】

⑤冷蔵機能付き販売機を鉄道駅に設置し、より多くの市民等に鮮度を保ったあまやさいを届けることで、ブランド力の更なる向上を図る。

また、学校給食においては、あまやさい献立の提供に向けた使用拡大や「あまやさいの日」の実施を目指し、関係機関との連携により供給体制の整備を図るとともに、献立表への「あまやさいコラム」の掲載や生産者からのビデオレター等を検討し、児童及び保護者等への認知度向上を図る。

【生鮮食料品などの安定供給・取引の適正化】

⑥青果部卸売業者の取扱高の維持・向上並びに近郷軟弱野菜の生産者への支援等を図るため、卸売業者等と連携し、近郷軟弱野菜に係る巡回集荷の実施に向けた検討を進める。また、場内事業者への支援及び飲食店への訪問PR等を継続し、販路の拡大等に努めるほか、市場直送店の登録店舗数の増及び継続実施するスタンプラリーの参加者増に向けたPR等を場内事業者とともに取り組み、市内の飲食・小売店等における市場の利用促進を図り、認知度の向上及び取引の拡大を目指す。

⑦公募再開に向けて、令和7年度の事前協議等を踏まえるとともに、事業成立性を確保する観点から、他の事業手法も含めた検討を行い公募要件等の整理を進める。その上で、「尼崎市公設地方卸売市場再整備事業者選定委員会」において提案内容を総合的に審査・評価するなど、事業者の選定に係る手続きを進める。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	03	雇用就労の充実
主担当局	経済環境局				

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
方向		R3					R4		R5		R6
A	市内有効求人倍率の全国との比較		↑	国 1.16 市 0.97	倍	全国有効求人 倍率を上回る	国 1.16 市 0.97	国 1.31 市 1.08	国 1.29 市 1.16	国 1.25 市 1.14	国 1.20 市 0.95
B	しごと支援課の実施事業により、市内 企業に就職した求職者数		↑	60	人	90	60	103	95	94	97
C	無料職業紹介窓口の相談件数(延べ 件数)		↑	1,268	件	1,800	1,268	1,339	1,130	1,172	1,292
D	スキルアップ等による労働生産性向 上に資する事業への延べ参加者数		↑	324	人	700	324	534	536	762	776
E	アマポータルの年間アクセス数		↑	—	件	150,000	—	112,858	144,413	146,959	131,199

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】(目標指標A・B・C・E) (目的)職住近接を生かした雇用就労支援を実現するため、市内企業の魅力発信に加え、企業が求める人材あっせんを通じた雇用支援と市民に対する相談・無料職業紹介を通じた就労支援を実施し、雇用情勢に柔軟に対応した就労環境の維持向上と福祉の増進を図る。	
①<企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援> 多様な求職者ニーズを踏まえた無料職業紹介・相談支援や求人開拓(延べ251社)、「就活・転職なんでも相談会」の実施、しごと塾や合同企業説明会等後の継続支援に取り組んだ。その結果、就労相談件数が1,292件、新規求職申込者数が252件といずれも前年度実績を上回った。また、子育てとの両立支援の視察(あすてつぶKOBÉ)や、高齢者の社会参加促進に向けて福祉局や関係機関と連携し検討を進めた。	①無料職業紹介窓口では求職者の多様な背景やニーズを踏まえたきめ細やかな就労支援を実施しているが、子育てとの両立支援や高齢者の就労ニーズに対応した社会参加・就労の仕組みづくりについて、関係機関と連携しながら具体的な取組を進めていく必要がある。
②<多様な人材の労働参加率を高める取組> 若年層・障害者向け合同企業説明会(3回)に加え、外国人留学生向け説明会を新たに開催した。市内企業52社が参加し、参加者447人のうち30人を就職につなげた。また、外国人雇用支援セミナーを開催し、外国人雇用を検討・実施する企業10社が参加した。	②多様な人材が力を発揮できる環境づくりが求められる中、合同企業説明会については、雇用情勢を踏まえた対象者の設定に加え、求職者と企業の相互理解を深めるため、対話の質を高める仕組みづくりを検討する必要がある。
③<高校生・大学生等を対象とした市内企業の魅力発信> 高校生向け出張講座や工場見学、大学生等向けオープンカンパニー、企業研究セミナー、出張講座を実施したほか、新たに外国人留学生向けインターンシップやインダストリービジットを実施し、企業と学生の相互理解の機会を提供した。参加は企業33社、学生484人で、前年度の企業46社・学生434人と比べ、参加者数が増加した。	③市内には魅力ある企業が数多く存在する一方で、売り手市場の影響により企業説明会等のイベントへの学生集客が難しくなっている。そのため、学生が集まる場を活用し、企業と学生の新たな出会いの機会を創出する必要がある。
④<しごと塾を活用した就労支援> しごと塾では、3期合計164人の参加者のうち57人を就職につなげた。このうち、マザーズハローワーク尼崎と共催したミニ面接会では、参加女性20人のうち8人が就職した。また、ポリテクセンター兵庫と連携した職業訓練体験研修では、研修メニューの見直しにより参加者が5人増加し、11人を同校への入学につなげた。さらに無料職業紹介窓口での29人の継続支援を行い1人が就職した。	④しごと塾は短期講座が中心であるため、求職者一人ひとりの希望や適性に応じた十分なマッチングが難しい場合がある。また、講座終了後は応募が参加者の自主性に委ねられることから、継続的な支援や個別フォローが不足し、求職活動が途切れやすい。
⑤<市内企業の魅力発信> 「尼崎市子育て応援企業表彰」制度を創設し、仕事と子育ての両立を支援する先進的でモデル性の高い3社を表彰することで、企業PRIにつなげた。	⑤質の高いモデル企業を表彰することができたが、表彰企業数が想定より少なかったため、制度の周知・広報を強化する必要がある。
【労働者のスキルアップによる生産性の向上】(目標指標D) (目的)市内企業の従業員の人材育成に加え、多様な人材獲得に向けた人権尊重や処遇改善の取組を促進することで、労働生産性の向上を図る。	
⑥<外国人材を雇用する中小企業者等への支援> 外国人材雇用促進支援補助金については、補助上限額の引上げや対象要件を拡大し活用促進を図った結果、利用件数は前年度比3倍の9社(19人)となった。外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証制度では新たに10社を認証するとともに、認証企業間の連携強化や雇用環境の充実を目的とした交流会を開催した。また、兵庫県のグローバル人材活躍認定制度と相互連携により審査手続きを簡略化した結果、市モデル事業所4社が認定を取得した。さらに、制度の継続性を踏まえ、申請要件等の見直しの方向性を整理するとともに、兵庫働き方改革推進支援センター等と連携した外国人雇用相談窓口を開設し、15社の相談に対応した。	⑥外国人雇用は、人手不足の補完から持続的な戦力化へと役割が変化し、その重要性が高まっている。市内企業においても雇用は増加しているが、言語や文化の違い、制度の複雑さ、教育やフォローに係る負担など、受入れ後の定着や人材育成に課題が生じている。
⑦<市内企業の働き方改革・雇用環境整備に向けた啓発の取組> 厚生労働省が実施する兵庫働き方改革推進支援センターや労働基準監督署などを活用し、働き方改革関連法や助成金制度等の解説動画3本を作成・配信した。また、市内企業を対象に人権啓発研修を計6回実施し(110社・208人)、雇用環境の改善促進に努めた。	⑦近年の度重なる法改正や助成金制度の複雑化を踏まえ、人材定着につながる雇用環境の改善を促進するため、市内企業に対し、制度情報をより分かりやすく届けていく必要がある。

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	外国人雇用に向けた雇用・就労支援の取組(雇用創造支援事業、インターンシップ等推進事業)
2	外国人材を雇用する中小企業に対する支援の強化(外国人材雇用促進事業)
3	子育て応援企業表彰の実施(子育て応援企業表彰事業)
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	リスケリング支援の取組(キャリアアップ支援事業、中小企業リスケリング支援事業)
2	
3	
4	
5	

市内有効求人倍率の全国との比較

基準値	全国	尼崎市
H30	1.62	1.65
R1	1.55	1.51
R2	1.10	1.01
R3	1.16	0.97
R4	1.31	1.08
R5	1.29	1.16
R6	1.25	1.14
R7	1.20	0.95
R8	-	-
R9	1.31	-

全国有効求人倍率を上回ることを目指す

【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】

①「働く」と「子育て」の両立を支援するため、女性・勤労婦人センター(トレピエ)内のコワーキングスペース(8月開設)におけるキャリア相談を実施するとともに、福祉局を含む関係機関と連携し、高齢者の就労機会の創出に向けた取組の具体化について検討を進める。

②若年層・障害者・外国人留学生に加え、令和8年度は高齢者を対象とした合同企業説明会を実施し、多様な人材の活躍を促進する。また、若年層及び外国人留学生向けでは、大阪梅田での開催を企画し、これまでの自由訪問型の開催に加え、十分な面談時間を確保する機会を設けることで、求職者と企業の相互理解を深め、採用成果の向上を図る。

③既存事業(高校生向け及び外国人留学生向け)に加えて、大学生等向けには大学等と連携し、授業やゼミなどで学生と企業が直接出会い、企業を知る機会を提供することで、市内企業の認知度向上と市内企業への就労促進を図る。

④しごと塾の講座型支援と、就労相談員による個別相談支援を組み合わせて実施することにより、求職者の状況に応じたきめ細かな対応を行い、応募への円滑な移行を促進し、市内企業への就職につながる支援体制の充実を図る。

⑤引き続き、モデル性の高い企業を表彰するため、企業訪問等により本制度の周知を図るとともに、表彰を受けるメリットやインセンティブの付与等の拡充を検討する。

【労働者のスキルアップによる生産性の向上】

⑥外国人材雇用促進支援補助金や企業向け相談窓口の更なる周知・活用を図り、市内企業への外国人材の定着と人材育成の支援を行うとともに、県との連携やモデル事業所間の交流会を引き続き実施することで、外国人材にとって働きやすい就労環境の整備を進める。

⑦引き続き、国の関係機関と連携する中で、企業経営に必要な制度、社会動向及び法改正等の情報を研修や動画配信等を通じて更なる啓発に努める。

評価と取組方針

- ・多様な人材の更なる就労促進・人材定着に向けては、これまでの取組の効果検証を行い、雇用情勢も踏まえた効果的な事業実施について検討していく。
- ・また、業種ごとの人手不足の課題に着目し、安定的な事業活動に必要な人材確保につながる効果的な施策を展開していく。
- ・高齢者の就労ニーズに対応した、社会参加や生きがいの創出・就労の促進に向けて、引き続き、関係部局や関係機関と連携し、具体的な施策について検討を進める。
- ・トレピエ内に開設するワーキングスペース事業においては、女性のキャリアアップやスキルアップを支援する視点から、交流イベントの開催や、個別ニーズを踏まえたきめ細やかなキャリア・就労相談を展開するとともに、関係部局が連携し効果的に事業周知を行うことで、事業の利用促進につけていく。

[illegible]

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	04	観光振興による地域経済の活性化と魅力向上
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	市内の観光入込客数 (うち宿泊人数)	↑	164.2 (29.2)	万人	300 (50)	164.3 (29.2)	241.6 (39.5)	272.7 (44.3)	289.1 (46.1)	328.6 (49.3)
B	尼崎城入城者数	↑	3.1	万人	15.0	3.1	4.7	4.9	6.7	7.2
C	「尼崎城再建によってまちに新たなにぎわいが 生まれた」と感じている市民の割合	↑	9.9	%	17.5	9.9	5.1	4.9	7.2	8.9
D	あまがさき観光案内所における土産 等の売上額	↑	7,522	千円	15,000	7,522	8,155	6,807	8,159	9,334
E	市内の観光GDP	↑	10,557	百万円	15,305	10,557	16,058	23,489	22,478	—

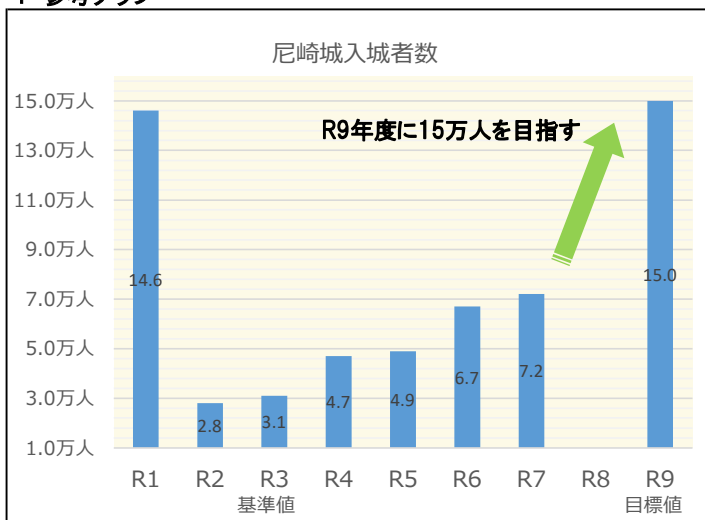
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【観光重点取組地域を中心とした観光地域づくりの推進】 (目標指標A・B・C・D・E) (目的)観光重点取組地域を中心に地域資源を活かした観光振興を進め、本市のブランド価値向上、地域経済の活性化、地域への愛着と誇りの醸成を図り、尼崎らしい観光地域づくりを目指す。	
①<<観光客の周遊促進、地域経済の活性化>> ゼロカーボンベースボールパークやポートレース尼崎など、範囲を広げた周遊促進の取組を進めるとともに、稼ぐ力の向上については、市内事業者との商品開発や、本市ならではのコンテンツを活用した集客・物販を展開した。あまがさき観光局が実施運営する尼子騒兵衛漫画ギャラリーにおいては、2回の企画展を開催するなど、全国から5.8万人の来訪者があり、グッズ売上は119,500千円となった。また、旧尼崎警察署については、民間事業者の意見を聴くためにサウンディング型市場調査を実施した。	①観光客の市内周遊や滞在時間の拡大を図る必要がある。また、あまがさき観光局における物販が好調であるが、市内事業者にも波及させる必要がある。また、サウンディング結果を踏まえ、旧尼崎警察署の施設に関する方向性を早期に示す必要がある。
②<<尼崎城の魅力向上>> 令和7年4月よりアニメ忍たま乱太郎の動画、同年8月よりミュージカル忍たま乱太郎のオリジナル動画を尼崎城天守2階で上映するとともに、3階のなりきり体験ゾーンでは、着用できる衣装にミュージカルの忍者衣装を追加した。また4階に新たな体験型展示を整備し、令和8年3月に一般公開を行った。	②本市の象徴的な観光資源としての認知を更に高めるため、コンテンツの更新やイベント実施、PRを拡大することで、引き続き入城者増を図る必要がある。
③<<大阪・関西万博を契機とした観光施策(外国人旅行者向け施策含む)>> フェニックス事業用地で実施された「ひょうご万博楽市・楽座」では、令和7年4月から9月まで市内事業者等による物産販売等を実施し、特に会期後半は盛り上がりを見せた。万博会場関西パビリオンでは9月11日の「リージョナルデー(市町の日)」に、本市のPR動画の上映、市内企業の商品やあまやさいを展示するなど、魅力発信を行った。また、外国人旅行者向け情報サイトで観光資源の情報発信を実施したほか、市内飲食店が外国人旅行者を受け入れる際の補助を引き続き実施した。さらに、広域的なプロモーションを目指し、大阪観光局と連携した尼崎・大阪をまたぐガイド付き周遊ツアーを企画した。	③近年、訪日外国人観光客をはじめ、大阪、京都、神戸などの近隣の観光地に非常に多くの観光客が訪れていることから、こうした観光客にプラスワン観光地として尼崎を選んでもらうよう取組を進める必要がある。
④<<阪神タイガースファーム施設の開業を契機としたにぎわい創出等>> 開業1年目は、想定を大幅に超える20万人以上が来場した。公式戦の市民優待デーの実施(2,560人)、子ども無料招待(504人)、公式戦と連動した地域活性化イベント「あまトラフェス」(約19,000人)の開催、阪神タイガースリーグ優勝を祝した優勝報告会(約3,500人)の開催、現役選手による小学生向け野球教室(約200人)等を実施した。また、ゼロカーボンベースボールパークや周辺商店街、観光地を巡りながら環境学習ができて、限定のタイガースグッズ等が当たるデジタルスタンプラリーを実施した。	④多くの来場者がある一方で、阪神電鉄高架下や駅、商店街等の周辺地域への波及効果は限定的であるため、周遊を促す仕掛けや取組を検討する必要がある。
⑤<<あまがさき観光地域づくり戦略の策定>> 市とあまがさき観光局が観光施策を進めていく上での羅針盤として「あまがさき観光地域づくり戦略」を策定した。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	尼崎城の体験コンテンツ導入による魅力向上(尼崎城址公園魅力向上事業)
2	小田南公園を活用した賑わい創出と環境啓発の実施(小田南公園関係事業)
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	尼崎城址公園魅力向上事業
2	小田南公園周辺地域活性化事業
3	大阪・関西万博関連事業
4	
5	

4 参考グラフ



令和8年度の取組
【観光重点取組地域を中心とした観光地域づくりの推進】 ①推し活観光を活用した周遊促進や市内事業者との更なる商品開発などに取り組む。また、旧尼崎警察署については、サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、今後の方向性について検討を進める。 ②4階の新たな体験型展示の活用や推し活観光の推進などにより、リピーターの獲得を図り、更なる入城者数の拡大につなげるとともに、入城者の市内周遊を促進する。 ③大阪周遊バスを活用したコンテンツの充実やプロモーションなどの取組を、大阪観光局と連携して推進する。 ④引き続き、地域活性化に向けて、阪神タイガースと連携した事業を実施するとともに、阪神電鉄高架下の有効活用や周遊促進にも力を入れて取り組む。

6 評価結果

評価と取組方針
・あまがさき観光局や関係事業者との連携により、尼崎城や尼子騒兵衛漫画ギャラリー、ゼロカーボンベースボールパークなどといった本市独自の観光コンテンツの充実を図り、市内周遊や滞在時間の拡大に向けて取り組むことで、より多くの観光客誘致やにぎわいの創出につなげていく。 ・加えて、交通至便性を活かした関西圏からのプラスワン観光の促進に向けては、大阪観光局と連携し、人流等の様々なデータから誘客に向けた来訪者の動向把握を行い、今後の事業展開につなげる。 ・地域の事業者や市民による多様な活動が観光振興につながるよう、エリアごとの地域資源の価値を再発見し、組み合わせて魅力を発信することにより、エリアごとのブランド力を高め、地域への愛着と誇りの醸成につなげていく。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	01	脱炭素社会の形成
主担当局	経済環境局				

2 目標指標

指 標 名			基準値		目標値	実績値				
			(R3)		(R9)	R3	R4	R5	R6	R7
A	域域における二酸化炭素排出量	↓	2,494 (R2速報値)	kt-CO2	2,049	2,292	2,434	2,277	2,321 (速報値)	—
B	地球温暖化を防ぐ行動をする市民の割合	↑	48.9	%	65.0	48.9	46.1	54.1	51.8	48.1
C	あまがさき環境オープンカレッジ推進事業参加者数	→	13,918 (R1)	人	14,000	6,541	12,177	11,810	12,527	9,855
D	あまがさき環境教育プログラム実施校数	↑	20	校	42	20	29	33	35	39
E										

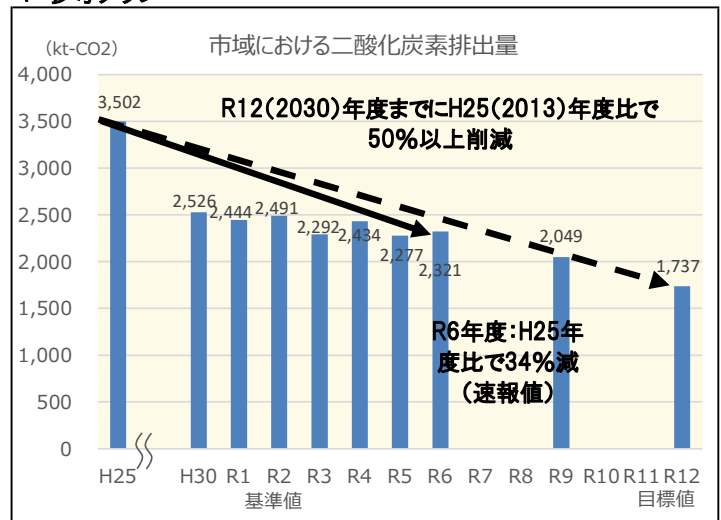
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【環境配慮型の建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減】【再エネ設備の導入促進などCO2排出を伴わないエネルギーへの転換の推進】 (目標指標A・B)	
(目的) 2050年までに脱炭素社会の実現に向け、まずは2030年度のCO2排出量を2013年度比で50%以上削減する。	
①《脱炭素先行地域の取組》令和7年3月に開業したゼロカーボンベースボールパークにおいて、エ虎フェス等を実施し、市民等へ行動変容を呼びかけた。また、大物公園の路面太陽光発電設備の導入等を行うとともに、太陽光パネルの設置場所に阪神尼崎駅を追加する等の計画変更を行った。 ②《エコカーの推進》休日の公用車EVカーシェア(2台)の利用率向上に向け、観光局と連携したチラシを作成し、利用促進を図った(年86回利用)。また、公用車5台をEVに更新するとともに、グリーンビークル普及促進事業では事業者のEV導入(5台)を補助した。EV充電インフラについては、基礎充電を基本としつつ、その必要性について検討を行った。兵庫県が、燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域に選定されたことから、水素ST整備の候補地の1つとして、県と連携して検討を進めた。 ③《省エネ・再エネ設備の普及促進》住宅用太陽光発電設備等共同購入については、県内15市町で連携し、本市では174件の登録、8件の契約と約17.84kWの設置につなげた。県が主体となる共同購入事業への令和8年度からの参画に向け、県と協議を行った。事業者向け共同購入についてはNATSで連携の下、令和7年度から事業を開始し、本市では5件の登録があった(契約は1件)。さらに、ZEH等の省エネ・再エネ住宅ガイドブックを新たにハウスメーカー等にも配布し、市民等へ行動変容を促した。 ④《公共施設の省エネ・再エネ化》環境マネジメントシステムにより公共施設における太陽光発電設備の導入状況(約1,040kW)を確認し、市民・事業者への率先垂範の観点からホームページで公表した。そのほか、公共施設への再エネ導入促進に向け、ペロブスカイト太陽電池のモデル事業について検討を行った。 ⑤《エネルギーの地産地消》グリーンセンターで発電した余剰電力を市内31事業者に供給するとともに、令和8年度からの一部公共施設への自己託送に向け、支援事業者を選定して協定を締結し、電力の需要家となる市内事業者の募集を行った。	①庁内連携のもと、引き続き阪神電気鉄道㈱と協力し、計画を着実に進める必要がある。また、ゼロカーボンベースボールパークの魅力や集客力を活用した啓発活動により、環境に関心の低い市民等の行動変容を促していく必要がある。 ②市民等がEVを身近に感じられる機会の創出や、事業者への導入支援等により、普及啓発を進めていく必要がある。充電インフラについては、EV普及状況や国の施策等の動向を注視しながら、設備導入や民間への支援等について、着実に進めていく必要がある。
【環境教育の充実、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】 (目標指標A・B・C・D)	
(目的) 市民一人ひとりが地球温暖化による危機を認識できるよう取り組み、それぞれの行動変容につなげる。	
⑥《市民等の省エネ行動の推進》省エネ行動を行った市民等に対し、「あま咲きコイン」を付与する取組について、市民まつりや地域のイベント、市報等で周知を行い、延べ2,489人が参加し、約87.2tのCO2排出量削減につなげた。 ⑦《給水機設置によるマイボトルの普及促進》公共施設の給水機について、利用頻度の少ない3か所を撤去し、1か所に新たに設置した(給水スポットは43か所)。削減効果は500mlペットボトル307,255本分となったほか、尼崎市オリジナルマイボトルの販売本数は、令和3年度からの累計で5,000本を超えた。 ⑧《若年層や企業との連携》「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」では、多くの学生や企業の協力のもとエコあまフェスタ等の主催活動を実施し、延べ9,855人が参加した。また、実行委員会や主催活動に大学生ボランティアを受け入れ、若年層と連携するきっかけづくりを行った。 ⑨《環境教育への取組》小学校で実施している「あまがさき環境教育プログラム」については、取組が定着しつつあり、前年度未実施だった小学校へ働きかけることで昨年度を上回る39校で実施した。また、就学前の幼児に「遊び」を通じて木への親しみや森林の大切さの理解を深めてもらうため、兵庫県産木材を用いた積み木や紙芝居などの木育用品を65か所の保育施設等に配付するとともに、紙芝居の読み聞かせ動画を作成・配信した。	⑥家庭部門のCO2削減量が鈍化していることから、ゼロカーボンベースボールパーク等も活用し、これまで環境問題に興味を持ってこなかった層にもアプローチし、脱炭素行動を市全体に広げていく必要がある。 ⑦給水機は、設置可能な施設が限定されることから、今後は、既に給水機を設置している民間施設に対し、給水スポットへの登録を促していく必要がある。 ⑧参加者や主催活動は定着しつつあるものの、高齢化等による環境活動の担い手不足が課題である。 ⑨教育施設側の年間スケジュールの都合により、プログラムの実施に至らない小学校がある。また、小学生で培った環境意識を持続させていくために、中高生に向けたアプローチ手法について検討が必要である。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	小田南公園を活用した賑わい創出と環境啓発の実施(ゼロカーボンシティ推進事業)
2	公共施設への太陽光発電設備導入に係る取組
3	エネルギーの地産地消促進事業の拡充(脱炭素経営支援事業)
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・市域のCO2排出量は、近年、横ばい傾向にあることから、部門別の取組を評価・検証する中で、更なる効果的な施策の検討を進める。

・ゼロカーボンベースボールパークを活用した啓発事業については、幅広い市民の参画を得ていることから、引き続き事業者とも連携し、その取組をこれまで関心がなかった層にも広げ、市民等のより実質的な行動変容につなげていく。

・脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素先行地域での再エネ・省エネ設備の導入や、エネルギー地産地消の取組について、市が率先垂範のもと、市民・事業者とも連携し積極的に進めるとともに、それぞれの取組の効果検証を踏まえ、今後の更なる取組の拡大を検討していく。

令和8年度の取組

【環境配慮型の建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減】【再エネ設備の導入促進などCO2排出を伴わないエネルギーへの転換の推進】

- ①尼崎車庫内のZEB Ready(*)建築物の新設等を着実に進める。また、イベントやクイズラリー等を実施し、効果的な情報発信を行うことで、市民等の行動変容を促す。(※:外壁等の高断熱化と高効率な省エネ設備等を備えることにより、国が示すエネルギー消費性能基準からエネルギー消費量を50%以上削減した建築物)
- ②公用車EVカーシェアについて、観光局等と連携した広報等を行い、利用を促すとともに、事業者へのEV導入補助を引き続き実施し、公用車を順次EVに更新する。充電インフラについては、経路充電等の利用目的に応じた設置場所等の検討を行う。また、水素ST整備等について引き続き県と連携し、検討を進める。
- ③住宅用太陽光発電設備等共同購入については、県主体の事業に共催市として参画し、市民の利用を促す。事業者向け共同購入については、県の補助事業等とあわせてNATS事業を効果的に周知し、事業者の利用を促す。また、省エネ・再エネ住宅ガイドブックについては、引き続き、市の関係部局やハウスメーカー等に配布するとともに、イベントでの啓発活動やホームページ・SNS等での効果的な情報発信により、エコ住宅の普及を推進する。
- ④公共施設の太陽光発電設備の導入状況に加え、ZEB Ready認証の取得状況についても環境マネジメントシステムにより把握し、市民等へ発信する。また、ペロブスカイト太陽電池のモデル事業について、効果を確認し、市民や事業者への普及啓発を行う。
- ⑤クリーンセンターで発電した余剰電力を応募のあった市内事業者(37社)と公共施設(5施設)に供給することで、事業者だけでなく市の事務事業に係るCO2排出量の削減を図る。

【環境教育の充実、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】

- ⑥引き続き、あま咲きコインの付与やゼロカーボンベースボールパークを活用した普及啓発活動により、幅広い市民等へ省エネ行動の取組を周知し、行動変容を促す。
- ⑦引き続き、給水スポットやマイボトル使用の周知啓発に取り組むとともに、民間施設に対し、市報やホームページ、SNS等を通じて給水スポットへの登録を促していく。
- ⑧引き続き、主催活動を継続して実施することで、企業や学校とのつながりを維持するとともに、若年層や企業が主催者側として継続的に環境活動に参画できる仕組みを検討する。
- ⑨プログラム未実施校について原因を分析してアプローチし、全校での実施を目指す。また、関係部局と連携し、中高生の行動変容につながるような有効な取組手法について検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	02	循環型社会の形成
主担当局	経済環境局				

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
[方向]						R3	R4	R5	R6	R7
A	焼却対象ごみ量	↓	127,784	t/年	123,466	127,784	124,511	116,317	112,538	110,750
B	「燃やすごみ」の排出量	↓	443	g/人・日	423	443	428	413	402	394
C	家庭系食品ロスの発生量	↓	73 (H29～R2平均)	g/人・日	65	—	51	54	56	44
D	廃棄物処理に係る不利益処分等(勧告・命令等)の件数	→	0	件/年	0	0	0	0	0	0
E	クリーンセンター稼働実績	→	100	%	100以上	100	104	99	104	95

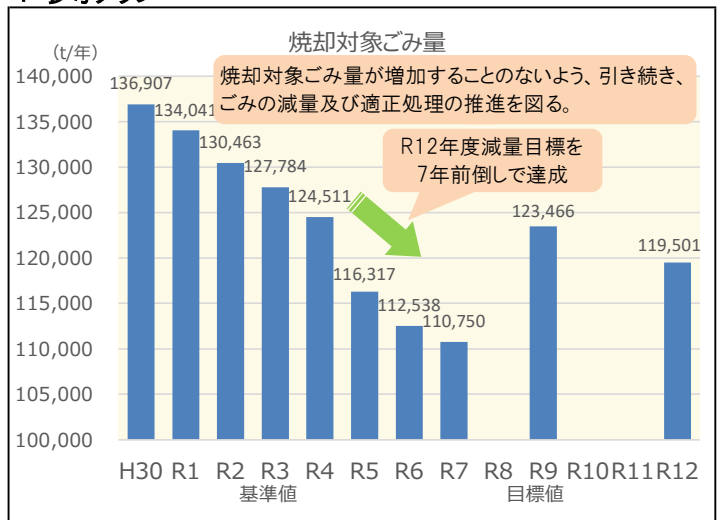
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】 (目標指標A・B・C) (目的)循環型社会の形成に向け、3Rによるごみ減量を推進し、環境負荷の低減を図る。また、社会的課題の解決にも寄与する食品ロスやプラスチックごみの削減など、ごみとしないリデュースの取組を推進するため、市民・事業者における主体的な削減行動を促進する。	
①<「ごみの排出量」焼却対象ごみ量は前年度比1.6%減(1,788t減)となり、一般廃棄物処理基本計画の令和12年度目標値を令和5年度以降、継続して達成している。ごみの減量やリサイクルの推進のため、家庭ごみべんりちょう及びごみ分別アプリにネパール語版・やさしい日本語版を追加(ダウンロード数1,264件)し、市内の日本語学校5校を訪問し周知を行った。 ②<食品ロス削減の取組>「もったいない!あまがさき推進店」(122店舗)のうち21店舗の協力により、「もったいないスタンプラリー」を実施した(参加者約900人、うち応募者37人)。また、売れ残りによる食品ロスの削減や市民の行動変容の促進を目的として、携帯アプリ「TABETE」を運営する事業者と協定を締結した。その結果、市内の加盟店は4店舗から16店舗へ拡大したほか、フードドライブを30回実施するなど、食品ロス削減に向けた取組を推進した。 ③<プラスチックごみ削減の取組>公共施設14か所でペットボトルキャップの回収を行うとともに、令和7年10月からは市内小学校においても回収を開始し、1,916kgを回収した。また、回収したキャップの水平リサイクルなどの再資源化に向け、令和8年1月に事業者と資源循環の促進に関する協定を締結したほか、同時期から市内事業者からの回収も開始した。 ④<紙資源の分別促進及び新たな資源化の取組>紙資源回収拠点の設置促進を目的に、収集事業者や土地所有者等に補助制度の内容や設置の重要性などを説明することで、1か所の拠点回収場所の設置を実現した。また、新たな資源化の取組として、家庭から排出される廃食用油の回収キャンペーンを実施した。	①焼却対象ごみ量の削減目標は達成していることから、今後も維持するとともに、更なるごみ減量及びリサイクルの向上に向けた新たな目標設定や施策の検討が必要である。 ②スタンプラリーは紙媒体で実施したため、開催期間中の参加動向を把握できないほか、メニューや所在地等の店舗情報が十分伝わらず参加意欲につながりにくかったことから、実施方法の見直しが必要である。また、食品ロスが約11%発生している現状を踏まえ、更なる食品ロス削減に向けた取組が必要である。 ③小学校での回収は開始されているものの、児童自身が趣旨を理解し、主体的に関わる仕組みが必要である。また、市内事業者からの回収は現状4件にとどまっており、取組を広げる必要がある。 ④収集事業者は設置場所を探しているものの、設置面積の確保や防火、不法投棄対策などが課題となり、設置に至らないケースが多い。そのため、土地所有者に対し、設置の重要性や不法投棄対策について説明するなど設置に向けたサポートが必要である。
【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】 (目標指標A・B・C・D) (目的)循環型社会の形成に向け、一般廃棄物・産業廃棄物の適正な排出及び処理を徹底し、環境負荷の低減を図る。	
⑤<優良管理ごみ集積施設認定制度及びカラス対策>優良管理ごみ集積施設を39件認定しており、家庭ごみの排出ルールを守って適正に管理する集積所は徐々に増加している。一方でマンション等のごみ集積所ではカラスによるごみ散乱被害が生じており、58件の指導啓発を行った。 ⑥<危険物の回収>分別意識の向上や排出機会の充実を図るため、小型充電式電池を常時回収できるよう、本庁及び生涯学習プラザの7か所に回収ボックスを設置し、回収を行った(回収量は1,767kg)。また、同場所においてエアゾール缶も対象とした回収キャンペーンを21回実施した(回収量は5,480kg)。 ⑦<廃棄物の適正処理>ごみ検査数を年間543回から805回に増加させた結果、事業系ごみ量は前年度比0.4%減(168t減)となったほか、紙資源の混入割合も0.7ポイント減の12.5%となった。 ⑧<産業廃棄物の適正処理の推進>建設廃棄物の適正処理に係る啓発文の配付や、187件の立入調査等を通じ、廃掃法に基づく適正処理を指導することにより、不適正処理の防止に取り組んだ。	⑤カラスによるごみ散乱を防止するため、マンションの管理会社等への指導や住民への啓発文の投函などを行っているものの、未だ改善が見られない集積所もある。 ⑥近年、モバイルバッテリーなどの小型充電式電池の混入により収集車両やごみ処理施設で火災事故が発生しており、分別意識の更なる向上が必要である。 ⑦検査数の増加により一定の改善がみられるものの、事業系ごみにおける紙資源や産廃の混入などの不適正搬入を未然に防ぐ必要がある。 ⑧低濃度PCB廃棄物の処理期限が令和9年3月末であることから、処理期限の周知並びに排出事業者に対する指導及びサポートを行う必要がある。
【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】 (目標指標E) (目的)循環型社会の形成に向け、安定的、効率的なごみ処理体制を構築する。	
⑨<「ごみ処理施設の整備及び安定稼働」第1工場跡地整備・運営事業>では、旧大高洲庁舎等の解体及び第1工場のアスベスト除去等を行った。	⑨現在稼働中のごみ処理施設は老朽化により令和12年度末をもって停止するため、新施設の整備を遅滞なく進めるとともに、それまでの間は安定的に運用する必要がある。また、新施設の供用後における既存施設等の跡地利活用について検討する必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	カラス除けボックスの貸与(ごみ減量・リサイクル推進事業)
2	食品ロス削減クッキングの実施(ごみ減量・リサイクル推進事業)
3	廃棄物資源化業務の見直し
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	家庭ごみべんりちょう及びごみ分別アプリの言語追加(ごみ減量・リサイクル推進事業)
2	もったいない！スタンプラリーの実施(ごみ減量・リサイクル推進事業)
3	じんかい収集事業の見直し
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	資源物回収拠点設置に対する補助(ごみ減量・リサイクル推進事業)
2	じんかい収集事業の見直し
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにおいては、これまでの取組を評価・検証する中で、焼却ごみの更なる減少に向けて、特にごみ分別の質の向上にも着目し、市民や事業者にとって、実施目的が明確で、意欲的に取り組める目標指標を設定することで、効果的な施策の検討につなげていく。

・食品ロス削減に向けては、事業者とも連携し、その必要性や手法について、学び・実践できる機会を提供することで、食品ロス削減への理解の促進を図り、市民の積極的な行動変容につなげる。

令和8年度の取組

【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】

①基本計画の中間見直し年度であることから、これまでの取組に係る評価・検証を行い、その結果を踏まえ、更なるごみ減量及びリサイクルの向上に向けた新たな目標設定や施策について検討を行う。

②デジタルスタンプラリーを導入することで、参加店舗のメニューや所在地などの情報を発信するとともに、参加者の動向を把握し、効果的な情報発信を行うことで事業の活性化を図る。また、新たな取組として、家庭で持て余している食材を持ち寄り、食品ロス削減の専門知識を持つ講師のアドバイスのもとで調理を行う「食品ロス削減クッキング」を実施し、意識向上と行動変容につなげる。

③小学校向けに実施する「あまがさき環境教育プログラム」において、キャップ資源化に関する取組を紹介するほか、協定事業者と連携して小学校への出張授業等を実施する。また、市内事業者からの回収量の増加を図るため、SDGsパートナーやあまがさきまちなみクリーンフェローに参画する事業者等へ呼びかけを行う。

④拠点の増加に向けて、土地所有者に対し、設置の重要性や不法投棄対策について丁寧に説明する。それでも設置場所の確保につながらない場合には、制度の廃止を含めた見直しを検討する。また、回収した廃食用油については、事業者との協定締結を進め、バイオディーゼルやSAF(持続可能な航空燃料)への資源化を図る。

【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】

⑤優良管理ごみ集積施設の認定については、作業員から適正に管理されている施設の情報提供を受け、事務所と連携することで、認定数の増加を図る。また、カラス除けボックスを一時的に貸与し、改善の進まない集積所に効果を体験してもらい導入を促す。そのほか、新設される集合住宅のごみ集積所については、鳥獣害対策となるカラス除けボックス等の設置義務化を含む技術基準の見直しを進める。

⑥常設の回収ボックスや回収キャンペーンによる利用促進のほか、消防局とも連携した回収キャンペーンを実施することにより、発火事故防止に向けた分別意識の向上を図る。

⑦不適正搬入が認められ指導を行った事業者を中心に検査を実施し、再発防止及び指導対象ごみ搬入率の低減を図る。

⑧経済団体等を搬入、低濃度PCB廃棄物の処理期限及び処理に係る補助制度等について広く周知することにより、期限内処理を目指す。また、庁内の電子マニフェストの利用率を上げるため、環境部局がJWNETに加入し、段階的に庁内利用を促進する。

【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】

⑨新ごみ処理施設の令和13年度の供用開始に向け、引き続き第1工場の解体を行う。また、現在稼働中のごみ処理施設については、安定したごみ処理のため、定期整備工事を効果的に実施し、故障防止に努める。あわせて民間事業者の意見や提案を把握するためサウンディング型市場調査を実施し、跡地等利活用検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】

①基本計画の中間見直しに伴い設定する新たな目標の達成に向け、ごみ減量及びリサイクルの向上に資する取組を実施する。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	03	環境の保全
主担当局	経済環境局				

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	公害規制に係る不利益処分件数	→	0	件/年	0	0	0	0	0	0
B	自然観察や自然保護活動に参加している人の割合	↑	0.5	%	2.3	0.5	0.8	1.0	1.3	0.7
C	市民農園の開設面積	↑	3,055	m ²	7,050	3,055	3,525	4,835	5,249	5,249
D	防災協力農地の登録面積	↑	—	ha	8	—	4.7	6.7	7.4	7.4
E	尼崎21世紀の森又は運河に関する取組の認知度	↑	17.9	%	30.0	17.9	18.1	17.8	21.4	18.3

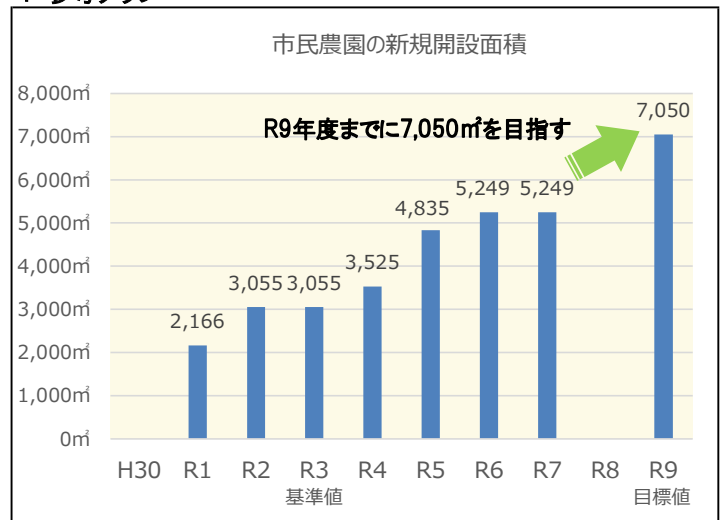
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【環境監視と規制、立ち入りによる指導】(目標指標A) (目的)大気汚染等の常時監視を行い、市内環境の状況を把握する。また、届出等審査、事業所・解体現場への立入検査等を実施し、環境汚染の未然防止を図るとともに、市民からの相談等に対し、速やかな現地調査及び事業者への指導等を行い、その解決を図る。 ①<一般環境状況把握と発信>大気汚染等の常時監視を実施するとともに、市民・事業者との連携により環境改善を図ってきた歴史や現在の大気環境等に関する情報を広く知ってもらうことで市民の環境意識の向上を図るため、新たにエ虎フェスなどのイベントでのパネル展示やYouTubeを活用した周知活動を行った。 ②<環境汚染の未然防止>法令違反等による環境汚染を未然に防止するため、アスベスト対策強化に係る大気汚染防止法改正など公害規制に関する法令の周知や監視・指導、公害に関する相談等への対応を継続して実施した。	
【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】(目標指標B・C・D) (目的)身近な生き物や自然への関心や理解を深めることにより、自然環境や生物多様性の保全・創出を推進する。また、市民農園など、市民が直接土に触れ農業に親しめる機会を提供するとともに、都市農地の多様な機能の発揮と有効活用、都市農業の安定的な継続を支援し「都市にあるべき農地」の減少を食い止める。さらに、周辺の自然と調和した農業公園について、有効活用を図る。 ③<生物多様性保全に向けた取組>農業公園に自生するヒメボタルの生息環境改善に向けた基礎調査及び生息地の整備を実施した。また、猪名川及び藻川に囲まれた地域とその周辺において、環境学習や自然体験活動を推進するために必要な親水空間の整備を行う「水辺の楽校プロジェクト」の実施に向け、協議会を設立・開催し、整備内容や活動内容等について協議を行った。 ④<農地の保全と活用>農家個々の実情に応じ、農地貸借や市民農園開設といった具体的な活用手法に係る情報提供や取組への支援を行い、新規開設に向けた市民農園2か所の整備及び体験農園(農業塾)1か所の開設につなげた。また、防災協力農地については、農会会長会において制度説明や登録依頼を行った結果、新たに1件(495m ²)の登録があり、目標登録面積をおおむね達成した。 ⑤<農業公園の魅力向上>定期的なあまやさい軽トラ市の開催に加え、生物多様性に基づく環境学習を25回開催し、1,797人の参加があった。また、農業公園の再整備については、市民ニーズを踏まえ、駐車場の拡張や老朽箇所の修繕を行った。さらに、水路に生息する生物と触れ合える親水空間については、田畑を新たに整備し、農業体験などのソフト事業の充実が可能となった。	
【尼崎21世紀の森構想の推進】(目標指標E) (目的)臨海地域(運河含む)の魅力を発信することで臨海部の活性化を図る。 ⑥<臨海部や運河域で活動する団体等の連携促進>臨海部や運河域で活動する団体等の連携促進及び活性化に向けて、ワークショップ等を実施し、運河や臨海部の魅力発信と来訪機会の創出を図った。また、尼崎チャナルガイドの会による季節のウォーキングを例年どおり実施し、市民グループによる継続的な魅力発信につなげた。 ⑦<尼崎21世紀の森構想エリアの活性化>尼崎21世紀の森構想エリアの活性化に向け、兵庫県が進める「ひょうごフィールドパビリオン」への登録について、森構想エリア内での活動の認定に向けた取組を進めた。森と運河、エリア内企業等の活動を一体的に捉え、SDGsの視点を取り入れた体験型地域プログラムとして整理を進めることで、森構想エリアの魅力発信と価値向上につなげるとともに、引き続き、企業版森の会議を実施し、構想エリア内の企業等の情報共有や連携の促進を図った。	
①大気汚染等の常時監視を行っている測定所を安定的に運用し、市内環境の状況を継続的に把握する必要がある。また、環境の改善状況や現状について引き続き情報発信する必要がある。 ②事業者が法令に沿った適正な事業活動を行えるよう、公害規制に係る法令の内容を周知する必要がある。 ③生物多様性の重要性や保全意識を市民・事業者へ広く醸成することが必要である。また、「水辺の楽校プロジェクト」の具体的な整備内容や運用方法等について、協議を進める必要がある。 ④近年、相続による市民農園の廃止が続いている。一方、野菜作りに関心のある市民ニーズは依然として高い状況にあることから、農地所有者に適宜情報提供などを行い、新規開設に努めるとともに、都市農地には環境面、防災面など多様な機能があることを啓発し、農地保全につなげる取組を進める必要がある。 ⑤農業公園については、あまやさいを通じた農業振興の拠点として、農業体験やあまやさいの販売などを通じて都市農業への理解・関心を深めるとともに、ファミリー世帯が集まるにぎわいのある施設としての利活用を目指し、管理棟の建替えなどの再整備を引き続き着実に進める必要がある。	
⑥運河や臨海部エリアの認知度は依然として限定的であり、取組の広がりは十分とは言えない。また、活動団体のリソースや体制の制約により、既存の取組の維持に留まっている。 ⑦エリア全体としての認知度は依然として十分とは言えない状況である。また、「ひょうごフィールドパビリオン」への登録に向けた取組についても、森や運河、エリア内企業等の活動を一体的なプログラムとして、体験する人にとって魅力あるものにしていく必要があるほか、企業版森の会議を通じた企業等の連携は進みつつあるものの、構想エリアの魅力発信や取組の広がりにつなげていくためには、関係主体の更なる参画や連携の強化が必要である。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	防災協力農地登録制度の見直し
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	農業公園魅力向上事業
2	ヒメボタルの生息環境の整備(環境保全の啓発・活動支援事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・農業公園については、整備が完了した親水空間等を活用し、自然体験や環境学習を通じて身近な自然への理解・関心の促進を図る。また、農業体験やあまやさいの販売による都市農業への理解・関心の促進につなげるなど、市民や事業者と協働しながら魅力あるソフト事業を展開していく。

・都市部に残る貴重な自然環境である猪名川・藻川の水辺を有効活用し、こどもが安全に環境学習や自然体験を行えるよう、関係機関や地域団体と連携し、環境の整備等を進める。

令和8年度の取組

【環境監視と規制、立ち入りによる指導】

①大気汚染等の常時監視を安定的に継続していくため、老朽化した測定所の建替えに向けた設計を行う。また、環境の改善状況や現状について、イベントやSNS等を活用し情報発信を行う。
 ②引き続き、立入検査や市内パトロールによる監視を行い、法令違反等による環境汚染の未然防止に努める。

【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】

③生物多様性に関する市民・事業者向けの普及啓発や、市民団体と連携した環境学習・啓発に取り組む。また、「水辺の楽校プロジェクト」の実施に向け、引き続き、関係部局や市民団体、国との協議を進める。
 ④農地保全に向け、市民農園としての活用や農地貸借など農地維持の多様な手法について、農会長等を通じて農地所有者へ丁寧に周知を図るとともに、市民農園の開設面積の目標達成に向け着実に取り組む。また、都市農業の役割や重要性について、啓発パネルの作成・展示等により市民への理解醸成を図る。
 ⑤引き続き、農業公園の再整備(管理棟の建替え、バラ園の整備、木製遊具の設置など)に取り組むとともに、管理棟の供用開始に向けて、展示用啓発パネル等の作成などの準備を進める。また、整備が完了した親水空間を活用し、ソフト事業の安定的な運営に取り組む。

【尼崎21世紀の森構想の推進】

⑥臨海部や運河域で活動する団体等との連携を図りながら、兵庫県と連携した尼崎運河を活用した体験型イベントの実施等により、運河や臨海部エリアの魅力発信に取り組む。また、尼崎キャナルガイドの会による季節のウォーキング等の活動を通じて魅力発信を継続するとともに、ホームページやSNS等を活用した情報発信の強化を図り、運河や臨海部エリアの認知度向上と来訪機会の創出につなげる。
 ⑦尼崎21世紀の森構想エリアの活性化に向け、兵庫県が進める「ひょうごフィールドパビリオン」への登録や、企業版森の会議などの取組を踏まえつつ、構想エリア内の関係主体との情報共有や連携に努める。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	13	都市機能・住環境	展開方向	01	エリアブランディングの推進
主担当局		都市整備局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
			R3	R4	R5	R6	R7			
A	「現在の住環境は快適で暮らしやすい」と感じている市民の割合	↑	83.8	%	90.0	83.8	83.7	84.1	89.5	85.6
B	都市機能・住環境指数	↑	▲3	pt	2	▲3	▲2	▲2	2	2
C	「居住する地域には特色やにぎわいがある」と感じている市民の割合	↑	50.3 (R6)	%	60.3	—	—	—	50.3	52.2
D										
E										

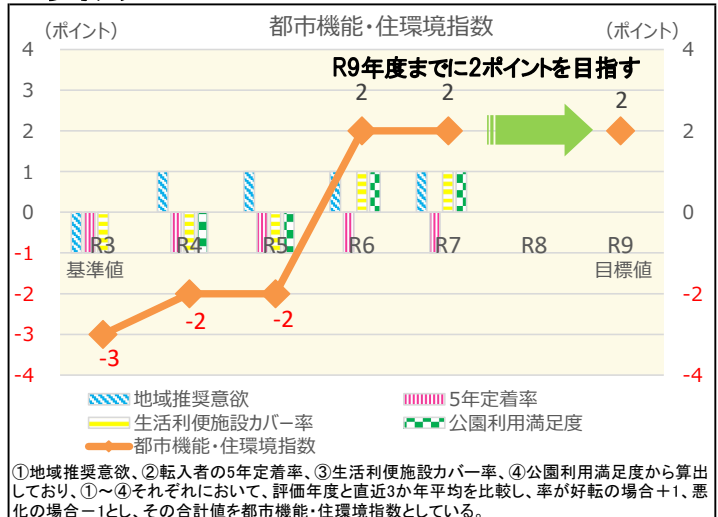
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【多様な主体と連携したまちづくりの誘導、鉄道駅周辺を中心としたエリアごとの特色を生かした事業などの実施、利用しやすさを意識した、分野横断的な公共空間の利活用の推進】(目標指標A・B・C) (目的)公共空間の利活用の機会を増加させることでエリアの特色を生かした魅力向上につなげ、住んでみたいと選ばれるまちを実現する。	
①<阪神沿線周辺の取組> 中央公園のトイレリニューアルにより、清潔で利便性の高い環境を整備し、駅周辺の魅力向上を図った。また、大物公園においては、憩いの空間やインクルーシブ遊具を整備するなど、多世代が集う場として再整備を行ったほか、旧阪神ライディングスクール前の大物川緑地では、より魅力的な駅前空間となるよう官民連携事業による設計に着手するなど、阪神沿線周辺地域全体の周遊性を更に高めるための取組を進めた。	①これまで、出屋敷駅～尼崎駅～大物駅周辺において展開してきた阪神沿線地域でのにぎわい創出の取組を杭瀬駅等その他の駅周辺地域へとつなげていく必要がある。また、社協会館跡地については、早期に大物公園と一体となったにぎわいを創出する事業者を選定する必要がある。
②<阪急塚口駅周辺の取組> 官民連携によるまちづくりに向けて駅前周辺のステークホルダーと駅前ロータリーの整備等について協議を継続するとともに、駅前駐輪場については応急的な補修や近隣への仮設施設の整備を進めた。また、居心地よく歩きたくなる駅前空間の創出を図るため、官民連携による日常的なにぎわい創出及び維持管理が継続的に実施されるよう、担い手組織の体制や活動内容の見直しについての働きかけを行った。	②ロータリーや駐輪場等をはじめとする阪急塚口駅周辺のまちづくりに向けては駅前周辺のステークホルダー、公安委員会や交通事業者等との協議状況に応じて柔軟に対応する必要がある。駅前空間におけるにぎわい創出においては、物販や飲食の利用を中心に駅前広場の利用件数は伸びたが、一方で単なる物販や飲食での利用に留まり、「居心地よく歩きたくなる駅前空間」の方向性と調和しないことや利用申請に係る事務負担の増加といった課題が顕在化した。
③<阪急園田駅周辺の取組> 広場整備工事を実施したほか、広場利活用について、歩行者利便増進道路制度を活用することを前提に、地域による試行運営を開始した。	③広場運営について、地域による運営を実現するため、地元関係者との調整や理解を得る必要がある。また、新設交差点の安全対策の検討を行い、関係機関等の合意を得る必要がある。
④<（仮称）武庫川周辺阪急新駅の設置> 駅舎及び周辺道路の改良に向けた設計業務を実施したほか、中の池公園を含む新駅周辺の都市公園について、時間帯別の利用者数、利用目的等の把握を目的に周辺住民へのアンケート調査を含む現況調査業務を実施した。	④駅舎及び周辺整備の計画について、地元説明会を開催し丁寧な説明を尽くしていく必要がある。
⑤<かんなんみ新地跡地の利活用> 最後の1権利者との交渉を継続したものの契約に至らなかったが、北東の1棟4区画を除く敷地内の建物解体を完了させた。また、利活用について地域振興センターとともに地域との意見交換を行った。	⑤残り1区画の買収に引き続き粘り強く取り組むほか、周辺の環境改善のため、跡地の管理工事や周辺の道路整備等の機会をとらえながら、引き続き地域の意向を確認する必要がある。
【地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上】(目標指標A・B・C) (目的)地域の特性に応じたまちの魅力を発信することにより、まちづくりを身近なものとして捉える意識の醸成や民間による新たな取組・活動の創出につなげ、快適で魅力あるまちの実現をめざす。	
⑥<えきまえアップデートプロジェクト> 更なるまちのイメージアップを図るため、駅周辺の快適性と景観を向上させる取組の検討を行った。	⑥駅前のデッキや植栽、駅周辺公園については、最低限の管理にとどまっていたことや経年の汚れ、市内に多数存在する公共サインについては、経年劣化や情報が更新されていない、デザインが不統一という実態であり景観が損なわれている。
⑦<人流分析ツールの活用> 阪神尼崎駅前中央公園のリニューアル後30分以上の滞在者が約3倍増加したほか、主催イベントについて参加者数の前年比を分析することで、集客力のある効果的なイベント内容を検討することができた。また、庁内における人流分析ツールの活用を促すため、利用申請をkintonelにすることで利用のハードルを下げ、庁内でツールを活用できる体制を構築した。	⑦人流分析のデータでは滞在者数のカウントはできるが、どこから来てどの施設を周遊したかのデータが細かく取れないため、施設間周遊の施策を検討するためのデータとしては根拠になりづらい。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	公共サイン再整備事業の実施(都市美形成関係事業)
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	(仮称)武庫川周辺阪急新駅関係事業
2	人流分析ツールを活用したエリアマネジメントの推進(阪神尼崎駅周辺の特色あるまちづくり推進事業)
3	
4	
令和6年度 主要事業名	
1	阪神大物駅周辺の周遊快適性の向上(公園整備事業)
2	うわさプロジェクトの実施(特色あるまちづくり情報発信事業)
3	大物川緑地整備事業(小田南公園関係事業)
4	民間事業者の屋外広告物による広告料収入の確保
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・阪神沿線周辺の取組については、尼崎駅や大物駅周辺における面的な整備やソフト面の取組によって魅力向上につながってきている。杭瀬駅など他の駅周辺についても、鉄道事業者や地域団体等と協議し、地元の声にも留意しながら丁寧に議論を進める。

・駅前空間のアップデートについては、駅前空間全体を面として捉える中で、空間全体の調和性が図られた景観の形成や美装化によりまちのイメージアップを図る。また、そういった観点で、公共サインの統一的なデザインの作成に取り組んでいくとともに、全庁で共有を図りながら、令和9年度以降、計画的に整備を進めていく。

令和8年度の取組

【多様な主体と連携したまちづくりの誘導、鉄道駅周辺を中心としたエリアごとの特色を生かした事業などの実施、利用しやすさを意識した、分野横断的な公共空間の利活用の推進】

①リニューアルした大物公園では小田南公園と連携したイベントを積極的に展開する。また、大物川緑地のうち旧阪神ライディングスクール前においては、民間開発地との境界を感じさせない連続性のある駅前オープンスペースを整備する。あわせて、北浜公園との接続部では魅力的な子どもの遊び場を創出するほか、緑地全体の樹木整理等にも取り組む。社協会館跡地については、事業者サウンディングを進め、早期の再公募を実施する。さらに、杭瀬駅周辺等の公共施設の再整備、活用について検討を開始する。

②まちづくりの方向性について駅前周辺のステークホルダーと継続協議し、周辺施設の整備方針を整理するほか、公安委員会や交通事業者等との協議調整を進め、駅前広場基本計画作成に取り組む。また、居心地よく歩きたくなる空間づくりにぎわいの創出の両立を目指し、それを支える自律的な担い手組織の体制の構築や持続可能な運営経費の確保に向け、調整していく。

③広場運営について、歩行者利便増進道路制度の本格運用に向けた手続きを進める。また、園田豊中線の道路整備を行う。

④駅舎の整備については、秋ごろの着工を目標に設計を進めるとともに、周辺道路の整備については、引き続き設計業務を継続し、関係機関や地元住民等との協議や調整を図る。また、周辺公園の整備については、各種調査結果を分析のうえ機能分担の素案を作成し、ワークショップを通じて整備方針の策定に取り組む。

⑤残り1区画の買収に粘り強く取り組むほか、跡地の管理工事によりイメージを向上し、地域の跡地活用の機運が高まるよう活用案を示しながら、引き続き地域との丁寧な意見交換を行う。

【地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上】

⑥JR尼崎駅と立花駅のデッキにおいて、大規模清掃や照明設備の改修を実施する。その他の鉄道駅においても、防護柵や照明柱の塗装を塗り替えるとともに、駅前公共空間における街路樹や公園の高質な維持管理を行う。さらに、公共サインの再整備に向けた共通デザインルール策定等に取り組む、景観の向上を通じて「尼崎のまちの顔」にふさわしい駅前空間のイメージアップを進めていく。

⑦人流分析データの特性を深く理解した上で、各分野においていかに活用することが具体的な成果に結びつくのか、その最適解を検討していく。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	13	都市機能・住環境	展開方向	02	豊かな住生活の実現
主担当局	都市整備局				

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
	方向				R3	R4	R5	R6	R7	
A	「現在の住環境は快適で暮らしやすい」と感じている市民の割合	↑	83.8	%	90.0	83.8	83.7	84.1	89.5	85.6
B	都市機能・住環境指数	↑	▲3	pt	2	▲3	▲2	▲2	2	2
C	令和2年度に把握した不良度Dランクの空家等の除却件数(累計)	↑	16	件	170 (R8)	16.0	34.0	91.0	94.0	103.0
D	新築一戸建て住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積100㎡以上)の割合	↑	63.9	%	66.5	63.9	63.4	59.6	58.4	61.9
E										

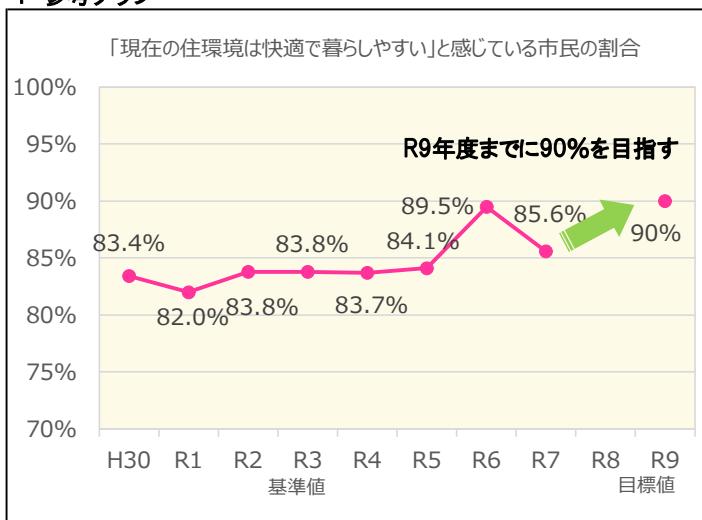
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【安全に安心して住み続けられる住まいと住環境の実現、持続性のある住宅ストックの形成】 (目標指標A・B・C・D) (目的)市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。	
①《住宅取得及び住み替え支援》 不動産事業者等にパンフレットを配布しつつ説明、PRするとともに、JR尼崎駅の自由通路に「アマのうわさ」の掲出やポスター掲示を行ったほか、新たにJR大阪環状線での車内広告を行い、県外の世帯へのPRを強化するなど補助事業の周知を積極的に取り組んだ。令和7年度の申請実績としては、民間賃貸住替え費用補助が216世帯、新築・中古戸建住宅取得補助が40世帯となり、昨年度より大幅に件数が増加した。また、子育て住宅促進区域における補助要件を満たす住宅の着工状況について分析の結果、その住宅の着工割合が明らかに増加しており、事業効果が示された。	①引き続き工夫を重ねながらPRを行うことで、より多くの若年やファミリー世帯に補助事業を利用してもらうとともに、個人の住宅選択に及ぼす様々な要因や、補助制度やその補助額が住宅取得の負担軽減にどの程度寄与するのか等、より多くのデータを収集し、分析する必要がある。
②《住宅供給の誘導》 子育て世帯も住み続けられるような一定の広さを確保した住宅を誘導する仕組みの構築に向けて、関係分科会への諮問、住環境アドバイザーボードへの意見聴取等を行い、検討を進めた。中間とりまとめとして、長期的視点に立った将来的な目標である「目標基準」の項目を示すとともに、現時点での最低基準である「現行基準」の一部見直しを行うこととし、市民意見聴取プロセスに基づき、パブリックコメントを行った。	②住宅供給の誘導にあたっては利害が対立する様々なステークホルダーが存在することから、理解・協力を得られるよう、市の目指す姿を示しつつ丁寧に検討を進めていく必要がある。
③《市営住宅における子育て世帯などの入居支援》 公募に支障がない市営住宅の住戸を用いて、DIY可能住宅として30戸を募集し、3件の入居があった。また、子育て世帯などに向けた市営住宅のリノベーション事業について、2戸のリノベーションを実施し、2戸の入居があった。	③DIY事業は当初想定した本格的な改修が行われず、簡易的な修繕に留まったため、内容の再検討が必要である。一方、リノベーション事業の検証からは、子育て世代において駐車場の確保よりも「駅や生活利便施設への近さ」が優先されることがわかった。
④《公共用地の有効活用》 富松住宅跡地活用については、本市の住宅地イメージをリードするような質の高い住宅・住宅地の誘導に向けて、民間事業者の活用提案の幅が広がるよう募集要項を見直した上で再募集を行い、跡地活用事業者を決定した。また、宮ノ北住宅余剰地の有効活用に向けた検討については、生活利便施設の誘致の可能性に関する事業者ヒアリング等を進めた。	④富松住宅跡地活用事業者選定の事例を踏まえ、住宅地イメージをリードするような質の高い住宅・住宅地は様々な観点があるため、より質の高い提案が得られるよう建物の性能や事業者の住宅開発実績などに係る評価方法の見直し等を検討する。
⑤《空家等の対策・利活用》 兵庫県司法書士会と空家等対策の推進に関する連携協定を締結し、同会へ空き家の相続人調査の委託(50件)を行うとともに、調査により判明した相続人が相続登記を行う際の費用を軽減する補助制度を創設した。また、老朽化した民間賃貸住宅の更新を促すための木造賃貸住宅に係る除却促進(住み替え)補助制度(実績1件)及び除却費補助制度(実績4件)をそれぞれ創設した。	⑤法や条例に基づく行政指導等の実施によって解決に至ることが困難である所有者不明空家等に係る対策を検討、実施していく必要がある。また、住まいと空き家の相談窓口について、年間約320件の相談実績があり、高いニーズがある一方、遠方に住んでいる人等、窓口へ直接来庁することが困難である人を含め、より相談しやすい仕組みを検討する必要がある。
⑥《住環境アドバイザーボードの運営》 住環境アドバイザーボードを2回開催する中で、住宅施策パッケージ関連事業の申請状況について意見交換するとともに、住宅・住宅地がより良いものとなるよう、誘導に向けた実効性のある仕組みの構築や公有地の活用手法について意見交換を行った。	⑥主に住宅施策パッケージの進捗状況について意見交換してきたが、令和9年度から効果的な施策の方向性等について、俯瞰的な視点で論点やテーマを設定する必要がある。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	「所有者不明空き家等」の解消に向けた取組の強化
2	市営住宅を活用した尼崎らしい子育て環境の創出(市営住宅指定管理者管理運営事業)
3	
令和7年度 主要事業名	
1	専門家と連携した相続登記の促進(空家対策推進事業)
2	老朽化した木造賃貸住宅の除却促進事業(空家対策推進事業)
3	DIY可能住宅の募集を通じた若年世帯の入居促進
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	子育てしやすい住宅地づくりの実施(子育て世帯向け住宅取得等支援事業、子育て支援環境整備推進事業)
2	住まいと空き家の相談窓口の設置(空家対策推進事業)
3	市営住宅を活用した子育て世帯の入居促進(市営住宅指定管理者管理運営事業)
4	早めの空き家対策の強化(空家対策推進事業、空家利活用推進事業)

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・民間住宅の新陳代謝の更なる促進に向け、空家等の対策・利活用については、これまで実施してきた各種制度や取組の効果検証を改めて行う中で、より効果的な制度への再構築や先進事例の研究を進めるとともに、次期計画の策定にも取り組む。

・住宅取得・住替え支援については、子育て住宅促進区域内のファミリー向け住宅の着工割合の増加が見られ、事業者の供給行動にも影響を与えた可能性がある。そのため、兵庫県と連携しながら、事業者ヒアリングやデータ分析など効果検証を行い、住環境アドバイザーボードでの意見交換も踏まえて、本制度の事業目的の整理や継続の判断をしていく。

・あわせて、良質な住宅・住宅地への誘導に向けて、誘導のための基準や協議制度の検討など、引き続き、実効性のある仕組みの構築を進める。

令和8年度の取組

【安全に安心して住み続けられる住まいと住環境の実現、持続性のある住宅ストックの形成】

- ①車内広告の拡充や、転居や住宅購入に関心を持つ人がAIで検索する際、上位に挙がるよう、ホームページの情報を充実させる等、工夫を重ねながらPRし、多くの若年やファミリー世帯に事業を利用してもらう。また、事業利用者や不動産事業者の反応や動向等の実態分析を行い、住宅着工状況の分析結果と合わせて、兵庫県とともに事業効果の検証に取り組む。
- ②「目標基準」の各項目の内容を設定するとともに、目標基準の内容を踏まえながら、重要なものや優先すべきものとして、現時点において具体的な誘導を行うための「誘導基準」を設定するほか、「土地所有者等が土地利用を決定する前に市と協議する仕組み」の検討及び補助制度などの政策と組み合わせながら、実効性のある仕組みの構築を進めつつ、引き続き「現行基準」の必要な検証についても行う。
- ③DIY事業は、事業の目的及び求める成果と異なる利用実態となっていることを踏まえ、応募要件等制度設計の再検討を実施した後、改めて募集する。リノベーション事業は建築系の大学等と協働して、学生の柔軟な発想を取り入れた事業コンペを実施し、空き家をはじめとする民間住宅での取組に向けたモデルとすることで、尼崎らしい子育て環境を創出し、更なる子育て世帯の定住・転入につなげる。
- ④集約建替えにより創出した時友住宅余剰地等の活用に向けた取組を進めるとともに、浜つばめ住宅・浜つばめ改良住宅跡地については、隣接する県営住宅用地と合わせた活用に向けて、県と市で連携しながら取り組むほか、富松住宅跡地については、活用提案に基づく住宅地の実現に向けて協議調整を行う。また、宮ノ北住宅余剰地については、良好な住環境形成の実現の可能性を高めるために更なる情報を収集する必要があることから、引き続き事業者ヒアリング等を進める。
- ⑤所有者不明空家等の解消に向けた体制(所有者不明対策チーム)を構築する。また、空家等実態調査の結果を踏まえ、第3期尼崎市空家等対策計画を策定するとともに、今年で3年目を迎える住まいと空き家の相談窓口について、利用者目線に立った今後の検討を行う。
- ⑥良好な住環境形成に向けて、より実効性のある施策の構築と令和9年度からの住宅施策パッケージのアップデートにつながるよう、意見交換していく。

主要事業の提案につながる項目

【安全に安心して住み続けられる住まいと住環境の実現、持続性のある住宅ストックの形成】

- ①②⑥これまでの取組の事業効果を検証し、ファミリー世帯等への住宅取得等に係る支援の在り方や継続について検討を進める。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

施策名	13	都市機能・住環境	展開方向	03	良好な都市環境の整備
主担当局	都市整備局				

2 目標指標

指標名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R3	R4	R5	R6	R7
A	都市機能・住環境指数	▲3	pt	2	▲3	▲2	▲2	2	2
B	「都市基盤が整い利便性と安全性が確保されている」と感じている市民の割合	85.3	%	90.0	85.3	84.0	86.2	85.7	84.5
C	日常における公共交通機関の利用意識	67.7	%	85.9	67.7	74.5	75.1	79.9	77.2
D	身近にある公園に満足している市民の割合	66.3	%	85.5	66.3	66.3	64.4	66.3	69.0
E	目標未達成の重点密集市街地(R2:5 丁目目)における不燃領域率	34.8	%	40.0	34.8	35.5	35.6	36.2	36.7

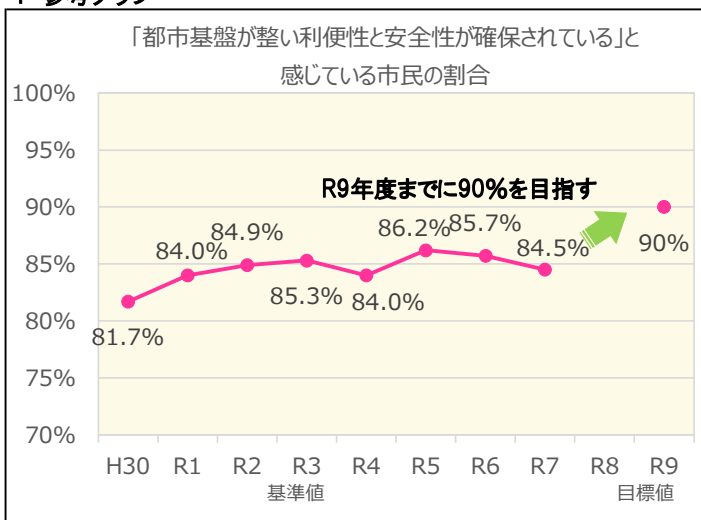
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成果	課題
【予防的視点を踏まえた、計画的・効率的なインフラの整備】(目標指標A・B・C・D) (目的)都市基盤の老朽化に対し、適切な維持管理や計画的な更新を進めるとともに、まちの魅力向上に向けた戦略的な整備を進める。 ①<臨海部など市域の道路課題> 歩道改良や自転車通行環境なども含めた道路事業全体の進捗を図るため、新たな道路整備プログラムを策定するにあたり、都市計画道路の整備事業以外に計画へ追加すべき事業の絞り込みを行った。 ②<常光寺難波線の整備について> 波洲橋の架け替え工事にあたり、優先交渉権者とこれまで価格等交渉を続けてきたが、協議が折り合わず、交渉不成立となった。 <魅力的な公園づくり> ③大物公園及び南の口公園の供用開始に向けて、インクルーシブ遊具や芝生広場等の整備を行った。 ④西武庫公園において、老朽化していた遊具を市民参加型のペイントイベントを行いリニューアルしたほか、ドッグランの試験設置を行った。さらに、尼崎のびのび公園の管理運営に係る事業者選定会議に市職員が委員として参加するなど、尼崎のびのび公園の再整備に係る取組へ積極的に参画した。 ⑤元浜緑地において、テーブルベンチ及び木製遊具の更新を実施した。 ⑥記念公園において、陸上競技場のスタンド等改修に向けた設計業務を完了させたほか、総合体育館の大規模改修に向けた設計業務に着手した。 ⑦<快適な街路樹づくり> 景観を始めとした適正な街路樹の総量や配置について、方針の作成に向け専門家等からの意見聴取を実施した。 ⑧<芦原公園市民プールの再整備> アンケート調査結果やプール形態の検討を踏まえて、簡易大型レジャープール(十多目的グラウンド)の導入を目指すことを前提に、芦原公園の再整備コンセプトや施設整備案等を整理した基本方針を策定し公表した。 ⑨<管理者不明のインフラ(橋・管渠)老朽化対策> 不特定多数の市民や通行車両に利用されている管理者不明のインフラ(橋・管渠)の箇所数の把握や設置場所による分類を行った。 ⑩<持続可能な公共交通の構築、利用環境の改善> 企業、バス事業者との連携・共創により園田西武庫線の新藻川橋の開通に伴う既存バス路線の延伸につなげたほか、園田地域においてAIオンデマンド型交通の実証運行を2か月間実施した。 ⑪<駅周辺のバリアフリー化> 立花駅周辺の実現可能な改善手法や費用対効果を踏まえ、バリアフリー方策を検討した。	
【都市の防災性向上、建築物更新などを支援する制度の運用・景観への影響を考慮した都市美誘導の実施】(目標指標A・B・E) (目的)都市防災機能の向上及び建築基準法に適合した建築物の普及により、災害に強いまちづくりを目指すとともに、都市美の形成を図ることと魅力あるまちづくりを進める。 ⑫<都市の防災性向上、建築物更新などを支援する制度等の実施> 密集市街地である大庄西地区において、計2回の出前講座を通じて住民主体のまちづくりにより密集市街地の改善につなげる取組の啓発を行った。	
①各事業で整備する路線を抽出する際、市民へ分かりやすいように整備スケジュールを示す必要がある。 ②次点交渉権者との協議を早急に進め、可能な限り早くに波洲橋の架け替え工事に着手する必要がある。 ③大物公園においては、隣接する施設を複合的に活用するなど、エリア一体のにぎわい創出につながる取組を進めていく必要がある。また南の口公園においては、協働型公園を目指す、大庄地域振興センターと連携し、地域の担い手づくりを進めていく必要がある。 ④西武庫公園において、サクラの9割以上が枯損しており、計画的な植え替えが必要であることに加え、公園全体の劣化が進んでいる。また、試験設置中のドッグランを継続する中で、利用者や周辺住民の意見を検証した上で、ドッグランの在り方を整理する必要がある。 ⑤元浜緑地において、活用されていない管理事務所、園路・遊具の老朽化が見られ、管理事務所については有効活用の検討、園路・遊具については、計画的な更新が必要である。 ⑥記念公園について、工事に伴う施設の閉鎖により、利用者に不便が生じないよう工程の調整及び計画通りの工事完成が必要である。 ⑦事業化に向けて市内の街路樹の実態を把握し、優先順位を整理する必要がある。 ⑧魅力ある公園となるよう導入施設や管理運営等について整理を進める必要があるほか、南側の民間敷地と一体となった公園の再整備を図るにあたり、民間敷地の地権者と連携して検討を進める必要がある。 ⑨利用者の安全性を確保するために対応策などを検討していく必要がある。 ⑩既存バス路線の延伸部分については、現時点で需要が見通せないことから状況を注視する必要がある。AIオンデマンド型交通については、利用件数が1.7人/日に留まったことから、まずは多くの方に試乗いただける取組の検討が必要である。また、持続可能なバス路線網の再編に向けて、基礎となる乗降人数データに基づきバス事業者と協議を進める必要がある。 ⑪バリアフリー方策の検討にあたっては、各方策の整備時期や設置箇所等について関係事業者と協議する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	協働による西武庫公園リニューアル事業の実施(公園整備事業)
2	芦原公園再整備事業の実施(公園整備事業)
3	公共交通に係る再構築の推進(尼崎市路線バス運行支援補助金、交通政策推進事業費)
4	AIオンデマンド型交通実証運行の拡充(交通政策推進事業)
令和7年度 主要事業名	
1	身近な公園の機能分担の取組(魅力的な公園づくり事業)
2	AIオンデマンド型交通実証運行の実施(交通政策推進事業)
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	バス停での上屋・ベンチ設置補助(交通政策推進事業費)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・元浜緑地については、「元浜緑地ならではの」特色を活かした魅力ある公園となるよう、他の公園との機能分担を整理し、再整備や運営体制に係る方策を検討する。

・快適な街路樹づくりに向けては、街路樹の実態調査により生育状況や周辺環境への影響等の把握を行い、歩道等の安全性の確保や良好な景観形成によるまちのイメージアップを図る観点から、街路樹の適正配置と維持管理水準の向上について検討する。

・持続可能な公共交通の構築に向けては、新たに取得する乗降人数データに基づき、路線ごとの現状把握と分析を着実に進め、引き続き関係部局間で検討を行い、関係機関とも協議していく。あわせて、AIオンデマンド型交通の実証運行については、効果検証やニーズ把握を行い、本格運行の可否を見定めていく。

令和8年度の取組

【予防的視点を踏まえた、計画的・効率的なインフラの整備】

- ①市民アンケートなどにより整備路線を抽出して素案を作成し、パブコメを経て年度内に成案化する。
- ②令和9年度中の架け替え工事に着手できるよう、次点の交渉権者及び設計者と設計協力協定を締結し、設計協議を行った上で、価格等交渉を行う。
- ③大物公園でのマルシェや音楽イベント等、にぎわい創出の取組や、南の口公園における協働の取組を進めるとともに、多世代に長く利用され、尼崎のまちの顔となる公園となるよう、適切な維持管理を行う。
- ④西武庫公園のリニューアルに向けて、サクラの植え替えや遊具等のゾーニングについてワークショップ形式で検討を進める。また、ドッグランについては、尼崎のびのび公園の整備状況も踏まえつつ、常設化も含めた検討を行う。
- ⑤元浜緑地は年次的に園路整備、遊具の一部リニューアルを実施する。
- ⑥陸上競技場のスタンド等及び野球場のスコアボードの改修工事を実施するほか、総合体育館の大規模改修設計業務を完了させ、工事着手の準備を進める。
- ⑦市内の街路樹を調査し、関連計画と整合を図りながら事業化に向けて準備を進めていく。
- ⑧ワークショップ等で市民意見を踏まえながら導入施設やゾーニング等を具体化し、施設の設計、事業手法の検討を進めるとともに、南側の民間敷地との一体活用の方針整理に向け継続協議する。
- ⑨実態把握や状況調査を進めるほか、老朽化対策に関する制度の確立等に向けた検討を進める。
- ⑩既存バス路線の延伸部分については、乗車実績に応じた補助金を交付しながら、需要に関して検証を行う。また、AIオンデマンド型交通の実証運行について、運行範囲・期間の拡充など多くの方に試乗いただける取組などを実施するとともに、尼崎市内線のバスに乗降人数自動集計システムを導入することで、乗降客数や需要を把握し、これらをもとに得られたデータに基づく公共交通ネットワークの在り方に係る検討を進めていく。
- ⑪費用対効果や事業費の平準化を踏まえ、優先度の高い方策について、基本設計に取り組む。

【都市の防災性向上、建築物更新などを支援する制度の運用・景観への影響を考慮した都市美誘導の実施】

- ⑫専門家派遣を行い、勉強会やまち歩きを実施する等、まちづくり計画等策定に向けた住民主体のまちづくり活動団体の設立を目指した取組を行う。

主要事業の提案につながる項目

【予防的視点を踏まえた、計画的・効率的なインフラの整備】

- ④元浜緑地について、わんぱく池のリニューアルに向けた検討を進めるほか、管理事務所の有効活用に向けてサウンディング調査を実施する。
- ⑦街路樹の総量の見直し、路線ごとの対応方針や取組の優先順位について検討する。
- ⑨管理者不明のインフラ(橋・管渠)老朽化への対応について、取組を進める。

6 行政運営の評価

市民ニーズに応じた行政サービスの提供などによりセーフティネット機能を果たしつつ、本市において自治のまちづくりが推進されるよう、「協働」、「人材育成・組織体制」、「行財政」の視点から、市の経営資源の強化に取り組めます。

《行政運営の3つの視点》

- 1 【協働】ともにまちづくりを進めるために
- 2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
- 3 【行財政】市民生活を支え続けるために

～ 行政運営評価表の見方 ～

1 基本情報

行政運営の視点	
展開方向	

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値				
					R3	R4	R5	R6	R7
B C D	展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、第6次総合計画前期まちづくり基本計画期間の最終年度の令和9年度とし、基準値は令和3年度としています。 また、これまでの経年変化を確認するため、実績値は令和3年度から記載しています。 指標の方向性については、「↑」、「↓」から選択しています。								

3 これまでの取組の成果と課題(令和7年度実績内容を記載)

成 果	課 題
令和7年4月から令和8年3月末までの主な取組内容の成果や課題について主担当局が記載しています。	



4 評価結果(令和8年度以降の取組方針)

目標指標の達成状況や、「これまでの取組の成果と課題」を踏まえ、令和8年度以降の取組方針を記載しています。

令和8年度 行政運営評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	1	【協働】ともにまちづくりを進めるために
展開方向	1	市民の市政参画と情報の共有・発信

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	市政に関心がある市民の割合	↑	55.4	%	60.0	55.4	56.7	53.6	55.6	57.5
B	市政に参画する手法を知っている市民の割合	↑	14.0(R4)	%	60.0	-	14.0	23.8	29.5	32.0
C	尼崎市のイメージが良くなったと回答した市民の割合	↑	55.7	%	61.7	55.7	60.5	63.7	61.7	66.9
D	AMANISMサイトのページビュー数(月平均)※R5.2までは尼ノ國サイトの数	↑	15,133	回	20,300	15,133	18,898	13,745	18,565	19,241

3 これまでの取組の成果と課題(令和7年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【市政への参画の推進】(目標指標A・B) (目的)政策形成段階における市民の市政参画の推進と政策提言機会の更なる充実を図る。	
①《市政に参画しやすい環境の整備》市民が市政に参画できる新たなツールとして、「あまがさきWebアンケート」を毎月実施し、平均2,000件程度/回の意見を聴取することができた。Webアンケートという性格上、地域や年齢構成に偏りが生じ、市民全体の意向を示しているとは厳密に言えないものの、その意見の傾向や、市民の多様な具体的な意見を伺うことができるなど、市民が気軽に市政参画できるツールとして機能している。 ②《対話を重視したまちづくりの推進》車座集会については、生涯学習プラザなど公共施設における開催に加え、高齢者就労施設への訪問や地域における清掃活動に参加した上で意見交換を行うなどの工夫により、より深く地域や現場の声を汲み取ることができた。	①毎月2テーマ、年間24テーマのアンケートを実施できる仕組みとしているが、実施を希望する所管課が少なく(11課・12テーマ)、認知も低いことから、職員の認知を広めるとともに、テーマを増やす取組が必要である。 ②多様な意見を聴取できるよう引き続き開催手法を工夫していく必要がある。
【より透明で開かれた市政運営】 (目的)市が保有している情報を分かりやすく保存・公開・発信し、市民が使いやすい形で共有する。	
③《分かりやすい発信、公開などによる情報の共有》公文書の簿冊等を記載した公文書管理簿のWeb公表を継続するとともに、市民の知る権利を具体化するため公文書開示請求制度を適正に実施している。また、特定歴史的公文書の利用請求制度において、42件138点の利用申請があり、制度開始以降、最高の実績となった。さらに、令和5年10月から運用を開始した歴史博物館デジタルアーカイブにおいても、デジタル化した特定歴史的公文書の一部を公開しており、利用請求の増加につながるよう取り組んでいる。	③公文書管理・公文書開示請求制度の適正な運営の継続に加え、市民等が過去の市政等を検証し将来に生かすことができるよう、特定歴史的公文書の利用請求制度の周知を図り一層の利用促進を図る必要がある。また、市民等に向けて発出する文書については、正確を期すあまり表現が難解になりやすく、読み手に内容が十分に伝わらない場合があることから、専門用語の平易な言い換えや要点の明確化など、分かりやすい記載に向けた改善が必要である。
【より戦略的・効果的なシティブロモーションの推進】(目標指標C・D) (目的)魅力創造と発信を一体的に取り組むシティブロモーションを推進し、都市イメージの向上を図る。	
④《まちのイメージ向上のための情報発信の推進》まちのイメージ向上に資する情報の発信力を強化するため、各種Webメディアへの即時拡散やターゲットを絞った発信が可能となるワイヤーサービスを開始した。提携サイトに加え、カテゴリ別登録サイトにも掲載されるなど(月平均約60サイト)、市のPR機会を拡大することができた。また、AMANISMサイトのページビュー数は本市を舞台にした映画の影響もあり、増加傾向が続いている。	④近年、若年(夫婦)世帯への住替え支援など本市への定住・転入施策に注力しているが、これらの若年世代が普段利用するSNSプラットフォームにおいて主流となっているショート動画を活用した情報発信までは展開できていない。

4 評価結果(令和8年度以降の取組方針)

【市政への参画の推進】 ①あまがさきWebアンケートについては、より多くの回答を得られるようこれまでの市報などによる広報に加えて、公共施設での広報など、全市民的な周知を実践していく。また、職員向けにアンケートの定期的な周知を行うとともに、アンケート結果をどのように活用したか等の事例を全庁に共有することで、積極的なアンケート実施の機運醸成を図る。 ②地域活動等への視察や訪問を兼ねた車座集会を展開することで、市政参画の機会が少ない市民等との対話機会の確保に努める。また、参加者を公募する際は、SNSでの情報発信やWeb申込を可能にするとともに、休日開催など現役世代も参加しやすい企画としていく。	
【より透明で開かれた市政運営】 ③引き続き、公文書管理・公文書開示請求制度を適正に運営していく。特定歴史的公文書について利用請求制度を着実に実施していくとともに、機会を捉えて大学研究室等へ周知する。また、デジタルアーカイブで公開する特定歴史的公文書の充実を進める。加えて、市民等に向けて発出する文書について、専門用語を平易に言い換え、要点を分かりやすく示すとともに、内容や対象に応じた適切な伝達手段の選択も含めて、読み手に正確に伝わるよう、報道やホームページ等の情報発信を所管する部局の協力を得ながら、その改善に取り組む。	
【より戦略的・効果的なシティブロモーションの推進】 ④若年世代の利用率が高いSNSプラットフォーム(Instagramなど)においてショート動画を積極的に取り入れた効果的な情報発信に取り組む。また、これらの動画で興味・関心を引きつつ、既存の広報媒体へと誘導するなどクロスメディアの視点も意識した展開となるよう進める。	

令和8年度 行政運営評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	1	【協働】ともにまちづくりを進めるために
展開方向	2	さらなる協働のまちづくりの推進

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
			方向			R3	R4	R5	R6	R7
A	市民提案制度の応募団体数(累計) (R1までは旧市民提案型制度の実績)	↑	72	団体	104	72	80	98	116	120
B	指定管理モニタリング評価の「適正性」が 全て「適正」評価である施設の割合	↑	80.4	%	100	80.4	82.2	76.6	68.9	68.1
C	「市の職員を身近に感じる(市民意識 調査)」で6以上(11段階評価)の割合	↑	27.4	%	33.4	27.4	28.6	32.0	20.9	23.4
D										

3 これまでの取組の成果と課題(令和7年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【協働のまちづくりに向けた環境の整備、さらなる協働の推進に向けた職員の育成】 (目標指標A・B・C) (目的)さらなる協働のまちづくりに向けて、地域発意の取組が広がる環境整備や地域を支える体制の充実に取り組むとともに、地域との信頼関係を築きながらまちづくりを進めるため、コーディネート力・コミュニケーション力向上に向けた研修の実施等による職員の資質向上に取り組む。	
①<<協働事例の横展開>>職員の協働意識の醸成や協働の取組を進める際の参考とするため、庁内イントラネットを活用した協働事例の共有を開始した。また、職員の協働意識のアンケート調査を行った。特に市民提案制度をはじめとした協働の各種制度についての認知は、制度を活用したことがある職員など一部にとどまっている傾向にあることが分かった。	①現行の協働に関する制度は、市民からの提案を実現するだけでなく、行政側も課題解決やまちの魅力向上のために活用できる設計としており、すべての職員が必要が生じたときに積極的に制度を活用できるように、制度の周知とともに定着を図るための取組を強化していく必要がある。
②<<職員の意識醸成>>採用年次に応じた研修として、協働事例の共有や担当する業務における協働アイデアの具体的な検討を通じ、協働を主体的に捉える意識の醸成を図った。また、地域担当職員を対象とした「主事会」では、福祉や交通など各施策の担当者や地域担当職員との交流の場を設け、施策担当者は地域の実情等について、地域担当職員は各施策の内容について、それぞれ理解を深めた。	②協働の意識醸成に資する多様な研修等を実施する一方、協働意識のアンケート結果から、職員の協働に対する理解は十分に進んでおらず、組織全体への定着には継続した取組を行うとともに、職員に協働の成果をイメージしやすくすることが必要である。
③<<市民等との協働の促進>>市民提案制度については、新たに4団体からの提案が寄せられた。昨年と比較して団体数、提案数共に減少したものの、市民活動団体や民間企業、在学中の学生など幅広い主体から提案が寄せられている。また、新たに10例目となる物流施設のディベロッパー企業との包括連携協定を締結し、地域の活性化や防災能力の向上に向けた連携が始まった。	③市民提案制度については、引き続き、庁内外に対して制度の理解や提案の質の向上を意識した対策が必要である。また、提案数の減少についての原因を分析し、市民と行政双方にとって今のニーズに沿った制度となっているかの検証が必要である。さらに、包括連携協定を締結している団体等との連携の実現に向けては、相手方の提案を待つだけでなく、行政側からも提案を投げかけるなど積極的なアプローチが必要である。
④<<地区の特色に応じた取組の実施に向けたスキルアップ支援>>各種データを活用しながら、人口の地域分布や属性などを把握し、地区の特性に応じた施策立案がなされるよう取り組んだ。	④地域担当職員が行う地域分析結果や、地域に出向いて得られた知見などを、活用しやすい情報資源として蓄積し、効果的な施策立案につなげていく必要がある。

4 評価結果(令和8年度以降の取組方針)

【協働のまちづくりに向けた環境の整備、さらなる協働の推進に向けた職員の育成】 ①②協働事例の情報共有の手法について、単に事例の概要を共有するだけでなく、協働したことで得られた成果を具体的に示し、全職員に向けて個別に情報発信するなど、戦略的な事例の横展開を進め、各種制度や取組事例の認知を更に広げていく。 ②協働の意識醸成に資する各種の研修を体系的に整理し、より効果的な研修の在り方について検討及び研究を行う。 ③市民提案制度について、庁内外に向けて聞き取りなどを行う中で、新たなニーズの掘り起こしを図り、既存の手法にとらわれず、市民と行政の協働の促進に立ち返った視点で制度の在り方を検討する。また、包括連携協定締結先との積極的なコミュニケーションを図り、市の課題を明示して提案を促すなど、より具体的な連携の実現に向けた取組を進める。 ④各地区で行う様々な分析結果や人とのつながりを加味した情報、人から得られた知見を蓄積・更新し、活用していくための知識・技能の向上を図る。
--

令和8年度 行政運営評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	2	【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
展開方向	1	職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの実現

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					R3	R4	R5	R6	R7
A 「仕事に対して意欲をもって前向きに取り組んでいる」職員の割合	↑	81.3 (R5)	%	100	-	-	81.3	85.4	86.3
B 部下の育成や職員を統率して事務事業を推進する能力(人事評価)	↑	0.88	点	1.0	0.88	0.90	0.86	0.84	0.89
C 「WLB(自己申告書)」が「やや悪い」「悪い」の割合	↓	14.6	%	0	14.6	14.9	12.6	12.4	13.6
D									

3 これまでの取組の成果と課題(令和7年度実績内容を記載)

成果	課題
【人材確保と定着促進、人材育成】(目標指標A・B・C) (目的)人事評価制度や各種研修等により、職員の資質向上を図る。DXの推進など、専門分野(スペシャリスト)と、幅広い行政知識と経験を備え、企画力やマネジメント力が求められる分野(ゼネラリスト)について双方の人材育成を行う。	
①《人材確保》 人材確保に向けた取組として、初任給の引上げ、事務職の採用年齢上限の拡大(35歳→40歳)、キャリア採用枠の拡充等を実施した。これらの取組により、応募者数は前年比2.4倍と大幅に増加し、より多くの候補者の中から選考を行うことができた。課題であった技術職の採用については、通年募集とし、試験機会を年4回から10回に拡大したことで、前年比1.5倍の採用につながった。また、児童相談所の開設に向けた人材確保についても、定数通りの人材を確保することができた。	①通年募集や専門区分の新設など採用手法の多様化を進めた結果、応募要件の確認や受験者との面接日程調整といった事務作業が年間を通じて発生し、職員の業務量が著しく増加している状況を踏まえ、選ばれた自治体となるための戦略的な魅力発信と、採用業務の効率化を両立する取組が必要である。さらに、普通退職者は数年前と比べて高い状況が続いており、入庁後のミスマッチによる早期離職防止のための取組が必要である。
②《人材育成につなげる職員研修等》 職員が意欲を持って職務にあたれるよう、職員アンケート結果も踏まえ、若手職員のキャリア面談に取り組んだほか、組織課題解決につなげるべく、事務ミス防止や、DXをテーマとした研修を実施するとともに、市幹部及び部長級職員を対象者としてリーダーシップと危機管理について特別講演会を実施した。また、働き方の多様化に併せて、研修時間の短縮や動画の活用など、全職員が受講しやすい研修手法を取り入れた。	②離職者の増加も背景に、キャリア支援につながる取組が引き続き必要となっている。また、公務員として求められる法務能力など基礎知識の底上げに取り組むとともに、研修効果を高めるため、受講のしやすさと、研修の質の確保との両立を目指す必要がある。
③《定着促進》 効果的な人材育成や適材適所の配置を実現するため、令和9年度の人事評価システム更改に併せ、多様な人材データの集約や分析が可能なタレントマネジメントシステムの導入に向けて取り組んだ。また、ばいり値(職員の仕事に対する前向き度合い)向上に向けて、ストレスチェック等のアンケート結果分析を行うとともに、具体的な意見聴取のため職員インタビューを実施した。	③アンケートの分析やインタビューでは、職員のキャリア形成やマネジメント力などに課題が見られることから、それらを解消し、職員の意欲向上や定着促進につなげる必要がある。
【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】(目標指標A・C) (目的)職員がやりがいや充実感を持って仕事に取り組み、社会貢献や自己啓発、育児、介護等にも取り組めるようWLBを推進する。	
④《WLBの推進》 様々なバックグラウンドを持つ職員が働きやすい、働き続けたいと思える職場環境づくりを目指し、子育て世代の働きやすい職場環境の整備として「育児部分休暇」制度の創設、中高年齢層のモチベーションアップとして「リフレッシュ休暇」制度の見直しを行った。また、窓口受付時間を30分短縮し、超過勤務を前提とした勤務体制の改善に加え、生み出した時間をミーティングや業務改善の意見交換等の時間に活用するなど、市民サービス向上につなげるための基盤づくりを行った。	④育児・介護等により一定の制限のある職員が働きやすい環境の改善に引き続き努める一方で、育児休業取得者等の業務を代替する職員の負担にも配慮した対応を検討する必要がある。

4 評価結果(令和8年度以降の取組方針)

【人材確保と定着促進、人材育成】 ①応募受付や書類審査といった定型的な採用事務を専門事業者に委託し、職員の業務負担の軽減と試験期間の短縮を図り、効果的な採用活動への企画検討に注力し、併せて採用情報の分析を進めることで、質の高い人材の確保につなげる。さらに、民間の最新の採用トレンド、広報ノウハウの積極的な活用や職種別での若手職員との座談会実施、職場環境や仕事内容の実情が良くわかる動画配信などにより求職者への訴求力を高め、仕事内容やキャリアイメージなどの入庁後のミスマッチを防ぐ。 ②若手のキャリア面談を継続するとともに上司による部下育成のための支援研修を実施するほか、法務能力向上研修など職員の基礎知識向上にも取り組む。また、定年引上げを踏まえ、新たな働き方を迎えている61歳以上の職員への実務研修についても効果的に取り組む。 ③人事評価システムの更改にあたり、新システムにおいて、人事情報を一元化して見える化し、戦略的に人材管理を行えるよう調整を進める。
【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】 ④職員の柔軟な働き方が可能となるよう、引き続き制度の見直し等に取り組む。あわせて、社会貢献活動に参加しやすい環境に資するための休暇制度の導入に向け検討を進める。また、業務を代替する職員の負担への配慮に向けて他都市の状況も踏まえながら研究していく。

令和8年度 行政運営評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	2	【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
展開方向	2	本市DXの推進と最適な業務執行体制の構築

2 目標指標

指 標 名			基準値		目標値	実績値				
			(R3)		(R9)	R3	R4	R5	R6	R7
A	オンライン申請導入手続数	↑	42	手続	120	42	68	91	186	227
B	全申請件数に対するオンライン申請及びコンビニ交付の割合	↑	23.0	%	50.0	23.0	28.0	36.4	40.9	44.6
C	RPA活用に伴う業務改善時間数(累計)	↑	5,602	時間	8,000	5,602	6,490	4,983	4,215	5,050
D	情報セキュリティ外部監査における指摘項目の改善割合	↑	-	%	-	-	-	100	100	100

3 これまでの取組の成果と課題(令和7年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築】 (目標指標A・B・C・D) (目的)「あまがさき共創DXプラン」に基づき、住民・職員ニーズに対応し、ICT(情報通信技術)やデータの積極的な利活用等を含め、質の高い行政サービスを提供できる持続可能で効率的な執行体制を構築する。	
①《次期DXプラン策定》「あまがさき共創DXプラン」の計画期間満了に伴い今後3年間のビジョンとなる「あまがさき共創DXプラン2.0」を策定した。 ②《行政手続のスマート化》必要な行政手続をWeb上で調べられる手続ナビを令和8年度予算に計上するとともに、現状の業務量調査や市民アンケートなどを基に、将来の市民窓口の在り方・ロードマップの素案を策定した。 ③《業務効率化》生成AIやAI-OCRの導入・推進により、全庁的な業務効率化を進めた。また、職員・事業者双方の利便性を向上するべく、支払い事務を一気通貫でデジタル化する会計DXの方針確定、必要なシステム導入経費等の令和8年度予算計上など、庁内横断的なプロセス改革を推進した。 ④《データ利活用》人口データ等のダッシュボード化を試行し、業務効率化を図った。また、ばいり値いデータを分析し、相関や人材育成面談の改善につながる要素を明確化し、制度改正やマネジメントの基礎資料を作成した。 ⑤《DX人材育成》庁内DX推進体制の構築及びDX人材の育成として、DX推進員制度の改正に加え、DXを自己学習できるよう動画研修サービスを導入するなどにより、DX推進員は84人から89人へ増加した。 ⑥《情報セキュリティ》個人情報を取り扱う全所属及び全システムに対し監査を実施した。また、階層別(全職員、情報システム担当者等)への情報セキュリティ研修、全職員対象の電子メール訓練により情報リテラシー向上を図った。	②ロードマップに沿った着実なDX推進に加え、申請件数が多く、更なる市民ニーズが見込まれる手続のオンライン化を加速し、利用拡大に向けた広報強化が必要である。 ③生成AIは、利用職員の二極化や、効率化の範囲が個人レベルに留まっていることから、デジタル部門が牽引し全庁的な改革を行う必要がある。会計DXは、導入するシステムが事業者に利用されるよう十分周知しつつ、サービスの満足度・課題を把握し、利用を促す必要がある。 ④全庁的な視点から、EBPMに対する職員の意識向上と環境整備に資する取組が必要である。 ⑤DX推進員へのスキル習得支援やモチベーションの維持とともに、チャレンジしやすい組織づくりが必要である。 ⑥改定した「情報セキュリティ推進計画」に基づく各種対策を継続し、職員等の意識を更に高めていく必要がある。また、可用性の観点からも庁内ネットワークの老朽化等への対応が喫緊の課題である。
【内部統制の推進】 (目的)適法・適正かつ効率的・効果的な行政事務及び行政運営を実現することで組織目的を達成し、市政への信頼と満足度の向上を図る。	
⑦《内部統制の推進》「契約事務」に係るリスク対応状況等をとりまとめた「令和7年度内部統制報告書」を作成の上、公表した。加えて、事務処理ミスの未然防止を目的として、業務フローに基づきリスクの洗い出しを行う「業務手順書」を作成し、令和8年度においても活用されるよう、継続的な整備を推進した。	⑦令和8年度から総務省の提示するガイドラインに完全に準じた項目によりリスクチェックを実施することとしたが、本取組が職員の意識啓発や適切な事務処理の確保にどの程度寄与するかについては、今後の運用を通じた効果の検証が必要である。また、令和6年度から作成を開始した業務手順書については、その活用度を向上させていく必要がある。

4 評価結果(令和8年度以降の取組方針)

【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築】 ②オンライン申請の拡充をはじめ、ロードマップ記載の各種ソリューション導入の検討など、市民の利便性実感に向けて具体的な取組を行う。 ②③発信力強化、既存Webサービスの集約化など、市民と行政をつなぐプラットフォームとしての(仮称)あまがさき共創アプリの構築に向けた検討を本格化し、市民の利便性向上とともに、より市民のニーズを効率的に取得できる環境の整備を目指していく。 ③kintoneやRPA、AI-OCRなど既存ツールを更に活用していくとともに、ポテンシャルの高いAI分野については、新たに策定した「あまがさきAI利活用アクションプラン」に基づき、全庁での利活用をトップダウンで推進していく。 ④デジタル部門と政策部門による一体的な政策立案プロセスの検討と、現場起点での課題解決に資するデータ活用の両面を推進することでEBPMの機運醸成を図り、ダッシュボードなどの環境も整備していく。 ⑤DXの自走力を養う研修コースを新設するなど、デジタル部門による伴走支援を一層強化し、DX推進員がチャレンジしやすい環境を作る。 ⑥引き続き外部及び内部監査を実施し、情報セキュリティ対策の向上を図る。また、令和10年度にネットワークの更新を迎えることから、対症療法ではなく、安全かつ安定的なネットワーク及びPC環境の再構築に向け本格検討を行う。	
【内部統制の推進】 ⑦リスクチェックについては、令和8年度から監査委員による措置要求事項を素材にして、契約事務に係る適切な事務処理の確保に向けた職員の全庁的な意識改善を図る。業務手順書については、実務における活用状況の測定・把握を行い、事務引継の際の更なる活用につなげる。	

令和8年度 行政運営評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	1	安定的な財政運営の推進

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	収支不足に対する財政調整基金繰入額(R4当初までは先行会計繰入金に対する財政調整基金繰入額)	↓	2	億円	0 (R14)	0 (R4当初)	0 (R5当初)	0 (R6当初)	0 (R7当初)	0 (R8当初)
B	目標管理対象将来負担	↓	1,187	億円	1,000 (R14)	1,187	1,074	979	920	855
C										
D										

3 これまでの取組の成果と課題(令和7年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【財政規律・財政目標の進行管理】 (目標指標A・B) (目的)本市を取り巻く社会経済環境下における財政運営のあるべき姿を実現し、今後も引き続き長期的に継続して安定的な財政運営を行っていく。	
①《収支均衡予算の確保》 収支面では、令和8年度当初予算において、公債費に起因する収支不足に対応するため減債基金を9億円取り崩し、収支均衡予算を確保した。 ②《主要3基金の積立・活用》 主要3基金(財政調整基金、減債基金、公共施設整備保全基金)については、財政運営方針に定めるルールに基づき、次のとおり積立・活用を行った。 ・財政調整基金は、各種還付金に係る年度間調整に活用した一方、令和8年度に返還が必要となる各種還付金に備えた積立のほか、収支剰余金等の積立を行ったことで、残高は157億円となった。目標水準残高である類似他都市並みの残高は令和6年度末時点で164億円である。 ・減債基金(通常分)は、公債費に起因する収支不足への対応としての取崩を予定していたが、収支剰余が生じたため、これを活用した取崩抑制を実施したことや、令和7年度に算定された地方交付税のうち臨時財政対策債償還基金費分の積立等を行ったことで、残高は80億円となり、今後、行政改革推進債の早期償還や、公債費に起因する収支不足に対応するために必要となる残高を確保しており、現時点での目標水準を確保している状況にある。 ・減債基金(FM分)は、市債の償還財源としての取崩を予定していたが、収支剰余が生じたため、これを活用した取崩抑制を実施したことや、見込んでいた不動産売払収入等の積立を行ったことで、残高は91億円となり、令和7年度末における目標水準残高(公共施設の再編に係る取組における市債残高の1/2)の47億円を確保しており、現時点での目標水準を確保している状況にある。 ・公共施設整備保全基金は、直近3カ年における積立平均額の1/2を限度に投資的事業に対して活用することとしており(残高推移などを踏まえ令和8年度予算以降は、積立平均額の“3/4”を限度に投資的事業に対して活用することとしている)、令和7年度は17億円を取り崩した一方、収益事業収入等の積立を行ったことで、残高は195億円となり、目標水準残高である類似他都市並みの残高は令和6年度末時点で173億円である。 ③《目標管理対象将来負担》 市債の計画的な発行や早期償還の取組などにより目標管理対象将来負担は着実に減少し、令和7年度末残高は855億円となった。	①②物価高騰や金利上昇による影響は大きく、今後の社会経済情勢によって令和9年度以降の収支不足額は拡大する恐れがある。 こうした中、長期的に安定した財政運営ができるよう、基金残高の目標水準を確保するとともに、公債費の低減に向けて将来負担を適切に管理することで、引き続き収支均衡を確保することに加え、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に耐え得る財政体質を構築する必要がある。 ③財政運営方針における財政目標を踏まえつつ、今後必要となる投資的事業の実施と、適正水準の将来負担を両立させていく必要がある。

4 評価結果(令和8年度以降の取組方針)

【財政規律・財政目標の進行管理】 財政運営方針における財政運営の規律と目標を踏まえて、以下の取組を進める。 ①事業のスクラップ&ビルドや歳入確保に取り組みながら、基金の活用も見据えつつ、一定の政策財源を確保するとともに引き続き収支均衡を図る。 ②主要3基金については、財政運営方針に定めるルールに基づき、積立・活用を行う。また、基金残高の推移等を踏まえ、今後の財政運営方針の「中間総括」の中で、各基金の残高目標や積立・活用ルールの整理を行う。 ③投資的事業は長期的な視点のもと、優先順位をつけて実施するなど、将来負担を適切に管理していくことを通じて、今後必要となる投資的事業の実施と適正水準の将来負担を両立させていく。また、物価高騰や金利上昇、これまで取り組んできた早期償還などによる目標管理対象将来負担に係る残高推移を踏まえ、目標とする目標管理対象将来負担残高やそれに係る公債費について、財政運営方針の「中間総括」の中で整理を行う。 ④上記の内容を踏まえつつ、安定的な財政運営を行っていくことができるよう令和9年度の当初予算編成を行う。

令和8年度 行政運営評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	2	公平・公正な負担に向けた債権管理の適正化

2 目標指標

指標名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	市全体の収入未済額(上段:国民健康保険料以外、下段:国民健康保険料)	↓	48.6	億円	35.6	48.6	44.6	42.0	40.8	38.9
			12.1		15.8	12.1	12.1	12.0	13.8	15.0
B	非強制徴収債権の収入未済額(滞納繰越分)	↓	9.7	億円	7.6	9.7	8.1	7.8	7.7	8.2
C	個人市民税収入率(現年分)	↑	98.7	%	99.3	98.7	98.5	98.7	98.8	98.9
D	国民健康保険料の収入率(現年分)	↑	95.3	%	92.5	95.3	94.4	94.2	92.3	91.2

3 これまでの取組の成果と課題(令和7年度実績内容を記載)

成果	課題
【尼崎市債権管理条例に基づく収入未済額への対策】(目標指標A・B) (目的) 督促状の送付など債権管理の基本的取組や滞納抑制に必要な権限行使の徹底を図る。	
①<<市全体の収入未済額>>第2次尼崎市債権管理推進計画は、国民健康保険に係る制度変更等の影響を受けて、令和7年度に目標値を見直した(見直し前:42.7億円)。令和7年度の収入未済額は、強制徴収公債権は約44.0億円に(前年度比0.6億円減)、非強制徴収債権は約9.9億円となり(前年度比増減なし)、全体では約53.9億円(国保以外38.9億円・国保15.0億円)となった(前年度比0.6億円減)。なお、令和7年度の不納欠損額は6.4億円であった(前年度比1.3億円増)。	①強制徴収公債権にあつては滞納処分に携わる職員のスキルアップ等を目的として、各債権所管課のノウハウの共有等の取組を行う必要がある。また、非強制徴収債権にあつてはより効率的な事務処理の実現等を目的として、各債権所管課の訴訟等の知識の共有等の取組を行う必要がある。
②<<非強制徴収債権の収入未済額(滞納繰越分)>>令和5年3月から弁護士法人に債権回収業務を委託しており、令和8年3月末時点で委託した件数及び債権額は、計876件、228,441千円(31債権)となり、そのうち、回収件数及び回収済額は413件、27,753千円(約12.1%)となった(回収済額を含め、分割納付等で支払の意思を確認できた件数及び総額は37件、15,834千円(約6.9%))。なお、令和7年度の実績としては、回収件数及び回収済額は、197件、10,305千円であった。	②非強制徴収債権は、強制徴収公債権と異なり、滞納者の財産に係る調査権がなく、また、自力執行権(当該財産を自ら差し押さえる権利)もないことから、これらの点を踏まえた対策を行っていく必要がある。
【市税など強制徴収公債権の取組】(目標指標C・D) (目的) 自主納付促進策や徴収体制の強化、滞納事案への早期着手の徹底により、収入率の向上及び収入未済額の抑制に取り組む。	
③<<個人市民税収入率>>現年課税分の収入率向上を図るため、ナッジ理論を活用した封筒デザインの変更等や、SMSによる納税催告を実施し、自主納付を促進するとともに、一度に多数の給与照会を行う体制を整え、速やかな給与差押につなげた。また、滞納処分の取組対象範囲を拡大して10万円未満案件に対する徴収強化を行った。さらに、長期滞納などの困難案件において実施している滞納者の自宅・事業所への搜索件数を伸長させるとともに、公売(動産・不動産)等の滞納処分を実施し、着実な事案完結につなげた(令和6年度:全体96.4%、現年分98.8%、滞納繰越分33.0%、収入未済額14.3億円→令和7年度:全体97.1%、現年分98.9%、滞納繰越分38.8%、収入未済額13.1億円)。	③個人市民税収入率(現年分)は第2次債権管理推進計画の目標値には達しておらず、類似都市と比べて未だ低い数値となっているが、その差は縮小傾向にある。今後、目標値を達成していくためには、自主納付の更なる促進が必要である。また、税情報を分析したところ、少額滞納案件の割合が増加傾向にあるため、更なる収入未済額縮減のため、少額滞納案件の滞納整理を強化する必要がある(令和7年度の個人市民税収入率(現年分) 類似都市平均:99.3%、尼崎市:98.9%)。
④<<国民健康保険料の収納率(現年分)>>催告書の文面強化等により、自主納付の促進に努めたことに加え、電子預貯金照会に係るDXツールの導入により、より効率的な滞納処分に努めた。しかし、被保険者証の廃止に伴う窓口での折衝機会の減少が大きく影響しており、収納率は前年度から更に大幅な低下を招いた(令和6年度:全体82.4%、現年分92.3%、滞納繰越分15.7%、収入未済額13.8億円→令和7年度:全体80.5%、現年分91.2%、滞納繰越分15.5%、収入未済額15.0億円)。	④短期証廃止の影響による一層の納付意識の低下が懸念されるため、催告強化を通じた意識変容が不可欠である。一方で、年齢や所得層等の世帯属性を多角的に分析し、その結果を活用する仕組みが未整備のため、詳細な滞納要因までは把握できておらず、滞納状況に即した機動的な滞納整理が図れていない。

4 評価結果(令和8年度以降の取組方針)

【尼崎市債権管理条例に基づく収入未済額への対策】 ①債権管理に係る基本的な取組は継続しつつ、強制徴収公債権にあつては多くの滞納処分の実績を有する税部門のノウハウを他の債権所管課に共有する等の取組を、非強制徴収債権にあつては債権管理の一元化(訴訟等に係るノウハウを有する法制第2担当に各債権所管課から徴収困難案件等を移管)等の取組を行っていく。 ②弁護士法人への債権回収業務の委託を継続するとともに、債権管理の一元化や、滞納者の財産情報の把握に係る取組を行っていく。	
【市税など強制徴収公債権の取組】 ③個人市民税現年分の徴収強化のための自主納付促進策として、ナッジ理論を活用した取組等を継続するとともに、全体スケジュールの見直しを実施する。また、少額滞納案件の滞納整理を強化するため、新体制にて全徴税吏員の進捗状況の見える化による進捗管理の厳格化や滞納整理スキルの平準化、少額滞納案件への搜索対象の拡大に取り組む。これらの結果等を分析して効率的な滞納整理を進めていく。 ④加入時の窓口対応時に口座振替の勧奨や滞納リスクの周知チラシを配布することで、滞納の未然防止に取り組むとともに、滞納期間に応じた段階的な催告強化を実施することで、滞納の早期解消を図る。また、国保収納担当(課)を新設し、滞納処分業務に係る運用・手順等の見直しを通じた執行体制の強化やDXツールの更なる活用により、滞納処分を効率化させることで職員1人あたりの差押え件数の増加を図る。さらに、年齢層や所得層など滞納世帯ごとの個々の状況に応じた対策を検討・実施する。	

令和8年度 行政運営評価表(令和7年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	3	公共施設マネジメントの着実な推進

2 目標指標

指 標 名			基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値				
		方向			R3	R4	R5	R6	R7
A	公共施設の床面積の削減(累積)	↓	1,868 (H24末)	千㎡ △187 (R8末)	△ 25	△ 64	△ 76	△ 78	△ 79
B									
C									
D									

3 これまでの取組の成果と課題(令和7年度実績内容を記載)

成 果	課 題
平成26年6月に策定した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づく以下の取組を実施した。	
【方針1:再編】 (目的)公共施設の老朽化や将来の人口減少等に対応し、将来世代に過度な負担を残さないために行う施設の再編について、量の縮減だけでなく、まちの魅力向上や市民活動の促進につながるよう取り組み、「量の最適化」を目指す。(目標指標A:公共施設保有量を令和30年度末時点で1,307千㎡以下まで削減(△561千㎡以上)。このうち第1次計画期間である令和8年度末時点で1,681千㎡まで削減(△187千㎡)。) ①<<方針1:再編>> 「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)」及び当該計画に係る「実施編」に基づき、対象施設の設計や工事に着手するなど着実に取組を推進した。また、大井戸公園での北図書館と女性・勤労婦人センターの貸館機能を複合化した新図書館の整備等については、サウンディング型市場調査や市民との意見交換会を実施し、その結果等を踏まえた「新図書館整備等基本計画」を策定した。さらに、事業者公募に先立ち実施方針及び要求水準書(案)の公表を行うなど取組を進めた。 <参考 令和7年度の主な公共施設等の増減> [減少] 武庫体育館、旧社協会館 [増加] 子どもの育ち支援センター新館、休日夜間急病診療所、新北消防署園田分署	
①「第1次尼崎市公共施設再編計画」が令和8年度で期間満了となるため、再編目標達成に向けた新たな計画を策定する必要がある。また、新図書館の整備等については、令和12年度の供用開始に向けて、「新図書館整備等基本計画」に基づき取組を進める必要がある。なお、これらの取組については、引き続き、公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるよう丁寧に進めていく必要がある。	
【方針2:予防保全】 (目的)これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指す。 ②<<方針2:予防保全>> 「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び当該計画に係る「実施編」に基づき、記念公園体育館及び地域総合センター神崎(本館棟)の実施設計に着手した。また、「第2次尼崎市公共施設保全計画」の策定に向け、予防保全対象と見込まれる施設の構造躯体健全度調査を実施した。さらに、継続的な取組として、「保全システム」を活用し、施設情報の一元管理を行うとともに、施設所管部局への技術的支援を積極的に行い、適正な施設保全の推進に努めた。	
②施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。また、予防保全対象施設については、脱炭素社会の実現に向けて、改修工事等の機会を捉え、省エネ化を効果的に実施していく必要がある。	
【方針3:効率的・効果的な運営】 (目的)施設運営にかかるコスト縮減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、「運営コストの最適化」を目指す。 ③<<方針3:効率的・効果的な運営>> 電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、直営施設において特別高圧・高圧電力並びに都市ガスの見積合わせを実施した結果、年間で約2億1千万円の効果を見込んでいる。なお、低圧電力については、関西電力と現在の契約を継続することで、燃料費調整額の割引が適用される標準メニューでの契約の方が安価になることが想定されたため、見積合わせの実施を見送ることとした。	
③引き続き、各小売事業者の入札参加意欲等を踏まえて、安価な方法でエネルギー調達を実施していく。また、エネルギーの安定調達に向けて、社会情勢等を注視し、財政担当部局と情報共有を図っていく。	

4 評価結果(令和8年度以降の取組方針)

【方針1:再編】 ①「第2次尼崎市公共施設再編計画」の策定に向け、計画素案の公表やタウンミーティングを開催する等、市民等からの意見聴取を丁寧に行う中で、成案化に向けて取組を進める。また、新図書館の整備等については、令和7年度に引き続き、新図書館及び大井戸公園の設計及び管理運営に係る事業者の選定を行い、令和8年内の契約締結を目指す。
【方針2:予防保全】 ②老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施するとともに、脱炭素社会の実現及びライフサイクルコスト削減のため、改修工事に合わせて、着実にLED化や高効率の空調設備を導入することにより、積極的に省エネルギー化を進めていく。また、「第2次尼崎市公共施設保全計画」については、令和8年度の策定に向けて、計画案の作成を進めるとともに、概算事業費の試算を行い、財政負担の平準化を踏まえた実施スケジュールの検討を行う。
【方針3:効率的・効果的な運営】 ③電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、引き続き、エネルギーの安定調達に努めるとともに、各小売事業者等の動向を注視しながら、施設の効率的・効果的な運営に努めていく。

(このページは白紙です。)

《参考資料》

施策別の重要度・満足度に関する市民意識調査結果

(1) 調査の目的

第6次総合計画(前期計画)の13の施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」について、市民にアンケート調査を行っており、施策別の重要度や満足度の回答を点数化して集計しています。

重要度	重要	5点	満足度	満足	5点
	まあ重要	4点		どちらかといえば満足	4点
	ふつう	3点		ふつう	3点
	あまり重要でない	2点		どちらかといえば不満	2点
	重要でない	1点		不満	1点

(2) 実施概要

- ① 調査対象 満15歳以上の市民から無作為で3,000人を抽出
- ② 調査方法 郵送調査及びWEB調査により実施
- ③ 調査期間 令和8年1月9日から令和8年1月30日まで
- ④ 回収結果

発送数	未着数	実発送数	有効回答数	有効回答率
3,000	16	2,984	1,427	47.8%

(3) 調査結果

● 結果概要

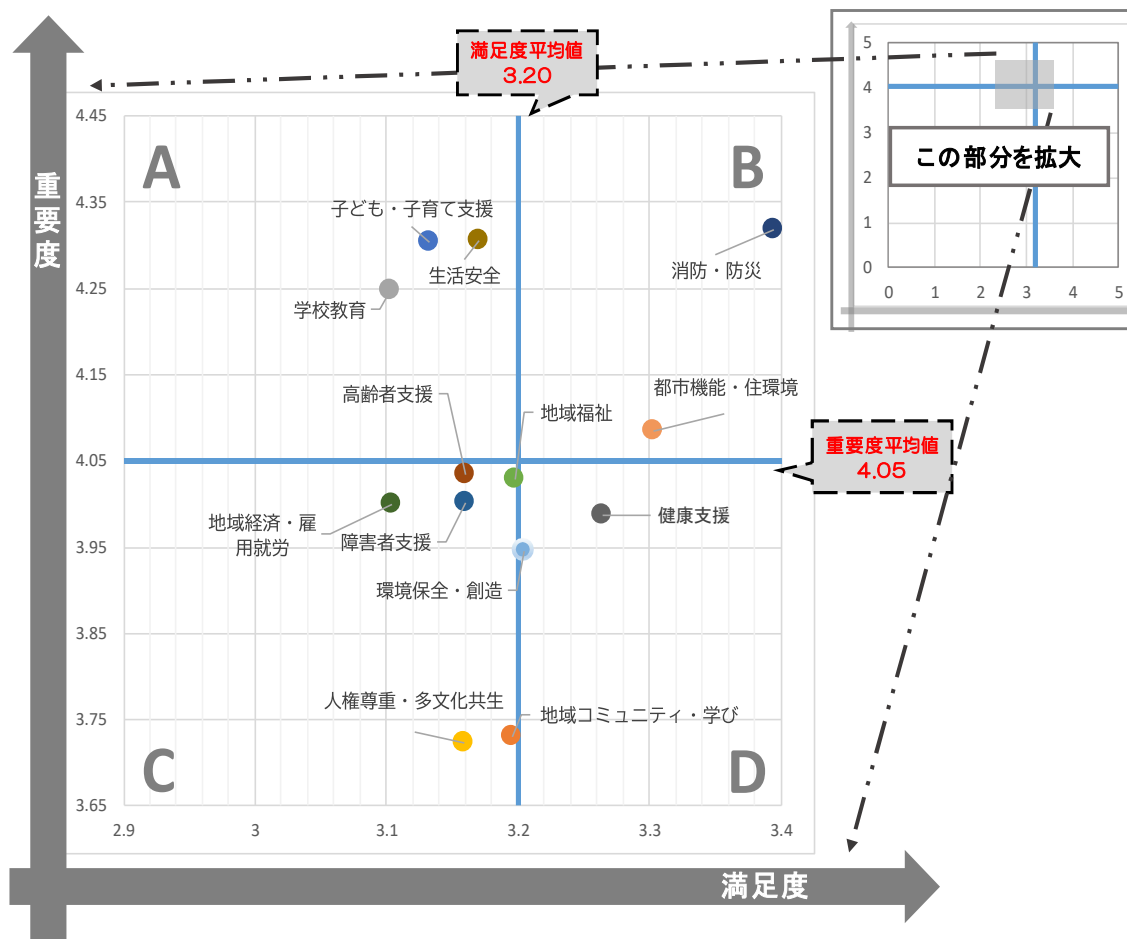
全13施策の平均値	重要度 4.05(前年4.06)、満足度 3.20(前年3.16)
重要度と満足度の乖離が大きい主な施策	生活安全(乖離幅1.13)、子ども・子育て支援(乖離幅1.17) 学校教育(乖離幅1.15)、

施策名	重要度	満足度	乖離幅	施策名	重要度	満足度	乖離幅
1 地域コミュニティ・学び	3.73	3.20	0.54	8 健康支援	3.99	3.26	0.72
2 人権尊重・多文化共生	3.72	3.16	0.56	9 生活安全	4.30	3.17	1.13
3 学校教育	4.25	3.10	1.15	10 消防・防災	4.32	3.39	0.92
4 子ども・子育て支援	4.30	3.13	1.17	11 地域経済・雇用就労	4.00	3.10	0.90
5 地域福祉	4.03	3.20	0.83	12 環境保全・創造	3.95	3.20	0.74
6 障害者支援	4.00	3.16	0.84	13 都市機能・住環境	4.08	3.30	0.78
7 高齢者支援	4.03	3.16	0.87	平均値	4.05	3.20	

● 傾向区分

市民意識調査の結果から、全13施策を重要度の平均点(4.05点)と満足度の平均点(3.20点)を軸として、4つの傾向(A～D)に区分しています。

【市民意識調査における13施策の分布と傾向区分】



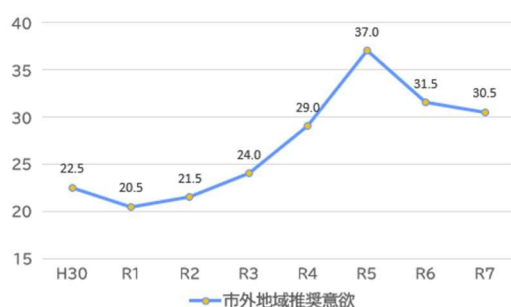
- | | |
|---------------------|---------------------|
| A 重要度：平均以上、満足度：平均未満 | B 重要度：平均以上、満足度：平均以上 |
| C 重要度：平均未満、満足度：平均未満 | D 重要度：平均未満、満足度：平均以上 |

《参考資料》

市外地域推奨意欲とあまらぶ指数

(1) 市外地域推奨意欲の推移

令和7年度の市外地域推奨意欲は前年度と比較して低下したものの、指標設定当初からの上昇傾向は維持しています。また、本市を勧めたくないと回答した市外の方の理由を見ると、「悪いイメージがある」や「治安が悪い」という従前から多かった回答は減少していることから、本市のイメージに改善傾向が見られます。

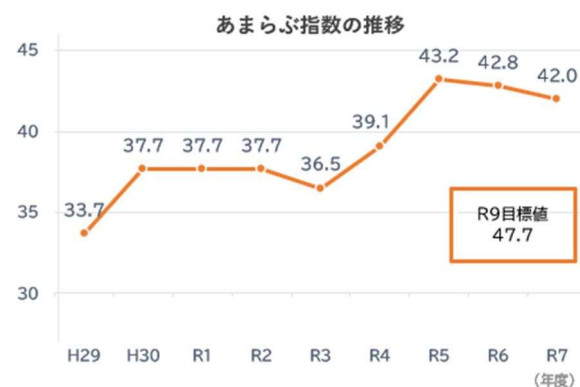
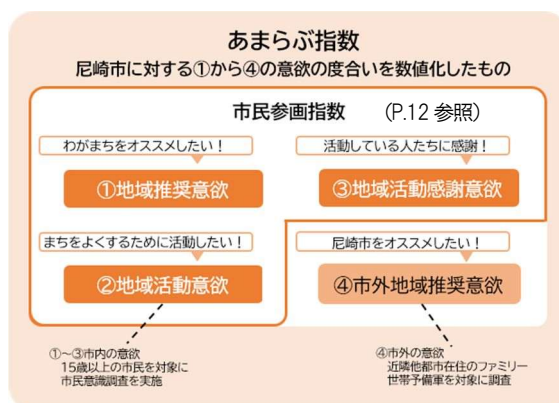


市外地域推奨意欲				
年度	指数	低い	普通	高い
H29	18.0	71%	22%	7%
R6	31.5	53%	31%	16%
R7	30.5	55%	30%	16%
R7-R6	▲1.0	2%	▲1%	0%

※「低い・普通・高い」の構成比(%)は小数第1位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

(2) あまらぶ指数

あまらぶ指数とは、総合指標のひとつである市民参画指数(P.12)を構成する3つの意欲に、「市外地域推奨意欲」を加えて平均したもので、シティプロモーションの成果指標として設定し、進捗を確認していくものです。



令和7年度の「あまらぶ指数」は42.0(前年度比▲0.8ポイント)となっています。

引き続き、各種広報媒体を連携させた効果的な情報発信に取り組むとともに、市外の方が情報を取得しやすいソーシャルメディア等を積極的に活用することで、「あまらぶ指数」を構成する各意欲の向上につなげていきます。

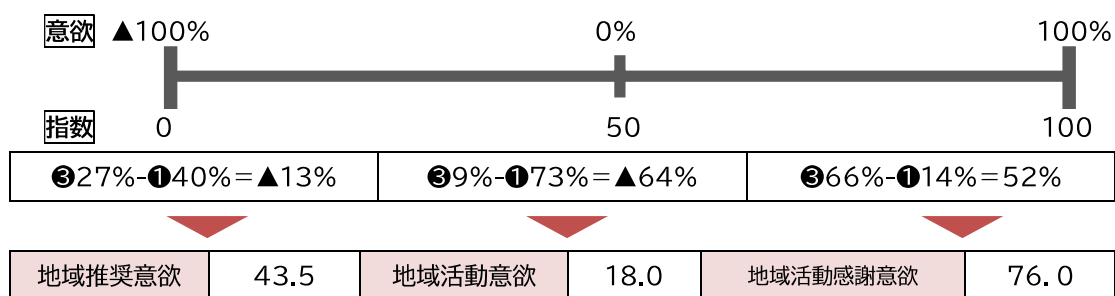
市民参画指数・あまらぶ指数の考え方

■市民参画指数

- ①市民意識調査において、「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」の3つの意欲を短時間で変化を捉えやすいよう、0～10の11段階でお伺いし、回答の0～5を「低い」、6、7を「普通」、8～10を「高い」と分類する。

地域推奨意欲			地域活動意欲			地域活動感謝意欲		
①低い	0～5	40%	①低い	0～5	73%	①低い	0～5	14%
②普通	6、7	33%	②普通	6、7	18%	②普通	6、7	19%
③高い	8～10	27%	③高い	8～10	9%	③高い	8～10	66%

- ②意欲が「高い」から「低い」を差し引き、▲100%の場合を「0」、0%を「50」、100%を「100」とする段階的な数値で表す。



- ③3つの意欲の平均を市民参画指数とする。

市民参画指数	45.8
--------	------

■あまらぶ指数

令和7年度ネットアンケート調査結果より

- ①市外在住のファミリー世帯予備軍を対象としたネットアンケート調査において、本市のまちづくりに共感する方へ「尼崎の魅力を誰かに勧めたい」という意欲をお伺いし、市民参画指数と同様に分類、差を算出し、その結果を段階的な数値で表す。

市外地域推奨意欲		
①低い	0～5	55%
②普通	6、7	30%
③高い	8～10	16%
③16%-①55%=▲39%		

- ②市民の「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」に市外の方の「市外地域推奨意欲」を加え、平均したものを「あまらぶ指数」とする。

市外地域推奨意欲	30.5
----------	------

あまらぶ指数(令和7年度)	
(地域推奨意欲43.5+地域活動意欲18.0+地域活動感謝意欲76.0 +市外地域推奨意欲30.5)÷4	42.0

※東海大学 河井孝仁教授が提唱する「地域参画総量」を参考に設定

■目標値の考え方

市民及び市外の方の意欲が、「5（低い）」から「6（普通）」となった場合の数値を目指す。

(このページは白紙です。)

《参考資料》
施策別事務事業一覧表

【施策別事務事業一覧表の見方】

施策01 【地域コミュニティ・学び】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進	1	I940	市制110周年記念プロジェクト事業費	地域協働局	9
	2	IE1I	みんなの尼崎大学事業費	地域協働局	10
	3	IE1M	地域団体活動促進事業費	地域協働局	11
	4	IE1P	あまがさきチャレンジまちづくり事業費	地域協働局	12
	5	IE1R	あまがさき市民まつり事業補助金	地域協働局	13
	6	IE1W	尼崎市社会福祉協議会補助金	地域協働局	14
	7	IE22	地域資源情報公開システム事業費	地域協働局	15
	8	IE23	特定非営利活動促進事業費	地域協働局	16
	9	IE2Q	中央地区学びと活動推進事業費	地域協働局	17
	10	IE2R	小田地区学びと活動推進事業費	地域協働局	18
	11	IE2S	大庄地区学びと活動推進事業費	地域協働局	19
	12	IE2T	立花地区学びと活動推進事業費	地域協働局	20
	13	IE2U	武庫地区学びと活動推進事業費	地域協働局	21
	14	IE2V	園田地区学びと活動推進事業費	地域協働局	22
	15	IE3D	大庄西中学校跡地整備事業費	地域協働局	23
	16	BZ25	学社連携推進事業費	教育委員会事務局	24
	17	MBZ41	成人教育事業費	教育委員会事務局	25
	18	BZ5K	PTA連合会等補助金	教育委員会事務局	26
	19	C11A	図書館行事事業費	教育委員会事務局	27
	20	C11K	障がい者等サービス事業費	教育委員会事務局	28
	21	C12I	図書等購入事業費	教育委員会事務局	29
	22	C12A	図書館サービス網関係事業費	教育委員会事務局	30
	23	C12K	図書館資料整理事業費	教育委員会事務局	31
	24	IE1U	園田東会館指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	25	IE1V	集会施設等関係事業費	地域協働局	—
	26	IE21	社協会館解体関係事業費(債務負担分を含む。)	地域協働局	—
	27	IE24	特定非営利活動促進基金積立金	地域協働局	—
	28	IE2W	中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	29	IE2X	小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	30	IE2Y	大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	31	IE2Z	立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	32	IE30	武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	33	IE31	園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	34	IE32	中央生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	35	IE33	小田生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	36	IE34	大庄生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	37	IE35	立花生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	38	IE36	武庫生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	39	IE37	園田生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	40	IE3B	生涯学習プラザ等整備事業費	地域協働局	—
	41	C12S	北図書館指定管理者選定委員会関係事業費	教育委員会事務局	—
	42	C12V	北図書館指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	—
	43	C13I	図書館施設整備事業費	教育委員会事務局	—
	44	C13F	図書館施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—

当該施策に関連する事業を展開方向ごとに記載しています。

事務事業シートの掲載ページを示しています。「—」の事業は事務事業シートを作成していない事業です。詳細は5ページの「事務事業シートの作成」をご確認ください。

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
812	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
6,581	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,946	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,935	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,500	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
142,166	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,635	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
10,210	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,547	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
845	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,174	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,068	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,538	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,095	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
55,406	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,097	403	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
74	403	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
340	405	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
341	405	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
114	405	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
37,093	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
24,117	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
398	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
12,218	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
11,805	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
301,445	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
10,314	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
68,844	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
56,230	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
49,215	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
58,556	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
57,093	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
50,644	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,186	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
6,590	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,314	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,460	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
7,784	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,231	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
46,220	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
104,690	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
29,132	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
78,732	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費

令和7年度の事業費
(決算額)を記載してい
ます。(人件費を除く。)

当該事業の決算事項別
明細書における記載
ページを示しています。

施策別事務事業一覧表

施策01 【地域コミュニティ・学び】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進	1	1940	市制110周年記念プロジェクト事業費	地域協働局	9
	2	1E1I	みんなの尼崎大学事業費	地域協働局	10
	3	1E1M	地域団体活動促進事業費	地域協働局	11
	4	1E1P	あまがさきチャレンジまちづくり事業費	地域協働局	12
	5	1E1R	あまがさき市民まつり事業補助金	地域協働局	13
	6	1E1W	尼崎市社会福祉協議会補助金	地域協働局	14
	7	1E22	地域資源情報公開システム事業費	地域協働局	15
	8	1E23	特定非営利活動促進事業費	地域協働局	16
	9	1E2Q	中央地区学びと活動推進事業費	地域協働局	17
	10	1E2R	小田地区学びと活動推進事業費	地域協働局	18
	11	1E2S	大庄地区学びと活動推進事業費	地域協働局	19
	12	1E2T	立花地区学びと活動推進事業費	地域協働局	20
	13	1E2U	武庫地区学びと活動推進事業費	地域協働局	21
	14	1E2V	園田地区学びと活動推進事業費	地域協働局	22
	15	1E3D	大庄西中学校跡地整備事業費	地域協働局	23
	16	BZ25	学社連携推進事業費	教育委員会事務局	24
	17	BZ41	成人教育事業費	教育委員会事務局	25
	18	BZ5K	PTA連合会等補助金	教育委員会事務局	26
	19	C11A	図書館行事業費	教育委員会事務局	27
	20	C11K	障がい者等サービス事業費	教育委員会事務局	28
	21	C12I	図書等購入事業費	教育委員会事務局	29
	22	C12A	図書館サービス網関係事業費	教育委員会事務局	30
	23	C12K	図書館資料整理事業費	教育委員会事務局	31
	24	1E1U	園田東会館指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	25	1E1V	集会施設等関係事業費	地域協働局	—
	26	1E21	社協会館解体関係事業費(債務負担分を含む。)	地域協働局	—
	27	1E24	特定非営利活動促進基金積立金	地域協働局	—
	28	1E2W	中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	29	1E2X	小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	30	1E2Y	大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	31	1E2Z	立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	32	1E30	武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	33	1E31	園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	34	1E32	中央生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	35	1E33	小田生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	36	1E34	大庄生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	37	1E35	立花生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	38	1E36	武庫生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	39	1E37	園田生涯学習プラザ管理運営事業費	地域協働局	—
	40	1E3B	生涯学習プラザ等整備事業費	地域協働局	—
	41	C12S	北図書館指定管理者選定委員会関係事業費	教育委員会事務局	—
	42	C12V	北図書館指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	—
	43	C131	図書館施設整備事業費	教育委員会事務局	—
	44	C13F	図書館施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
(2)まちの魅力を高める文化芸術活動の推進	45	1F1A	尼崎市文化振興財団補助金	地域協働局	32
	46	1F1E	文化芸術推進事業費	地域協働局	33
	47	1F14	文化ビジョン事業費	地域協働局	—
	48	1F1J	総合文化センター耐震化事業費(債務負担分)	地域協働局	—
	49	1F1M	文化振興基金積立金	地域協働局	—
(3)歴史遺産の継承と学びの充実	50	C51A	文化財保護啓発事業費	教育委員会事務局	34
	51	C51N	歴史博物館資料保存事業費	教育委員会事務局	35
	52	C521	歴史博物館展示事業費	教育委員会事務局	36
	53	C522	文化財保存活用地域計画策定事業費	教育委員会事務局	37
	54	C529	歴史博物館教育普及事業費	教育委員会事務局	38
	55	C52A	あまがさきアーカイブズ推進事業費	教育委員会事務局	39
	56	C52D	歴史的公文書等管理・公開事業費	教育委員会事務局	40
	57	C52E	MLA連携推進事業費	教育委員会事務局	41
	58	C532	田能資料館展示事業費	教育委員会事務局	42

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
812	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
6,581	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,946	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,935	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,500	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
142,166	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,635	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
10,210	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,547	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
845	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,174	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,068	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,538	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,095	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
55,406	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,097	403	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
74	403	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
340	405	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
341	405	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
114	405	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
37,093	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
24,117	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
398	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
12,218	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
11,805	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
301,445	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
10,314	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
68,844	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
56,230	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
49,215	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
58,556	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
57,093	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
50,644	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,186	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
6,590	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,314	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,460	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
7,784	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,231	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
46,220	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
104,690	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
29,132	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
78,732	407	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
283,959	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
23,147	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
343	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
16,817	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
2,929	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
9,552	409	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
938	409	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
3,913	409	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
3,386	409	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
449	409	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
1,782	409	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
2,590	411	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
833	411	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
383	411	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費

施策01【地域コミュニティ・学び】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(3)歴史遺産の継承と学 びの充実	59	C53B	田能資料館教育普及事業費	教育委員会事務局	43
	60	C52K	歴史博物館維持管理事業費	教育委員会事務局	—
	61	C52S	文化財保存活用基金積立金	教育委員会事務局	—
	62	C53J	田能資料館維持管理事業費	教育委員会事務局	—
	63	C53Q	田能資料館施設整備事業費	教育委員会事務局	—
(4)スポーツに親しむ機会 の充実	64	CA1A	「スポーツのまち尼崎」促進事業費	教育委員会事務局	44
	65	CA1D	地域クラブ活動推進事業費	教育委員会事務局	45
	66	CA2A	体力・健康づくり促進事業費	教育委員会事務局	46
	67	CA3I	生涯スポーツ・レクリエーション事業費	教育委員会事務局	47
	68	CA3K	市民スポーツ振興事業費	教育委員会事務局	48
	69	CA4I	スポーツ大会事業費	教育委員会事務局	49
	70	CA4K	学校開放事業費	教育委員会事務局	50
	71	CA5K	体育協会等補助金	教育委員会事務局	51
	72	CA4V	地区体育館等指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	—
	73	CA4W	健康ふれあい体育館指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	—
	74	CA5I	地区体育館等施設運営事業費	教育委員会事務局	—
	75	CA52	健康ふれあい体育館施設運営事業費	教育委員会事務局	—
	76	CA5A	地区体育館整備事業費	教育委員会事務局	—
	77	CA5C	健康ふれあい体育館整備事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	—
	78	CA5E	園田体育館予防保全事業費	教育委員会事務局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
553	411	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
26,156	411	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
6,568	411	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
4,440	411	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
5,498	411	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
7,737	419	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
24,422	419	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
28,926	421	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
334	421	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
2,814	421	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
9,925	421	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
182,909	421	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
11,334	423	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
241,645	421	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
51,010	421	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
9,869	423	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
2,235	423	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
123,047	423	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
20,767	423	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
8,766	423	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費

施策別事務事業一覧表

施策02【人権尊重・多文化共生】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)地域における人権尊重の取組の推進	1	3935	人権啓発事業費	地域協働局	53
	2	3937	平和啓発推進事業費	地域協働局	54
	3	393A	人権啓発活動地方委託事業費	地域協働局	55
	4	394A	尼崎人権啓発協会補助金	地域協働局	56
	5	BZ4A	人権啓発活動事業費	教育委員会事務局	57
	6	BZ4K	人権啓発リーダー育成事業費	教育委員会事務局	58
	7	382M	地域総合センター上ノ島指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	8	382N	地域総合センター神崎指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	9	382P	地域総合センター水堂指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	10	382Q	地域総合センター今北指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	11	382R	地域総合センター南武庫之荘指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	12	382S	地域総合センター塚口指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
	13	383A	地域総合センター整備事業費	地域協働局	—
(2)人権に関する相談体制と支援の充実	14	102F	姉妹・友好都市等交流関係事業費	地域協働局	59
	15	104G	多文化共生社会推進事業費	地域協働局	60
	16	1B2I	朝鮮人学校就学補助金	地域協働局	61
	17	1D1S	男女共同参画社会づくり関係事業費	地域協働局	62
	18	1D48	女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業費	地域協働局	—
(3)学校園などにおける人権教育の推進	—	B22K	【再掲】多文化共生支援事業費	教育委員会事務局	98
	—	B25J	【再掲】情報モラル向上支援事業費	教育委員会事務局	103
	—	B27L	【再掲】こころの教育推進事業費	教育委員会事務局	105
(4)市職員・教職員などへの人権教育の推進	—	B31A	【再掲】教職員研修事業費	教育委員会事務局	108
	—	171A	【再掲】研修事業費	総務局	529

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
8,441	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
89	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
1,622	213	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
38,918	213	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
3,106	403	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
727	405	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
43,106	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
42,265	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
49,330	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
47,430	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
52,159	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
46,905	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
11,550	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
3,053	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
4,872	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
6,460	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	70 諸費
4,895	157	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	80 女性センター費
64,515	157	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	80 女性センター費
11,790	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
513	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,109	379	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
3,567	381	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
12,236	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	50 研修費

施策別事務事業一覧表
施策03【学校教育】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)確かな学力の保証と 健やかな体づくり	1	3D8P	学びと育ち研究所運営事業費	こども青少年局	66
	2	B21B	あまっ子ステップ・アップ調査事業費	教育委員会事務局	67
	3	B22A	児童生徒文化充実支援事業費	教育委員会事務局	68
	4	B23P	小学校体験活動事業費	教育委員会事務局	69
	5	B24A	課外クラブ関係事業費	教育委員会事務局	70
	6	B24K	尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費	教育委員会事務局	71
	7	B25K	キャリア教育推進事業費	教育委員会事務局	72
	8	B27I	トライやる・ウィーク推進事業費	教育委員会事務局	73
	9	B272	授業力向上支援事業費	教育委員会事務局	74
	10	B273	学習支援事業費	教育委員会事務局	75
	11	B276	英語教育推進事業費	教育委員会事務局	76
	12	B277	英語コミュニケーション事業費	教育委員会事務局	77
	13	B279	読書力向上事業費	教育委員会事務局	78
	14	B27J	社会力育成事業費	教育委員会事務局	79
	15	B32K	教育情報収集・提供事業費	教育委員会事務局	80
	16	B33I	調査研究・教材開発事業費	教育委員会事務局	81
	17	B332	デジタル採点システム活用事業費	教育委員会事務局	82
	18	C91A	学校保健関係事業費	教育委員会事務局	83
	19	C91K	児童生徒幼児健康診断事業費	教育委員会事務局	84
	20	C93I	学校体育関係事業費	教育委員会事務局	85
	21	C932	体力向上事業費	教育委員会事務局	86
	22	CD2I	小学校給食関係事業費	教育委員会事務局	87
	23	CD25	中学校給食関係事業費	教育委員会事務局	88
	24	CD26	学校給食食育推進事業費	教育委員会事務局	89
	25	CD3I	学校給食費徴収管理関係事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	90
	26	CD39	給食調理業務委託関係事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	91
	27	CD3D	定時制高等学校等給食事業費	教育委員会事務局	92
	28	CD3L	食育フェア開催事業費	教育委員会事務局	93
	29	CE1A	給食物資調達関係事業費	教育委員会事務局	94
	30	K01A	大学生奨学金(神崎製紙育英資金) 21人	総務局	95
	31	K01B	大学生奨学金(「あましん」育英資金) 18人	総務局	96
	32	K01K	大学院生奨学金(澤水育英資金) 4人	総務局	97
	33	BA1A	小学校教材費	教育委員会事務局	—
	34	BF1A	中学校教材費	教育委員会事務局	—
	35	BL1A	全日制高等学校教材費	教育委員会事務局	—
	36	BM1A	定時制高等学校教材費	教育委員会事務局	—
	37	BR1A	幼稚園教材費	教育委員会事務局	—
	38	BV1A	特別支援学校教材費	教育委員会事務局	—
	39	CD2H	学校給食センター整備運営事業費(債務負担分)	教育委員会事務局	—
	40	CE2I	学校給食費調整基金積立金	教育委員会事務局	—
	41	KA1A	育英事業基金積立金	総務局	—
(2)個に寄り添った教育の 推進	42	B22K	多文化共生支援事業費	教育委員会事務局	98
	43	B25E	学びの多様化学校設置準備事業費	教育委員会事務局	99
	44	B25G	不登校対策事業費	教育委員会事務局	100
	45	B25H	教育支援室運営事業費	教育委員会事務局	101
	46	B25I	学校支援専門家派遣事業費	教育委員会事務局	102
	47	B25J	情報モラル向上支援事業費	教育委員会事務局	103
	48	B26I	特別支援教育推進事業費	教育委員会事務局	104
	49	B27L	こころの教育推進事業費	教育委員会事務局	105
	50	B27M	心の教育相談事業費	教育委員会事務局	106
	51	B27O	特別支援教育サポートシステム事業費	教育委員会事務局	107
	52	B31A	教職員研修事業費	教育委員会事務局	108
	53	B35A	療養児等学習支援事業費	教育委員会事務局	109
	54	BV2A	スクールバス運転業務委託等事業費	教育委員会事務局	110
	55	BV2B	看護師派遣業務委託事業費	教育委員会事務局	111
	56	3D9O	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会運営事業費	こども青少年局	—
	57	B262	インクルーシブ教育システム検討事業費	教育委員会事務局	—
	58	BG23	学びの多様化学校施設整備事業費	教育委員会事務局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
940	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
29,529	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
4,304	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
96,489	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
16,972	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
11,125	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
9,522	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
12,885	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
4,960	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
92,615	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
51,020	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
10,835	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
3,308	379	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
8,582	379	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
668	381	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
243	381	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
5,107	381	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
1,592	417	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
40,173	417	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
14,190	419	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
1,254	419	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
3,485	415	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
4,857	415	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
137	415	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
23,794	415	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
975,339	415	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
4,473	415	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
283	417	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
1,678,869	417	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	09 学校給食物資調達費
7,560	477	25 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費
6,480	477	25 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費
1,440	477	25 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費
246,072	387	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
196,620	389	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費
44,735	393	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
12,355	395	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	15 定時制高等学校管理費
15,997	397	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
6,995	401	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
533,394	415	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
76	417	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	09 学校給食物資調達費
6,109	477	25 育英事業費	10 基金積立金	05 基金積立金	05 育英事業基金積立金
11,790	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
57,688	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
2,549	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
22,212	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
603	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
513	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,331	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,109	379	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
7,138	379	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
15,026	379	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
3,567	381	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
52	383	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
88,151	401	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
55,290	401	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
3	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
331	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
319,346	393	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費

施策03 【学校教育】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(3)他者とつながる学校 園づくり	59	B23V	就学前教育ビジョン推進事業費	教育委員会事務局	112
	60	B251	尼崎高等学校体育科野外活動等事業費	教育委員会事務局	113
	61	B252	尼崎高等学校特色づくり推進事業費	教育委員会事務局	114
	62	B25A	のびよにっ子健全育成事業費	教育委員会事務局	115
	63	B25L	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費	教育委員会事務局	116
	64	B25R	琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業費	教育委員会事務局	117
	65	B278	尼崎歴史探検(AMATAN)事業費	教育委員会事務局	118
	66	B28E	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)推進事業費	教育委員会事務局	119
	67	B336	育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業費	教育委員会事務局	120
	68	BR1L	市立幼稚園一時預かり事業費	教育委員会事務局	121
	69	BR1N	市立幼稚園通園対策事業費	教育委員会事務局	122
	70	BZ5E	青少年健全育成啓発事業費	教育委員会事務局	123
	71	BZ5H	少年補導活動事業費	教育委員会事務局	124
	72	B42M	子育て支援施設等利用給付費	こども青少年局	—
(4)良好な教育環境の確 保	73	B31N	未来の学び研究事業費	教育委員会事務局	125
	74	B34K	学校情報通信ネットワークシステム関係事業費	教育委員会事務局	126
	75	B34L	教育ICT環境整備事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	127
	76	B41K	要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費	教育委員会事務局	128
	77	B41N	準要保護児童生徒就学援助給食費扶助費	教育委員会事務局	129
	78	B41P	要保護・準要保護児童生徒就学援助医療費扶助費	教育委員会事務局	130
	79	B43A	修学援助金交付金	教育委員会事務局	131
	80	BA21	小学校情報教育推進事業費	教育委員会事務局	132
	81	BF21	中学校情報教育推進事業費	教育委員会事務局	133
	82	BL1N	全日制高等学校情報教育推進事業費	教育委員会事務局	134
	83	BL21	尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業費	教育委員会事務局	135
	84	BV21	特別支援学校情報教育推進事業費	教育委員会事務局	136
	85	C92K	学校安全関係事業費	教育委員会事務局	137
	86	C94A	学校災害見舞金	教育委員会事務局	138
	87	BA22	就学システム関係事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	—
	88	BA31	小学校施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
	89	BB1A	小学校バリアフリー化推進事業費	教育委員会事務局	—
	90	BB1K	小学校特別支援学級教室整備事業費	教育委員会事務局	—
	91	BB21	小学校施設整備事業費	教育委員会事務局	—
	92	BF22	就学システム関係事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	—
	93	BF2A	中学校施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
	94	BG1A	中学校バリアフリー化推進事業費	教育委員会事務局	—
	95	BG21	中学校施設整備事業費	教育委員会事務局	—
	96	BL2A	全日制高等学校施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
	97	BM21	定時制高等学校施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
	98	BN1A	高等学校施設整備事業費	教育委員会事務局	—
	99	BR1K	幼稚園施設整備事業費	教育委員会事務局	—
	100	BR2K	幼稚園施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
	101	BV31	特別支援学校施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
	102	C93A	学校環境衛生管理関係事業費	教育委員会事務局	—
	103	C94K	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	教育委員会事務局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
4,469	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
3,454	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
5,298	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
208	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
12,171	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,663	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
6,893	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
30	379	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
5,260	381	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
94	399	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
149	399	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
71	405	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
12,478	405	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
430,429	383	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
3,892	381	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
44,638	383	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
2,260,576	383	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
177,622	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
215,076	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
1,014	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
1,657	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
7,366	387	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
3,256	391	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費
4,027	395	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
22,059	395	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
180	401	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
39,875	417	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
150	419	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
48,103	387	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
912,002	387	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
7,702	389	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費
28,122	389	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費
1,242,620	389	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費
24,041	391	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費
404,023	391	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費
65,038	391	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費
417,676	391	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費
179,448	395	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
20,641	395	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	15 定時制高等学校管理費
211,570	397	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	20 学校建設費
49,858	399	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
32,262	399	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
35,024	401	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
103,685	419	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
30,845	419	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費

施策別事務事業一覧表

施策04【子ども・子育て支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)安全に安心して産み 育てることができる環境づ くり	1	3D48	母子家庭等自立支援給付金事業費	こども青少年局	142
	2	3D4A	乳幼児等医療費助成事業費	保健局	143
	3	3D4K	母子家庭等医療費助成事業費	保健局	144
	4	3D4M	こども医療費助成事業費	保健局	145
	5	3D71	交通遺児激励事業費	こども青少年局	146
	6	3D78	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども青少年局	147
	7	3D7D	子育てサークル育成事業費	こども青少年局	148
	8	3D7G	ファミリーサポートセンター運営事業費	こども青少年局	149
	9	3D7L	フリースクール等利用支援補助金	教育委員会事務局	150
	10	3D83	子どもの居場所推進事業費	こども青少年局	151
	11	3D87	あまがさきキッズサポーターズ支援事業費	こども青少年局	152
	12	3D88	「こども安全・安心・便利」情報提供事業費	こども青少年局	153
	13	3F1E	母子家庭等地域生活支援事業費	こども青少年局	154
	14	3Z1S	地域組織活動育成事業補助金	こども青少年局	155
	15	4515	乳幼児健康診査事業費	保健局	156
	16	4521	母子保健相談指導事業費	保健局	157
	17	4522	妊産婦健診事業費	保健局	158
	18	4525	不妊・不育症支援事業費	保健局	159
	19	4526	こんにちは赤ちゃん事業費	保健局	160
	20	4527	育児支援専門員派遣事業費	保健局	161
	21	4528	産後ケア事業費	保健局	162
	22	4529	産前産後ヘルパー派遣事業費	保健局	163
	23	452R	母子歯科保健対策事業費	保健局	164
	24	4530	新生児聴覚検査事業費	保健局	165
	25	4531	母子健康手帳作成事業費	保健局	166
	26	303K	すこやかブラザ指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	—
	27	303M	すこやかブラザ指定管理関係経費	こども青少年局	—
	28	3D41	児童手当給付関係事業費	こども青少年局	—
	29	3D45	児童扶養手当給付関係事業費	こども青少年局	—
	30	3D90	赤ちゃんの駅事業費	こども青少年局	—
	31	3D9V	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計繰出金	こども青少年局	—
	32	3DA2	物価高対応子育て応援手当支給関係事業費	こども青少年局	—
	33	452A	養育医療給付事業費	保健局	—
	34	4555	妊婦のための支援給付関係事業費	保健局	—
	35	U52A	貸付関係事務経費	こども青少年局	—
	36	U54A	母子父子寡婦貸付システム運用事業費	こども青少年局	—
	37	UA2A	母子父子福祉資金貸付金	こども青少年局	—
(2)子育てと仕事の調和 の実現に向けた環境づく り	38	3D2K	病児病後児保育事業費	こども青少年局	167
	39	3D80	地域型保育事業従事者研修等事業費	こども青少年局	168
	40	3D8E	医療的ケア児保育事業費	こども青少年局	169
	41	3D8H	保育の質の向上事業費	こども青少年局	170
	42	3D93	保育料納付環境整備事業費	こども青少年局	171
	43	3G1K	公立保育所運営事業費	こども青少年局	172
	44	3G21	公立保育所地域子育て支援事業費	こども青少年局	173
	45	3G23	一時預かり事業費(公立分)	こども青少年局	174
	46	3G2A	延長保育事業費(公立分)	こども青少年局	175
	47	3G2K	公立保育所地域活動事業費	こども青少年局	176
	48	3G2Q	食育推進事業費	こども青少年局	177
	49	3L1C	一時預かり事業補助金	こども青少年局	178
	50	3L1D	法人保育施設等特別保育事業等補助金	こども青少年局	179
	51	3L1E	法人保育施設等児童検診助成事業補助金	こども青少年局	180
	52	3L1F	経験ある保育士配置促進事業補助金	こども青少年局	181
	53	3L1G	児童福祉施設運営支援事業補助金	こども青少年局	182
	54	3L1I	保育定員弾力化緊急支援事業費	こども青少年局	183
	55	3L1K	保育環境改善事業費	こども青少年局	184

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
51,783	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,017,901	213	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
97,686	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
703,629	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
172	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
163	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
450	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
22,558	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
4,882	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,312	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
60,549	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,795	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,716	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	15 母子福祉費
450	249	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
28,536	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
5,577	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
372,146	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
2,927	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
683	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
3,957	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
64,278	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
4,216	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
10,396	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
78	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
2,069	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
52,586	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
34,540	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
9,037,172	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,898,807	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
78	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,457	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,266,829	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
33,488	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
366,472	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
187	503	53 母子父子孫縁福祉資金貸付事業費	05 貸付事業費	05 貸付事業費	05 一般管理費
1,270	503	53 母子父子孫縁福祉資金貸付事業費	05 貸付事業費	05 貸付事業費	05 一般管理費
11,035	503	53 母子父子孫縁福祉資金貸付事業費	05 貸付事業費	05 貸付事業費	10 貸付費
43,857	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
325	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
8,110	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
9,525	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,391	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
123,945	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
174	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
1,608	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
1,184	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
300	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
176	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
71,192	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
591,996	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
16,481	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
6,450	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
39,235	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
2,553	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
5,613	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費

施策04 【子ども・子育て支援】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(2)子育てと仕事の調和 の実現に向けた環境づく り	56	3L1M	実費徴収に係る補足給付事業費	こども青少年局	185
	57	3L1N	保育士確保事業費	こども青少年局	186
	58	3L1O	保育士宿舍借り上げ支援事業費	こども青少年局	187
	59	3L1P	賃貸物件による保育所等整備支援事業費	こども青少年局	188
	60	3L1Q	保育士奨学金返済支援事業補助金	こども青少年局	189
	61	3L1R	尼崎市保育士・保育所支援センター運営事業費	こども青少年局	190
	62	3L1S	保育体制強化事業費	こども青少年局	191
	63	3L1W	医療的ケア児保育支援事業費	こども青少年局	192
	64	3L2B	教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費	こども青少年局	193
	65	3L2C	保育補助者雇上強化事業費	こども青少年局	194
	66	3L2E	保育業務体験事業費	こども青少年局	195
	67	3Z1A	児童ホーム運営事業費	こども青少年局	196
	68	3Z1M	児童育成環境整備事業費	こども青少年局	197
	69	3Z1Q	放課後児童健全育成事業所運営費補助金	こども青少年局	198
	70	3Z1W	教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費	こども青少年局	199
	71	B42R	児童検診助成事業費	こども青少年局	200
	72	B42T	実費徴収に係る補足給付事業費	こども青少年局	201
	73	B42X	幼稚園型一時預かり事業費補助金	こども青少年局	202
	74	B430	認定こども園特別支援教育経費補助金	こども青少年局	203
	75	B436	教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費	こども青少年局	204
	76	3D9K	子ども・子育て支援制度システム運用事業費	こども青少年局	—
	77	3D9L	保育所入所事務AI活用事業費	こども青少年局	—
	78	3D9Z	こども誰でも通園制度準備事業費	こども青少年局	—
	79	3G1A	公立保育所維持管理事業費	こども青少年局	—
	80	3G2V	公立保育所施設整備事業費	こども青少年局	—
	81	3G3K	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	こども青少年局	—
	82	3L1A	施設型給付費	こども青少年局	—
	83	3L1B	地域型保育給付費	こども青少年局	—
	84	3L1L	子育て支援施設等利用給付費	こども青少年局	—
	85	3L1Z	保育料軽減事業費	こども青少年局	—
	86	3Z1J	児童ホーム整備事業費	こども青少年局	—
	87	3Z1P	児童ホーム維持管理事業費	こども青少年局	—
	88	B132	子ども・子育て支援制度関係事業費	こども青少年局	—
	89	B42Q	施設型給付費	こども青少年局	—
(3)すべての子どもが健 やかに育つ環境づくり	90	3D6K	兵庫県尼崎地区里親会補助金	こども青少年局	205
	91	3D72	子どもの育ち支援センター運営事業費	こども青少年局	206
	92	3D74	要保護・要支援児童等見守り強化事業費	こども青少年局	207
	93	3D76	要保護・要支援児童等居場所支援事業費	こども青少年局	208
	94	3D77	要保護・要支援児童等心理的ケア事業費	こども青少年局	209
	95	3D7A	ヤングケアラー支援事業費	こども青少年局	210
	96	3D7B	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	こども青少年局	211
	97	3D7F	子ども・子育て総合相談事業費	こども青少年局	212
	98	3D7H	発達相談支援事業費	こども青少年局	213
	99	3D7I	支援者サポート事業費	こども青少年局	214
	100	3D8K	子どものための権利擁護委員会運営事業費	こども青少年局	215
	101	3D8L	こどもの人権侵害に関する通報窓口運営事業費	こども青少年局	216
	102	3D8N	こども・若者意見聴取・意見表明事業費	こども青少年局	217
	103	3D8S	親子交流支援事業費	こども青少年局	218
	104	3DA3	教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費	こども青少年局	219
	105	3E31	子育て家庭ショートステイ事業費	こども青少年局	220
	106	3Y37	ユース相談支援事業費	こども青少年局	221
	107	3D5J	子どもサポート基金積立金	こども青少年局	—
	108	3D73	児童相談所設置準備事業費	こども青少年局	—
	109	3D75	子どもの育ち支援センター新館整備事業費(債務負担分を含む。)	こども青少年局	—
	110	3I1A	尼崎学園指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	—
(4)子どもたちの生きる力 をはぐくむ環境づくり	111	3Y17	20歳のセレモニー事業費	こども青少年局	222
	112	3Y1A	少年音楽隊事業費	こども青少年局	223
	113	3Y21	青少年活動事業費	こども青少年局	224
	114	3Y23	スポーツ少年団等補助金	こども青少年局	225
	115	3Y24	子ども・若者応援基金活用事業補助金	こども青少年局	226

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
930	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
9,567	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
148,933	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
29,523	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
4,301	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
5,152	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
65,783	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
10,512	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
33,366	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
99,986	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
169	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
113,556	247	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
41,606	249	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
194,856	249	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
1,865	249	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
145	383	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
13,040	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
113,833	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
13,348	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
4,073	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
5,243	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,540	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
251	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
116,377	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
51,653	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
464	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
12,959,107	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
2,159,812	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
139,412	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
49,590	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
7,015	247	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
17,678	249	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
263	367	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	10 事務局費
2,233,857	383	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
10	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
143,162	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
19,434	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
28,753	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
63	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
3,630	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
667	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
367	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
8,386	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
373	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
2,799	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
888	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
5,559	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
664	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
448	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
5,764	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	10 児童措置費
17,943	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
52,202	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
9,148	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,196,745	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
237,372	237	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	30 尼崎学園費
4,038	243	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
3,963	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
1,262	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
1,987	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
3,113	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費

施策04 【子ども・子育て支援】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(4)子どもたちの生きる力 をはぐくむ環境づくり	116	3Z1G	子ども会活動事業費	こども青少年局	227
	117	3Y22	子ども・若者応援基金積立金	こども青少年局	—
	118	3Y35	ユース交流センター指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	—
	119	3Y41	青少年いこいの家施設整備事業費(債務負担分を含む。)	こども青少年局	—
	120	3Y4A	青少年体育道場指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	—
	121	3Y4K	青少年体育道場指定管理関係経費	こども青少年局	—
	122	C41A	美方高原自然の家指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	—
	123	C41D	美方高原自然の家指定管理関係経費	教育委員会事務局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
2,658	247	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
27,885	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
49,597	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
178,341	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
1,651	247	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
19,222	247	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
149,226	413	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	30 美方高原自然の家費
943	413	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	30 美方高原自然の家費

施策別事務事業一覧表
施策05【地域福祉】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)「ささえあい」をはぐくむ人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり	1	301A	社会福祉功労者顕彰事業費	福祉局	229
	2	302B	地域福祉推進事業費	福祉局	230
	3	302C	支え合いの人づくり支援事業費	福祉局	231
	4	3043	更生保護活動促進事業費	福祉局	232
	5	30BA	社会福祉関係団体補助金	福祉局	233
	6	331F	地域高齢者福祉活動推進事業費	福祉局	234
	7	338M	高齢者等見守り安心事業費	福祉局	235
	8	30CM	中国残留邦人等地域生活支援事業費	福祉局	—
(2)誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	9	301K	民生児童協力委員関係事業費	福祉局	236
	10	302I	民生児童委員関係事業費	福祉局	237
	11	302D	権利擁護推進事業費	福祉局	238
	12	302L	重層的支援推進事業費	福祉局	239
	13	302O	ひきこもり等支援事業費	福祉局	240
	14	30CA	小災害見舞金	福祉局	241
	15	30CE	生活困窮者自立相談支援事業費	福祉局	242
	16	30CF	生活困窮者等就労準備支援事業費	福祉局	243
	17	30CG	生活困窮者学習支援事業費	福祉局	244
	18	30CH	地域居住支援事業費	福祉局	245
	19	30CJ	家計改善支援事業費	福祉局	246
	20	30CN	配偶者暴力等に関する支援事業費	福祉局	247
	21	30CP	一時生活支援事業費	福祉局	248
	22	3A1S	成年後見制度利用支援事業費	福祉局	249
	23	3O1K	生活保護安定運営対策等事業費	福祉局	250
	24	3O2B	福祉施設等物価高騰対策支援事業費	福祉局	251
	25	TJ2R	成年後見制度利用支援事業費	福祉局	252
	26	30A1	阪神福祉事業団負担金	福祉局	—
	27	30CL	中国残留邦人等生活支援給付事業費	福祉局	—
	28	30CU	地域福祉計画改定事業費	福祉局	—
	29	30ED	社会福祉法人指導監査等事業費	福祉局	—
	30	3E2A	助産施設措置費	福祉局	—
	31	3E2K	母子生活支援施設措置費	福祉局	—
	32	3O2I	生活保護システム等運用事業費(債務負担分を含む。)	福祉局	—
	33	3P1A	医療費等審査支払事務費	福祉局	—
	34	3P1K	要介護認定調査事務費	福祉局	—
	35	3P2I	救護施設措置費	福祉局	—
	36	3P25	日常生活支援住居施設委託事務費	福祉局	—
	37	3P2A	生活扶助費	福祉局	—
	38	3P2K	住宅扶助費	福祉局	—
	39	3P3I	教育扶助費	福祉局	—
	40	3P3A	医療扶助費	福祉局	—
	41	3P3K	介護扶助費	福祉局	—
	42	3P4I	出産扶助費	福祉局	—
	43	3P4A	生業扶助費	福祉局	—
	44	3P4K	葬祭扶助費	福祉局	—
	45	3P4Q	就労自立等給付金費	福祉局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
170	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
38,864	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
5,295	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
4,075	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
87,156	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
45,310	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
11,854	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
3,072	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
1,478	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
79,667	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
45,412	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
14,138	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
14,616	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
433	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
17,654	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
14,101	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
15,499	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
1,587	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
6,653	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
4,723	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
926	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
21,172	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
14,652	239	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	05 生活保護総務費
2,500	239	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	05 生活保護総務費
63,755	527	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
21,457	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
62,584	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
3,735	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
1,170	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
2,718	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	10 児童措置費
176,421	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	10 児童措置費
285,837	239	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	05 生活保護総務費
27,200	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
1,103	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
517,696	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
21,812	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
8,728,486	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
5,508,357	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
96,735	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
15,742,588	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
798,562	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
6,352	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
46,530	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
89,059	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
17,362	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費

施策別事務事業一覧表
施策06【障害者支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	1	3A1R	障害者(児)相談支援事業費	福祉局	255
	2	3A1U	重症心身障害者通園事業体制維持補助金	福祉局	256
	3	3A2A	日常生活用具給付事業費	福祉局	257
	4	3A31	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	福祉局	258
	5	3A3B	障害者(児)日中一時支援事業費	福祉局	259
	6	3A5K	障害者(児)医療費助成事業費	保健局	260
	7	3A5T	心身障害者相談事業費	福祉局	261
	8	3A61	心身障害者(児)対策事業費	福祉局	262
	9	3A71	障害者自立支援制度支給関係事業費	福祉局	263
	10	3A9R	障害者福祉ホーム事業補助金	福祉局	264
	11	3AB1	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	福祉局	265
	12	3ABB	集中的支援体制整備負担金	福祉局	266
	13	3A11	障害者(児)自立支援事業費	福祉局	—
	14	3A1A	自立支援医療等事業費	福祉局	—
	15	3A1A	自立支援医療等事業費	保健局	—
	16	3A1K	補装具交付・修理事業費	福祉局	—
	17	3A6A	障害者計画等策定事業費	福祉局	—
	18	3A6W	身体障害者手帳交付事業費	福祉局	—
	19	3A6X	障害福祉サービス事業者指定等事業費	福祉局	—
	20	3A7A	障害者福祉総合システム等運用事業費	福祉局	—
	21	3A8A	身体障害者デイサービスセンター指定管理者管理運営事業費	福祉局	—
	22	3A8K	身体障害者デイサービスセンター整備事業費	福祉局	—
(2)生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	23	3A1B	障害者安心生活支援事業費	福祉局	267
	24	3A2K	障害者(児)移動支援事業費	福祉局	268
	25	3A2T	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	福祉局	269
	26	3A3A	身体障害者更生訓練費給付事業費	福祉局	270
	27	3A3K	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費	福祉局	271
	28	3A3V	自発的活動支援事業費	福祉局	272
	29	3A41	自動車運転免許取得・改造助成事業費	福祉局	273
	30	3A6K	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	福祉局	274
	31	3A9B	障害者施設開設等サポート事業費	福祉局	275
	32	3A9D	乗合自動車特別乗車証交付事業費	福祉局	276
	33	3A9Q	地域活動支援センター事業補助金	福祉局	277
	34	3AAT	障害者就労支援事業費	福祉局	278
	35	3A7S	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	福祉局	—
	36	3A7U	身体障害者福祉センター指定管理関係経費	福祉局	—
	37	3A81	身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	福祉局	—
	38	3A82	身体障害者福祉会館指定管理関係経費	福祉局	—
	39	3A84	身体障害者福祉会館移転事業費	福祉局	—
	40	3D61	障害児通所支援等給付費	福祉局	—
	41	3J1K	あこや学園指定管理者管理運営事業費	福祉局	—
	42	3J1P	あこや学園指定管理関係経費	福祉局	—
	43	3J21	あこや学園施設整備事業費	福祉局	—
	44	3K1A	たじかの園指定管理者管理運営事業費	福祉局	—
	45	3K1G	たじかの園指定管理関係経費	福祉局	—
	46	3K1M	たじかの園施設整備事業費	福祉局	—
(3)ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり	47	3A1Q	障害者虐待防止対策事業費	福祉局	279
	48	3A1V	手話言語普及啓発事業費	福祉局	280
	49	3A20	意思疎通支援事業費	福祉局	281
	50	3A6B	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	福祉局	282
	51	3A6T	心身障害者(児)対策啓発事業費	福祉局	283
	52	3D69	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	福祉局	284

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
139,196	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,028	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
135,707	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
9,550	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
26,583	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,852,500	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,057	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
240,208	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
30,317	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
728	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
751	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
268	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
14,473,053	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,383,731	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,978	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
152,758	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
5,110	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
998	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,348	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
38,622	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
88,044	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
866	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
15,732	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
615,859	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
41,561	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
321	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
49	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
241	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,262	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
17,653	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
5,212	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
340,795	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
207,261	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
34,418	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
73,209	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
7,338	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
4,996	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,301	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
3,568	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
5,053,904	213	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
151,555	237	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	35 あこや学園費
136	237	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	35 あこや学園費
13,491	237	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	35 あこや学園費
183,981	237	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	40 たじかの園費
8,663	237	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	40 たじかの園費
72,325	237	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	40 たじかの園費
2,243	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
859	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
15,485	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
446	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,505	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
656	213	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費

施策別事務事業一覧表
施策07【高齢者支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)介護予防の取組や認知症施策の推進	1	332B	いきいき百歳体操等推進事業費	福祉局	287
	2	332C	いきいき100万歩運動事業費	福祉局	288
	3	332F	栄養・口腔機能低下予防事業費	保健局	289
	4	3376	認知症対策推進事業費	福祉局	290
	5	337A	高齢期移行助成事業費	保健局	291
	6	44BF	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	福祉局	292
	7	T021	介護保険制度普及啓発事業費	福祉局	293
	8	TI1A	栄養・口腔機能低下予防事業費	保健局	294
	9	TI21	フレイル改善通所プログラム事業費	福祉局	295
	10	TI22	高齢者運動習慣促進事業費	福祉局	296
	11	TI25	介護予防普及啓発事業費	福祉局	297
	12	TJ1B	認知症対策推進事業費	福祉局	298
	13	351K	老人福祉センター施設整備事業費	福祉局	—
(2)高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり	14	30BK	住宅改造支援事業費	福祉局	299
	15	30BQ	在宅高齢者等あんしん通報システム事業費	福祉局	300
	16	331A	敬老関係事業費	福祉局	301
	17	3327	高齢者生きがい就労事業費	福祉局	302
	18	3328	生活支援サービス体制整備事業費	福祉局	303
	19	3329	地域包括支援センター運営事業費	福祉局	304
	20	332D	高齢者ふれあいサロン運営費補助金	福祉局	305
	21	332E	高齢者緊急一時保護事業費	福祉局	306
	22	333A	老人クラブ関係事業費	福祉局	307
	23	3345	地域介護・福祉空間整備等事業費	福祉局	308
	24	334B	高齢者バス運賃助成事業費(債務負担分を含む。)	福祉局	309
	25	335K	老人福祉施設措置費	福祉局	310
	26	336K	日常生活用具給付事業費	福祉局	311
	27	338K	高齢者移送サービス事業費	福祉局	312
	28	338Q	軽費老人ホーム運営費補助金	福祉局	313
	29	33AE	介護人材確保支援事業費	福祉局	314
	30	TI32	訪問型サービス事業費	福祉局	315
	31	TI33	通所型サービス事業費	福祉局	316
	32	TJ15	地域ケア会議運営事業費	福祉局	317
	33	TJ16	在宅医療・介護連携推進事業費	福祉局	318
	34	TJ1E	生活支援サポーター養成事業費	福祉局	319
	35	TJ1L	シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	福祉局	320
	36	TJ21	高齢者向けグループハウス運営事業費	福祉局	321
	37	TJ24	在宅高齢者等あんしん通報システム事業費	福祉局	322
	38	TJ25	住宅改造相談事業費	福祉局	323
	39	TJ2A	家族介護用品支給事業費	福祉局	324
	40	TJ2F	住宅改修支援事業費	福祉局	325
	41	TJ2L	介護相談員派遣事業費	福祉局	326
	42	TJ2P	介護給付適正化事業費	福祉局	327
	43	30EB	介護保険サービス事業者指定等事業費	福祉局	—
	44	30F1	介護保険事業費会計繰出金	福祉局	—
	45	3325	老人福祉工場施設整備事業費	福祉局	—
	46	339K	介護保険利用者負担軽減対策事業費	福祉局	—
	47	33B8	健康ふれあい体育館整備事業費(債務負担分を含む。)	福祉局	—
	48	351A	老人福祉センター指定管理者管理運営事業費	福祉局	—
	49	T01A	給付関係事務経費	福祉局	—
	50	T01K	資格関係事務経費	福祉局	—
	51	T01R	介護保険システム整備事業費(債務負担分を含む。)	福祉局	—
	52	T11A	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	福祉局	—
	53	T31A	主治医意見書支払費	福祉局	—
	54	T31K	認定調査委託料	福祉局	—
	55	T321	認定関係事務経費	福祉局	—
	56	T71A	居宅介護サービス給付費	福祉局	—
	57	T71F	地域密着型介護サービス給付費	福祉局	—
	58	T71K	施設介護サービス給付費	福祉局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
4,280	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
9,109	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
212	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
2,664	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
2,540	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
14,219	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
3,439	515	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,028	523	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
8,140	521	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
84	523	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
2,684	523	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
29,005	525	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
122,464	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	30 老人福祉センター費
25,361	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
7,342	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
6,736	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
26,820	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
38,532	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
436,764	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
21,744	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
3,065	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
26,684	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
23,466	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
294,639	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
140,244	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
141	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
9,419	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
64,688	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
3,900	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
631,513	523	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
1,021,683	523	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
1,260	523	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
18,287	525	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
8,352	525	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
43,539	525	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
13,728	525	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
19,543	525	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
17,948	525	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
12,315	525	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
132	525	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
2,877	527	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
1,739	527	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
4,007	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
7,975,468	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
3,531	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
3,577	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
8,044	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
174,879	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	30 老人福祉センター費
29,729	515	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
7,198	515	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
198,334	515	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,298	517	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	10 連合会負担金
106,449	517	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	20 介護認定費
65,825	517	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	20 介護認定費
18,596	517	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	20 介護認定費
23,090,304	519	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
5,571,922	519	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
11,830,758	519	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費

施策07 【高齢者支援】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(2)高齢者の社会参加の 促進や介護サービスの基 盤づくり	59	T71S	特定入所者介護サービス費	福祉局	—
	60	T721	居宅介護福祉用具購入費	福祉局	—
	61	T72A	居宅介護住宅改修費	福祉局	—
	62	T72K	居宅介護サービス計画給付費	福祉局	—
	63	T751	介護予防サービス給付費	福祉局	—
	64	T75A	地域密着型介護予防サービス給付費	福祉局	—
	65	T75K	特定入所者介護予防サービス費	福祉局	—
	66	T761	介護予防福祉用具購入費	福祉局	—
	67	T76A	介護予防住宅改修費	福祉局	—
	68	T76K	介護予防サービス計画給付費	福祉局	—
	69	T81A	審査支払手数料	福祉局	—
	70	TC1A	高額介護サービス費	福祉局	—
	71	TC1R	高額医療合算介護サービス費	福祉局	—
	72	TI34	介護予防ケアマネジメント事業費	福祉局	—
	73	TI35	高額介護予防サービス費等相当事業費	福祉局	—
	74	TI36	審査支払手数料	福祉局	—
	75	TP1A	介護給付費準備基金積立金	福祉局	—
	76	TT2A	国庫負担金等返還金	福祉局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
857,928	519	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
42,850	519	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
60,022	519	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
2,480,190	519	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
1,357,892	519	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
26,002	519	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
526	519	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
19,359	521	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
63,976	521	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
324,758	521	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
47,306	521	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	10 審査支払手数料
1,417,824	521	60 介護保険事業費	10 保険給付費	10 高額介護サービス費	05 高齢介護サービス費
206,521	521	60 介護保険事業費	10 保険給付費	10 高額介護サービス費	05 高齢介護サービス費
141,289	523	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
6,188	523	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
5,169	523	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
171,090	527	60 介護保険事業費	25 基金積立金	05 基金積立金	05 介護給付費準備基金積立金
450,355	527	60 介護保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	10 第1号被保険者退付金及び還付加算金

施策別事務事業一覧表
施策08【健康支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)生活習慣病予防対策 (ライフステージに応じた 健康づくりへの支援)	1	337D	後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業費	保健局	330
	2	337E	後期高齢者歯科健診事業費	保健局	331
	3	337F	後期高齢者健診事業費	保健局	332
	4	365I	重度障害者等特別給付金支給事業費	保健局	333
	5	365A	高齢者特別給付金支給事業費	保健局	334
	6	441F	健康サポート事業費	保健局	335
	7	443I	がん検診事業費	保健局	336
	8	443Z	がん患者アピアランスサポート事業費	保健局	337
	9	448A	歯周疾患検診事業費	保健局	338
	10	44BD	生活習慣病予防推進事業費	保健局	339
	11	44BF	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	保健局	340
	12	452K	口腔衛生事業費	保健局	341
	13	GX1A	結核・精神医療付加金	保健局	342
	14	HD1I	ヘルスアップ尼崎戦略事業費	保健局	343
	15	HF2I	あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費	保健局	344
	16	HH1A	尼崎市保険鍼灸師会等補助金	保健局	345
	17	30IE	国民健康保険事業費会計繰出金	保健局	—
	18	30IF	後期高齢者医療療養給付費負担金	保健局	—
	19	30IG	兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金	保健局	—
	20	30IH	後期高齢者医療事業費会計繰出金	保健局	—
	21	362I	国民年金事務関係事業費(債務負担分を含む。)	保健局	—
	22	4E1A	保健所維持管理事業費	保健局	—
	23	G01A	給付関係事務経費	保健局	—
	24	G01K	資格賦課関係事務経費	保健局	—
	25	G02A	電算入力委託事業費	保健局	—
	26	G02E	国民健康保険システム関係事業費(債務負担分を含む。)	保健局	—
	27	G11A	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	保健局	—
	28	GD1A	療養給付費	保健局	—
	29	GF1A	療養費	保健局	—
	30	GH1A	審査支払手数料等	保健局	—
	31	GL1A	高額療養費	保健局	—
	32	GN1A	高額介護合算療養費	保健局	—
	33	GV1A	出産育児一時金	保健局	—
	34	GW1A	葬祭費	保健局	—
	35	HF1K	重複・頻回受診者訪問指導事業費	保健局	—
	36	HF2K	医療費通知等経費	保健局	—
	37	HG20	国民健康保険事業基金積立金	保健局	—
	38	HI1A	保険料過誤納金還付金	保健局	—
	39	HI1E	保険給付費等交付金償還金	保健局	—
	40	HR1A	医療給付費分納付金	保健局	—
	41	HT1A	後期高齢者支援金等分納付金	保健局	—
	42	HV1A	介護納付金分納付金	保健局	—
	43	S018	資格給付関係事務経費	保健局	—
	44	S01K	後期高齢者医療制度システム関係経費(債務負担分を含む。)	保健局	—
	45	S51I	賦課関係事務経費	保健局	—
	46	S91I	保険料等負担金	保健局	—
	47	S91A	保険基金安定拠出金	保健局	—
	48	SK1I	保険料過誤納金還付金	保健局	—
	49	SP1I	保険料還付加算金	保健局	—
(2)地域や団体などと取り 組む健康づくり(ライフス テージに応じた健康づくり への支援)	50	442I	健康づくり事業費	保健局	346
	51	444I	難病対策事業費	保健局	347
	52	444Z	骨髄等移植ドナー助成事業費	保健局	348
	53	444F	小児慢性特定疾病対策事業費	保健局	349
	54	444K	健康相談事業費	保健局	350
	55	445A	健康診査等事業費	保健局	351
	56	446I	ぜん息児童水泳等訓練事業費	保健局	352
	57	44BB	たばこ対策推進事業費	保健局	353
	58	44BE	未来いまカラダポイント事業費	保健局	354

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
10,801	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
1,650	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
87,810	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
8,127	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	40 年金費
1,027	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	40 年金費
29,378	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
174,488	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
3,285	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
6,947	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
6,604	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
2,629	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
2,524	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
37,141	453	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	15 結核・精神医療付加金
238,283	455	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	03 特定健康診査等事業費	05 特定健康診査等事業費
8,084	455	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	05 保健事業費	05 保健事業費
288	455	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	05 分担金及び負担金
4,791,885	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
6,147,850	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
144,045	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
1,692,377	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
65,566	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	40 年金費
45,792	273	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
40,421	447	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
77,780	447	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
13,519	449	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
390,066	449	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
14,921	449	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	10 連合会負担金
25,433,962	449	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	05 療養給付費
390,440	451	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	15 療養費
76,615	451	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	25 審査支払手数料等
4,066,371	451	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	10 高額療養費	05 高額療養費
5,131	451	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	10 高額療養費	15 高額介護合算療養費
144,150	451	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	05 出産育児一時金
26,350	453	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	10 葬祭費
174	455	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	05 保健事業費	05 保健事業費
37,196	455	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	05 保健事業費	05 保健事業費
2,151	455	10 国民健康保険事業費	30 基金積立金	05 基金積立金	05 国民健康保険事業基金積立金
58,365	457	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	10 償還金及び還付加算金
273,845	457	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	10 償還金及び還付加算金
7,983,349	453	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	05 医療給付費分納付金	05 医療給付費分納付金
2,677,623	453	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	10 後期高齢者支援金等分	05 後期高齢者支援金等分納付金
984,780	453	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	15 介護納付金分納付金	05 介護納付金分納付金
12,392	539	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
97,168	539	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
16,430	539	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	10 賦課徴収費	05 賦課徴収費
6,362,470	539	63 後期高齢者医療事業費	10 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連合納付金
1,546,059	539	63 後期高齢者医療事業費	10 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連合納付金
13,066	541	63 後期高齢者医療事業費	60 諸支出金	05 償還金及び還付加算金	05 保険料還付金
10	541	63 後期高齢者医療事業費	60 諸支出金	05 償還金及び還付加算金	10 還付加算金
1,011	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
1,543	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
520	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
212,938	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
858	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
4,165	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
32,931	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
20,250	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
2,996	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費

施策08 【健康支援】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(2) 地域や団体など取り 組む健康づくり(ライフス テージに応じた健康づくり への支援)	59	4E1K	保健所等事業費	保健局	355
	60	4E1U	石綿ばく露胸部CT検査助成事業費	保健局	356
	61	4E2W	食育推進事業費	保健局	357
	62	4E3K	精神保健事業費	保健局	358
	63	4E3M	常時在宅人工呼吸器非常用外部バッテリー整備事業費	保健局	359
	64	Q12I	在宅酸素助成事業費	保健局	360
	65	Q12A	転地保養事業費	保健局	361
	66	Q12C	家庭療養指導事業費	保健局	362
	67	Q13K	呼吸器教室事業費	保健局	363
	68	Q13P	リフレッシュ事業費	保健局	364
	69	Q148	インフルエンザ予防接種助成事業費	保健局	365
	70	Q149	新型コロナワクチン予防接種助成事業費	保健局	366
	71	Q14A	水泳鍛錬奨励事業費	保健局	367
	72	Q15I	葬祭費助成事業費	保健局	368
	73	3A7A	障害者福祉総合システム運用事業費	保健局	—
	74	402I	保健関係等事務協力負担金	保健局	—
	75	4A1A	公害病補償事業費	保健局	—
	76	4E1T	石綿読影の精度に係る調査事業費	保健局	—
	77	Q21A	公害病認定患者救済事業基金積立金	保健局	—
(3) 健康で安全・安心なく らしを確保するための体 制の充実	78	401A	尼崎健康医療財団補助金	保健局	369
	79	401K	尼崎口腔衛生センター事業補助金	保健局	370
	80	411A	感染症対策事業費	保健局	371
	81	411K	特定感染症検査等事業費	保健局	372
	82	421A	予防接種事業費	保健局	373
	83	421B	風しん予防接種推進事業費	保健局	374
	84	421C	帯状疱疹ワクチン予防接種事業費	保健局	375
	85	431B	結核対策事業費	保健局	376
	86	448I	医薬品備蓄事業費	保健局	377
	87	448B	肝炎ウイルス検診事業費	保健局	378
	88	44A0	医務業務事業費	保健局	379
	89	44A1	在宅当番医制運営補助金	保健局	380
	90	44AA	第2次救急医療補助金	保健局	381
	91	461A	環境衛生対策事業費	保健局	382
	92	462I	食品衛生対策事業費	保健局	383
	93	463I	尼崎市食品衛生協会委託料	保健局	384
	94	471A	狂犬病予防対策事業費	保健局	385
	95	4722	動物愛護対策事業費	保健局	386
	96	4727	動物愛護推進強化事業費	保健局	387
	97	481A	そ族昆虫駆除事業費	保健局	388
	98	4I1K	衛生研究所事業費	保健局	389
	99	401C	初期救急医療対策事業費	保健局	—
	100	401D	休日夜間急病診療所整備事業費(債務負担分を含む。)	保健局	—
	101	401E	休日夜間急病診療所指定管理者管理運営事業	保健局	—
	102	421K	予防接種事故医療費負担金	保健局	—
	103	421N	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	保健局	—
	104	432I	結核医療事業費	保健局	—
	105	44AK	兵庫県救急医療情報システム運営費分担金	保健局	—
	106	44AL	救急安心センターひょうご負担金	保健局	—
	107	462A	市場食品衛生検査所協議会事業費	保健局	—
	108	471K	動物愛護センター維持管理事業費	保健局	—
	109	4726	動物愛護基金積立金	保健局	—
	110	491D	斎場・墓園指定管理者管理運営事業費	保健局	—
	111	492I	斎場整備事業費(債務負担分を含む。)	保健局	—
	112	492K	墓園整備事業費	保健局	—
	113	4I1A	衛生研究所維持管理事業費	保健局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
637	273	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
971	275	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
664	275	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
6,640	275	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
54	275	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
1,161	493	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
1,173	493	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
5	493	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
405	493	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
742	493	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
1,270	495	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
542	495	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
138	495	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
2,100	495	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
389	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
51,650	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
2,232,994	271	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	55 公害病補償費
5,221	273	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
2,701	495	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	15 公害救済事業基金積立金
171,334	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
56,868	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
5,335	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	10 感染症対策費
1,488	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	10 感染症対策費
1,320,803	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
230	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
1,720	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
6,302	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	20 結核予防費
598	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
16,263	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
16,452	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
22,148	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
34,928	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
2,590	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
2,586	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
1,772	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
3,093	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
2,044	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
9,227	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
2,187	271	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	45 そ族昆虫駆除費
9,474	277	01 一般会計	20 衛生費	15 衛生研究所費	05 衛生研究所費
47,639	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
438,403	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
235,613	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
3,806	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
16,026	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
20,795	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	20 結核予防費
3,439	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
13,912	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
39	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
9,179	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
8,102	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
243,900	271	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	50 墓地、斎場費
53,530	271	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	50 墓地、斎場費
2,199	271	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	50 墓地、斎場費
55,790	277	01 一般会計	20 衛生費	15 衛生研究所費	05 衛生研究所費

施策別事務事業一覧表
施策09【生活安全】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)防犯、交通安全、消費 生活での安心感の醸成	1	10AY	交通安全推進事業費	危機管理安全局	391
	2	10BR	交通安全協会補助金	危機管理安全局	392
	3	1E13	街頭犯罪防止等事業費	危機管理安全局	393
	4	1E15	暴力団排除条例関係事業費	危機管理安全局	394
	5	1E16	犯罪被害者等支援事業費	危機管理安全局	395
	6	1E17	防犯協会補助金	危機管理安全局	396
	7	7425	消費生活安全推進事業費	危機管理安全局	397
	8	7439	消費者行政活性化事業費	危機管理安全局	398
	9	871L	町会灯助成事業費	都市整備局	399
	10	1840	旧かんなみ地域環境改善事業費	都市整備局	—
	11	1E20	暴力団排除基金積立金	危機管理安全局	—
	12	731R	計量検査関係事業費	危機管理安全局	—
(2)自転車のまちづくりの 推進	13	10BB	自転車のまちづくり推進事業費	危機管理安全局	400
	14	891E	駅周辺放置自転車対策事業費	都市整備局	401
	15	8921	駐輪施設等維持管理事業費	都市整備局	402
(3)ルール遵守やマナー 向上	16	10BE	マナー向上推進事業費	危機管理安全局	403
	—	44BB	【再掲】たばこ対策推進事業費	保健局	353
	—	10AY	【再掲】交通安全推進事業費	危機管理安全局	391
	—	4S1A	【再掲】ごみ減量・リサイクル推進事業費	経済環境局	465

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
2,612	117	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
546	119	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
8,450	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
255	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,492	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
720	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,320	309	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	25 消費生活センター費
4,069	309	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	25 消費生活センター費
2,904	323	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
25,589	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
3,061	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
5,502	309	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	20 計量検査費
803	117	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
455,135	325	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	20 自転車対策費
38,936	325	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	20 自転車対策費
90	119	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
20,250	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
2,612	117	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
13,449	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費

施策別事務事業一覧表
施策10【消防・防災】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)消防力の充実	1	A02A	防災センター研修事業費	消防局	405
	2	A02K	消防活動事業費	消防局	406
	3	A031	救助隊整備事業費	消防局	407
	4	A03A	救急活動事業費	消防局	408
	5	A03K	通信活動事業費	消防局	409
	6	A04K	予防活動事業費	消防局	410
	7	A05K	消防学校研修事業費	消防局	411
	8	A11A	消防団活動事業費	消防局	412
	9	A12K	消防団等交付金	消防局	413
	10	A01A	交際費	消防局	—
	11	A05I	車両維持整備事業費	消防局	—
	12	A05A	消防庁舎施設維持管理事業費	消防局	—
	13	A06I	職員被服事業費	消防局	—
	14	A11K	車両維持整備事業費	消防局	—
	15	A12I	消防団施設維持管理事業費	消防局	—
	16	A21A	消防設備整備事業費(債務負担分を含む。)	消防局	—
	17	A22I	消防庁舎等整備事業費(債務負担分を含む。)	消防局	—
	18	A22K	消火栓設置及び補修費負担金	消防局	—
	19	A232	消防救急デジタル無線設備整備事業費(債務負担分を含む。)	消防局	—
(2)地域防災力の向上	20	1G1A	防災対策等事業費	危機管理安全局	414
	21	1G1T	地域の防災力向上事業費	危機管理安全局	415
	22	1G1U	災害時要援護者支援事業費	福祉局	416
	23	1G1F	防災情報通信事業費	危機管理安全局	—
	24	811A	水防システム関係事業費	危機管理安全局	—
	25	811K	水防用資材等整備事業費	都市整備局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
2,510	357	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
47,438	357	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
9,756	357	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
49,256	359	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
254,376	359	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
832	359	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
10,281	361	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
41,274	361	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
9,307	363	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
2	357	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
76,610	359	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
126,919	361	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
17,738	361	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
7,985	361	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
3,373	363	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
247,770	363	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
967,862	363	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
19,837	363	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
669,948	365	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
29,874	157	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
16,419	159	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
6,180	159	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
42,855	159	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
6,500	319	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	10 水防費
2,504	319	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	10 水防費

施策別事務事業一覧表

施策11 【地域経済・雇用就労】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)イノベーションの促進 に向けた環境づくり	1	711A	リサーチコア推進事業費	経済環境局	419
	2	711G	イノベーション促進総合支援事業費	経済環境局	420
	3	711M	省力化・生産性向上設備導入支援事業費	経済環境局	421
	4	7154	企業SDGs推進支援事業費	経済環境局	422
	5	715B	創業支援事業費	経済環境局	423
	6	715C	新規ビジネスモデル構築支援事業費	経済環境局	424
	7	715E	脱炭素経営支援事業費	経済環境局	425
	8	716S	企業立地関係事業費	経済環境局	426
	9	718K	事業所景況調査等事業費	経済環境局	427
	10	71CH	産業振興基本条例関係事業費	経済環境局	428
	11	71DZ	SDGs地域活性化基金積立金	経済環境局	—
(2)地域経済の活性化や 循環の促進	12	611A	水田営農活性化対策事業費	経済環境局	429
	13	611B	経営所得安定対策等推進事業費補助金	経済環境局	430
	14	621B	都市農業活性化推進事業費	経済環境局	431
	15	621F	有害鳥獣対策事業費	経済環境局	432
	16	7151	営業力強化支援事業費	経済環境局	433
	17	7155	中小企業事業継続支援事業費	経済環境局	434
	18	717H	尼崎市商業活性化対策事業費	経済環境局	435
	19	71C2	中小企業リスクリング支援事業費	経済環境局	436
	20	71CK	尼崎地域産業活性化機構等補助金	経済環境局	437
	21	71DE	産業・雇用就労オンラインシステム関係事業費	経済環境局	438
	22	71DP	SDGs「あま咲きコイン」推進事業費	経済環境局	439
	23	721A	中小企業資金融資制度関係事業費	経済環境局	440
	24	101A	市場運営委員会関係事業費	経済環境局	441
	25	101K	市場活性化対策事業費	経済環境局	442
	26	641A	農業施設管理事業費	経済環境局	—
	27	641K	農業施設整備事業費	経済環境局	—
	28	6421	猪名川水利施設維持管理費補助金	経済環境局	—
	29	701A	地方卸売市場事業費会計繰出金	経済環境局	—
	30	102K	地方卸売市場施設維持管理事業費	経済環境局	—
	31	102M	次期地方卸売市場整備事業費	経済環境局	—
(3)雇用就労の充実	32	502A	企業内人権研修推進事業費	経済環境局	443
	33	504K	技能功労者等表彰事業費	経済環境局	444
	34	505A	労働者福祉推進事業費	経済環境局	445
	35	505T	雇用創造支援事業費	経済環境局	446
	36	505U	キャリアアップ支援事業費	経済環境局	447
	37	505V	地域雇用・就労支援事業費	経済環境局	448
	38	5062	外国人材雇用促進事業費	経済環境局	449
	39	5063	インターンシップ等推進事業費	経済環境局	450
	40	507A	尼崎市シルバー人材センター補助金	経済環境局	451
	41	71DG	子育て応援企業表彰事業費	経済環境局	452
	42	5043	中小企業勤労者福祉共済事業預託金	経済環境局	—
	43	506E	しごと支援施設維持管理事業費	経済環境局	—
(4)観光振興による地域 経済の活性化と魅力向上	44	761A	あまがさき観光局補助金	経済環境局	453
	45	761B	観光地域づくり推進事業費	経済環境局	454
	46	765A	小田南公園関係事業費(債務負担分を含む。)	経済環境局	455
	47	766A	大阪・関西万博関連事業費	経済環境局	456
	48	8W55	尼崎城址公園魅力向上事業費	経済環境局	457
	49	762A	みんなの尼崎城基金積立金	経済環境局	—
	50	763A	あまがさき観光案内所運営委託事業費	経済環境局	—
	51	764A	小田南公園周辺地域活性化基金積立金	経済環境局	—
	52	8W52	尼崎城址公園指定管理者管理運営事業費	経済環境局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
29,808	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
42,645	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
84,773	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
5,435	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
14,914	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
5,466	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
10,486	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
1,592	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
8,800	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
200	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
17,118	309	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
106	297	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	10 農業総務費
329	297	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	10 農業総務費
12,345	299	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	15 農業振興費
1,051	299	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	15 農業振興費
5,041	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
3,605	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
17,032	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
2,801	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
5,683	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
5,239	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
3,690,115	309	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
24,763	309	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	15 金融対策費
5	467	15 地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
14,893	467	15 地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
7,708	299	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	25 農地費
1,296	299	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	25 農地費
900	299	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	25 農地費
35,967	303	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	05 商工総務費
196,989	467	15 地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
4,015	467	15 地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
2,521	293	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
64	293	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
2,632	293	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
11,428	293	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
6,552	293	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
2,247	295	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
4,942	295	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
5,720	295	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
39,832	295	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
38	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
70	293	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
19,252	295	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
53,108	311	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
23,517	311	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
69,110	311	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
9,290	313	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
30,123	339	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
2,273	311	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
19,768	311	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
22,805	311	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
72,226	339	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費

施策別事務事業一覧表
施策12【環境保全・創造】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)脱炭素社会の形成	1	4N2K	環境保全の啓発・活動支援事業費(債務負担分を含む。)	経済環境局	459
	2	4N32	脱炭素経営支援事業費	経済環境局	460
	3	4N33	脱炭素ライフスタイル推進事業費	経済環境局	461
	4	4N34	ゼロカーボンシティ推進事業費	経済環境局	462
	5	4N4D	環境基金積立金	経済環境局	—
(2)循環型社会の形成	6	4R1K	産業廃棄物対策事業費	経済環境局	463
	7	4R3K	尼崎環境財団補助金	経済環境局	464
	8	4S1A	ごみ減量・リサイクル推進事業費	経済環境局	465
	9	4S1K	資源集団回収運動奨励金交付事業費	経済環境局	466
	10	4S2I	「紙類・衣類の日」回収事業奨励金	経済環境局	467
	11	4S2A	さわやか推進員制度事業費	経済環境局	468
	12	4S2K	ごみのないまちづくり事業費	経済環境局	469
	13	4S3K	じんかい収集事業費(債務負担分を含む。)	経済環境局	470
	14	4S3N	大型ごみ収集等事業費	経済環境局	471
	15	4S4A	じんかい収集等委託事業費	経済環境局	472
	16	4T1A	し尿収集委託事業費	経済環境局	473
	17	4R1A	職員安全衛生事業費	経済環境局	—
	18	4R1N	次期焼却施設等整備事業費(債務負担分を含む。)	経済環境局	—
	19	4R1O	一般廃棄物処理施設整備等基金積立金	経済環境局	—
	20	4R2I	大高洲庁舎等維持管理事業費	経済環境局	—
	21	4R2K	車両整備事業費	経済環境局	—
	22	4R3A	広域廃棄物処分場建設委託事業費	経済環境局	—
	23	4T1K	公衆便所維持管理事業費	経済環境局	—
	24	4U1A	焼却施設等維持管理事業費	経済環境局	—
	25	4U1P	第2工場管理事業費	経済環境局	—
	26	4U2A	し尿処理施設管理事業費	経済環境局	—
	27	4U2B	し尿処理施設撤去事業費	経済環境局	—
	28	4U2K	資源リサイクルセンター管理事業費	経済環境局	—
	29	4U3A	焼却施設等整備事業費	経済環境局	—
	30	4U4I	汚染負荷量賦課金	経済環境局	—
(3)環境の保全	31	4N1A	自動車公害対策事業費	経済環境局	474
	32	4N1K	大気汚染対策事業費	経済環境局	475
	33	4N2I	水質汚濁・土壌汚染対策事業費	経済環境局	476
	34	4N2A	騒音振動対策事業費	経済環境局	477
	35	622I	市民農園等運営事業費	経済環境局	478
	36	651B	農業公園魅力向上事業費	経済環境局	479
	37	803W	地盤沈下測量事業費	都市整備局	480
	38	8K1K	河川愛護運動推進事業費	都市整備局	481
	39	8P15	21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費	都市整備局	482
	40	8T29	尼崎21世紀の森構想推進事業費	都市整備局	483
	41	651A	農業公園管理事業費	経済環境局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
30,559	281	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
689	281	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
3,951	281	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
111,998	281	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
40,174	281	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
2,420	283	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
9,925	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
13,449	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
9,554	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
15,580	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
357	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
102,072	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
51,770	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
63,613	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
1,123,870	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
38,828	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	15 し尿処理費
1,916	283	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
257,356	283	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
589,866	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
22,246	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
7,638	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
25,111	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
12,082	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	15 し尿処理費
59,826	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
1,000,519	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
54,932	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
23,540	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
371,219	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
554,349	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
4,965	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
20,487	279	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
32,478	279	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
7,280	279	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
656	281	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
42	299	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	15 農業振興費
116,032	301	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	30 農業公園費
1,650	317	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
46	329	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
2,280	331	01 一般会計	40 土木費	25 港湾費	05 港湾費
2,805	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
35,274	299	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	30 農業公園費

施策別事務事業一覧表

施策13【都市機能・住環境】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)エリアブランディング の推進	1	803X	阪神尼崎駅周辺の特徴あるまちづくり推進事業費	都市整備局	485
	2	803Z	阪神出屋敷駅周辺の特徴あるまちづくり推進事業費	都市整備局	486
	3	881C	居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業費	都市整備局	—
	4	881D	(仮称)武庫川周辺阪急新駅関係事業費	都市整備局	—
	5	8T1I	(仮称)武庫川周辺阪急新駅関係事業費	都市整備局	—
	6	8T3B	阪神尼崎駅周辺公共施設指定管理者管理運営事業費	都市整備局	—
	7	8V1B	庄下川東広場指定管理者管理運営事業費	都市整備局	—
	8	8W1C	(仮称)武庫川周辺阪急新駅関係事業費	都市整備局	—
	9	8W2N	小田南公園関係事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	—
	10	8W2O	中央公園指定管理者管理運営事業費	都市整備局	—
(2)豊かな住生活の実現	11	8T1H	すまい・まちづくり促進事業費	都市整備局	487
	12	8T1K	開発指導関係事業費	都市整備局	488
	13	8T37	空家対策推進事業費	都市整備局	489
	14	9G2J	住宅貸付金収納事業費	都市整備局	490
	15	9H1B	子育て世帯向け住宅取得等支援事業費	都市整備局	491
	16	9H3M	空家利活用推進事業費	都市整備局	492
	17	9H3T	すまいづくり支援・情報提供事業費	都市整備局	493
	18	9J1I	子育て支援環境整備推進事業費	都市整備局	494
	19	1830	南の口公園跡地活用事業費	企画財政局	—
	20	8T2K	建築指導関係事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	—
	21	9G1A	市営住宅維持管理事業費	都市整備局	—
	22	9G1K	市営住宅維持整備事業費	都市整備局	—
	23	9G2A	訴訟関係経費	都市整備局	—
	24	9G2F	市営住宅指定管理者管理運営事業費	都市整備局	—
	25	9G2G	市営住宅指定管理関係経費	都市整備局	—
	26	9G2H	市営住宅等基金積立金	都市整備局	—
	27	9I1U	市営住宅建替等事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	—
	28	9L1B	富松住宅維持管理事業費	都市整備局	—
	29	9L1M	富松住宅管理基金積立金	都市整備局	—
(3)良好な都市環境の整備	30	1916	交通政策推進事業費	都市整備局	495
	31	191X	尼崎市路線バス運行支援補助金	都市整備局	496
	32	801A	官民境界明示事業費	都市整備局	497
	33	803K	公共土木施設情報整備事業費	都市整備局	498
	34	871C	市民協働型道路等維持管理事業費	都市整備局	499
	35	8T1A	都市計画関係事業費	都市整備局	500
	36	8T21	都市美形成関係事業費	都市整備局	501
	37	8T2A	屋外広告物関係事業費	都市整備局	502
	38	8T33	建築物耐震化促進事業費	都市整備局	503
	39	8W2A	花と緑のまちづくり推進事業費	都市整備局	504
	40	8W2Q	魅力的な公園づくり事業費	都市整備局	505
	41	8W51	尼崎緑化公園協会補助金	都市整備局	506
	42	9J1B	密集市街地道路空間整備補助金	都市整備局	507
	43	9J1E	隣地統合促進事業補助金	都市整備局	508
	44	802A	土木工事積算システム関係事業費	都市整備局	—
	45	802K	土木管理関係事業費	都市整備局	—
	46	8041	下水道事業会計補助金	都市整備局	—
	47	871A	道路橋りょう維持管理事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	—
	48	871H	交通安全施設整備事業費	都市整備局	—
	49	871K	街路灯維持管理事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	—
	50	8721	街路灯電気料金に対する交付金	都市整備局	—
	51	881A	道路橋りょう新設改良事業費	都市整備局	—
	52	8A1A	阪神尼崎駅前駐車場指定管理者管理運営事業費	都市整備局	—
	53	8A7A	阪神尼崎駅前駐車場施設維持管理事業費	都市整備局	—
	54	8K11	庄下川都市基盤河川改修事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	—
	55	8K2A	庄下川浄化施設維持管理事業費	都市整備局	—
	56	8K31	市内河川維持管理事業費	都市整備局	—
	57	8K32	総合治水対策事業費	都市整備局	—
	58	8M1A	水路維持管理事業費	都市整備局	—
	59	8M1E	水路整備事業費	都市整備局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
2,725	317	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
8	317	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
99,816	323	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	15 道路橋りょう新設改良費
1,183	325	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	15 道路橋りょう新設改良費
45,586	333	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
86,620	337	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
2,267	339	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	20 都市再開発事業費
3,252	341	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
431,498	341	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
42,611	341	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
466	333	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
737	333	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
62,603	337	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
436	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
124,206	351	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	10 民間住宅対策費
6,939	351	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	10 民間住宅対策費
828	351	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	10 民間住宅対策費
5,610	355	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
44	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
27,794	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
69,722	347	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
551,144	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
3,458	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
891,764	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
14,966	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
18,449	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
5,018,689	353	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	15 住宅建設費
498	355	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	35 富松住宅管理費
173	355	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	35 富松住宅管理費
3,496	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
199,772	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
7,720	315	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
22,300	317	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
3,432	321	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
16,211	333	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
523	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
3,284	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
4,650	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
86,950	341	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
1,351	341	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
14,441	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
2,235	353	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
500	353	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
7,445	315	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
2,084	317	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
4,190,894	317	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
702,938	321	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
47,904	321	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
196,143	321	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
550	323	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
232,204	323	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	15 道路橋りょう新設改良費
43,857	325	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	25 阪神尼崎駅前駐車場事業費
18,584	327	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	25 阪神尼崎駅前駐車場事業費
248,969	327	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
19,350	329	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
46,654	329	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
86	329	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
171,325	329	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	20 水路費
37,598	331	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	20 水路費

施策13【都市機能・住環境】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(3) 良好な都市環境の整備	60	8N1A	抽水場維持管理事業費	都市整備局	—
	61	8N1K	抽水場整備事業費	都市整備局	—
	62	8T1B	都市計画関連調査事業費	都市整備局	—
	63	8T36	吹付けアスベスト除去等助成事業補助金	都市整備局	509
	64	8V1K	市街地再開発施設維持管理事業費	経済環境局	—
	65	8W1A	公園整備事業費	都市整備局	—
	66	8W31	公園維持管理事業費	都市整備局	—
	67	8W31	公園維持管理事業費	経済環境局	—
	68	8W3A	緑化基金積立金	都市整備局	—
	69	8W41	有料公園施設管理運営事業費	都市整備局	—
	70	8W45	特定公園等指定管理者管理運営事業費	都市整備局	—
	71	8W4A	有料公園施設整備事業費	都市整備局	—
	72	8Y1A	園田豊中線道路整備事業費	都市整備局	—
	73	8Y2K	市内一円都市計画道路整備事業費	都市整備局	—
	74	8Y3A	尼崎宝塚線ほか2路線県施行街路事業地元負担金	都市整備局	—
	75	8Y3B	常光寺難波線道路整備事業費	都市整備局	—
	76	941A	あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業費(債務負担分)	都市整備局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
35,059	331	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	25 抽水場費
7,458	331	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	25 抽水場費
2,772	333	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
70	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
105,100	337	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	20 都市再開発事業費
381,933	339	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
1,260,773	341	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
366	339	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
7,744	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
18,227	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
354,103	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
103,745	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
75,648	345	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
10,343	345	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
1,075,158	345	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
48,585	345	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
114,010	347	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	55 土地区画整理費

施策別事務事業一覧表
行政運営等

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
	1	012A	政務活動費	議会事務局	511
	2	012K	議員互助会補助金	議会事務局	512
	3	1042	尼崎市ふるさと納税推進事業費	企画財政局	513
	4	1047	インターネット活用事業費	秘書室	514
	5	104A	コールセンター関係事業費	総務局	515
	6	1056	債権回収業務委託事業費	総務局	516
	7	10AO	障害者雇用推進等事業費	総務局	517
	8	10AS	公共施設予約システム関係事業費	企画財政局	518
	9	10AU	公共施設マネジメント推進事業費(債務負担分を含む。)	企画財政局	519
	10	10B3	市民生活相談等関係事業費	総務局	520
	11	10B4	兵庫県弁護士会補助金	総務局	521
	12	121A	市報あまがさき発行事業費	秘書室	522
	13	121K	点字あまがさき発行事業費	秘書室	523
	14	1221	声の広報発行事業費	秘書室	524
	15	122L	特色あるまちづくり情報発信事業費	秘書室	525
	16	124B	情報発信推進事業費	秘書室	526
	17	151K	定期健康診断業務等関係事業費	総務局	527
	18	1521	尼崎市職員厚生会補助金	総務局	528
	19	171A	研修事業費	総務局	529
	20	192Q	都市イメージ向上推進事業費	秘書室	530
	21	1B3A	定額減税調整給付関係事業費	総務局	531
	22	1B3B	物価高騰対策生活応援事業費	経済環境局	532
	23	1E1F	車座集會事業費	秘書室	533
	24	1E1H	市民提案制度関係事業費	地域協働局	534
	25	1K1K	納付推進事業費	総務局	535
	26	1Q1A	戸籍住民基本台帳事務等関係事業費(債務負担分を含む。)	総務局	536
	27	1Q2H	番号制度等導入関係事業費	総務局	537
	28	1Q2I	コンビニ交付等市民窓口改善事業費	総務局	538
	29	1W1K	常時啓発事業費	選挙管理委員会事務局	539
	30	2A31	統計調査員確保対策事業費	総務局	540
	31	2A3A	市政統計事業費	総務局	541
	32	2A3K	行政資料収集整理事業費	総務局	542
	33	30CR	社会保障審議会運営事業費	福祉局	543
	34	30D5	保健・福祉申請受付窓口関係事業費	福祉局	544
	35	30EF	低所得者支援給付関係事業費	福祉局	545
	36	B11A	教職員健康診断関係事業費	教育委員会事務局	546
	37	G021	保険料収納関係事務経費	保健局	547
	38	S515	徴収関係事務経費	保健局	548
	39	T21A	賦課徴収関係事務経費	福祉局	549
	40	011A	交際費	議会事務局	—
	41	011K	議員関係事業費	議会事務局	—
	42	0121	議会事務局関係事業費	議会事務局	—
	43	013A	全国市議会議長会等負担金	議会事務局	—
	44	101A	用品等調達関係事業費	会計管理室	—
	45	102A	交際費	秘書室	—
	46	1041	予算編成等関係事業費	企画財政局	—
	47	1046	電子計算関係事業費(債務負担分を含む。)	デジタル戦略担当局	—
	48	1048	行政情報化推進事業費	デジタル戦略担当局	—
	49	1049	DX推進事業費	デジタル戦略担当局	—
	50	104F	全国市長会等負担金	秘書室	—
	51	104L	カスタマーハラスメント対策事業費	総務局	—
	52	105A	被服貸与事業費	総務局	—
	53	1061	職員情報システム事業費	総務局	—
	54	1062	庶務事務システム事業費	総務局	—
	55	1066	人事評価システム事業費	総務局	—
	56	107A	例規検索システム事業費	総務局	—
	57	108K	本庁舎等維持管理事業費	企画財政局	—
	58	1091	本庁舎等整備事業費	企画財政局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
32,312	113	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
73	113	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
135,622	119	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
6,532	117	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
83,058	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,541	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
560	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
11,822	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
20,748	123	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
5,500	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
300	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
86,546	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	15 広報費
1,618	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	15 広報費
1,785	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	15 広報費
2,079	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	15 広報費
1,159	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	15 広報費
54,301	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	30 厚生費
7,662	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	30 厚生費
12,236	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	50 研修費
7,201	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
1,879,811	157	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	70 諸費
2,301,601	157	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	70 諸費
31	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
895	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
31,857	161	01 一般会計	10 総務費	10 徴税费	10 賦課徴収費
369,543	165	01 一般会計	10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	05 戸籍住民基本台帳費
407,929	165	01 一般会計	10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	05 戸籍住民基本台帳費
459,595	165	01 一般会計	10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	05 戸籍住民基本台帳費
428	167	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	05 選挙管理委員会費
53	173	01 一般会計	10 総務費	25 統計調査費	05 統計調査費
316	173	01 一般会計	10 総務費	25 統計調査費	05 統計調査費
173	173	01 一般会計	10 総務費	25 統計調査費	05 統計調査費
125	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
92,877	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
86,076	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
28,219	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	10 事務局費
140,991	447	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
27,881	539	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	10 賦課徴収費	05 賦課徴収費
72,330	517	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	15 賦課徴収費
555	111	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
5,026	111	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
27,982	111	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
3,673	113	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
1,766	115	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
602	115	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,583	119	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
786,579	119	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
465,137	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
24,324	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
4,614	117	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,253	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
9,686	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
10,500	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
26,446	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
9,549	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,798	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
518,931	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
440,789	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費

施策別事務事業一覧表
行政運営等(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
	59	109K	職員表彰等事業費	総務局	—
	60	109M	職員採用事業費	総務局	—
	61	10A1	包括外部監査関係事業費	総務局	—
	62	10A2	市町村職員共済組合業務等委託事業費	総務局	—
	63	10A3	業務改善推進事業費	総務局	—
	64	10AA	自動車管理事業費	企画財政局	—
	65	10AE	法規文書作成支援システム事業費	総務局	—
	66	10AG	訴訟関係経費	総務局	—
	67	10AK	訴訟賠償等事務経費	総務局	—
	68	10AN	電子入札システム事業費	総務局	—
	69	10AP	発注者支援データベースシステム活用事業費	総務局	—
	70	10AR	行政不服審査関係事業費	総務局	—
	71	10B2	公共施設予防保全推進事業費	企画財政局	—
	72	10B5	サービスセンター管理運営事業費	総務局	—
	73	10BC	建築工事積算システム関係事業費	企画財政局	—
	74	10BD	建築設計関係事業費	企画財政局	—
	75	10BN	派遣職員人件費負担金	総務局	—
	76	111A	文書の收受発送事業費	総務局	—
	77	111K	浄書印刷等事業費	総務局	—
	78	111P	文書管理システム事業費(債務負担分を含む。)	総務局	—
	79	1121	保存文書管理事業費	総務局	—
	80	131A	会計管理事業費	会計管理室	—
	81	151A	衛生管理事業費	総務局	—
	82	181A	財政調整基金積立金	企画財政局	—
	83	181K	減債基金積立金	企画財政局	—
	84	181P	公共施設整備保全基金積立金	企画財政局	—
	85	1821	財産管理事業費	企画財政局	—
	86	1850	新本庁舎建設基金積立金	企画財政局	—
	87	1928	都市政策推進事業費	企画財政局	—
	88	1935	総合計画等推進事業費	企画財政局	—
	89	1942	まちづくり推進基金積立金	企画財政局	—
	90	1A1K	公平委員会事務局関係事業費	公平委員会事務局	—
	91	1B1A	税外収入還付金	企画財政局	—
	92	1B1K	市税還付金、還付加算金等	総務局	—
	93	1E1Q	地域とともにある職員研修事業費	地域協働局	—
	94	1J1K	固定資産評価審査委員会関係事業費	総務局	—
	95	1K1A	税務帳票作成関係事業費	総務局	—
	96	1K21	固定資産評価関係事業費	総務局	—
	97	1K3A	例日収入整理関係事業費	総務局	—
	98	1K3E	国税等システム連携事業費	総務局	—
	99	1K3I	税務総合システム関係事業費(債務負担分を含む。)	総務局	—
	100	1K4A	軽自動車税環境性能割徴収事務費等負担金	総務局	—
	101	1W1A	交際費	選挙管理委員会事務局	—
	102	1W21	選挙管理委員会事務局関係事業費	選挙管理委員会事務局	—
	103	1W27	選挙人名簿システム等構築事業費	選挙管理委員会事務局	—
	104	1X1A	選挙執行関係事業費[衆議院議員選挙]	選挙管理委員会事務局	—
	105	1Y1A	選挙執行関係事業費[参議院議員選挙]	選挙管理委員会事務局	—
	106	221A	選挙執行関係事業費[市議会議員選挙]	選挙管理委員会事務局	—
	107	2A1A	基幹統計調査事業費	総務局	—
	108	2G1K	監査事務局関係事業費	監査事務局	—
	109	302U	ホームレス実態調査事業費	福祉局	—
	110	303A	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定事業費	福祉局	—
	111	309K	国民生活基礎調査等事業費	福祉局	—
	112	30BG	福祉医療事務協力負担金	保健局	—
	113	30CK	行旅死亡人取扱事業費	福祉局	—
	114	30D3	北部保健福祉センター維持管理事業費	福祉局	—
	115	30D4	南部保健福祉センター維持管理事業費	福祉局	—
	116	30E8	福祉医療費支給関係事業費(債務負担分を含む。)	保健局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
45	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
7,374	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
10,053	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
10,993	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,376	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
46,167	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
1,518	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,220	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
16,940	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
5,672	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
150	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
82	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
11,398	123	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
42,601	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
4,544	123	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
1,609	123	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
7,194	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
216,928	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	10 文書費
34,285	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	10 文書費
31,008	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	10 文書費
11,469	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	10 文書費
145,424	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	20 会計管理費
2,957	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	30 厚生費
3,001,496	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
1,187,890	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
4,650,760	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
25,624	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
258,664	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
9,223	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
229	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
283,983	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
118	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	65 公平委員会費
1,593,388	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	70 諸費
338,680	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	70 諸費
1,558	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1	161	01 一般会計	10 総務費	10 徴税費	05 税務総務費
126,311	161	01 一般会計	10 総務費	10 徴税費	10 賦課徴収費
100,621	161	01 一般会計	10 総務費	10 徴税費	10 賦課徴収費
18,701	161	01 一般会計	10 総務費	10 徴税費	10 賦課徴収費
54,202	163	01 一般会計	10 総務費	10 徴税費	10 賦課徴収費
238,661	163	01 一般会計	10 総務費	10 徴税費	10 賦課徴収費
2,583	163	01 一般会計	10 総務費	10 徴税費	10 賦課徴収費
1	167	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	05 選挙管理委員会費
2,554	167	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	05 選挙管理委員会費
7,471	167	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	05 選挙管理委員会費
101,132	169	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	10 衆議院議員選挙費
103,511	169	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	15 参議院議員選挙費
157,033	171	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	35 市議会議員選挙費
52,196	173	01 一般会計	10 総務費	25 統計調査費	05 統計調査費
1,364	175	01 一般会計	10 総務費	30 監査委員費	05 監査委員費
454	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
6,666	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
455	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
5,540	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
5,393	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
112,442	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
62,987	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
52,229	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費

施策別事務事業一覧表
行政運営等(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
—	117	30F6	市民福祉振興基金積立金	福祉局	—
	118	3D92	児童福祉施設等指導監査等事業費	こども青少年局	—
	119	402D	保健衛生・生活衛生システム事業費(債務負担分を含む。)	保健局	—
	120	601A	交際費	農業委員会事務局	—
	121	601K	農業委員会管理運営事業費	農業委員会事務局	—
	122	802F	用地関係事業費	都市整備局	—
	123	803A	上坂部庁舎管理事業費	都市整備局	—
	124	B01A	交際費	教育委員会事務局	—
	125	B11K	被服等貸与事業費	教育委員会事務局	—
	126	B12I	教職員表彰事業費	教育委員会事務局	—
	127	B43X	教育振興基金積立金	教育委員会事務局	—
	128	BN2B	市立全日制高等学校用地取得事業費	教育委員会事務局	—
	129	E01A	市債償還金[一般会計]	企画財政局	—
	130	E11A	市債利子[一般会計]	企画財政局	—
	131	E11K	一時借入金利子	企画財政局	—
	132	E21A	元利金支払事務取扱手数料	企画財政局	—
	133	F41A	水道事業会計補助金	企画財政局	—
	134	F71A	工業用水道事業会計補助金	企画財政局	—
	135	FJ1A	阪神水道企業団出資金	企画財政局	—
	136	FK1A	阪神水道企業団補助金	企画財政局	—
	137	G91A	滞納処分経費	保健局	—
	138	OE1A	一般会計繰出金	都市整備局	—
	139	TT1A	第1号被保険者保険料過誤納金還付金	福祉局	—
	140	UU1A	重層的支援体制整備事業繰出金	福祉局	—

R7 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
4,960	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
188	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
101,707	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
14	297	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	05 農業委員会費
375	297	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	05 農業委員会費
330	315	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
4,496	317	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
167	367	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	05 教育委員会費
5,751	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	10 事務局費
13	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	10 事務局費
29,772	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
245,388	397	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	20 学校建設費
23,600,000	427	01 一般会計	55 公債費	05 公債費	05 元金
648,269	427	01 一般会計	55 公債費	05 公債費	10 利子
337	427	01 一般会計	55 公債費	05 公債費	10 利子
0	427	01 一般会計	55 公債費	05 公債費	15 公債諸費
7,260	429	01 一般会計	60 諸支出金	10 企業会計等補助金	03 水道事業会計補助金
1,398	429	01 一般会計	60 諸支出金	10 企業会計等補助金	04 工業用水道事業会計補助金
691	429	01 一般会計	60 諸支出金	25 企業会計等出資金	10 阪神水道企業団出資金
2,699	429	01 一般会計	60 諸支出金	10 企業会計等補助金	15 阪神水道企業団補助金
10,042	449	10 国民健康保険事業費	05 総務費	10 徴収費	15 滞納処分費
1,114	485	40 公共用地先行取得事業費	60 諸支出金	15 他会計繰出金	05 他会計繰出金
18,341	527	60 介護保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	10 第1号被保険者退付金及び退付加算金
129,033	527	60 介護保険事業費	60 諸支出金	15 繰出金	10 他会計繰出金



みなさまからのご意見をお待ちしております。

尼崎市 企画財政局 政策部 政策推進課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 本庁舎北館 4 階

電話番号 06-6489-6124

ファックス 06-6489-6793

Eメール ama-gyosui@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

